東近江行政組合消防本部指令室改修工事

図　面　リ　ス　ト

図面番号	図面名称	縮尺（A１版）	図面番号	図面名称	縮尺（A１版）	図面番号	図面名称	縮尺（A１版）
Ａ－００	表紙、図面リスト							
建築工事			電気設備工事			機械設備工事		
Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書（1）	－	E-01	電気工事特記仕様書（1）	－	Ｍ－０１	特記仕様書（1）	－
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書（2）	－	E-02	電気工事特記仕様書（2）	－	Ｍ－０２	特記仕様書（2）	－
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書（3）	－	E-03	受変電設備　単線結線図	－	Ｍ－０３	【現状解体撤去】3階平面詳細図　換気設備	1/50
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書（4）	－	E-04	幹線動力設備　２階平面図　（改修後）	1/100	Ｍ－０４	【現状解体撤去】3階平面詳細図　空調設備	1/50
Ａ－０５	工事区分表	－	E-05	幹線動力設備　３階平面図　（改修後）	1/100	Ｍ－０５	【現状解体撤去】3階平面詳細図　給排水衛生設備	1/50
Ａ－０６	内部仮設計画・工程図　概略工程表	1/200	E-06	空調電源設備　３階平面図　（改修後）	1/100	Ｍ－０６	3階平面詳細図　換気設備	1/50
Ａ－０７	附近見取図、配置図、概要書	1/300、1/2500	E-07	電灯分電盤リスト	－	Ｍ－０７	3階平面詳細図　空調設備	1/50
Ａ－０８	【現状】各階平面図　【改修】2階平面図	1/300	E-08	照明器具リスト	－	Ｍ－０８	3階平面詳細図　給排水衛生設備	1/50
Ａ－０９	参考立面図	1/200	E-09	電灯設備　２階平面図　（改修後）	1/100	Ｍ－０９	機械設備　保温標準図-1	－
Ａ－１０	仕上げ表1	－	E-10	電灯設備　３階平面図　（改修後）	1/100	Ｍ－１０	機械設備　保温標準図-2	－
Ａ－１１	仕上げ表2	－	E-11	非常照明・誘導灯設備　３階平面図　（改修後）	1/100			
Ａ－１２	【現状解体撤去】 3階平面詳細図	1/50	E-12	コンセント設備　３階平面図　（改修後）	1/100			
Ａ－１３	【改修後】 3階平面詳細図	1/50	E-13	拡声・音響設備　３階平面図　（改修後）	1/100			
Ａ－１４	【現状解体撤去】 3階天井伏図、【改修】3階天井伏図 【現状解体撤去】 3階矩計図、【改修】3階矩計図	1/50、1/100	E-14	時計・テレビ・誘導支援設備　３階平面図　（改修後）	1/100			
Ａ－１５	【現状解体撤去】 3階展開図1	1/50	E-15	自動火災報知設備　３階平面図　（改修後）	1/100			
Ａ－１６	【現状解体撤去】 3階展開図2	1/50	E-16	構内交換設備　改修概要・系統図	－			
Ａ－１７	【現状解体撤去】 3階展開図3	1/50	E-17	構内情報設備　２階平面図　（改修後）　（改修後）	1/100			
Ａ－１８	【改修】 3階展開図1	1/50	E-18	幹線動力設備　２階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－１９	【改修】 3階展開図2	1/50	E-19	幹線動力設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－２０	【改修】 3階展開図3	1/50	E-20	空調電源設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－２１	建具図1	1/50	E-21	電灯設備　　２階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－２２	建具図2	1/50	E-22	電灯設備　　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－２３	建具図3	1/50	E-23	非常照明・誘導灯設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
Ａ－２４	詳細図	1/3、1/5、1/10、1/20	E-24	コンセント設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
			E-25	拡声・音響設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			
			E-26	構内交換・時計・テレビ・誘導支援設備　3階平面図（現況・撤去）	1/100			
			E-27	自動火災報知設備　３階平面図　（現況・撤去）	1/100			

発注者　東近江行政組合消防本部

設計者　株式会社　水原建築設計事務所

建 築 工 事 改 修 特 記 仕 様 書

Ⅰ 工事概要

工事名称	東近江行政組合消防本部指令室改修工事
工事場所	東近江市東今崎町５番地３３号
用途規制	第１種低層　第２種低層　第１種中高層　第２種中高層　第１種住居　第２種住居 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　[指定なし]
その他の規制	風致地区　自然公園　市街化区域　[市街化調整区域]　法２２条指定区域　指定なし
工事期間	契約工期による。

NO	名称	工種	構造	床面積（m2）					延面積	備考
				—	—	3階	—	—		
1	建築改修工事	改修	ＲＣ	—	—	１式	—	—	１式	
2	電気設備改修工事	改修	ＲＣ	—	—	１式	—	—	１式	
3	機械設備改修工事	改修	ＲＣ	—	—	１式	—	—	１式	

概要説明	本工事は、3階指令室の指令台更新・移設（別途工事）に伴う改修工事を行う。又、指令室移設に伴い周辺諸室の改修を行う。
別途工事	指令台関係設備

Ⅱ 建築工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」（以下「改修標仕」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下「解体共通仕様書」（最新版）という。）による。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針」を参考とする。

2　特記仕様

(1)　項目は番号に○　印のついたものを適用する。

(2)　特記事項は　・　印のついたものを適用する。

・　印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。

○　印と ※ 印のある場合はともに適用する。

(3)　特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

特記事項に記載の〔　〕内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

3　施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出のこと。

1 一般共通事項

章	項目	特記事項
1	① 施工基準	・本工事は、工事請負契約書及び同約款を適守し、本特記仕様書を含む図面、標仕により完全に施工する。(1.1.1) ・本工事の優先順位は、公共建築改修工事標準仕様書（1．1．1）に示す以下の順とする。 ①質問回答書　②現場説明書　③特記仕様書　④図面　⑤改修標準仕様書 ・本図は、工事の大要を示すものであるので、詳細位置等については、監督職員と打合せの上、その指示に従い入念に施工すること。 ・その他関係法規に基づき安全に施工すること。
	② 適用基準等	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課整備　最新版） ・工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・建築工事監理指針・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課整備　最新版） ・東近江市　都市整備部　施設建築課　工事管理マニュアル（最新版）
	③ 官公署その他への届出	本工事における、官公庁の各検査、完了に係る消防法等全ての法的検査は、受注者にて行うものとする。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者の負担とする。(1.1.3)
	④ 工事実績情報の登録（ＣＯＲＩＮＳ）	受注者は、本工事請負代金５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に（財）日本建築情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出するとともに、センター登録の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。ただし、期間には、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日・年末年始を除く。(1.1.4) (1)工事受注時　　契約締結後１０日以内 (2)工事内容の変更時　　変更契約締結後１０日以内 (3)工事完成時　　工事完成後１０日以内 なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
	⑤ 別契約の関連工事	受注者は、別途施工する工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示あるも、施工時に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。(1.1.7)
	⑥ 現場代理人等	1　原則として、現場代理人は、他の工事と重複して従事することはできない。ただし、工事準備等を含め工事現場が不稼動である期間は、常駐の必要はないが、現場の保全を行い、緊急時の対応を速やかに取れる体制を確保すること。 2　現場代理人は、監督職員に受注者との直接的な雇用関係の確認できるもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は、速やかに「現場代理人等変更届」を提出し、同様の確認を受けなければならない。 3　主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 4　現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。 5　主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 (1)　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2)　工事請負契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
	⑦ 技術管理	受注者は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理に当たらせること。また、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守すること。
	⑧ 電気保安技術者	工事現場に置く電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。(1.3.3) ○要　・不要
	⑨ 条件明示項目	1　部分的な設計変更、一部の追加工事等に関して、請負代金に増減が生じた場合、受注者は、施工に先立ち工事費の増減を精算した内訳明細書を提出し、監督職員の承認を受けること。 2　材料、工法等の変更により建築基準法第６条第１項「計画の変更に係る確認」の申請（法第１８条第２項においての適用を含む。）又は「軽微な変更の届け」の届けの必要が生じた場合は、申請手数料も含めて受注者の負担にて遅滞なくこれを行うこと。受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建築工事保険等を工事目的物に付するものとする。
	⑩ 安全対策	1　工事車両の出入りについては、現場協議の上、決定し、安全管理員を配置して危険防止に努めること。(1.3.9) 2　工事車両の出入りについては、速度制限を遵守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに近隣家屋に騒音、振動等公害発生のなきよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。さらに、実施運営についても担当者と協議を行い、支障のなきよう努めること。(1.3.7) 3　別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討の上、事前に協議を行い、関係法令に従い安全堅固に設置すること。 4　喫煙等については、事前に協議を行い、一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。 5　受注者は、過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 6　建設機械は、国土交通省指定の低騒音型建設機械（標識を見やすい箇所に表示すること。）を使用すること。
	⑪ 総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者を指名すること。
	⑫ 発生材の処理等	※　構外搬出適切処理　・指定（　　）(1.3.11)
	⑬ 産業廃棄物の処理	受注者は、産業廃棄物を適正に処理するに当たり、以下の事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 1　本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守し、分別解体及び再資源化を実施すること。 2　「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の発生抑制及び再利用の促進に努めること。また、再生資源利用（促進）計画書及び同実施所を作成し、速やかに報告のこと。 3　受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 4　施工計画書には、契約書の写し、施工者の写し、搬入出先までのルート図、運搬車のナンバープレート一覧を添付すること。
	⑭ 建築材料等	建築材料等は、極力市内産品を選定することとし、製品等は、特記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受けること。 屋内で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆とする。あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を選定する。（標仕を参考とすること。）さらに、環境配慮の視点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料の利用にも努めること。(1.4.1)
	⑮ 材料等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等、確実な管理を行うものとする。(1.4.6)
	⑯ 材料の品質等	本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者は、次の（1）から（6）の事項を満たすものとする。(1.4.2) (1)　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2)　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3)　安定的な供給が可能であること。 (4)　法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること。 (5)　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6)　販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質、性能を有することの証明となる資料又は外部機関（社）公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書等の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等以上の品（以降、同等品と記す。）を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けること。
	⑰ 特別な材料の工法	樋仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	⑱ 材料の検査に伴う試験	試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受けること。(1.4.5)
	19 技能士	(1.6.2) 適用工事種別 / 技能検定作業
	⑳ 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、アセトアルデヒドの濃度を測定し、報告する。測定は、パッシブ型採取機器により行う。(1.6.9) 着工前の測定　※行わない　・行う　測定対象室　・図示 測定箇所数　5箇所（監督職員の指示による。）　・図示
	㉑ 技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。(1.7.2)
	㉒ 完成時の提出図書	※完成図（しゅん工図）提出部数　※４部　・　部（訂正した図面）(1.8.1から3)（表1.8.1） ※施工打画書　　提出部数　※１部　・　部 ※施工図　　提出部数　※１部　・　部（指定サイズ及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ）） ※保全に関する資料　提出部数　※２部　・　部 ※東近江市の求める部数とする。【データとも提出（ＪＷＷ及びＰＤＦ形式）】
	㉓ 各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書、保証書、その写し各２部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。
	㉔ 取扱説明書の作成	しゅん工引渡し時に、取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督職員の指示による。）
	㉕ 工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタルカメラの総画素数は６００万画素以上（２８００×２１００）以上とする。 区分 / 分類・規格 / 撮影箇所 / 提出部数 / 備考 着工前 / ・サービス版 / ・５・９・３０ / 2 / 状況によりつなぎ写真 工事中 / ・サービス版 / / 1 / 必要に応じ撮影する。 完成時 / ・サービス版 / ・　・９・１２ / 2 / 完了届提出用 定期提出 / ・サービス版 / ・３・６・９ / 2 / 工事月報用 しゅん工写真 / ・サービス版　※キャビネ版 / ・　・５・７ / 2 / 主として外観 ・サービス版　※キャビネ版 / ・　・１０・３０ / 2 / 主として内観 ファイル形式をＪＰＥＧとし、ＤＶＤ－Ｒにて提出すること。 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）」による。完成写真の撮影場所は、監督職員の指示による。しゅん工写真は、アルバム製本にて提出すること。
	㉖ 設計ＧＬ	※図示　・現場にて指示
	㉗ 市内下請・材料調達の促進	市内下請業者・市内材料調達の促進について 1　本市発注の建設工事等の施工に当たり、下請契約する場合には、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めること。その場合、適正な価格で請け負わせ、下請代金は適正な期間内に支払うこと等、下請契約、下請代金支払の適正化に努めること。 2　工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入又は借入れする場合は、極力地場調達するなど、施工に当たっての配慮をすること。
	㉘ 保険等	受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
	㉙ 施工体制点検	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。
	㉚ 不法無線局の排除	受注者は、電波法を遵守し、不法無線局を器載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑われし車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
	㉛ 地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。
	㉜ 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前、完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事の起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋、工作物等についても調査を行うこと。
	㉝ バリアフリー	バリアフリー化に当たっては、「だれもが住みたくなる福祉溢賀のまちづくり条例」を遵守すること。
	㉞ 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。　指定サイズ（Ａ１又はＡ３）　４部
	㉟ 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	㊱ 環境配慮	使用電力、燃料等の使用を抑制し、効率的な施工計画を立て、省エネルギー施工に努めること。
	㊲ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも、機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更及び追加工事においては、請負金額の増減対象としない。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者負担とする。
	㊳ 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを監督職員へ提出すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を建設現場に掲示すること。
	㊴ 不当介入の防止	東近江市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について （「不当介入に関する通報制度」の徹底について） 1　受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員、暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2　受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。 3　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
	㊵ 工法の提案	○標準仕様書　1章　各章共通事項（1.6.8）工法の提案
	㊶ その他	・定例会では、前回議事の確認、本回工事会議の確認、指示事項、その他質疑等、次回打合せ日程の確認を行うこと。また、月１回総合定例として、電気、機械等の設計者を交えて会議を行う。 ・工事関係書類等は、書面にて残すこと。工事関係者は施産を付けるなどして、容易に区別できるようにすること。 ・建築工事下請人報告書、施工体制台帳等届出書（施工体制台帳、施工体系図）再下請通知書について金額にかかわらず提出すること。 ・部分使用については、竣工検査まで使用する場合は、検査員の検査を行う。検査の指示に従い、書類を用意すること。 ・質疑については、所定の様式でやりとりを行うこと。

② 仮設工事

① 足場	内部足場　種別（・）脚立、足場板等　・ローリング足場　・単管本足場　・根足場）(2.2.1) 外部足場　種別（　・枠組本足場　・くさび緊結式足場　・単管本足場　・棚足場） メッシュシートによる養生　※行う　・行わない
② 養生	材料、搬出等の運搬（　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種） 必要に応じて室内外の壁、天井、床等シートで養生する。(2.3.1)
③ 仮設間仕切り	浴槽作業を行う場所については、防災シートを使用し、防火対策を講ずる。固定家具、備品の移動・行う・行わない
④ 監督職員事務所	種別（　・Ａ種　（・）Ｂ種　・Ｃ種）下地（ＬＧＳ下地 ）仕上げ（石膏ﾎﾞｰﾄﾞ）(2.3.2) （・）設ける　・設けない(2.4.1) 監督職員事務所の規模　（（・）１０ｍ２・２０ｍ２・３５ｍ２・６５ｍ２・１００ｍ２）程度 １０名程度の打合せスペースを確保する。現場事務所と兼用を認める。 図示による他鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。
⑤ 仮囲い	構内既存の施設　（・）利用できる　（※有償　・無償）　・利用できない
⑥ 工事用水	構内既存の施設　（・）利用できる　（※有償　・無償）　・利用できない
⑦ 工事用電力	工事の着手に先立ち、仮設計画書を作成して監督職員に提出する。
⑧ 仮設計画書	

③ 防水改修工事

1 降雨等に対する養生（とい共）	※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による(3.1.3) ・
2 既存防水の処理	既存保護層の撤去(3.2.3～4)(3.2.6) ・行う（範囲・図示による　・　） ・行わない 既存防水層の撤去 ・行う（範囲・図示による　・　） ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う（　・Ｍ４ＡＳ　・Ｍ４ＡＳＩ　・Ｍ４Ｃ　・Ｍ４ＤＩ　・Ｌ４Ｘ　） ・行わない
3 既存下地の処理	補修箇所の形状、長さ、数量等(3.2.6) ※図示による　・ ＰＯＳ工法及びＰＯＳＩ工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置 ※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｱ)(g)①～③による ・ 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 ※監督職員と協議する ・図示による
4 アスファルト防水	(3.3.2から3)(表3.1.1)(表3.3.3から10) 防水改修工法の種類 / 施工箇所 / 新規防水層の種別 保護 / ・Ｐ１Ｂ / / ・Ｂ－１　※Ｂ－２　・Ｂ－３ 保護 / ・Ｐ１Ｂｉ　・Ｔ１Ｂｉ / / ・Ｂｉ－１　※Ｂｉ－２　・Ｂｉ－３ 防水 / ・Ｐ２Ａｉ / / ・Ａｉ－１　※Ａｉ－２　・Ａｉ－３ 水 / ・Ｐ２Ａ / / ・Ａ－１　※Ａ－２　・Ａ－３ 露出防水 / ・Ｍ４Ｃ / / ・Ｃ－１　※Ｃ－２　・Ｃ－３　・Ｃ－４ 露出防水 / ・Ｍ３Ｄ　・Ｐ０Ｄ / / ・Ｄ－１　※Ｄ－２　・Ｄ－３　・Ｄ－４ 露出防水 / ・ＰＯＤｉ・Ｍ３Ｄｉ・Ｍ４Ｄｉ / / ・Ｄｉ－１　※Ｄｉ－２ 屋内防水 / ・Ｐ１Ｅ　・Ｐ２Ｅ / / ・Ｅ－１　※Ｅ－２（保護層は、図示による。） アスファルトの種類　※３種　・４種(3.2.2)(3.3.2) ＰＯＤ工法等の改修ドレン　※設けない　・設ける(3.2.5) Ｍ３Ｄ、Ｐ０Ｄ工法の脱気装置　※設けない　・設ける(3.3.3) 既存露出防水層表面の仕上げ塗装（Ｍ４Ｃ工法、Ｍ４ＤＩ工法の場合）　・除去する　・除去しない(3.2.6) 断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※２５　・(3.3.2) ただし、特定フロンを含まないもの。 立上り部の保護(3.3.2) ・レンガの種類　※見え隠れ部分は市販品のレンガ（ＳＲ１２５０）　・市販品のレンガ形コンクリートブロックとする。 ・乾式保護材の材料　※押出成形セメント板　厚さ１５ｍｍ ・モルタル押え ・コンクリート押え 屋上排水溝　・設ける　・設けない(3.4.2から3)(表3.1.1)(表3.4.1から3)
5 改質アスファルトシート防水	防水改修工法の種類 / 施工箇所 / 新規防水層の種別 / 厚さ（mm） ・ＭＡＳ工法 / / ・ＡＳ－Ｔ１　・ＡＳ－Ｔ２　・ＡＳ－Ｊ３ / ・ＭＡＳ工法 ・ＰＯＡＳ工法 / / ・ＡＳ－Ｔ４　・ＡＳ－Ｊ２　・ＡＳ－Ｊ４ ・ＡＳ－Ｔ３ / ・ＭＡＳＩ工法 ・ＭＡＳＩ工法 ・ＰＯＡＳＩ工法 / / ・ＡＳＩ－Ｔ１　・ＡＳＩ－Ｊ１ / 既存露出防水層表面の仕上げ塗装（Ｍ４ＡＳ工法、Ｍ４ＡＳ工法の場合）　・除去する　・除去しない(3.2.6) 脱気装置　・設けない　・設ける(3.4.3)(3.5.2から3)(表3.1.1)(表3.5.1から3)
6 合成高分子系ルーフィングシート防水	防水改修工法の種類 / 施工箇所 / 新規防水層の種別 / 仕上げ塗料等 / 使用分類 ・ＰＯＳ工法　・ＰＯＳＩ工法 ・ＳＡＳ工法　・Ｐ４ＳＩ工法 / / ・Ｓ－Ｆ１　・Ｓ－Ｍ１　・ＳＩ－Ｆ１　・ＳＩ－Ｍ１ ・Ｓ－Ｆ２　・Ｓ－Ｍ２　・ＳＩ－Ｆ２　・ＳＩ－Ｍ２ ・Ｓ－Ｍ３ / ・カラー ・シルバー / ※非歩行 ・軽歩行 ・ＳＳＩ工法 / / ・Ｓ－Ｆ１　・ＳＩ－Ｆ１ ・Ｓ－Ｆ２　・ＳＩ－Ｆ２ / ・ＭＡＳ工法 / / ・Ｓ－Ｍ１　・ＳＩ－Ｍ１ ・Ｍ４ＳＩ工法 / ・Ｓ－Ｍ２　・ＳＩ－Ｍ２ ・Ｓ－Ｍ３ / 断熱工法に用いる断熱材　材質　厚さ　mm(3.5.2) 脱気装置　・設ける　・設けない(3.5.3) 目地処理　ＰＣコンクリートの場合（　）(3.5.4)
7 塗膜防水	(3.6.2から3)(表3.1.1)(表3.6.1から2) 防水改修工法の種類 / 施工箇所 / 新規防水層の種別 / 仕上げ塗料塗り ・ＰＯＸ工法 / / ※Ｘ－１　・Ｘ－２ / ・シルバー ・Ｌ４Ｘ工法 / / ・Ｘ－１　※Ｘ－２ / ・カラー ・Ｐ１Ｙ工法　・Ｐ２Ｙ工法 / / ※Ｙ－２ / 既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（Ｌ４Ｘ工法の場合）　・除去する　・除去しない(3.2.6) 脱気装置　・設けない　・設ける(3.6.3) Ｐ１Ｙ工法及びＰ２Ｙ工法の保護層の適用　・あり　・なし ・ＦＲＰ系塗膜防水（仕様　、施工箇所　）
8 脱気装置	(3.3.3)(3.4.3)(3.5.3) 種類 / 材質 / 設置数量 ・平面部脱気型 / ・ポリエチレン樹脂　・ＡＢＳ樹脂 ・ステンレス　・鋳鉄 / （　） ｍ２当たり１箇所 ・立上がり部脱気型 / ・合成ゴム　・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス　・銅 / （　） ｍ２当たり１箇所

④ 外壁改修工事

1 施工数量調査	調査範囲　※外壁改修範囲　・図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅、長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無、錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ、タイル張り仕上げについては、浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 調査報告書の部数　※２部

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法(4.1.4)(4.2.4から5) 注入工法の種類 / ひび割れ幅（mm） / 注入口間隔（mm） / 注入量（ｍｌ/m） / 備考 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 / ０．２以上から１．０未満 / / ※　１３０ / ・手動式エポキシ樹脂注入工法 / ０．２以上から０．３未満 / / ※　４０ / ・機械式エポキシ樹脂注入工法 / ０．３以上から０．５未満 / / ※　７０ / ０．５以上から１．０未満 / / ※　１３０ / 注入材料(4.2.4) ※建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ Ａ ６０２４ ・低粘度形 ・中粘度形） 検査（コア抜取り）　※行わない(4.2.5) ・行う（抜取り部の補修方法　） ・ ・Ｕカットシール材充填工法(4.1.4)(4.2.6) 充填材料 / 品質・規格等 / 備考 ・シーリング用材料 / ※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・ / ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う ・可とう性エポキシ樹脂 /
2 欠損部改修工法	※充填工法(4.1.4)(4.2.8) ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル

⑨ シーリング

シーリング改修工法の種類(3.7.2)（表3.7.1）

（・）シーリング充填工法　・シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所

※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする。

シーリング材の種類（記号）	施工箇所
MS-2	外部建具廻り
SR-1（カビ耐入）	内部水廻り

接着性試験　・簡易接着性試験　（・）行う　・行わない

・引張接着性試験　・行う　（・）行わない

10 とい

といの材種(3.8.2)（表3.8.1）

※配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・硬質塩化ビニル雨どい　・表面処理鋼板　・ステンレス鋼板

鋼管製といの防露(3.8.3)（表3.8.4）

・次の箇所は行わない（　）

掃除口　※あり　・なし

縦どい受け金物の取付け

※図示

11 アルミニウム製笠木

(3.9.2から3)(表3.9.1)

種類	呼称肉厚（mm）	表面処理	固定間隔	備考
・２５０形	１．６以上	・Ａ－１		隅角部、突当たり部等の役物は、本体製造所の仕様による。
・３００形	１．８以上	・Ｂ－１		
・３５０形	２．０以上	・Ｂ－２		
・２５０形	１．６以上	・Ｄ		
・		（　）		

(3.9.3)

板材折曲げ形の取付け工法　・図示

・長尺金属板葺

・折板葺

12 屋根性能

耐風圧力　　Ｎ/m2　積雪荷重　　Ｎ/m2(13.2.3)、(13.3.3)

13 長尺金属板葺

屋根葺形式　・横葺　・瓦棒葺　・平葺　・(13.2.3)

材種　・フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板(表13.2.1)

・溶融アルミニウムメッキ鋼板及び鋼帯

・塗装溶融亜鉛－５％アルミニウム合金メッキ鋼板及び鋼帯

・塗装溶融５５％アルミニウム－亜鉛合金メッキ鋼板及び鋼帯

・ポリ塩化ビニル被覆金属板

・冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

・塗装ステンレス鋼板

厚さ　一般部　※０．４５ｍｍ　・　谷部　※０．４５ｍｍ　・

留付け用部材　・亜鉛メッキを施した鋼製品　・ステンレス製品

下葺　※　アスファルトルーフィング９４０　・　改質アスファルトルーフィング下葺材

14 折板葺

形式　・重ね形　・はぜ締め形　・(13.3.2)

材種　・塗装溶融亜鉛メッキ鋼板　・　溶融アルミニウムメッキ鋼板　・

種類　山高　（mm）　山ピッチ　（mm）　耐力　（Ｎ／ｍ２）

板厚　・０．６ｍｍ　・０．８ｍｍ　軒先面戸板　※あり　・なし

けらば包み　※　あり（厚さ　（mm）　幅　（mm））　・なし

３０分耐火　※　あり　・　なし

断熱材　※あり（種別：　厚さ：　mm　防火性能：　）・なし

15 アスファルトシングル葺

種類　断熱材　※あり（種別：　厚さ：　mm　防火性能：　）・なし

16 粘土瓦葺

種類　寸法：　産地：(13.4.2)

17 とい

下葺材

材種　※　硬質塩化ビニル管　ＶＰ　・　鋼管(13.5.2)、(表13.5.1)

・ステンレス管（既製品）　軒樋、縦樋、箱樋

掃除口　・設ける　・設けない

防露材　※　改修標仕表3.8.3に従う。

ルーフドレン

18 雪止め金物

・図示による。

19 責任施工及び保証期間

・　年間

・　年間

◆備考◆						◆設計事務所◆	◆発注者◆	◆工事名称◆	◆図面名◆	◆縮尺◆	確認者	確認者	図作者	図作者	
	製図	1回目R6.07.31		5回目		株式会社　水原建築設計事務所	東近江行政組合	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	建築改修工事特記仕様書（1）	—					A－1
	最新日	2回目		6回目		TEL　0749-22-1679	TEL　0748-22-7600								◆図面番号◆
		3回目		7回目		FAX　0749-26-3006	FAX　0748-22-7608								
		4回目		8回目											

4-2 外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗り仕上げの撤去

・行う（※全面　・図示の範囲）　　・行わない

・既存モルタル撤去工法（範囲は、図示。撤去部分の補修は、「3　欠損部改修工法」による。）

2 ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.5)

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ｍｌ/m）	備　考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上から1．0未満	※200から300	※40　・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上から0．5未満	※100から200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0．5以上から1．0未満	※150から250	※130　・	

注入材料　(4.2.4)
※建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ　６０２４低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない　(4.2.5)
・行う（抜取り部の補修方法：　）

・Ｕカットシール材充填工法　(4.1.4) (4.2.6)

充填材料	品質・規格等	備　考
・シーリング用材料（ＰＵ－２）	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　(4.2.7)
（※既存モルタル面　・既存躯体コンクリート面）
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

既存モルタル面の欠損部　(4.1.4) (4.4.8)

3 欠損部改修工事

改修工法の種類	材　料	品質・規格等
・充填工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕　表４４.１による	

既製目地材　・適用する（形状　※図示　・　）　(4.3.10)

塗り厚２５mmを超える場合の補強
※行う　・行わない　／図示
(4.1.4) (4.3.11から16) (表4.3.5から6)

4 浮き部分改修工事

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数（本/m2）		注入口の箇所数（箇所/m2）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※１６ ・	※２５ ・			※２５ｍｌ
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※１３ ・	※２０ ・	※１２ ・	※２０ ・	※２５ｍｌ ※２５ｍｌ
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※１３ ・	※２０ ・	※１２ ・	※２０ ・	※２５ｍｌ ・５０ｍｌ
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※９ ・	※１６ ・			※２５ｍｌ ・
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※９ ・	※１６ ・	※９ ・	※１６ ・	※２５ｍｌ ・
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※９ ・	※１６ ・	※９ ・	※１６ ・	※５０ｍｌ ・

アンカーピン　(4.3.5)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの。

注入口付アンカーピン　(4.3.5)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径外径６mm

4-3 外壁改修工事　タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）
※樹脂注入工法　(4.1.4) (4.2.4) (4.2.5から6)

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ｍｌ/m）	備　考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上から1．0未満	※200から300	※　・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上から0．5未満	※100から200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0．5以上から1．0未満	※150から250	※130　・	

注入材料　(4.2.4)
※建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ　６０２４低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜取り）　※行わない　(4.2.5)
・行う（抜取り部の補修方法：　）

3 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　(4.1.4) (4.4.7)

	品質・規格等
※ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接着剤（ＪＩＳ　Ａ　５５５７）一液反応硬化・変成シリコーン樹脂系・ウレタン樹脂系	

・タイル張替え工法　(4.1.4) (4.4.8)
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(4.4.8) (表4.4.2)
位置　※改修標仕表4.4.2による。　・図示

4 浮き部改修工法　(4.1.4)（4.4.9から15）(表4.4.3から4)

改修工法の種類（タイルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数（本/m2）		注入口の箇所数（箇所/m2）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※１６ ・	※２５ ・			※２５ｍｌ ――
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※１３ ・	※２０ ・	※１２ ・	※２０ ・	※２５ｍｌ ※２５ｍｌ
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※１３ ・	※２０ ・	※１２ ・	※２０ ・	※２５ｍｌ ※５０ｍｌ
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※９ ・	※１６ ・			※２５ｍｌ ・
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※９ ・	※１６ ・	※９ ・	※１６ ・	※２５ｍｌ ・
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※９ ・	※１６ ・	※９ ・	※１６ ・	※５０ｍｌ ・
・注入口付アンカーピニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法					※２５ｍｌ ・

アンカーピン　(4.3.5)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径外径６mm

注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径外径６mm　(4.3.5)

5 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　(4.1.4) (4.4.16)
・伸縮目地改修工法　位置　・図示　寸法（　）　(4.1.4) (4.4.16)
シーリング用材料　(3.7.2) (表3.7.1)
種類　・ＰＵ－２　・ＭＳ－２

6 陶磁器質タイル張り　(4.2.2) (4.4.7から8)

施工箇所	石材の種類・品質	寸法	産地	仕上の種類	備　考

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は、一体成形とする。
タイルの見本焼き　※行わない　・行う
壁タイル張りの工法　(4.4.7から8) (表4.4.5)
外装タイル　・密着張り　・マスク張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り　・外装壁タイル
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り・外装壁タイル接着剤張り
タイルの試験張り　※行わない　・行う

4-4 外壁改修工事　塗り仕上げ外壁

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　(4.5.3) (表4.5.2から4)

工　法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力　※５０MPa程度	・図示	
・塗膜剥離剤工法	・図示	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・図示	

塗膜剥離剤　(4.5.4)

2 下地調整材

※下地調整塗材　(4.5.4)
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材を使用

3 仕上げ塗料仕上げ　(表4.5.1)

種　類	呼び名	仕上げの形状	施工箇所・備考
薄付け仕上げ塗材	・外装薄塗材Ｅ	・着色骨材砂壁状　吹付け	
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状	
	・内装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状	
厚付け仕上げ塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	
	・外装厚塗材Ｅ	・	
	・内装厚塗材Ｃ	・	
	・内装厚塗材Ｅ	・	
複層仕上げ塗材	・複層塗材Ｓｉ	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・複層塗材Ｅ	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・複層塗材ＲＥ	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・防水形複層塗材ＥＥ	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
	・防水形複層塗材ＲＥ	・凸部処理　・凹凸模様　・ゆず肌状	
軽量骨材仕上げ塗材	・吹付用軽量塗材	・砂壁状	
	・こて塗用軽量塗材	・平たん状	

複層仕上げ塗材の耐候性
複層仕上げ塗材の上塗材　｝Ａ－１の黄色マーカー

複層仕上げ塗材の耐候性
複層仕上げ塗材の上塗材
防火材料の指定が必要な場合
※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

4 マスチック塗材塗り　マスチック塗材　種別（　・Ａ種　・Ｂ種　）　仕上材種類（　）　(4.6.2)

5 外壁用塗膜防水材塗り　仕上げの形状：　(4.1.5) (4.7.2,3) (表4.7.1)
工法：
仕上塗料の耐候性　：
下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書４章外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類
・　（・所要量　(kg/㎡)）
外壁用仕上塗料の種類
・　（・所要量　(kg/㎡)）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による。

⑤ 建具改修工事

① 改修工法の適用　(5.1.3)

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	備　考
・アルミニウム製建具	・	・	
・鋼製建具　・外部	・	・	
・内部	・	・	
・鋼製軽量建具	・	・	
・ステンレス製建具	・	・	

② 見本の製作等　新規建具開閉の補修方法及び範囲は、図示による。
・特殊な建具の仮組　※行わない　・行う（建具符号：　）　(5.1.5)
・建具見本の製作　※行わない　・行う（建具符号：　）

③ アルミニウム製建具

外部に面する建具　[5.2.2]　[表5.2.1]

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－３	Ｗ－４	警防課
・Ｂ種	Ｓ－５			
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	

防音ドアセット、防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
断熱ドアセット、断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　）
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）

表面処理　種別　色　・標準色　・特注色　(5.2.4) (表5.2.2)
屋内建具
表面処理　種別　色　・標準色　・特注色　(5.2.4) (表5.2.2)

枠の見込み寸法　・７０　・１００
結露の処理方法

④ 鋼　戸　防虫網　(5.3.2)
網の種別　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・合成樹脂製　・ステンレス製（ＳＵＳ３１６）　(5.3.2)
形　式　・外部可動式　・固定式

⑤ 樹脂製建具　性能等級（　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　）　(5.4.2) (表5.4.1)
枠の見込み寸法
遮音性能
断熱性能　｝建具表による。　(5.5.2)
表面色　(5.6.2)

⑥ 鋼製建具　簡易気密型ドアセットの適用は、建具表による。
耐風圧等性能の適用は、建具表による。　(5.6.4)

⑦ 鋼製軽量建具　簡易気密型ドアセットの適用は、建具表による。　(5.6.5)

⑧ ステンレス製建具　簡易気密型ドアセットの適用は、建具表による。
耐風圧等性能の適用は、建具表による。　(5.7.1から4)
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　(表5.7.1)
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）

⑨ 木製建具　建具表による。

⑩ 建具用金物　マスターキー　※製作する　・製作しない
キーボックス　※製作する　・製作しない

建具用金物　建具表による。
吊金物　建具表による。

11 自動ドア開閉装置　※製造所標準製作規定寸法許容差による。　(5.8.2から3) (表5.8.1から3)

開閉方法	センサの種類
※スライディングドア	・マットスイッチ　・電子マットスイッチ
・スイングドア	※光線スイッチ　・音波スイッチ
	・熱線スイッチ　・光電スイッチ

・凍結防止措置（適用箇所は、建具表による。）

12 自閉式上吊り引戸装置　品質規格　※　改修標仕5.9.3による。　(5.10.3) (表5.10.1)
・　製造所標準仕様による。

13 重量シャッター　(5.11.2) (表5.11.1)

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　）N/m2
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　）N/m2
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能
※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
危害防止機構　※障害物感知装置（自動開錠型）　(5.11.2)
・シャッターの二段降下方式
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない

14 軽量シャッター　開閉形式　(5.12.2) (表5.12.1)
※手動式　・上部電動式（手動併用）
スラット　材質　※塗装溶融亜鉛メッキ鋼板　(5.12.3)
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形　(5.12.4)
ガイドレール等　(表5.12.2)
※鋼板製　・ステンレス製ＳＵＳ３０４（厚さ１．５mm）
耐風圧性能（　）N/m2
危険防止機構　・障害物感知装置（電動式の場合）
(5.13.2から4) (表5.13.1から2)

15 オーバーヘッドドア

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※スチールタイプ	※バランス式	・スタンダード形	・溶融亜鉛メッキ鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	※ステンレス鋼板
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	（ＳＵＳ３０４）
		・バーチカル形	

耐風圧性能（　）N/m2

16 ガラス　※建具表による。　(5.14.2)
・ガラスブロック　改修標仕5.13.5による。　(5.14.5)

寸法（mm）	色　調	パターン	防火認定
	※クリア　・熱線反射 ・乳白　・カラー（　）		※なし ・あり

17 ガラス止め材及び溝　ガラス留め材　(5.14.3) (表5.14.1)

建具の種類	材　種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。

18 ガラス用フィルム

名　称	種　類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１

品質ＪＩＳ　Ａ　５７５９による。
・電気室ガラスフィルム新設　参考品番：3M NANO70SX

⑥ 内装改修工事

① 他の部位との取合い等
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　(6.1.3)
※壁厚程度とし既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両面６００mm程度とし既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま
・図示の範囲

② 有害物質を含む材料の処理　改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督職員と協議する。　(6.1.4)

③ 既存床の撤去及び下地補修
ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）　(6.2.2)
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械式除去工法　・目荒し工法
その他の除去法、改修特記仕様書による。
改修後の床の清掃範囲　・図示による。

④ 既存壁の撤去及び下地補修　(6.3.2)
コンクリート間仕切壁等に伴う他の構造体の補修
・図示による。
・モルタル塗り（塗り厚２５mmを超える場合の補強　※行う　・行わない）
壁の撤去　・下地とも（・図示　・除去範囲全て）　・仕上材のみ

⑤ 既存天井の撤去及び下地補修
天井の撤去　※仕上げ材のみ　(6.4.2)
・下地とも（※図示の範囲　・除去範囲全て）

6 木下地等
木材の使用について　間伐材を含め極力市内産を使用すること。　(6.5.1)
木材の断面寸法　表示寸法で板材、造作材は、仕上がり寸法、構造材は、ひき立て寸法とする。
表面仕上げ　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　(6.5.1)（表6.5.1から2）
木材　木材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種　(表6.5.3)
造作材の等級　※Ａ種　・Ｂ種　(表6.5.4)

施工箇所	部材名称	樹種	品質・等級	寸法・形状	備　考

7 集成材等　(6.5.2)

品　名	規格・材質・品質	樹種	施工箇所
※集成材	※一般材		
・構造用集成材	・１種　※２種　・３種		
・造作用集成材	※１等　・２等		
・化粧ばり造作用集成材	※１等　・２等		

8 防腐、防蟻防虫処理　行う箇所（　）　(6.5.5)
防腐処理　※行う（※図示　・　）
防蟻処理　・行う（※図示　・　）
防腐、防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤は、監督職員の承諾するものとする。
防虫処理　・行う（・図示　・　）

9 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組み　工法は改修標仕による。　(6.5.6) (表6.5.8)

10 窓、出入口その他　工法は改修標仕による。　(6.5.7) (表6.5.7)

11 壁及び天井下地　工法は改修標仕による。　(6.5.9) (表6.5.8)

⑫ 軽量鉄骨天井下地　野縁等の種類
屋外（・１９型　※２５型）　屋内（※１９型　・２５型）　(6.6.2) (表6.6.1)
外部野縁受、吊りボルト、インサートの端部からの設置位置　※１５０mm　(6.6.3)
外部野縁受の間隔　・　mm　(6.6.3)
既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない　(6.6.3から4)
あと施工アンカーの引き抜き試験　・行う　・行わない　(6.6.4)

⑬ 軽量鉄骨壁下地　スタッド、ランナーの種類　・５０型　・６５型　・９０型　・１００型　(6.7.3) (表6.7.1)
スタッドの高さが５mを超える場合　※図示　(6.7.4) (表6.7.1)

⑭ ビニル床シート張り　シートの種類　・防滑性クッションフロアシート　(6.8.2)
・不織布積層床シート（ＮＦ）
※　繊布積層床シート（ＮＣ）
厚　さ　・２．０　・２．５　・２．９

⑮ ビニル床タイル張り　材　質：　(6.8.2)
厚　さ　・２．０　・３．０

⑯ 特殊機能床材
・帯電防止床シート又はタイル　種類（　帯電防止　）　厚さ（　２．０mm　）　性能（　）　(6.8.2)
・耐動荷重性床シート　種類（　）　厚さ（　）　性能（　）　(6.8.2)
・防滑性床シート又は床タイル　種類（　）　厚さ（　）　性能（　）　(6.8.2)

⑰ 幅木　種別　・ビニル　・木　・　厚さ　１．５　mm　高さ　１００　mm　(6.8.2)

⑱ カーペット敷き　・繊じゅうたん　(6.9.2から3) (表6.9.1)

種　別	パイル形状	色柄　等	備考
・Ａ種	・カットパイル	※無地	
・Ｂ種	・ループパイル	・柄物（標準品）	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用		

帯電性　※人体帯電圧３ｋＶ以下　・

・タフテッドカーペット　(6.9.2から3) (表6.9.2)

パイル形状	パイル長（mm）	工　法	備考
・カットパイル	※５から７　・	※全面接着工法	
・ループパイル	※４から６　・	・グリッパー工法	
・レベルループパイル	※４　・		
・カット、ループ併用	・		

帯電性　※人体帯電圧３ｋＶ以下　・

・ニードルパンチカーペット　厚さ　mm　帯電性　※人体耐電圧３ｋＶ以下

・タイルカーペット　(6.9.2から3) (表6.9.2)

パイル形状	種　類	種　類	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※５００×５００	※６．５	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

帯電性　・人体帯電圧３ｋＶ以下（フリーアクセスフロア新設範囲）

・見切り、押さえ金物　材質　種類　形状

19 合成樹脂塗床　(6.10.2から3) (表6.10.1から7)

種　別	仕上げの種類
・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

◆NOTE◆

製図最新日					
	1回目R6.07.31		5回目		
	2回目		6回目		
	3回目		7回目		
	4回目		8回目		

◆設計事務所◆
株式会社 水原建築設計事務所
TEL　0749-22-1679
FAX　0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合
TEL　0748-22-7600
FAX　0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆	◆縮尺◆	確認者	確認者	図作者	図作者
建築改修工事特記仕様書（2）	―				

A－2
◆図面番号◆

20 フローリング張り (6.11.2から3)(表6.11.1から6)

	種類	樹種	厚さ(mm)	工法	備考
単層	・フローリングボード				
	・フローリングブロック				
複合	・複合1種フローリング				
	・複合2種フローリング				

・現場塗装仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス塗り　・オイルステイン塗り　・生地のままマックス塗0り

21 畳敷き　畳の種類　・A種　・B種　※C種　・D種　(いずれも防カビ仕様)　建材畳　(6.12.2)、(表6.12.1)

㉒ せっこうボード その他ボード張り (6.13.2)(表6.13.1)

種類	種類の記号	厚さ(mm)、規格等
・木毛セメント板	・HW・MW・NW ・HF・NF	・15　・20　・25　・
⊙けい酸カルシウム板	⊙D、8FK・1、0FK	タイプ2(無石綿)　⊙6　・8　・　)
・化粧けい酸カルシウム板		
⊙ロックウール化粧吸音板	⊙DR ・DR(凹凸) ・DR(軒天) ・DR(軒天凹凸)	※フラットタイプ(不燃) (※9　・12　・　) ・凹凸タイプ(不燃) (※12　・15　・19　・　)
⊙せっこうボード	GB−R	※12、5(不燃)　⊙9、5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB−NC	9、5(不燃)　化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様)
・シージングせっこうボード	GB−S	12、5(不燃)
⊙強化せっこうボード	GB−F	12、5(不燃)　15、0(不燃)
・せっこうラスボード	GB−L	9、5
・化粧石膏ボード		9、5(準不燃)　12、5(準不燃材) ⊙トラバーチン模様　・木目模様　・杉柾模様
・難燃合板		・生地、透明塗料塗り(ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り(しな合板程度)
⊙メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による。厚さ1、2　⊙3、0
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・3　・7　・9　・12　・
・単板張り パーティクルボード		・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18　・
・ハードボード(素地) ※規制対象外　・第三種	HB	・無研磨板(・スタンダード　・テンパード) ・研磨板　(・スタンダード　・テンパード)
・インシュレーションボード	IB	A級(・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18　・

合板

種類	表面樹脂名	材面の品質	防虫、防腐	厚さ	備考
普通合板	・ラワン樹種 ・しな樹種		・あり　・なし		
難燃合板					
耐水合板					
天然木化粧					

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない

23 吸音材

種類	種類の記号	厚さ(mm)
・ロックウール吸音ボード1号	RW−B	※25　・
※グラスウール吸音ボード32K	GW−B	※25　・

㉔ 壁紙張り　材質　※無機質　(6.14.2)
防火性能　⊙不燃　・準不燃　・難燃

素地ごしらえ　(6.14.3)(表7.2.4)(表7.2.7)
モルタル、プラスター面　※RB種　・RA種(施工箇所:　)
せっこうボード面　※RB種　・RA種(施工箇所:　)

25 モルタル塗り　吸水調整材　(6.15.3)

全面部分(%)		接着強度(N/mm²)	界面破断率(%)
表示値±1、0		0、98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
防水剤(防水モルタル塗りの混入剤)
防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

混合割合		曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下		70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。
既製目地材　※適用しない　・適用する

26 陶磁器質タイル張り　タイルの種類　(6.16.3から4)

施工箇所	形状・寸法	生地	釉薬	役物	備考

役物:標準的な曲がりの役物は、一体成形とする。
タイルの見本焼き　※行わない　・行う(※外装タイル　・　)
内装タイル　※壁タイル接着剤張り　・改良積上げ張り
接着力試験　・行わない　・行う　(6.16.2)
セルフレベリング塗　種類　・せっこう系　・セメント系　厚さ等　mm　(6.17.2から3)
グラスウール

㉗ フリーアクセスフロア　構成材　・塩ビ製　・鋼板製　・木質製　⊙アルミダイキャスト　(20.2.2)
構法　※　パネル構法　・　溝構法
寸法　※　500(mm)×500(mm)　⊙　仕上り高さ:　150　(mm)
⊙アースレスティ製同等品　⊙5000N　パネルロックシステム付
スロープ、ポーダー及びコンセンの取付対応　※　製造所の標準仕様　・　図示

28 可動間仕切(パーティション)　表面材種　※　内装用樹脂フィルム積層鋼板　・　mm　(20.2.3)
品質は、JIS A 6512によるものとする。【構造形状、構成基材、遮音性能】
ダイヤパーティション60又は同等品

29 移動間仕切　遮音性能　・　一般タイプ　(20.2.4)
・　遮音タイプ(JIS A 6512の遮音試験に準拠し、透過損失として36dB以上のもの。)
表面材　※　鋼板　・　表面仕上げ:　・　焼付塗装　・　壁紙張り

30 階段滑り止め　材種:　形状:　寸法:　(20.2.7)
取付方法　※　接着工法　・　埋込み工法

31 黒板　種類　※　焼付け黒板　・　研ぎ出し黒板　色彩:　※　緑　・　黒　(20.2.9)
枠　※　アルミニウム製　・　木製

32 ホワイトボード　種類　※　ホーロー　・　色彩:　※白　・　(20.2.9)
枠　※　アルミニウム製(行事用は、打合せにより文字ライン入り)

33 掲示板　種類　※　スポンジシート(アルミ枠)　・　色彩:

34 衝突防止表示　※　図示による。(市販品　※スチンレス製　径※約30mm　・　mm/・　両面　・片面)　(20.2.11)

㉟ ピクトサイン　形式　⊙　面付型　⊙　埋出型　・　点字型　(20.2.11)
室名表示等　材質　⊙　アクリル製　・　ステンレス製　・　アルミ製　・　木製
(20.2.14)

㊱ ブラインド

形式	開閉方式	スラットの材質	スラットの成型幅
※横型	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式　・電動式	※アルミ合金製 ・	※25 ・
・縦型	・1本操作コード　・2本操作コード	・アルミ　・クロス	・80　・100

37 ロールスクリーン　材種　設計　品質　(20.2.15)

38 カーテン　形式　・片引き　・引分け　引分け装置　※ひも引き　・電動　(20.2.16)
ひだの種類　・フランスひだ　・箱ひだ　・つまひだ　・プレーンひだ　・片ひだ
きれ地の品質等　暗幕、遮光用カーテン、医療用カーテン

39 カーテンレール　材種　・アルミ合金製　・ステンレス製　(20.2.16)
形状　・シングル　・ダブル(ただし、暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。)

40 カーテンボックス　※　図示による。
・　市販品(アルミニウム製　押出し型材)　溝幅*深さ(mm):

41 くつふきマット　マット　・塩ビ製ラインマット　・硬質アルミ　・ブラシタイプマット
・ゴム製　※ステンレス製
受枠　※ステンレス製　・硬質アルミ合金製

42 消火器　種類　※粉末ABC消火器(・4型　・6型　※10型　・20型)　・
なお、申請手続も本工事にて行うこととする。
消火器ボックス　※設ける(※　全埋込型　・　掲置型)<文字表示入り>　・　設けない

㊸ 造り付け家具　家具製作所にて製作するものとし、製作に先立ち施工図作製の上、監督職員、関係者の承諾を得る。

44 建物銘板　※図示による。

㊺ あと施工アンカー　⊙あと施工アンカー
施工方法　⊙　接着系　(※　有機系　・　接着剤　)
・　金属拡張系　(※　本体打込式　・　)
試験等　性能確認試験　※行う　・行わない
施工確認　※行う　・行わない
・既設インサート及びアンカーボルトを　※使用しない　・使用する

⑦ 塗装改修工事

① 材料　・屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材とする。　(7.1.3)

② 下地調整　(7.2.2から7)(表7.2.1から7)

下地面の種類	施工	下地調整の種別	備考
木部	・塗替　・新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
鉄鋼面	⊙塗替　・新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛メッキ面	・塗替　・新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛メッキ面(鋼製建具)	・塗替　⊙新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
モルタル、プラスター面	・塗替　・新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
コンクリート、ALCパネル面 押出成形セメント板面	・塗替　・新塗	・RA種　※RB種　・RC種	
せっこうボード、その他ボード面	・塗替　⊙新塗	・RA種　※RB種	

③ 錆止め塗料塗り　⊙塗料種別　鉄鋼面　※A種　・B種　(表7.4.1から6)
亜鉛メッキ鋼面　※A種　・B種　・C種
⊙塗料塗り　新規鉄鋼面　見え掛り部　A種
新規鉄鋼面　見え隠れ部　B種
鉄鋼面　塗替え　C種
亜鉛メッキ鋼面　鉄鋼建具等　A種
亜鉛メッキ鋼面　塗替え　C種

④ 合成樹脂調合ペイント塗り　・木部　新塗　外部(・A種　・B種　・C種)　内部(・A種　・B種　・C種)　(7.5.2)(表7.5.1)
塗替　(・A種　・B種　・C種)
⊙鉄鋼面　(・A種　⊙B種　・C種)　(7.5.3)(表7.5.2)
・亜鉛メッキ鋼面　新規鉄面の塗り　(・A種　※B種　・C種)　(7.5.4)(表7.5.3)
鋼製建具面等の塗り替え(※A種　・B種　・C種)
その他の塗り替え　(・A種　※B種　・C種)

5 クリヤラッカー塗り　・クリヤラッカー塗り　(・A種　※B種)　(7.6.2)(表7.6.1)

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り　・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り　(・A種　※B種)　(7.7.2)(表7.7.1)

⑧ 耐候性塗料塗り　(7.8.2から4)(表7.8.1から3)

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備考
鉄鋼面	※A種　・B種　・C種	・A種　※B種　・C種	
亜鉛メッキ鋼面	※A種　・B種　・C種	・A種　※B種　・C種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	※A−1種・B−1種・C−1種 ※A−2種・B−2種・C−2種	・A−1種※B−1種・C−1種 ・A−2種※B−2種・C−2種	

上塗り等級　鉄鋼面　(・1部　・2部　・3部)
亜鉛メッキ鋼面　(・1部　・2部　・3部)

⑨ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP−G)　⊙コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面(・A種　※B種　・C種)　(7.9.2)(表7.9.1)
・木部　新塗(※A種　・B種　・C種)　塗替(・A種　※B種　・C種)　(7.9.3)(表7.9.2)
・鉄鋼面　(・A種　※B種　・C種)　(7.9.4)(表7.9.3)
・亜鉛メッキ面　(・A種　※B種　・C種)　(7.9.3)(表7.9.2)

⑩ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)　・合成樹脂エマルションペイント塗り　(・A種　※B種　・C種)　(7.10.2)(表7.10.1)

11 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)　・ウレタン樹脂ワニス塗り　(・A種　※B種)　(7.11.2)(表7.11.1)

12 オイルステイン塗り　・オイルステイン塗り　(7.12.2)(表7.12.1)

13 木材保護塗料塗り　・木材保護塗料塗り　(・A種　※B種)　(7.13.2)(表7.13.1)

⑭ 合成樹脂エマルション模様塗り　⊙合成樹脂エマルション模様塗り(吹付け&塗装)

8 耐震改修工事

1 基礎支持地盤の確認　根切り完了後、監督職員の承諾を得て施工する。また、支持地盤で設計支持力が得られないと見込まれる場合は、監督職員と協議の上、適切な処置を取ること。　(3.2.1)

2 埋戻し及び盛土　種別　・A種　※B種　・C種　・D種　不足分は、良質土搬入する。　(3.2.3)

3 建設発生土の処理　・構内指示場所敷きならし　・構外指示場所敷きならし　※構外搬出適切処理　(3.2.5)

4 山留め　・自立鉄鋼板　・切梁腹起し鉄鋼板　(3.3.1)

5 試験掘削　杭の本数　※最初の1本　・監督職員の指示による。　○箇所　(4.2.2)
・杭載荷試験　○箇所　載荷荷重:○○○kN　試験方法　(4.2.3)
・平板載荷試験　○箇所　載荷荷重:○○○kN　試験方法　(4.2.4)

7 既製コンクリート杭

杭の種類	規格・材質
※	※JIS　(・A種・B種・C種) ・建築基準法の認定品

(4.3.2)
施工法　※　セメントミルク工法　・　打込み工法　・特定埋込み杭工法　(4.3.3から5)
杭先端の形状　・開放型　・半開放型　※閉そく型(・ベンシル型　※平坦型)
継手　・アーク溶接　・実溶接継手　・
杭頭の処理　※　ダイアモンドカッター　・油圧カッター　・手ばつり　(4.3.8)

8 鋼杭　鋼杭の種類　・鋼管杭(種類:　)　・H形鋼杭(種類:　)　(4.4.2)
杭先端の形状　※　開放型
施工法　・　打込み工法　・特定埋込杭工法　(4.3.3から5)
杭先端の形状　※開放型　・半開放型　・閉そく型(・ベンシル型　※平坦型)
継手　・
杭頭の処理　・ダイアモンドカッター　・油圧カッター　・手ばつり　(4.3.8)

9 場所打ちコンクリート杭　※　構造特記による。　(4.5.3)、(表4.5.1)
コンクリート種別　・A種　・B種
コンクリートの設計基準強度　N/mm2
掘削工法　・アースドリル工法　・リバース工法　・オールケーシング工法　・　(4.5.4)
構造図による。　(別図1.1)

10 杭頭補強　※RC−40　(4.6.2)

11 砕石

12 床下防湿層　ポリエチレン系シート敷き　厚さ0、15mm以上　重ね・のみ込み寸法　250mm以上　(4.6.2)、(4.6.5)

13 土間下断熱材　特記仕様書(2)内装工事の「断熱材」による。　・　ポリスチレンフォーム敷き　厚さ30mm　梁側立下げ500mm以上

14 地盤改良　・無筋コンクリート地業　・セメント系固化材撹拌　・ソイルセメント杭
載荷試験　・一軸圧縮試験　・平盤載荷試験
品質確認試験　・一軸圧縮破壊試験(　)
・六価クロム溶出試験

15 鉄筋の種類　※異形鉄筋(JIS G 3112)　(5.2.1)
※SD295A　・D10　・D13　・D16　・D19
・SD345　・D19　・D22　・D25　・D29
・SD390　・D29　・D32　・D35　・D41
・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた鉄筋

16 溶接金網　網目形状寸法(※150*150　・100*100)　径(※6　・8)　規格JIS G 3551　(5.2.2)

17 鉄筋の継手　・重ね継手　・機械式継手(工法　種類)　・溶接継手　(8.3.4)
・ガス圧接継手　SD 345(径19mm以上)D19からD25、SD390　D29からD32

ガス圧接完了後の試験　※超音波探傷試験　・引張り試験　(8.3.8)

鉄筋の定着
・柱に取付ける梁の引張り鉄筋の定着長さ・改修標仕による。　・構造配筋標準図による。　(8.3.8)(表8.3.4)
・上記以外の鉄筋の定着長さ　・改修標仕による。　・構造配筋標準図による。

18 各部の配筋加工及び組立　・別図による。　・標仕による。　・構造配筋標準図による。　(8.3.1から3)

19 あと施工アンカーの材料　あと施工アンカーの材料　(8.12.1)
・金属系アンカー(耐震補強用)(径:　)
※接着系アンカー　(径:　)
アンカーの仕様は、耐震補修工事仕様書による。

穿孔前の埋込み配管等の探査　(8.12.4)
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。
・はつり出しによる。
あと施工アンカーの施工性の引張試験　・行う　・行わない　(8.12.7)

20 コンクリートの種類強度、及び品質　レディーミクストコンクリートの類別　(8.1.3)(表8.1.1)
※I類　・II類
普通コンクリートの設計基準強度　(8.1.4)(8.2.5)(8.6.2)(表8.2.4)(表8.6.1)

設計基準強度Fc(N/mm2)	構造体温度補正値(S)	スランプ(cm)	施工箇所	備考
・18　※21　・24	改修標準仕様による			
・18　・21　・24	改修標準仕様による			
・18	改修標準仕様による			

調合管理温度=FcTS
・コンクリートの打放し仕上げ　種別　・A種　・B種　・C種　(8.1.4)(表8.1.3)
セメントの種類　(8.2.5)(表8.2.3)
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
・高炉セメントB種(適用場所:　)　・早強ポルトランドセメント(適用場所:　)
混和材料の種類
※AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤　・膨張性混和材

21 軽量コンクリート　種別　※1種　・2種　(8.9.1)
設計基準強度　(N/mm2)　気乾単位容積質量　(t/m3)
施工箇所(　)

22 型枠　せき板の材料　改修標仕による。
外部に面するコンクリート打放し仕上げの打増し厚さ　mm
シアコネクタをセパレーターとして使用　・あり　※なし

23 モルタル及びグラウト材　設計基準強度　(N/mm2)　気乾単位容積質量　(t/m3)
構造体用モルタル　(8.2.6)
フロー値(　)　施工箇所(　)

柱底均しモルタル　※無収縮モルタル　(8.2.11)
圧縮試験　・行う　・行わない
流動性試験　・行う　・行わない

24 鉄骨製作工場　※構造物製作認定工場の認定グレード
(・S　・H　・M　・R　・J)以上で監督職員の承諾する工場
入熱、パス間温度の溶接条件
適用箇所　・図示　・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
※図示　・

25 施工管理技術者　※適用する　・適用しない　(7.1.4)

26 鋼材　鋼材の材質　(8.2.8)(表8.2.7)

種類の記号	適用箇所	規格等

27 高力ボルト　板圧方向に引張力を受ける鋼材の試験　・行う　※行わない　(8.2.14)
種類　(8.2.9)
※トルシア形高力ボルト　(径:　)
・JIS形高力ボルト　(径:　)
・溶融亜鉛メッキ高力ボルト(径:　)

28 開先の形状　・別図による。　・鉄骨工作標準図による。
スカラップ　※改良型スカラップ　・ノンスカラップ

29 鉄骨工作仮組　・行う　※行わない　(8.13.10)

30 溶接部の試験　完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　※行う　・行わない　(8.15.12)
スタッド溶接　隅肉溶接部の浸透探傷試験　・行う　・行わない　(8.16.6)

31 錆止め塗料　耐火被覆材の接着する面の塗装　(8.18.8)
・行う(※JIS K　・　)
塗料の種別　※A種　・B種

32 耐火被覆材

種別	材料及び工法	材料及び工法	性能 (7.9.2)
・耐火材吹付け	ロックウール	・半乾式 ・湿式	建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・耐火板張り	・無石綿ケイ酸カルシウム板		建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・耐火材巻付け	・		建築基準法の指定又は認定を受けたもの
・ラス張りモルタル塗り	・樹仕15厚2層による		所定の耐火性能を有するもの

33 既存コンクリート部分の撤去等　既存構造体の撤去範囲　・図示による。　(8.21.2)
はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置　・先端にキャップ取付　・発泡スチロールで養生

34 既存コンクリート面の目荒し　適用範囲　(8.21.3)
※既存コンクリートとの打継ぎ面
※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面
目荒らしの範囲
※柱・梁面　打継ぎ面又は接合面全面の3/4以上
※壁面　打継ぎ面又は接合面全面の1/3程度
目荒らしの程度
※平均深さ5から10mm(最大深さ10から15mm)程度の凹部を施す。

コンクリートの打込み　工法の種類　・流込み工法　・圧入工法　(8.21.8)
(19.9.2)(19.9.3)

種類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・断熱材兼用型枠	・木質系 ・コンクリート系 ・プラスチック系	※壁(図示の範囲) ・	※40以下 ・	断熱抵抗 =厚さ/熱伝導率 =0、676以上 (m2・k1/w)
		製造所　建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の開発」において、評価を取得したもの。		

35 鉄骨ブレースの設置　・割裂補強筋(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設にも入れておくこと。)　(8.22.7)
・スパイラル筋
・はしご筋
仕上げ(　)

36 柱補強　・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法　(8.23.5)
・柱頭柱脚の隙間
・鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法
柱頭柱脚の隙間部分の型枠
※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む　・図示

37 連続繊維補強工法　材料・形状(　)　(8.24.6)
工法
※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法
・
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・2500N/mm2以上
・3000N/mm2以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・2、35×10⁵N/mm2程度
・2、00×10⁵N/mm2以上
下地調整
仕上げモルタルの除去
※行う　・行わない
柱の隅角部の面取り
※工法の評価内容による。

38 耐震スリット　スリット部の配管等の探査　(8.24.6)
※探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。
・はつり出し

9 環境配慮(グリーン)改修工事

1 外断熱改修工事　断熱材の種類　(9.3.2)

材料名	厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・押出法ポリスチレンフォーム
・硬質ウレタンフォーム	・フェノールフォーム
・ロックウール	・グラスウール

外装材の種類　(9.3.2)

・	防火性能	

既存外壁の仕上材の撤去　・あり　・なし　(9.3.3)
下地面の清掃及び下地調整　※断熱材製造所の指定する仕様

通気層　・あり(　mm)　・なし　(9.3.4)
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
特記なき事項は、製造所の仕様による。

2 屋上緑化改修工事　システムの種類　(9.4.1)
・管理型　・省管理型
その他特記事項は図示

10 排水工事

1 排水溝　種類　・U字溝　・現場打側溝　・勾配可変側溝
ふたの種類　・グレーチング蓋　歩道用ノンスリップ細目　・コンクリート蓋
・天然石充填透水蓋　カネソウ同等品以上　・樹脂製蓋
・化粧蓋　カネソウ同等品以上

2 排水管　種類　・硬質塩化ビニル管(※VP・VU)　(21.2.1)
・遠心力鉄筋コンクリート管(外圧管　※1種　・2種)
・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RS−VU、RF−VP)
車道部の排水管の敷設　※　図示　・砂基礎(地業厚さ200mm以上　材料:山砂の類)

3 排水ます　ますの種類　・現場施工　(21.2.2)
・既製品(環境に配慮した材料として、一般廃棄物の溶融固形化物等を極力使用すること。
製品はJIS製品、JIS に規定のない製品は、JIS工場製作品又は同等品とする。)
ふたの種類
・コンクリート蓋
・マンホール蓋　(21.2.2)
適用荷重　・T−2用　・T−6用　・T−14用　・T−20用　・T−25用
・グレーチング蓋　(21.2.2)
材質　・鋼製　・ステンレス製
適用荷重　・歩行用　・T−2用　・T−6用　・T−14用　・T−20用　・T−25用
・化粧蓋

◆NOTE◆

製図最新日				
	1回目R6.07.31		5回目	
	2回目		6回目	
	3回目		7回目	
	4回目		8回目	

◆設計事務所◆
株式会社 水原建築設計事務所
TEL 0749-22-1679
FAX 0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合
TEL 0748-22-7600
FAX 0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆
建築改修工事特記仕様書(3)

◆縮尺◆
—

確認者　確認者　図作者　図作者

A−3

◆図面番号◆

11 舗装工事

1 路床
遮断層　※ 設ける（・川砂 ・山砂） ・設けない ・厚さ　(22.2.2)（22.2.3）
盛土に用いる材料　(22.2.3)（表3.2.1）
・A種 ※B種 ・C種 ・D種
路床安定処理
※添加材料による安定処理　(22.2.3)（表22.2.1）
種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
・生石灰（　　） ・消石灰（　　）
添加量 ｋｇ／m3（目標ＣＢＲ ※5以上 ・　　）

・路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験 ・行う（※乱した土 ・乱さない土） ・行わない　(22.2.5)
・締固め度試験 ・行う ・行わない

2 路盤
種別 ※ 再生クラッシャラン ＲＣ－４０ ・クラッシャラン Ｃ－４０　(22.3.2)（22.3.3）
厚さ：　(mm)

3 アスファルト舗装
・アスファルト舗装 材質：※ 再生アスファルト ・ストレートアスファルト　(22.4.2から4)
車道部の基層 ※ なし 厚さ(mm) 表層 ※ ５０ ・
・あり 厚さ(mm) 表層 ※ ３０ ・ 基層 ※ ５０ ・
締固め度試験
・シールコート ・行わない ・行う　(22.4.5)
・混合物の抽出試験 ・行わない ・行う　(22.4.6)
・締固め厚及び舗装厚さ切取り試験 ・行わない ・行う

4 コンクリート舗装　(22.5.2)、(22.5.3)
(22.5.3)
注入目地材料 ・使用する ・使用しない　(表22.5.3)
溶接金網 ※ あり ・なし　(22.5.3,4)
厚さ試験 ・行わない ・行う　(22.5.6)
混合物の試験 ・行わない ・行う
ニート工法の試験 ・行わない ・行う
塗布工法の試験 ・行わない ・行う

5 カラー舗装
・カラー舗装 材質：※ 着色加熱アスファルト混合物（表層の種類 ※ 密粒 ・ 細粒）　(22.4.2から4)
・
車道部の基層 ※ なし 厚さ(mm) 表層 ※ ５０ ・
・あり 厚さ(mm) 表層 ※ ３０ ・ 基層 ※ ５０ ・　(22.6.6)

6 透水性アスファルト舗装
・舗装厚さの試験　(22.7.6)
アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う

7 ブロック系舗装
・コンクリート平板舗装　(22.8.2)、(22.8.3)
種類 ※ 普通平板 ・カラー平板 ・洗い出し平板 ・擬石平板
寸法(mm) ※ ３００角 ・ 厚さ(mm) ※ 目地材 ※ 砂 ・ モルタル
・インターロッキングブロック舗装　(22.8.3)
種類 ※ 標準ブロック ・透水性ブロック ・誘導、注意喚起用ブロック ・
厚さ(mm)
・舗石舗装
基層の種類 ※ コンクリート舗装 ・アスファルト舗装　(22.8.3)
種類

8 真砂土舗装
形状寸法

9 路面表示用塗料
品質 ＪＩＳ Ｋ ５６６５による。 ※3種1号 ・ 色 ・
寸法 幅(mm) ※ １５０・１００・５０ 厚さ(mm) ※1．０ 施工 ※ 溶融式

10 縁石等
歩車道境界ブロック ・A型 ・B型 ・C型　(22.9.1)

11 砂利敷
形状寸法 ・ 図示

12 植栽工事

1 植栽基盤整備工法
種別 ※ A種 ・B種 ・C種 ・D種　(23.2.2)、(表23.2.2)
2 植込み用土
※ 客土 ・ 現場発生の良土　(23.2.3)
3 支柱
材質 ※ 加圧式防腐処理丸太 ・竹　(23.3.2)
形状 ・鳥居型 ・ハッ掛型 ・布掛け型 ・三脚型 ・四脚型 ・ワイヤ掛け型 ・地下埋設型
4 枯損樹木等の処置
※ 引渡しの日から１年 ・引渡しの日から 年　(23.3.4)、(23.3.6)、(23.4.7)
5 芝張り
種別 ※ こうらい芝 ・野芝 ・　(23.4.2)
6 樹種銘板
樹種ごとに、２割以上設置すること。 材質・寸法 ※ 図示による。
7 芝方式
ポット苗 6cm ・土壌改良
8 屋上緑化　(23.5.2)
9 人工芝
材質：ナイロン（クリンプ糸） パイル長： mm 施工： 施工場所：

13 ユニバーサルデザイン工事

1 視覚障害者用床タイル
・屋内用 材質 ・塩化ビニル ・レジンコンクリート ・タイル
寸法 ※ ３００(mm)×３００(mm) ・ 厚さ(mm)：
・屋外用 材質 ・レジンコンクリート ・タイル ・溶融式
寸法 ※ ３００(mm)×３００(mm) ・ 厚さ(mm)：

2 鏡
枠 ※あり ・なし 厚さ ※ 5mm ・
参考型番

3 手摺
材質 ・ステンレス製 ・樹脂抗菌被覆（芯材：ステンレス）木目調 ・木製（ブラケットステンレス）
参考型番

4 補助手摺
材質 ・ステンレス製 ・樹脂抗菌被覆（芯材：ステンレス）木目調 ・木製（ブラケットステンレス）
参考型番

5 点字標示
材質 ・ＶＵ樹脂インク点字加工 ・透明塩ビシート又はダイノックシート
参考型番

6 総合案内板
図示による。

7 案内標識
・材質 ・施工箇所

8 建具取手
レバーハンドルを原則とする。

9 点字鋲
材質 ・アルミ製 ・ステンレス製 ・真鍮製 ・ナイロン製

15 解体工事

① 一般共通事項
・本工事は、工事請負契約及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面により完全に施工すること。
② 保険等
・受注者は、工事の内容に応じた建設工事保険等を付するものとする。
③ 近隣住民説明
・受注者は、工事に先立ち、監督職員と協議の上、地元自治会、近隣住民等に対して「工事のお知らせ」等を配布し、周知するとともに、工事説明に出席すること。
④ 事前調査
・着工に先立ち調査を行い、施工計画書を作成して監督職員に提出し、協議を行うこと。
・施工計画書は、解体共通仕様書に基づき作成すること。また、産業廃棄物の搬出運搬経路図、登録運搬車両ナンバー一覧を添付すること。
・受注者は、別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事支障がないよう施工のこと。
・受注者は、工事の着手前及び完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の綿密な調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認し、記録すること。
・万一、損傷等が生じた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋工作物についても同様とする。
・なお、家屋調査については、家屋調査士を有する業者へ依頼し、詳細に調査を実施すること。
⑤ 施工数量調査
※ 施工に先立ち、施工数量調査を行い、調査結果を監督員に報告する。　(解1.5.2)
調査範囲 ※ 本工事の対象となる範囲全て
・
調査方法 ・ 設計図書及び現地調査
・
・ 不要

⑥ 近隣対応について
・受注者は、工事期間中、近隣施設及び近隣自治会との調整を随時図ること。
・近隣に対する工事騒音、臭気が発生する工事（工事着手日、搬入ルート）は、監督職員に事前報告をし、近隣への告知等の対処を行うこと。

⑦ 仮設工事等
・仮囲いは、図示によるほか、安全確保として仮設計画書等の資料を立案し、監督職員、担当課と協議の上、承諾を得て、必要な部分に随時設置すること。
・敷地周辺の指定場所に、周辺住民に工事進捗状況を周知する工程看板を設置すること。
・重機、廃棄物運搬車の搬入経路は、しっかり養生を行うこと。また、搬出入時において、道路等に損傷を与えたり汚した場合、受注者の責任において現状復旧すること。また、処分場までの追跡を撮影すること。

⑧ 公害・安全対策
・工事着手前に当該施設及び付近の状況を調査し、公害並びに安全対策を工事完了時まで講じること。また、土曜日、日曜日、祝日の工事作業は、原則として禁止する。
・工事関係車両の出入り通過については、危険防止に努めるとともに、出入口及び必要箇所に、必ず安全監視員を配置すること。
・産業廃棄物及び産業廃棄物以外の廃棄物は、搬出簿を作成し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のＡ票、Ｄ票もしくはＥ票の写しを添えて提出すること。
・工事写真は、取り壊し前、取り壊し中、取り壊し後を撮影すること。

⑨ 取り壊しの記録

⑩ 関係法令の遵守
・受注者は、工事に伴う、道路占用許可、公害（騒音、粉塵）対策に係る諸申請書並びに関係法令に照らし合わせ、必要な手続を行い工事施工のこと。
・工事着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による建築物除去届、建築リサイクル法の届け及び工事に関する一切の届出を所轄官庁に提出すること。
・工事施工中、周辺道路、工作物、農地には、工事による支障をきたさぬよう十分に配慮すること。また、事前事後の調査（写真撮影）を行い、不備があった場合は、確実に復旧すること。
・工事施工中、敷地内外の清掃、除草等環境美化に努力すること。
・工事施工中、現場より発生する建設産業廃棄物は、関係法規を遵守し、適正処理を行うこと。
・敷地周囲の既設側溝については、清掃後レベル確認を行うこと。
・工事区域内の地中埋設配管（給水、排水、ガス等）については、特記を除き監督職員の指示によりブラグ止めの処置をし、原則として全て撤去とする。給水管、汚水排水管、ガス管等の撤去についても、申請業務、必要な手続を含め本工事とする。
・図面記載数量は、参考数量を示すものであるので、工事着手前に調査を行い、現場の状況を十分に把握すること。
・敷地内開電柱、有線柱、ＮＴＴ配線及び引込配線メーター等の撤去に伴う申請については、各関係機関と協議の上、申請業務、及び必要な諸費用を含め本工事とする。
・本工事にて、解体建物として指示のある建物については、内部の備品、機械類を含め処分を行うこと。
・上記において、発生する家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）にはリサイクル料金は、別途とする。
・解体に先立ち、ＰＣＢを使用している器具の有無を調査し、結果を報告すること。
・ＰＣＢを使用した器具については、監督職員の指示に従い指定された場所に搬出すること。

⑪ 緊急時の対策
・緊急時の連絡体制票は、必ず現場事務所に設置し、監督職員に提出すること。
・次に掲げる緊急時施工体制表を提出し、対策について監督職員の承諾を得ること。
自然災害（荒天時）・・掘削面の崩壊、足場、仮囲いの倒壊
自然災害（地震時）・・火災、燃料の流出、掘削面の崩壊、足場からの転落
事故（運搬事故）・・人身事故、車両事故、廃棄物の飛散・流出
事故（作業事故）・・車両同士の接触、重機の転倒、巻き込まれ、掘削面の崩壊、転落
事故（施設事故）・・停電、電線・電話線の切断、解体建物の崩壊
その他異常時（周辺環境事故）・・現場周辺への廃棄物漏洩えい

⑫ 騒音振動の防止
・低騒音型、低振動型建設機械指定要項に基づき、指定された建設機械を使用すること。

⑬ その他の注意事項
・特別管理廃棄物及び特殊な建設副産物について、調査を行い適正に処理すること。
・溶断等火気を使用する場合は、火の粉等が飛散しないよう対策を講じるとともに、火気を使用する付近に消火器を準備すること。
・工事現場の整理整頓を行い、事故、有害物の漏えいのない現場管理を行うこと。
・解体材を敷地内において焼却したり埋設することは、一切認めない。また、ガラスは、破片を残さないよう特に注意すること。
・既設建築部分で、本工事に影響のある部分は、全て解体撤去処分とする。見切りは、原則として、全てダイヤモンドカッター切りによるものとする。
・解体に伴う仮囲い、養生等は、受注者の責任において騒音、粉塵が発生しないよう十分配慮すること。

・特別管理産業廃棄物

種類	分析調査	保管、処分	備考

・特殊な建設副産物

種類	分析調査	保管、処分	備考

16 アスベスト解体工事

① 工事仕様
・本特記仕様書によるほか、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び環境省水・大気環境局大気環境課がとりまとめた「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」及び東近江市の「石綿含有建材等の除却等を伴う解体工事の手引き」による。
② 事前調査
※ 事前調査は建築物石綿含有建材調査者の資格を有すること。　(解1.4.1)
調査範囲 ※ 本工事の対象となる範囲全て
・
資与等 ・新築時設計図書 ・石綿含有分析結果書 ・その他（　　）
・本工事の除去等作業に伴い、石綿含有建材の有無を確認するため分析調査を行うこと。　(解1.4.1)

3 分析調査

箇所又は室名	使用箇所	調査対象材料	備考

④ 事前説明
・「解体等工事に係る事前調査説明書」により事前調査について説明を行うこと。
（「石綿含有建材の除去等を伴う解体工事の手引き」参照）

5 システムによる報告
・石綿事前調査結果報告システムにより事前調査結果を知事及び労働基準監督署に報告すること。

6 届出
・東近江環境事務所と協議の上、「特定粉じん排出等作業実施届出書」（２部）を作成し、監督職員に提出すること。
・東近江労働基準監督署と協議の上、「建設工事計画書」を作成し、提出すること。
・「特定粉じん排出等作業実施届出書」に伴う東近江環境事務所の現地審査に立会し、対応を行うこと。

7 立会
・不隔離空間全体からの石綿漏えい確認のための石綿濃度の測定を行うこと。　(解6.1.3)

8 石綿粉じん濃度測定

測定時期	測定場所	測定点数	備考
処理作業前	石綿除去作業場内 敷地の境界又は施工区域境界	4	
処理作業中	石綿除去作業場内 セキュリティーゾーン入口 負圧徐じん装置の排出口 敷地の境界又は施工区域境界	4	
処理作業後	石綿除去作業場内 敷地の境界又は施工区域境界	4	

・アスベスト粉じん濃度測定の時期等は、国道交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）」の解説6.1.3を参照すること。
・環境省の「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」に定めた測定方法により実施すること。

9 管理責任者
・特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。

10 石綿含有吹付け材
(解6.3.1-4)
石綿含有吹付け材の処理等

箇所又は室名	使用箇所	参考数量	使用材料名	備考

除去工法 ※ 飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去
・　(解6.3.2)
飛散抑制措置 ※ 湿潤化 ・ 固定化　(解6.3.2)
処分方法 ※ 埋立処分(a) ・ 中間処理(b)　(解6.3.3)

11 石綿含有保温材等
石綿含有保温材等の処理等　(解6.4.1-4)

箇所又は室名	使用箇所	参考数量	使用材料名	備考

除去工法 ・ 切断又は破砕して除去　(解6.3.2)
※ 原形のまま手ばらし　(解6.3.2)
・ 封じ込め工法
・ 囲い込み工法
・ グローブバッグを使用して除去
飛散抑制措置 ※ 湿潤化 ・
処分方法 ※ 埋立処分(a) ・ 中間処理(b)

12 石綿含有成形板等
石綿含有成形板等の処理等　(解6.5.1-4)

箇所又は室名	使用箇所	参考数量	使用材料名	備考

除去工法 ※ 原形のまま手ばらし
・ 常時湿潤化した状態で切断又は破砕
飛散抑制措置 ※ 養生シート等 ・　(解6.5.1)
除去後の処理 ※ 埋立処分(ｽ)(b)① ・ 中間処理(ｽ)(b)②　(解6.5.3)

13 石綿含有仕上塗材
石綿含有仕上塗材の処理等　(解6.6.1-5)

箇所又は室名	使用箇所	参考数量	使用材料名	備考

除去工法 ・ 高圧水洗工法
・ 剥離剤を用いる工法
・ 電気グラインダー等を使用する工法
・ ウォータークリーン工法　(解6.6.1)
除去後の処理 ※ 埋立処分(ｽ)(b)① ・ 中間処理(ｽ)(b)②　(解6.5.3)
処分方法 ・ 汚泥処理　(解6.6.4)

14 報告書
・ 石綿含有建材の除去等作業、廃石綿等の処分後には、「石綿含有建材の除去等を伴う解体等工事の手引き」に基づき作業記録報告書（１部）を作成し、提出すること。
・ 「特定粉じん排出等作業完了報告書」（２部）を作成し、監督職員に提出すること。
・ 「作業完了報告書」を作成し、東近江労働基準監督署に提出すること。

◆NOTE◆

製図最新日					
	1回目R6.07.31		5回目		
	2回目		6回目		
	3回目		7回目		
	4回目		8回目		

◆設計事務所◆
株式会社 水原建築設計事務所
TEL 0749-22-1679
FAX 0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合
TEL 0748-22-7600
FAX 0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆	◆縮尺◆	確認者	確認者	図作者	図作者
建築改修工事特記仕様書（4）	—				

A－4
◆図面番号◆

工事区分表

以下の項目は○印部分を区分して施工する。ただし、図面その他に特記のあるものは、それに従う。

	工事項目	建築	電気	機械			別途	備　考
１	躯体貫通スリーブ及び箱入れ、穴埋め補修	○	○	○				
２	設備用躯体貫通の補強筋及び開口部補強筋	○						
３	地下消火水槽、蓄熱槽等の躯体内外防水仕上、マンホール、タラップ、連通管							
４	点検口の製作取付け（床、壁、天井）	○						
５	吹出口、吸込口、照明器具、スピーカー等の埋込器具取付けのための穴開け、補強	○						
６	建物外壁に取付く給排気ガラリの製作取付け	○						（フィルター：機械）
７	建具ガラリの製作取付け	○						
８	防火区画、防火上主要間仕切り貫通部処理		○	○				
９	その他設備機器用基礎及び仕上げ	○						
１０	設備機器用既製品基礎・鉄骨架台基礎		○	○				
１１	設備機器取付けに伴うアンカーボルト取付け及び穴埋め補修		○	○				
１２	受水槽及びポンプ室付受水槽							
１３	高架水槽							補充水槽
１４	ＬＰＧバルクタンク等ベーパーライザー							
１５	各種水槽の電極棒及び配管、配線工事							
１６	全上電極座及び電極棒の調整							
１７	消火水槽							
１８	グリース阻集器（補強工事とも）							
１９	既製品流し、ガス台、吊り戸棚、水切り棚	○						
２０	ＩＨコンロ		○					
２１	電気温水機		○					
２２	既製品流しの排水金物			○				
２３	造り付流しの排水金物			○				
２４	洗面器、便所に取付の既製品防蝕鏡			○				
２５	洗面器、便所に取付の大型製作防蝕鏡	○						
２６	洗面化粧台及び鏡			○				
２７	便器、手洗い廻りの手摺							下地補強は建築工事
２８	小便器自動洗浄用の側電源配管、配線工事							
２９	フードの製作取付け							
３０	防火戸、防煙、防火シャッターの一次側配管、配線							
３１	防火戸、防煙、防火シャッターの二次側配管、配線、開放装置、調整							
３２	全上用の煙感知器連動装置、制御盤							
３３	昇降機							
３４	昇降機の出入口三方枠カゴ内インターホン取付け及び二次側配管配線、制御盤							
３５	昇降機の一次側配管、配線工事							
３６	防犯用配管工事		○					
３７	全上入線（電源送り）及び機器取付						○	
３８	フラッグポール							
３９	雨水排水の会所桝, 排水管							
４０	ルーフドレン及び竪樋配管工事							
４１	汚水、雑排水の会所桝、排水管			○				
４２	消火器・消火器収納ボックス	○						
４３	電話機器						○	
４４	ＣＡＴＶ		○					
４５	テレビ共聴受信		○					
４６	エアコン用スリーブ			○				
４７	空調リモコンの配管、配線工事（集中管理リモコンとも）及び試運転調整			○				
４８	空調機電源供給工事（室内機・室外機）		○					冷媒配管に共巻き
４９	空調機室内機から室外機間渡り配線工事			○				
５０	換気扇及び換気扇取付枠			○				
５１	天井扇、ダクト、ガラリ、ベントキャップ			○				
５２	天井扇、換気扇、サイクル扇のスイッチ取付け工事			○				
５３	湯沸器本体及び壁取付け用部材			○				
５４	給湯リモコン用配管、配線工事及びリモコン取付け			○				
５５	電動ブラインド・電動バトン・電動スクリーン取付け工事							
５６	電動ブラインド・電動バトン・電動スクリーン用配線工事（１次・２次）及びリモコン取付け							
５７	造り付け家具、備品の製作・設置	○						
５８	カーテン、カーテンボックス	○						
５９	サイン	○						
６０	コーナーカバー	○						
６１	プール							
６２	プールの給水・排水							
６３	床暖房の給湯器用のコンセント取付け							
６４	床暖房の二次側配管、配線、リモコン用配管、配線							
６５	ＦＦ式暖房器具の一次配管、配線							
６６	ＦＦ式暖房器具の二次配管、配線							
６７	ガス漏れ警報器の配管、配線、取付け							
６８	自家発電機の取付け							
６９	自家発電への配管、入線							
７０	シャワーユニットの一次側給水配管、給湯配管			○				
７１	シャワーユニットの給水配管、給湯配管の接続	○						
７２	シャワーユニットの一次側配管、配線		○					
７３	シャワーユニットの二次側配管、配線		○					
７４	全上機器の取付け	○						
７５	しゅん工引渡しまでの工事用、調整用電気、水道、ガス等の基本料金、使用料	○	○	○				
７６	諸官庁等の検査、その他必要な検査の申請手続	○	○	○				計画通知に係る手続は、監理者によるものとする。
７７	機械設備機器の一次側、二次側の配線、接続		○					
７８	発電機の設置、試運転、調整							
７９	発電機の一次側、二次側の配線、接続							
８０	本工事に伴う各設備の引込負担金						○	
８１	ＥＶ工事における各階出入口の孔あけ工事							
８２	ＥＶ工事における各階乗場出入口周囲のモルタル詰め又はロックウール詰め工事							
８３	ＥＶ工事における乗場据付け後の出入口廻りの壁・床及び建築物補修仕上げ工事							
８４	ＥＶ工事における屋上・開放廊下等直接外気と接する乗場における雨水よけ工事							
８５	ＥＶ工事におけるピット内防水及び埋め戻し工事							
８６	ＥＶ工事における受電箱までの動力電源・照明電源・接地線の引込み及びつなぎ込み工事							
８７	ＥＶ工事におけるインターホン・非常ベル、その他ＥＶに必要な配管配線設備							
８８	ＥＶ工事におけるピット点検用コンセント設備工事							
８９	ＥＶ工事における昇降路頂部の煙感知器設置工事（昇降路頂部から点検が可能）							
９０	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用における吊りボルト及びインサート		○	○				
９１	テレビ・エアコン等のリサイクル料							

設備用の開口補強数量表

１　設備用躯体貫通補強筋及び開口補強筋

(1) 梁貫通補強筋（貫通孔　Ｄ／３以下、梁巾－ ４００ 以下の場合、Ｄは梁せい）

貫　通　内　径（φ）	数　　量	備　　考

※貫通内径　１００φ未満の時は補強を必要としない。　　（　Ｈ：貫通内径　㎜　）

(2) 壁開口補強筋

開　口　面　積（㎡）	数　　量	備　　考

※壁筋を切断しない場合は補強を必要としない。　　（　Ａ：開口面積　㎡　）

２　設備用下地材開口補強

(1)　壁開口補強　軽量鉄骨壁下地、木軸等

開　口　寸　法	数　　量	備　　考

(2) 天井開口補強

開　口　寸　法	数　　量	備　　考
４５０×４５０	２９	天井点検口
３００×３００	２５	設備機器開口
４５０×４５０	８	設備機器開口
９００×９００	２	設備機器開口
３００×１２００	３９	設備機器開口
６００×１２００	１	設備機器開口
６００×１４００	３	設備機器開口

特記事項１　設備用の開口補強数量は、設計上の必要数量であり、施工上必要箇所と相違ある場合には、監督職員の指示により数量が増加する場合も工事金額内で処理する。

◆備考◆

製図					
最新日	1回目R6.07.31		5回目		
	2回目		6回目		
	3回目		7回目		
	4回目		8回目		

◆設計事務所◆
株式会社 水原建築設計事務所
TEL　0749-22-1679
FAX　0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合
TEL　0748-22-7600
FAX　0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆
工事区分表

◆縮尺◆
－

確認者	確認者	図作者	図作者

A－5

◆図面番号◆

■ 内部仮設計画・工程図　1/200

工程1　令和7年1月～令和7年3月

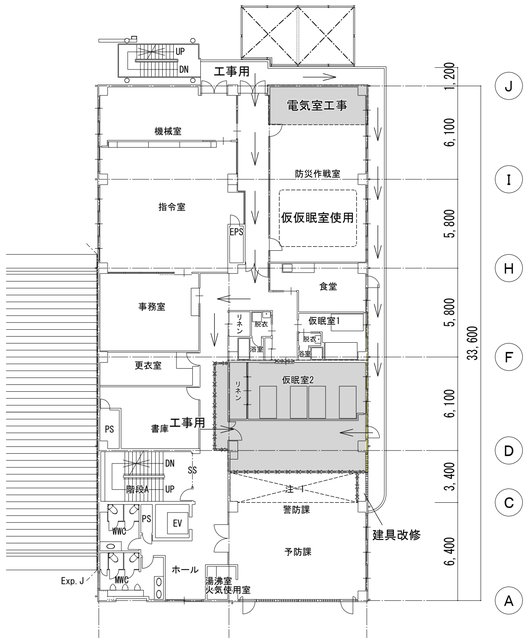

■工程-1

○改修工事エリア

・仮眠室2、警防課（一部）を男子仮眠室に改修

・防災作戦室の一部を電気室に改修

○施設側使用不可エリア及び工事中の運用

・仮眠室2

・防災作戦室の一部を仮の仮眠室に利用

（消防本部にて対応するため仮設工事等は別途とする）

・警防課・予防課：一部縮小

■凡例・特記事項

改修工事エリア

工事用動線

工事用仮囲い LGS下地PB t 12.5張り　隙間等は粉塵対応のこと

注-1　工事日時及び工事方法等について、事前に施設管理者と協議し承諾後に改修工事着手のこと。

工程2　令和7年4月～令和7年6月

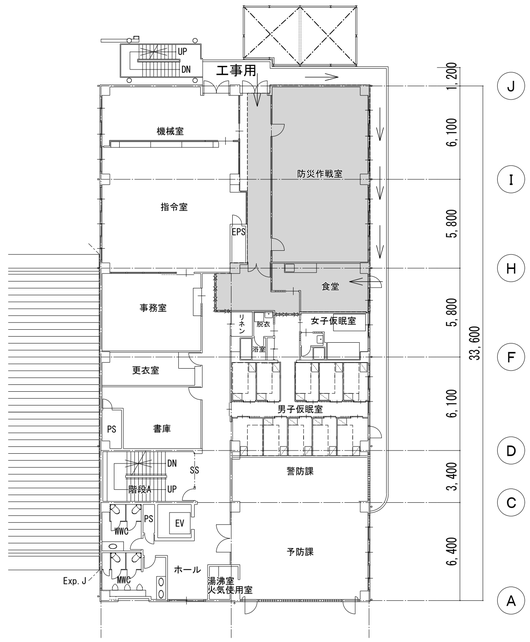

■工程-2

○改修工事エリア

・防災作戦室を電気室・指令室に改修

・食堂、廊下を事務室に改修

○施設側使用不可エリア及び工事中の運用

・防災作戦室、食堂

・女子仮眠室を食堂に利用

■凡例・特記事項

改修工事エリア

工事用動線

工事用仮囲い LGS下地PB t 12.5張り　隙間等は粉塵対応のこと

工程2　令和7年6月～令和7年7月

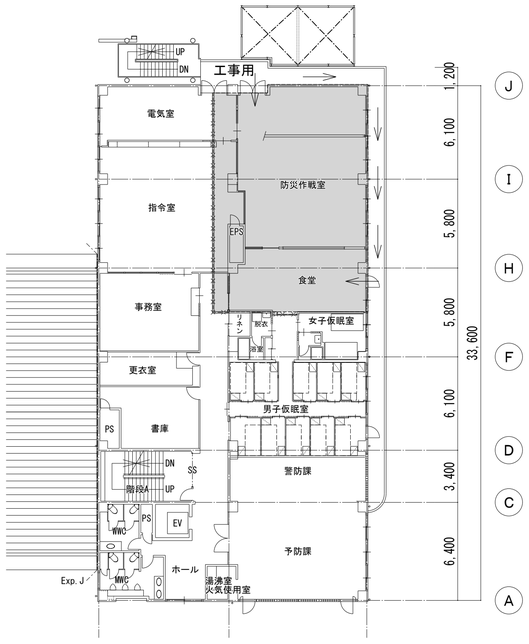

■工程-3

○改修工事エリア

・指令室～廊下間の壁を改修

・食堂、廊下を事務室に改修

○施設側使用不可エリア及び工事中の運用

・防災作戦室、指令室の一部、電気室の一部、食堂

・女子仮眠室を食堂に利用

■凡例・特記事項

改修工事エリア

工事用動線

工事用仮囲い LGS下地PB t 12.5張り　隙間等は粉塵対応のこと

工程4　令和8年5月～令和8年7月

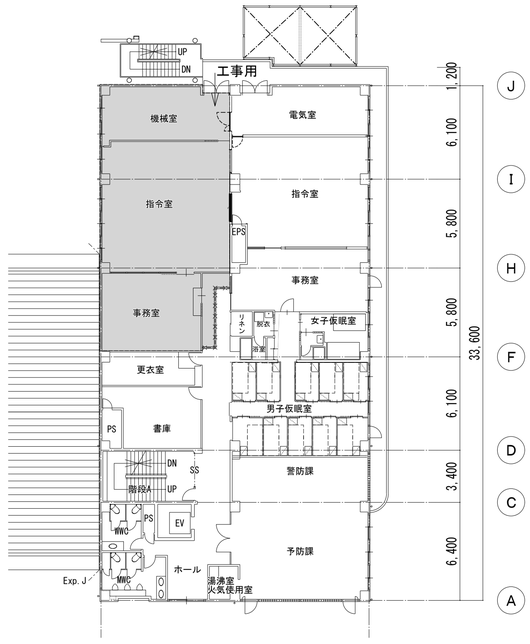

■工程-4

○改修工事エリア

・機械室, 指令室, 事務室を防災作戦室, 食堂, 電気室兼備品庫に改修

○施設側使用不可エリア及び工事中の運用

・防災作戦室、食堂

・女子仮眠室を食堂に利用

・新指令室運用開始

■凡例・特記事項

改修工事エリア

工事用動線

工事用仮囲い LGS下地PB t 12.5張り　隙間等は粉塵対応のこと

■ 概略工程表

年	令和6年	令和7年												令和8年							
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
工程		工程1			工程2			工程3					工事休止期間					工程4			

訂正事項								
	株式会社　水原建築設計事務所 一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9-63号 一級建築士登録　第219285号 北村　通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事			内部仮設計画・工程図 概略工程表		SHEET NO. A－06
		DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/200(A1)　1/400(A3)	

■付近見取り図



■工事概要

・本改修工事は、３階指令室ほか改修を行う工事である。改修工事に伴う電気設備・機械設備工事も改修を行う。

なお、指令台更新及び移設（機器本体、接続及び調整）は別途工事とする。

■特記事項

・本改修工事は施設運営しながら行うため、安全には十分配慮すること。業務中において、比較的大きな騒音の発生する工事については、施設管理者・監督職員の協議の上行うこと。

・騒音や振動、ホコリを伴う工事は、実施工程及び仮設計画を作成し施設管理者・監督職員の了解の上 短期間に集中して行うなど、施設運営に支障がないよう配慮して行うこと。

なお、目張りや養生ｼｰﾄ等を設置しホコリが作業範囲より出ないよう十分に配慮した仮設間仕切り壁を設置する。解体撤去材等の搬出は、建物内を通らず外部階段より搬出すること。

・本改修工事に伴い、既設配管・既設設備機器など十分配慮し、損傷を与えないよう注意すること。なお損傷を与えた場合は、本工事にて速やかに復旧すること。

・既設取り合い部においては、既設建物寸法など図示あるも、事前調査を十分に行い、納まりなど監督職員との協議の上施工を行うこと。

・実施工程及び仮設計画の作成にあたり、施設側行事スケジュールを把握し運営に支障をきたさないよう施設関係者と十分に協議を行うこと。

・施設利用者や施設関係者の安全確保に努めた仮設計画を立案し、監督職員の承諾を受けること。また、仮設間仕切り位置や仮囲いは概略を示すものであり、仮設計画作成の際は、施設管理者及び監督職員と協議を行うこと。

・施設行事において軽微な作業以外は、原則禁止とする。消防本部敷地内は全面禁煙とする。

・工事関係車輌は、消防車出動時など業務に支障がないよう現場への出入りを行うこと。また、大型車輌が搬入する際は、交通誘導員を配置し事前に施設関係者の承諾を得ること。

・現場仮設事務所及び工事用車両駐車は、北側隣接地（旧聖徳保育園）内に設置すること。配置等については別途工事関係者と協議し仮設計画図を作成・提出の上監督員の承諾を得ること。

■配置図

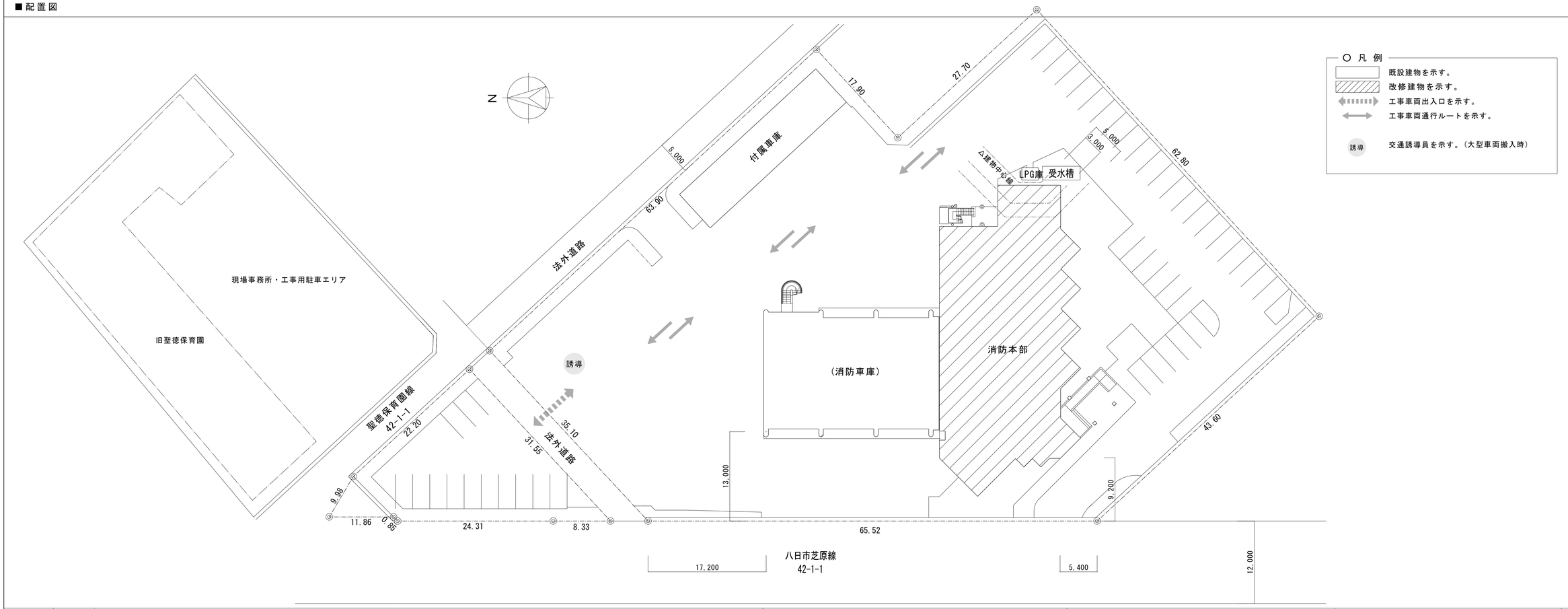

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-453号
一級建築士登録 第210585号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

付近見取り図、配置図
工事概要

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/300, 1/2500(A1) 1/600, 1/5000(A3)

SHEET NO. A－07

■【現状・改修】各階平面図、仮設計画図

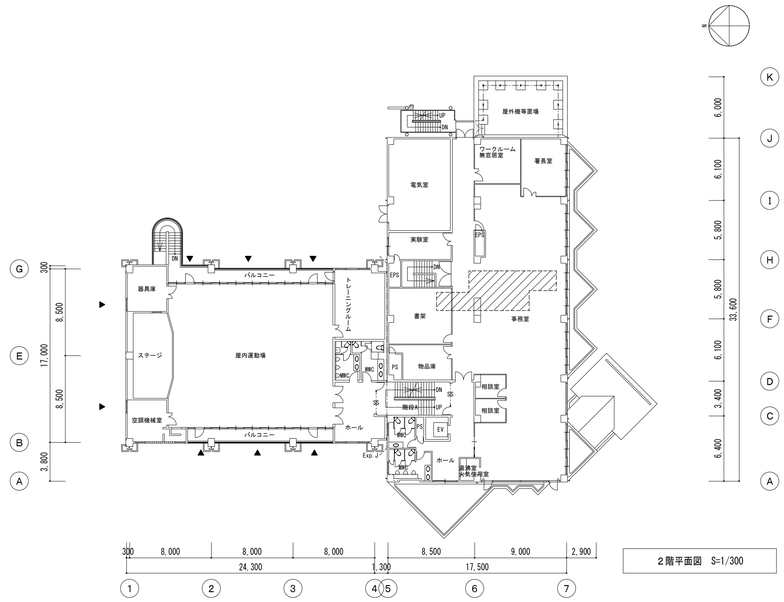

2階平面図　S=1/300

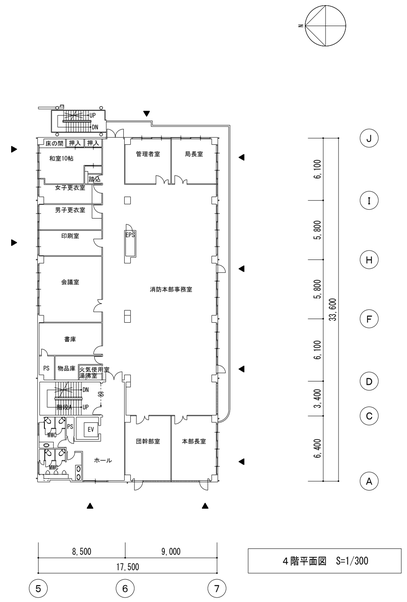

4階平面図　S=1/300

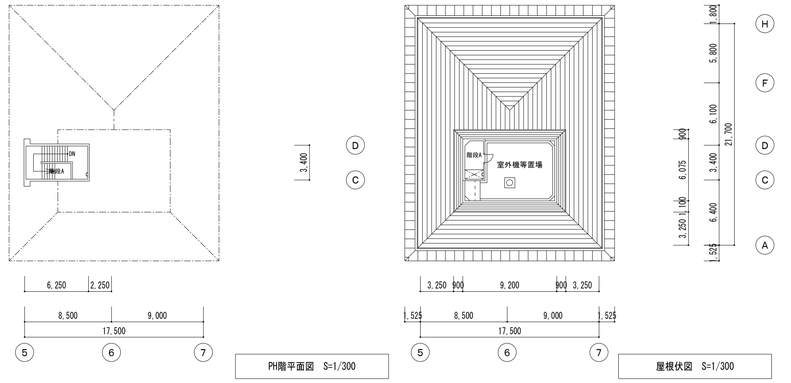

PH階平面図　S=1/300

屋根伏図　S=1/300

○ 改修凡例

天井改修：PBt12.5下地岩綿吸音板t9撤去の上PBt12.5下地岩綿吸音板新設

仕上撤去後に機械設備改修工事をおこない、改修工事完了後に本工事にて新設ボード施工のこと。

ボード撤去後は、仮設ビニルシート等にて粉塵対策を行うこと。

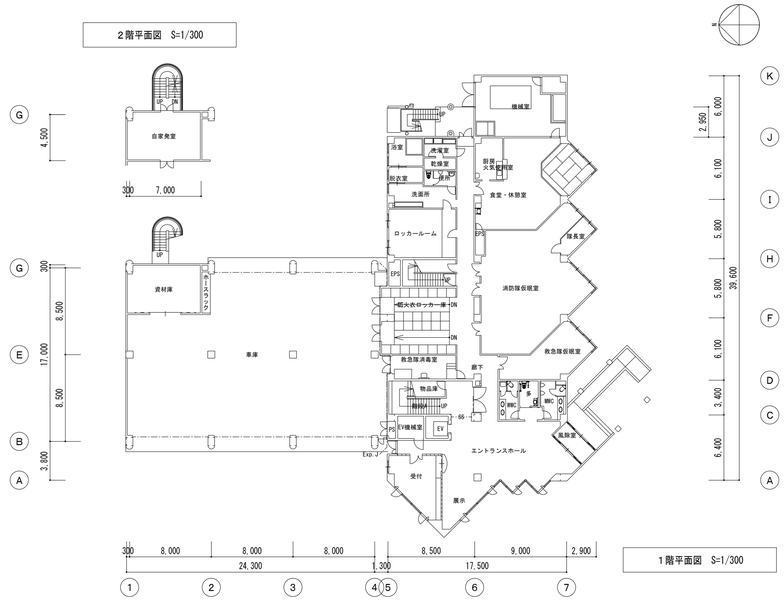

1階平面図　S=1/300

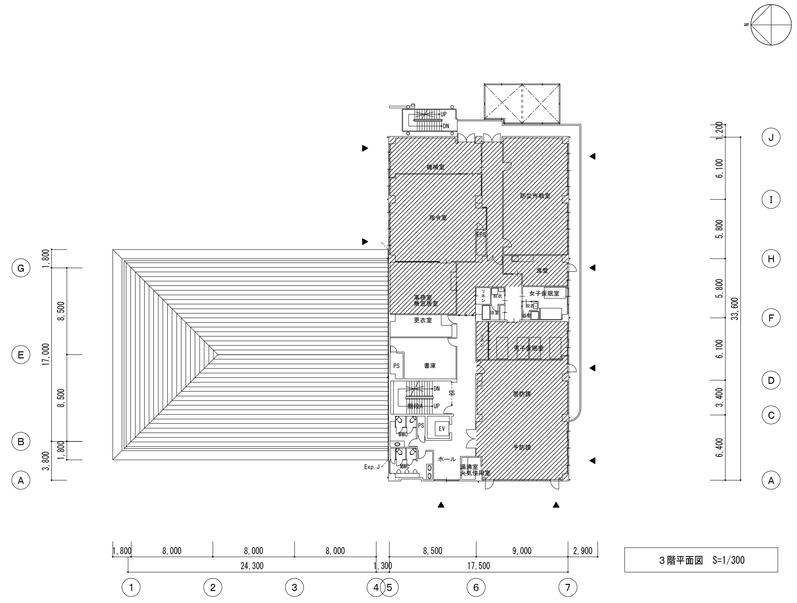

3階平面図　S=1/300

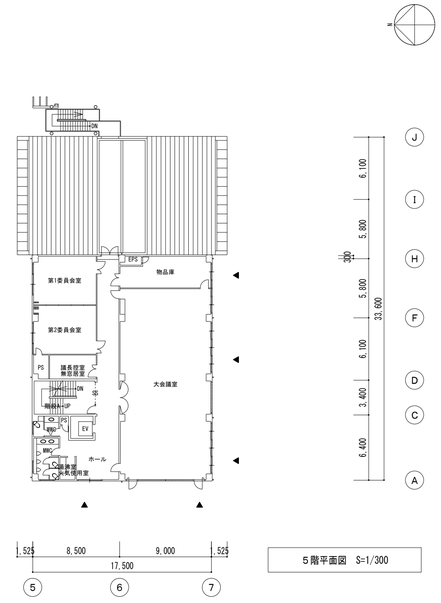

5階平面図　S=1/300

○ 改修凡例

解体・改修工事範囲を示す。

○ 既設凡例

コンクリート柱・壁を示す。

竪樋一般を示す。

▲　非常用進入口位置を示す。

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所

一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号

一級建築士登録　第219285号　北村　通

彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【現状】各階平面図

【改修】2階平面図

SHEET NO. A−08

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/300 (A1) 1/600 (A3)

■参考立面図

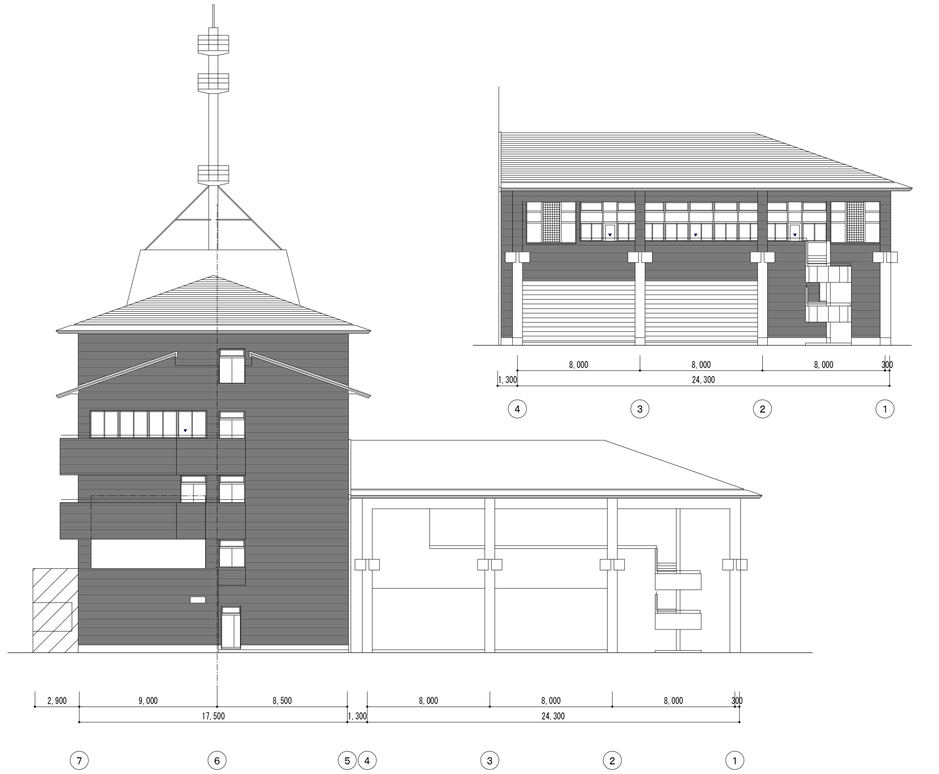



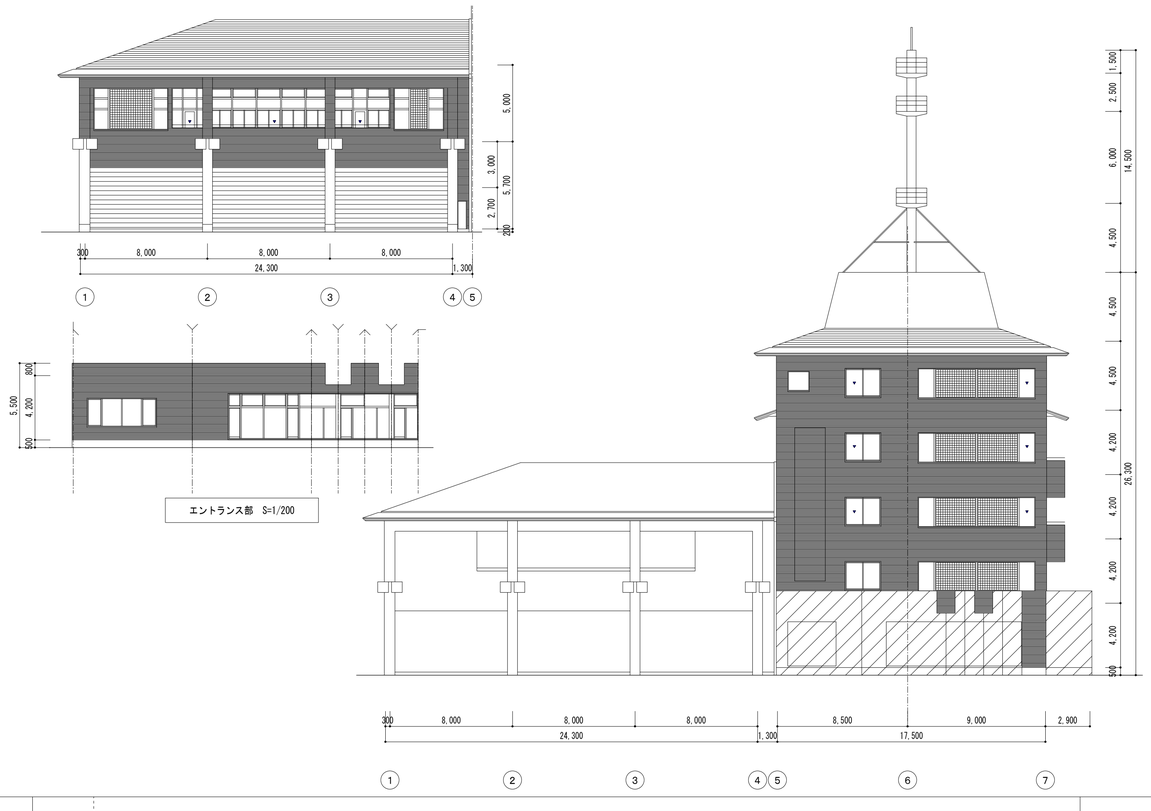

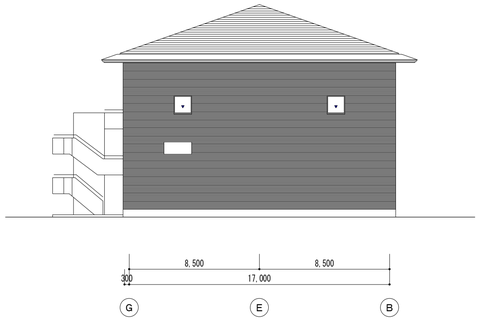

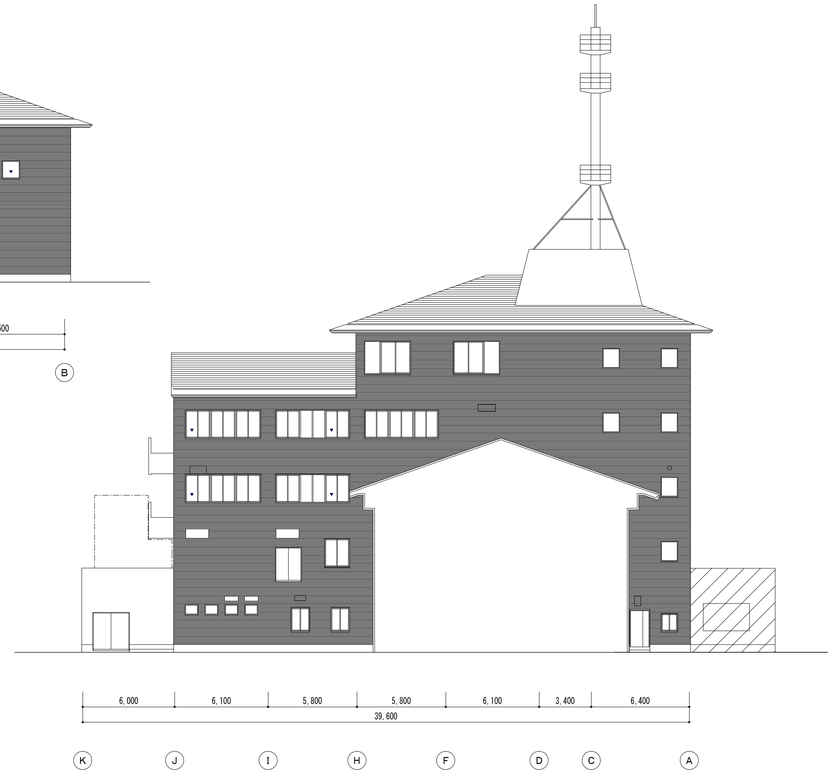

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

参考立面図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/200 (A1) 1/400 (A3)	A−09

■ 改修内部仕上表

注1：改修前は現況及び撤去仕上げ、改修後は新設及び補修仕上げをそれぞれ示す。

階	改修前室名 / 改修後室名	床 コンクリート天端 FL±	床種別	床 下地	床 仕上	床 塗装	巾木 巾木種別	巾木 仕上	巾木 高さ	巾木 塗装	腰・壁 壁種別	腰・壁 下地	腰・壁 仕上	腰・壁 塗装	腰・壁 性能	天井 天井種別	天井 下地	天井 仕上	天井 塗装	天井 性能	天井 見切縁 天井高さ	カーテンボックス類 有	カーテンボックス類 無	埋込照明器具類 有	埋込照明器具類 無	その他
3階	防災作戦室	-150 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設 一部撤去	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張りの上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	廊下１	-150 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設 一部撤去	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張りの上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700		○	○		
	電気室	-150 ±0		現状のまま 間仕切り改修部は ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設 新設	帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張 新設	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		RC LGS LGS	下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5+12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張 天井下地共 新設	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		廊下側：LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填)
	指令室	-150 ±0		ﾓﾙﾀﾙ下地 現状のまま 間仕切り改修部は一部新設 その他は不陸等調整	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 新設	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		RC LGS LGS	下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5+12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張 天井下地共 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 天井下地共 新設	— —	不燃 不燃	塩ﾋﾞ製 2,700 ～3,000	○		○		廊下側：LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填)
	電気室	-150 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設 間仕切り改修部取合い撤去	帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張 間仕切り改修部取合い撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 間仕切り改修部取合い撤去	60	—		RC LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 間仕切り改修部仕上撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700		○	○		
	電気室兼備品庫	-150 ±0		現状のまま 間仕切り改修部は ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設 新設	現状のまま 間仕切り改修部は一部新設	—		現状のまま ﾋﾞﾆﾙ巾木 間仕切り改修部新設	60	—		RC LGS	現状のまま 間仕切り新設部：石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張り	— —	不燃 不燃		LGS	現状のまま 間仕切り新設部：取合い改修	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700		○	○		
	指令室	-150 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ H=150敷設一部撤去	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張りの上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 仕上下地共撤去	— —	不燃 不燃	塩ﾋﾞ製 2,700 ～3,000	○		○		
	事務室	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 仕上撤去 長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	— —		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		SUS製床見切り 幅25 【解体撤去】
	防災作戦室	-150、-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ下地 現状のまま 間仕切り改修部は一部新設 その他は不陸等調整	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 新設	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		RC LGS	下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張 天井下地共 新設	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700 3,000	○		○		LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填)
	事務室	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 仕上撤去 長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	— —		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		SUS製床見切り 幅25 【解体撤去】
	食堂	-30 ±0		下地調整 新設	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ 厚2.5張 新設	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		RC LGS	下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 新設	— —	不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 天井下地共 新設	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		防災作戦室側：LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填) ｷｯﾁﾝ(移設)・吊戸棚(移設)・設備配管ﾊﾟｯｸ
	食堂	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	廊下２	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		LGS LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	事務室	-30 ±0		下地調整 新設	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ 厚2.5張 新設 ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ 厚6.5敷設 新設	— —		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		RC RC LGS	下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 新設	— — —	不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張 天井下地共 新設	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	廊下２	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		LGS LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板厚9.0張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	廊下２	-30 ±0		下地調整 新設	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ 厚2.5張 新設	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設	60	—		LGS RC LGS LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5+12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設 下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張り 新設	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張 天井下地共 新設	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	仮眠室１	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 建具改修部一部撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 一部仕上撤去	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	女子仮眠室 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 建具改修部一部新設	60			LGS	建具改修部一部 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ新設	—	不燃		LGS	既設のまま								
	女子脱衣室	-30 +100		ﾓﾙﾀﾙ塗り 木床下地組 H=100 (ﾌﾟﾗ束+ﾗﾜﾝ合板 厚15)	長尺塩ﾋﾞ床CFｼｰﾄ厚2.3張	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木	60	—		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	—	不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,600		○	○		衛生機器 面台
	女子脱衣室 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま								
	女子浴室	-30 +100		ﾒｰｶｰ仕様	ﾒｰｶｰ仕様 撤去	—		ﾒｰｶｰ仕様	—	—		—	ﾒｰｶｰ仕様	—	—		—	ﾒｰｶｰ仕様	—	—	— 2,600		○	○		ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ
	女子浴室 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま	—							
	男子脱衣室	-30 +100		ﾓﾙﾀﾙ塗り 木床下地組 H=100 (ﾌﾟﾗ束+ﾗﾜﾝ合板 厚15)	長尺塩ﾋﾞ床CFｼｰﾄ厚2.3張	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木	60	—		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	—	不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,600		○	○		衛生機器 面台
	男子脱衣室 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま								
	男子浴室	-30 +100		ﾒｰｶｰ仕様	ﾒｰｶｰ仕様	—		ﾒｰｶｰ仕様	—	—		—	ﾒｰｶｰ仕様	—	—		—	ﾒｰｶｰ仕様	—	—	— 2,600		○	○		ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ
	男子浴室 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま								
	リネン庫	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	—	不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700		○	○		木製棚
	リネン庫 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま								
	収納	-30 ±0		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC LGS	石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— —	不燃 不燃		LGS	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700		○	○		
	収納 (既設のまま)			既設のまま	既設のまま	—		既設のまま	—	—		—	既設のまま	—	—		—	既設のまま								

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
一級建築士登録 第219285号 北村通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

仕上げ表1

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				— (A1) — (A3)	A－10

■ 改修内部仕上表

注1：改修前は現況及び撤去仕上げ、改修後は新設及び補修仕上げをそれぞれ示す。

階	改修前室名 / 改修後室名	床 コンクリート天端 FL±	床 床種別	床 下地	床 仕上	床 塗装	巾木 巾木種別	巾木 仕上	巾木 高さ	巾木 塗装	腰・壁 壁種別	腰・壁 下地	腰・壁 仕上	腰・壁 塗装	腰・壁 性能	天井 天井種別	天井 下地	天井 仕上	天井 塗装	天井 性能	天井 見切縁 天井高さ	カーテンボックス類 有	カーテンボックス類 無	埋込照明器具類 有	埋込照明器具類 無	その他
3階	仮眠室２	-30		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上下地共撤去	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	消防本部事務室	-30		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 仕上撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 仕上撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 仕上下地共撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	男子仮眠室	*-30* *±0*		*下地調整 新設*	*長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ 厚2.0張 新設*	—		*ﾋﾞﾆﾙ巾木 新設*	*60*	—		*RC* *RC* *LGS*	*下地調整の上 吹付ﾀｲﾙ塗装（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設* *下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張（ﾎﾞｰﾄﾞ下地） 新設* *石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 新設*	— — —	*不燃* *不燃* *不燃*		*LGS*	*化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 天井下地共 新設*	—	*不燃*	*塩ﾋﾞ製* *2,700*	○		○		*LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填)* *跳上式ﾍﾞｯﾄ（4台新設）・更衣ﾛｯｶｰ：(22台新設)*
	消防本部事務室	-30		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 間仕切り改修部撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	間仕切り・建具改修部撤去	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	予防課	-30		ﾓﾙﾀﾙ塗り	長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ厚2.0張 間仕切り改修部撤去	—		ﾋﾞﾆﾙ巾木 撤去	60	—		RC RC LGS LGS	断熱材打込+石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 既設 石膏ﾎﾞｰﾄ厚12.5(GL工法)の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 既設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 吹付ﾀｲﾙ塗装 既設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5(15.0)張の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 既設	— — — —	不燃 不燃 不燃 不燃		LGS	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 仕上下地共撤去	—	不燃	塩ﾋﾞ製 2,700	○		○		
	警防課	*-30* *±0*		*下地調整 新設*	*長尺塩ﾋﾞ床ｼｰﾄ 厚2.0張 一部新設*	—		*ﾋﾞﾆﾙ巾木 間仕切り改修部新設*	*60*	—		*LGS*	*石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張 間仕切り改修部新設*	—	*不燃*		*LGS*	*化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張 天井下地共 新設*	—	*不燃*	*塩ﾋﾞ製* *2,700*	○		○		*LGS壁下地(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ厚50 24K充填)*

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	仕上げ表2	SHEET NO. A-11
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE — (A1) — (A3)	

■【現状解体撤去】3階平面詳細図

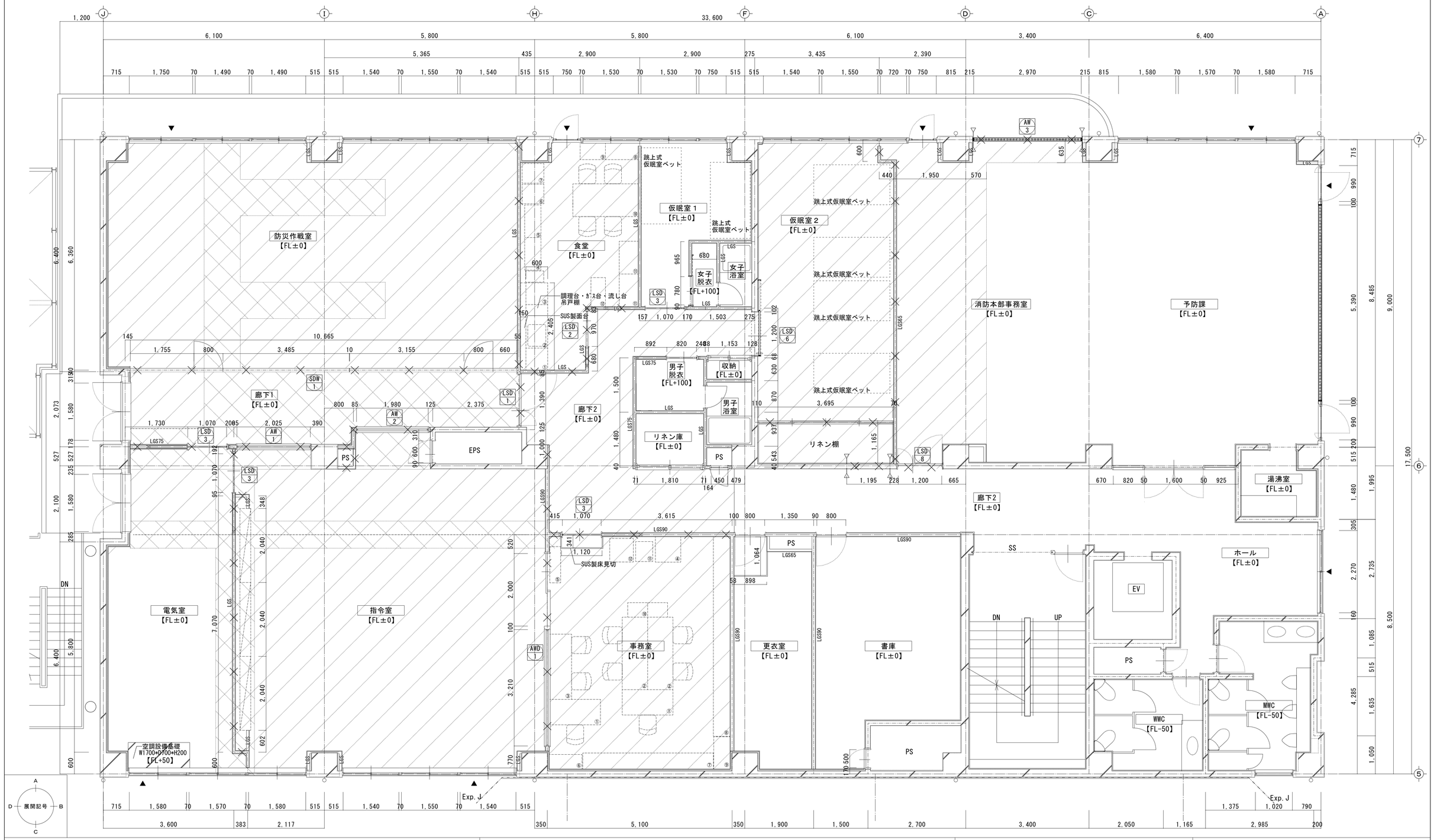

○ 解体撤去工事範囲

	床仕上 解体撤去範囲を示す。	【別紙仕上表参照】
	床仕上下地共 解体撤去範囲を示す。	【別紙仕上表参照】
	軽量鉄骨間仕切り壁 解体撤去範囲を示す。	
	既設建具解体撤去を示す。	【別紙建具図参照】
SUS製床見切	ｽﾃﾝﾚｽ製 幅25 L=1.8m	【１箇所 解体撤去】

SUS製面台	ｽﾃﾝﾚｽ製 厚25 W150*L2045	【1箇所 解体撤去】
調理台	W605*D600*H700 参考品番：ﾀｶﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ㈱ KT-60N	【1箇所 取外し】
ガス台	W600*D600*H700（加熱機器含む） 参考品番：ﾀｶﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ㈱ KG-60K	【1箇所 取外し】
流し台	W1200*D600*H700（ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ含む） 参考品番：ﾀｶﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ㈱ K-120	【1箇所 取外し】
吊戸棚	W1200*D600*H500（ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ・化粧ﾊﾟﾈﾙ含む） 参考品番：ﾀｶﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ㈱ W-S120K	【1箇所 取外し】
	跳上式仮眠室ベット W1000*L2000*H600	【6箇所 取外し】

○ 既設凡例

	コンクリート柱・壁を示す。
【 】	基準ＦＬよりの高さを示す。
LGS	軽量鉄骨間仕切り壁 を示す。（特記無き軽量鉄骨間仕切り壁下地は、幅65とする）
▼	代替え進入口を示す。
EXP.J	エキスパンションジョイントを示す。
※解体撤去搬出は、外部階段より行うこと。	
▷—◁	ｶｯﾀｰ切を示す。

○ 事務室備品（取外し・移設は別途工事）

①	事務机	W*D:1400*700	⑦	壁面棚	D:440
②	事務机	W*D:2000*700	⑧	壁面棚	D:460
③	事務机	W*D:1800*600	⑨	書類棚	W*D:900*460
④	机	W*D:700*700	⑩	書類棚	W*D:550*400
⑤	下足入れ	W*D:1000*300	⑪	ｺﾋﾟｰ機	W*D:470*550
⑥	壁面棚	D:400	⑫	ｺﾋﾟｰ機	W*D:650*650

○ 食堂備品（④～⑫ 取外し・移設は別途工事）

①	調理台	W*D:600*550	⑦	冷蔵庫	W*D:540*600
②	流し台	W*D:1200*550	⑧	TV棚	W*D:900*450
③	ｺﾝﾛ台	W*D:600*550	⑨	棚	W*D:700*450
④	ｽﾁｰﾙ水屋	W*D:900*450	⑩	ﾃｰﾌﾞﾙ	W*D:1800*900
⑤	ｽﾁｰﾙﾛｯｶｰ	W*D:900*450	⑪	ﾛｯｶｰ	W*D:900*520
⑥	冷蔵庫	W*D:540*600	⑫	移動棚	W*D:800*400

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第ウ-63号
一級建築士登録 第219285号 北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【現状解体撤去】 3階平面詳細図

SHEET NO. A－12

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50(A1) 1/100(A3)

■【改修後】3階平面詳細図

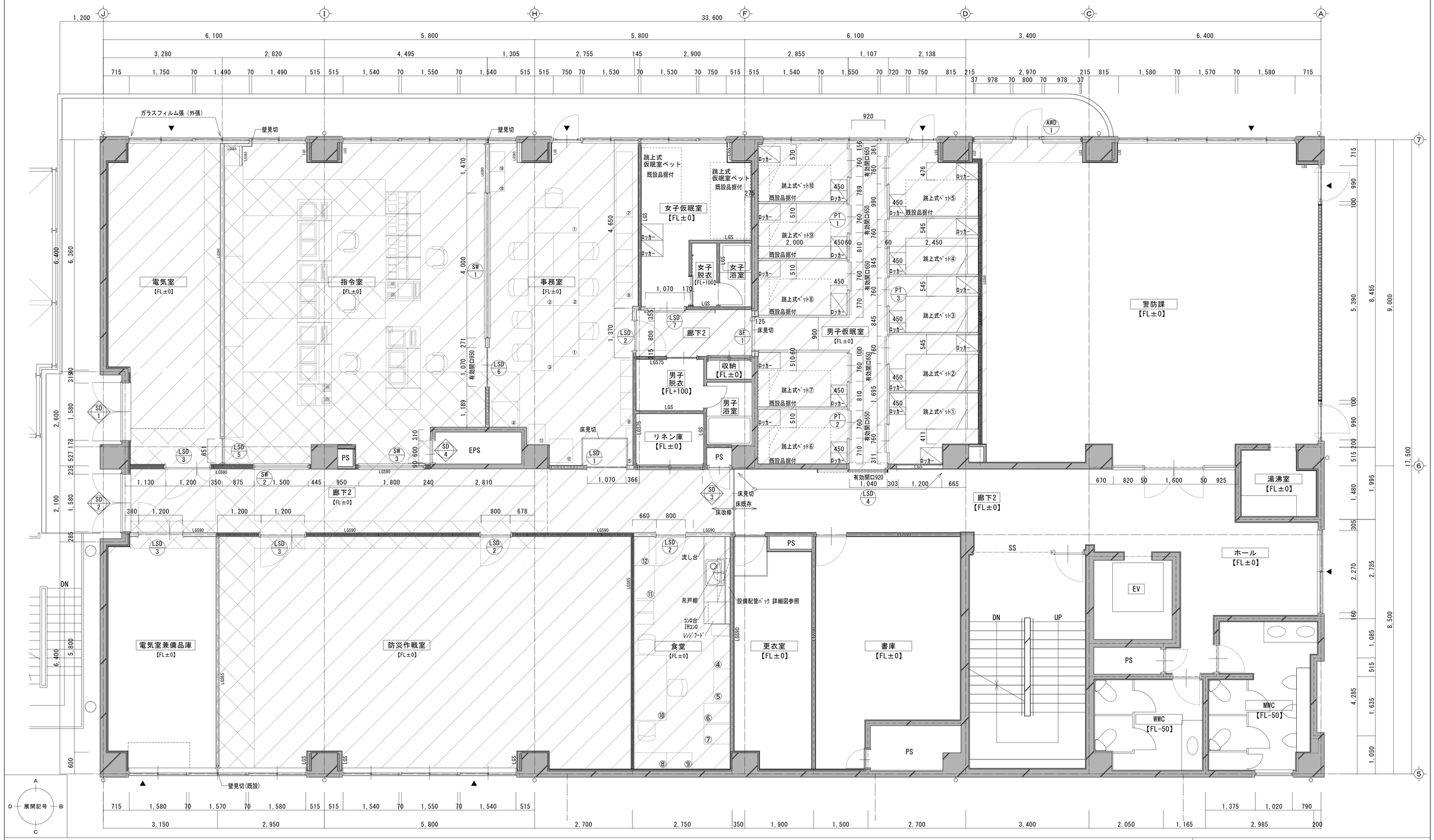

○ 改修工事範囲

	床仕上 新設改修範囲を示す。 【別紙仕上表参照】	床見切 SUS304 HL W40加工 事務室・廊下・男子更衣室 新設	男子仮眠室		食堂		
	床仕上下地共 新設改修範囲を示す。 【別紙仕上表参照】	壁見切 詳細図参照 指令室・女子仮眠室・防災作戦室 新設	跳上式ﾍﾞｯﾄ 4台分	ｶﾞｽﾀﾞﾝﾊﾟｰ式大型収納付き仮眠ﾍﾞｯﾄ 畳(へり付)ｔ30 内外仕上：化粧合板ﾌﾗｯｼｭ ﾍｯﾄﾞ･ﾌｯﾄﾎﾞｰﾄﾞ付 2100×1040×H600	流し台	既設品据付	④～⑫ 既設備品 現状解体撤去平面詳細図参照
LGS	軽量鉄骨間仕切り壁 新設改修範囲を示す。（特記無き軽量鉄骨間仕切り壁下地は、幅65とする）	室名札 改修に伴う室名札新設については詳細図参照	ﾛｯｶｰ	ｽﾁｰﾙ製仮眠室用ﾛｯｶｰ W450×D515×H1900 ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠・ﾊﾝｶﾞｰﾊﾞｲﾌﾞ 可動棚・鏡・ﾀｵﾙ掛・傘受・名札 参考品番：ｽｷﾞﾀｴｰｽJL1-1	ｺﾝﾛ台	既設品据付	事務室 ①～⑪ 既設備品 現状解体撤去平面詳細図参照
	軽量鉄骨間仕切り壁(ｶﾞﾗｽｳｰﾙ充填 厚50 24K) 新設改修範囲を示す。（特記無き軽量鉄骨間仕切り壁下地は、幅65とする）		女子仮眠室		吊戸棚	既設品据付	
	新設建具を示す。 【別紙建具図参照】		跳上式ﾍﾞｯﾄ	既設品据付	IHｺﾝﾛ	既設品据付	
	改修建具を示す。 【別紙建具図参照】		ﾛｯｶｰ	ｽﾁｰﾙ製仮眠室用ﾛｯｶｰ W450×D515×H1900 ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠・ﾊﾝｶﾞｰﾊﾞｲﾌﾞ 可動棚・鏡・ﾀｵﾙ掛・傘受・名札 参考品番：ｽｷﾞﾀｴｰｽJL1-1	ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ	機械設備工事	

○ 改修凡例

- 既設コンクリート柱・壁を示す。
- 【 】 基準ＦＬよりの高さを示す。
- LGS 既設軽量鉄骨間仕切り壁 を示す。（特記無き軽量鉄骨間仕切り壁下地は、幅65とする）
- ▼ 代替え進入口を示す。
- EXP.J エキスパンションジョイントを示す。
- ※資材搬入出は、外部階段より行うこと。

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第ウ-63号
一級建築士登録 第212985号 北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【改修後】3階平面詳細図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/50(A1) 1/100(A3)	A－13

■【現状解体撤去】3階天井伏図　S:1/100

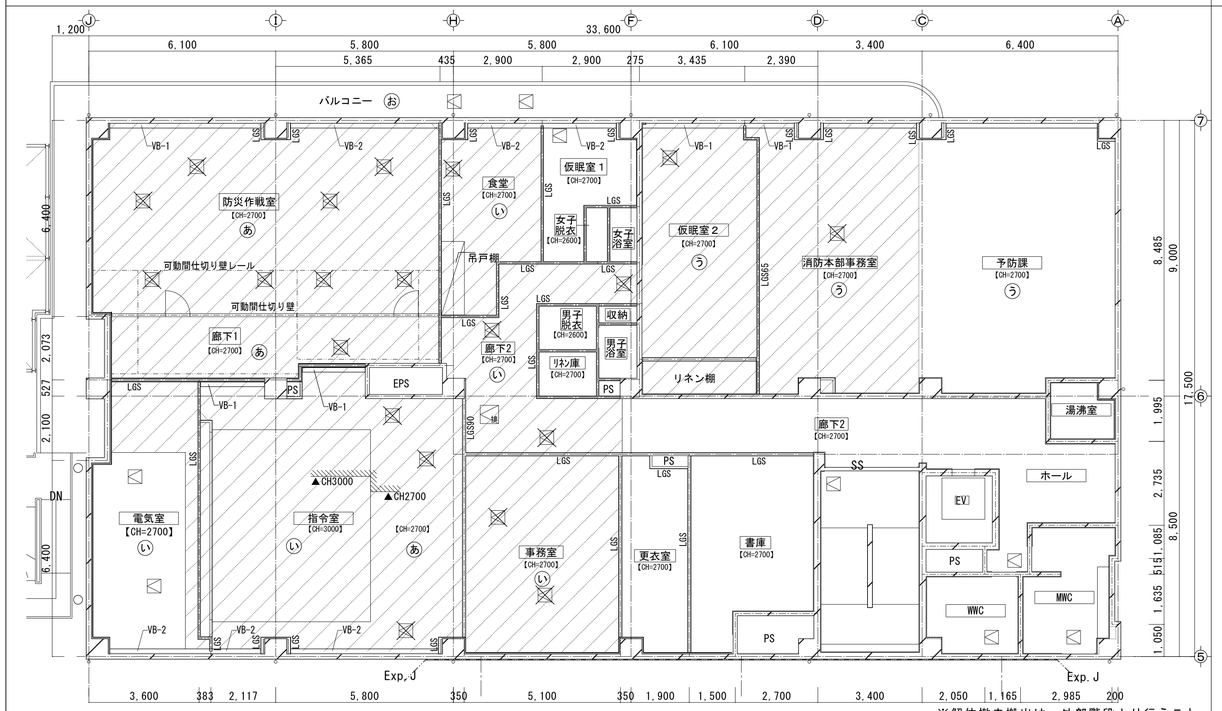

※解体撤去搬出は、外部階段より行うこと。

■【改修】3階天井伏図　S:1/100

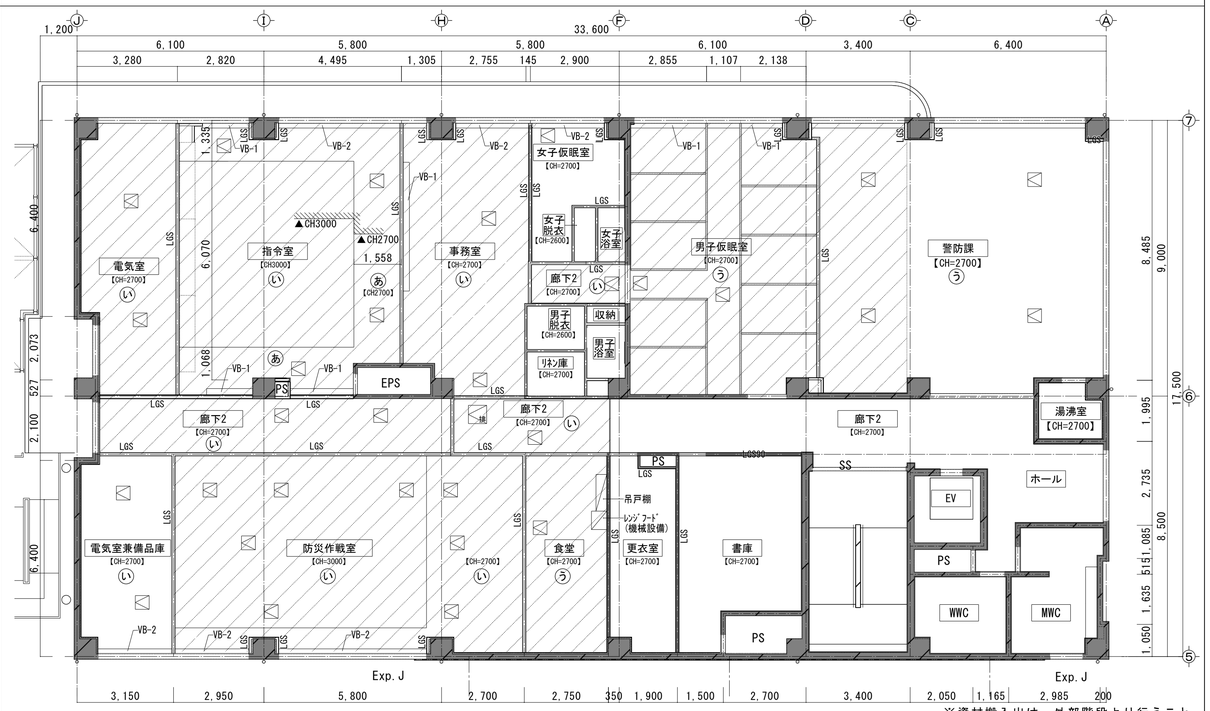

※資材搬入出は、外部階段より行うこと。

○ 解体撤去工事範囲

	天井仕上(LGS下地共) 解体撤去範囲を示す。 【別紙仕上表参照】
	天井点検口 450角 解体撤去を示す。 【21箇所 解体撤去】
VB-1	ｽﾁｰﾙ製ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ 150*150及びロールカーテン 解体撤去
VB-2	ｽﾁｰﾙ製ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ 150*150、ロールカーテンのみ解体撤去
吊戸棚	W1200*D600*H500 (ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ・化粧ﾊﾟﾈﾙ含む) 参考品番：ｻﾝｶﾗｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ㈱ W-S120K 【1箇所 取外し】

○ 既設凡例

	コンクリート柱・壁を示す。
【 】	基準ＦＬよりの天井高さを示す。
LGS	軽量鉄骨間仕切り壁を示す。（厚み等は平面詳細図参照）
EXP.J	エキスパンションジョイントを示す。
排煙	排煙口を示す。
あ	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張
い	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張
う	LGS下地+化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張り
え	ユニットバス仕様
お	LGS下地+珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 厚6.0張の上 VP塗装

○ 改修工事範囲

	天井仕上(LGS下地共) 新設範囲を示す。 【別紙仕上表参照】
LGS	軽量鉄骨間仕切り壁 新設を示す。（厚み等は平面詳細図参照）
	天井点検口 450角 新設を示す。 【27箇所 新設】
VB-1	ｽﾁｰﾙ製ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ 及び横型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ 新設
VB-2	既設ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ 150*150 SOP再塗装、横型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ新設

○ 改修凡例

	既設コンクリート柱・壁を示す。
【 】	基準ＦＬよりの高さを示す。
LGS	既設軽量鉄骨間仕切り壁 を示す。 （特記無き軽量鉄骨間仕切り壁下地は、幅65とする）
EXP.J	エキスパンションジョイントを示す。
排煙	排煙口を示す。
あ	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5の上 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張
い	LGS下地+石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5捨張の上 ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板 厚9.0張
う	LGS下地+化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚9.5張り
え	ユニットバス仕様
お	LGS下地+珪酸ｶﾙｼｳﾑ板 厚6.0張の上 EP塗装

■【現状解体撤去】3階矩計図　S:1/50

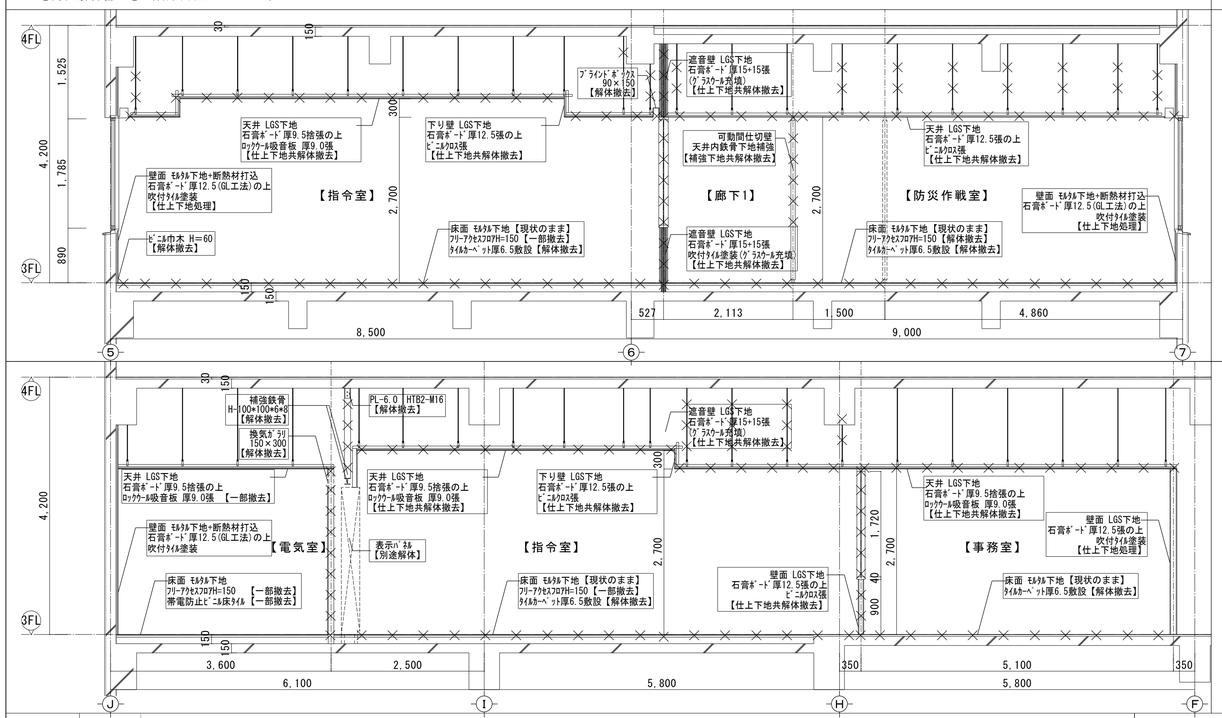

■【改修】3階矩計図　S:1/50

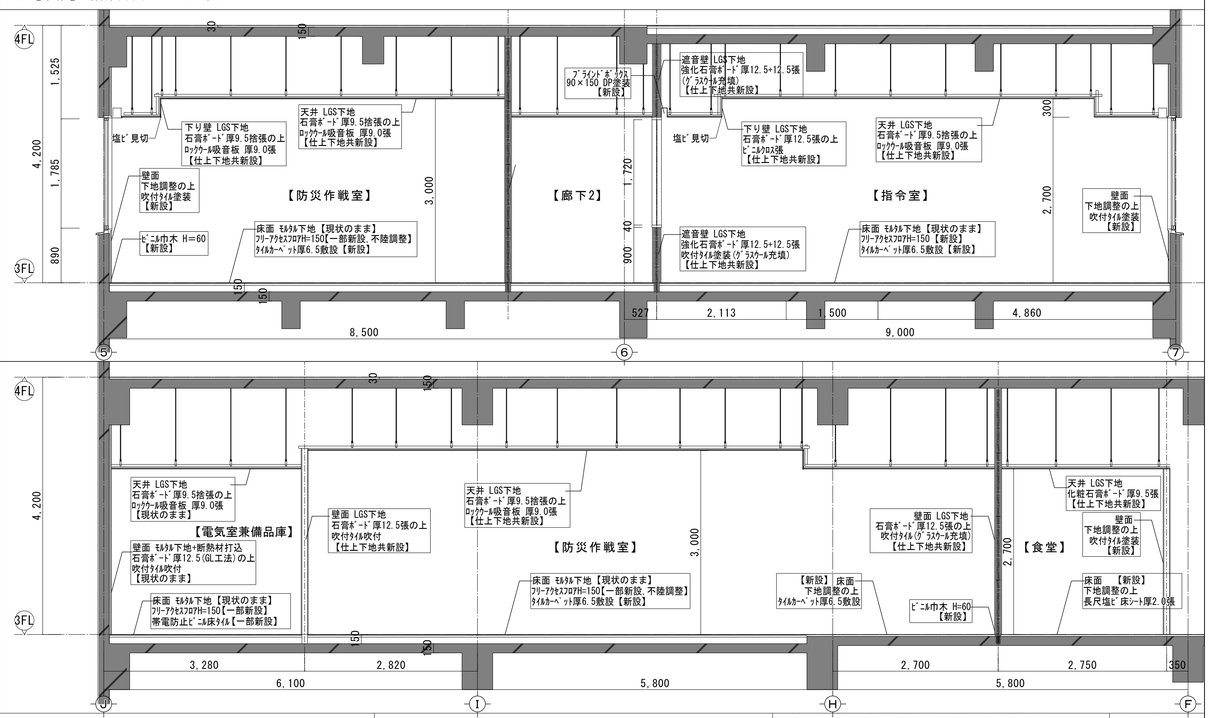

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第ク-633号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【現状解体撤去】 3階天井伏図、【改修】3階天井伏図
【現状解体撤去】 3階矩計図、【改修】3階矩計図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50, 1/100 (A1)　1/100, 1/200 (A3)

SHEET NO.
A－14

■【現状解体撤去】3階展開図

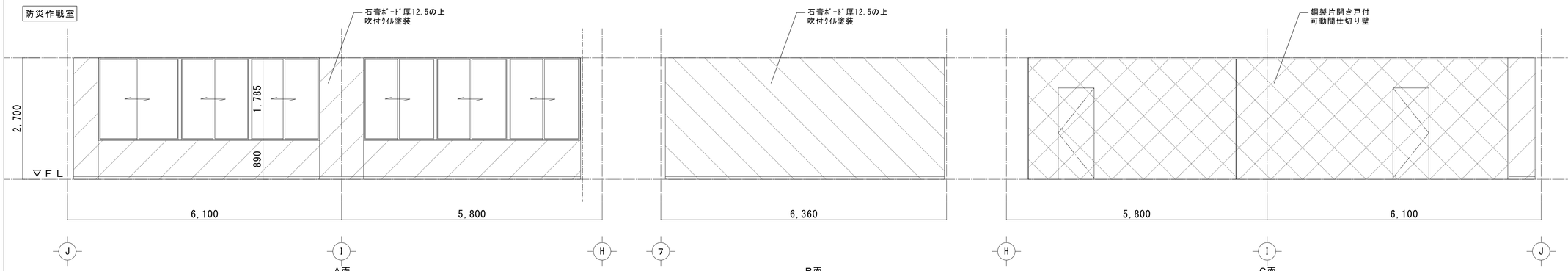

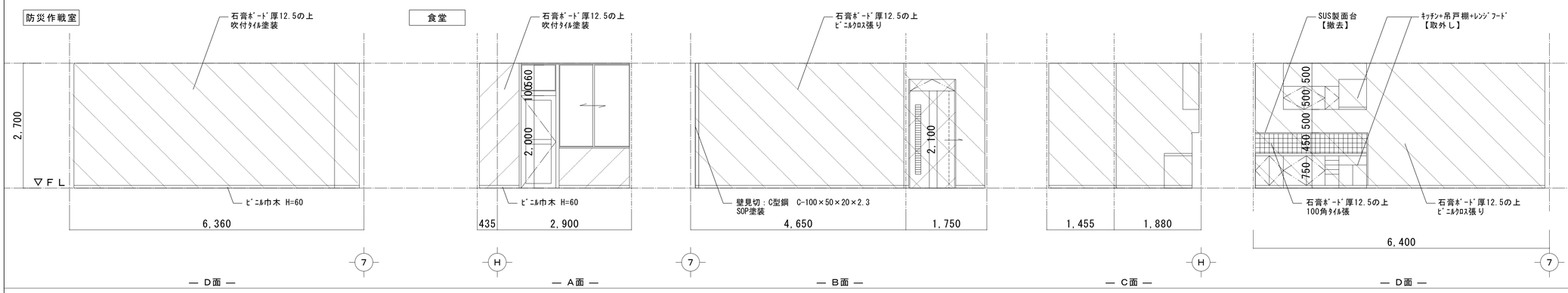

□凡例

仕上げ解体撤去範囲を示す。（吹付ﾀｲﾙ部は下地処理）

仕上げ下地共解体撤去範囲を示す。（LGS下地）

建具解体撤去範囲を示す。

□特記事項

・特記なき限り設備機器等は設備工事で解体撤去とする。

訂正事項		

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　設置県知事登録　第9-63号
一級建築士登録　第21928S号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【現状解体撤去】 3階展開図1

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50(A1)　1/100(A3)

SHEET NO.
A－15

■【現状解体撤去】3階展開図

仮眠室2・消防本部事務室・予防課

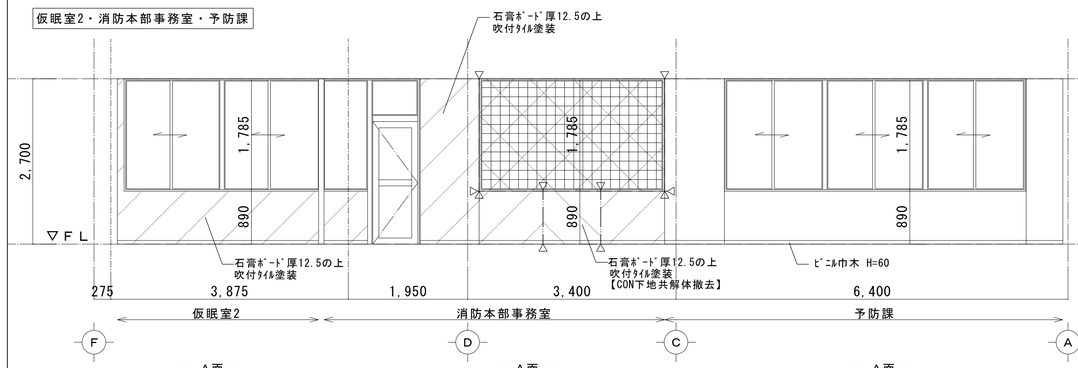

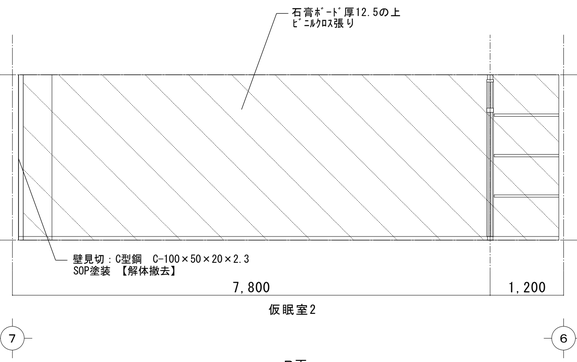

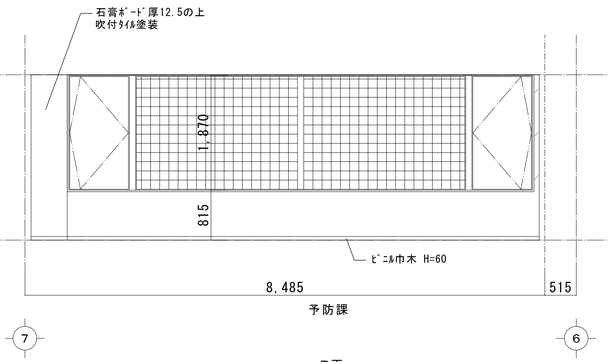

仮眠室2・消防本部事務室・予防課

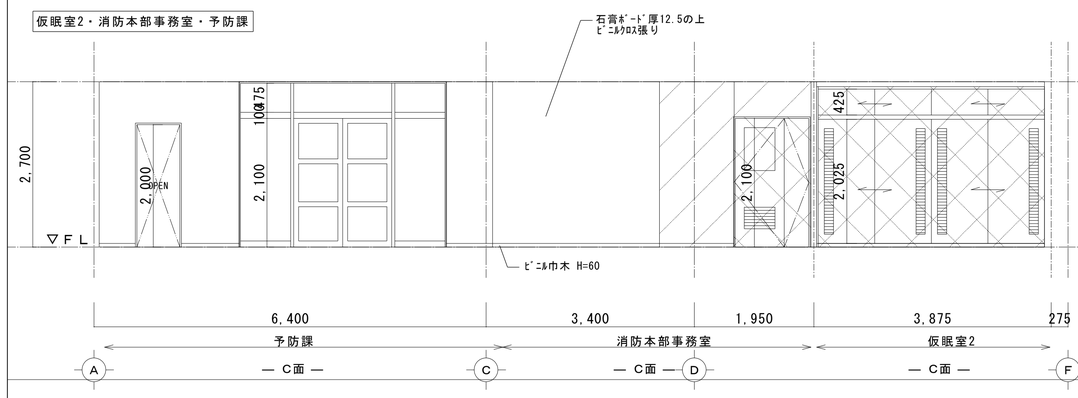

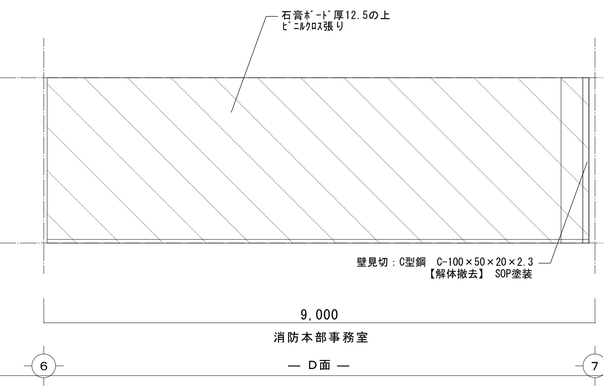

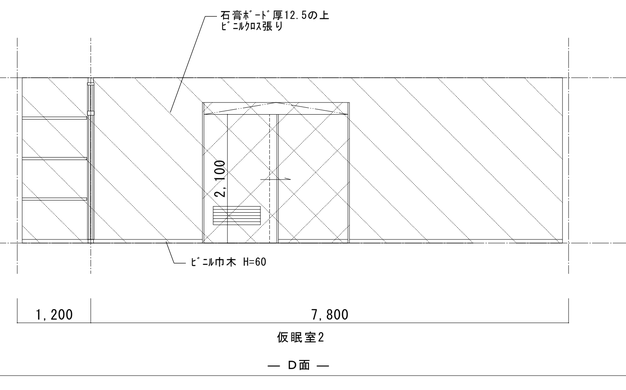

電気室

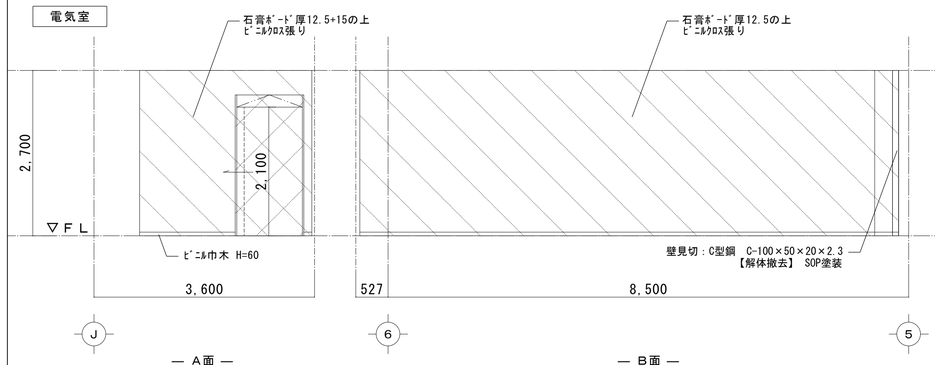

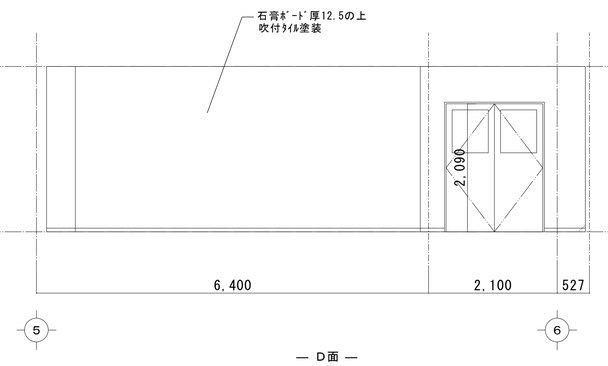

□凡例

仕上げ解体撤去範囲を示す。(吹付ﾀｲﾙ部は下地処理)

仕上げ下地共解体撤去範囲を示す。(LGS下地)

建具解体撤去範囲を示す。

ｶｯﾀｰ切を示す

□特記事項

・特記なき限り設備機器等は設備工事で解体撤去とする。

指令室

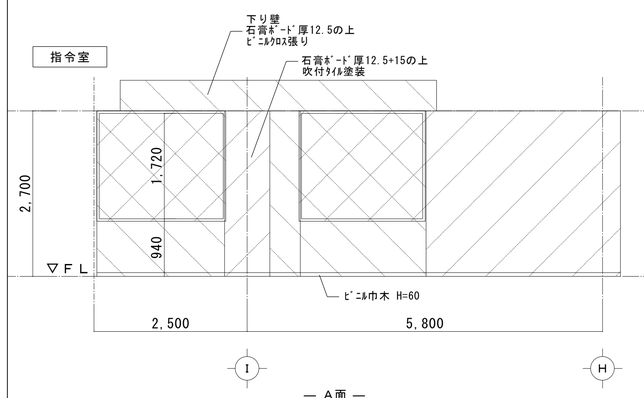

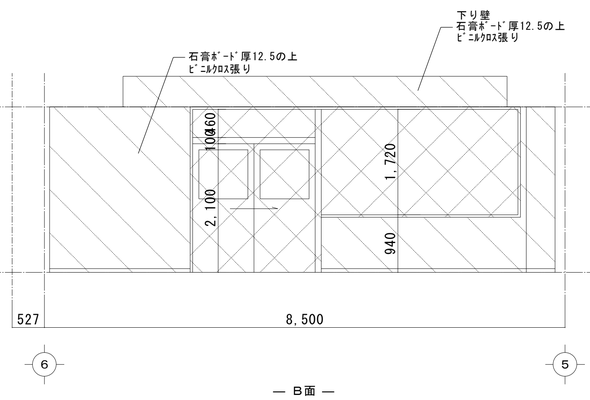

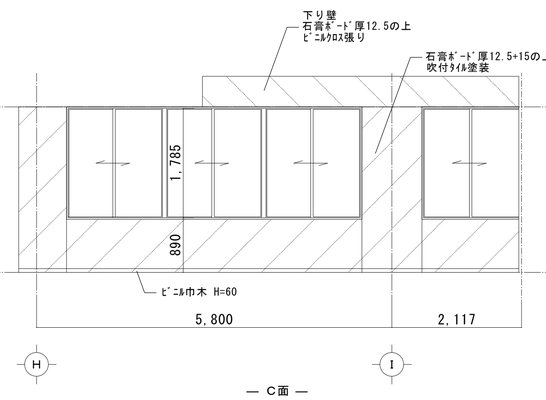

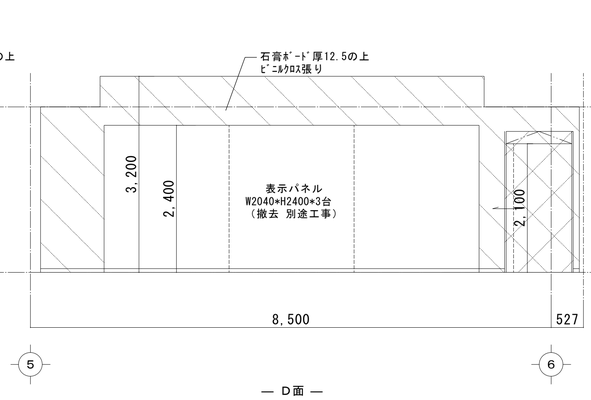

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	【現状解体撤去】 3階展開図2	SHEET NO.
		一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通			A－16
		彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY / DATE	SCALE 1/50(A1) 1/100(A3)	

■【現状解体撤去】3階展開図

事務室

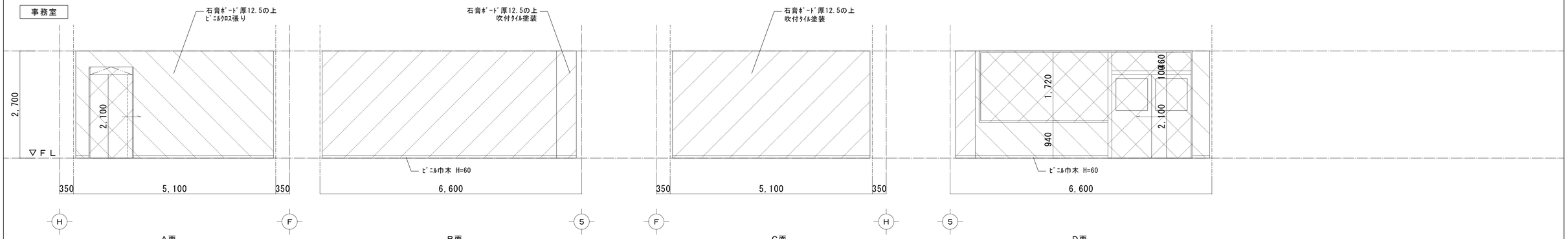

— A面 —　— B面 —　— C面 —　— D面 —

廊下1

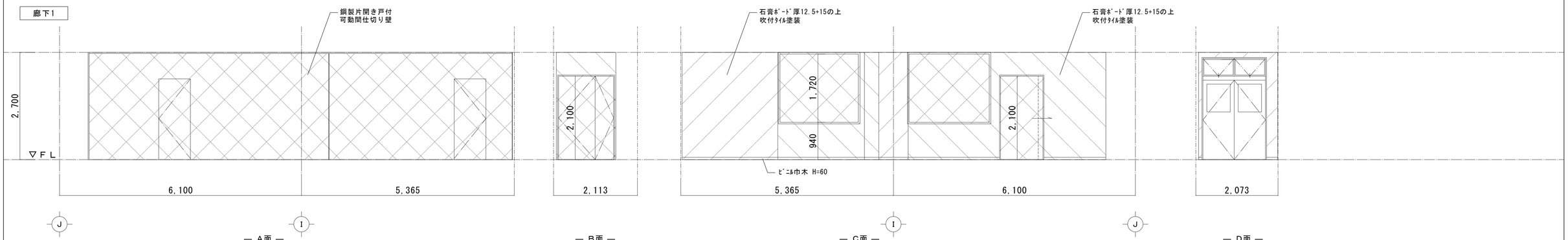

— A面 —　— B面 —　— C面 —　— D面 —

廊下2

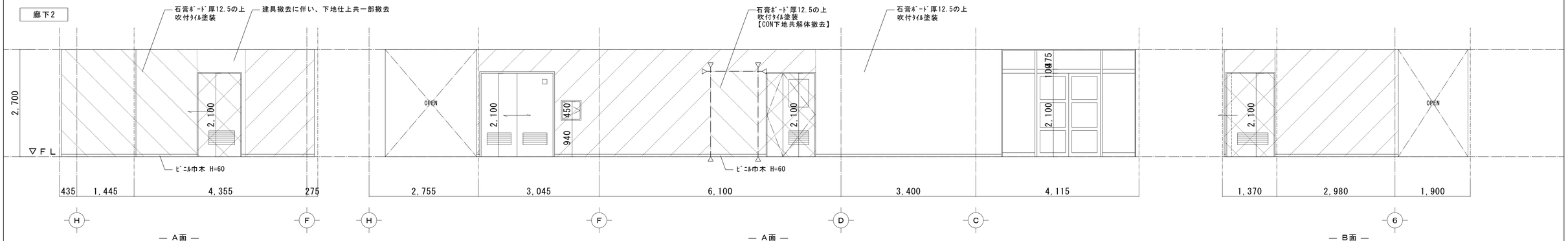

— A面 —　— A面 —　— B面 —

廊下2

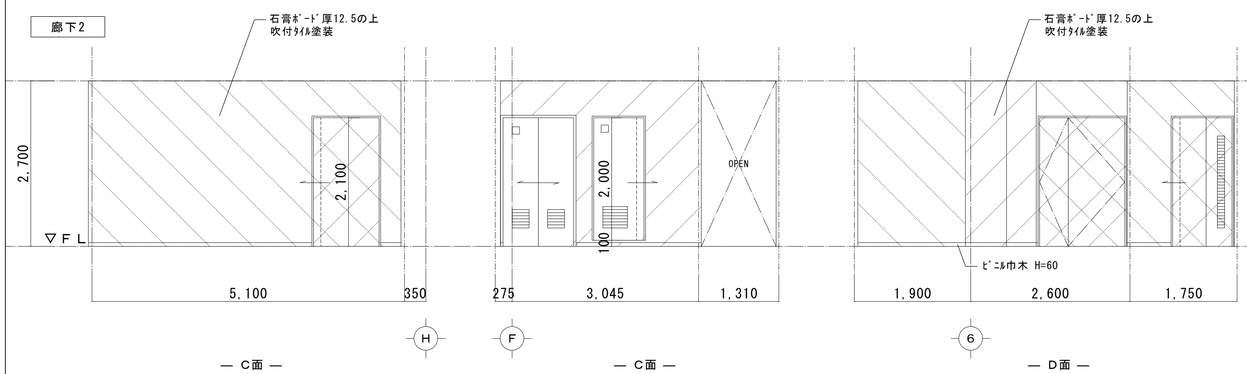

— C面 —　— C面 —　— D面 —

□凡例

仕上げ解体撤去範囲を示す。（吹付ﾀｲﾙ部は下地処理）

仕上げ下地共解体撤去範囲を示す。（LGS下地）

建具解体撤去範囲を示す。

ｶｯﾀｰ切を示す

□特記事項

・特記なき限り設備機器等は設備工事で解体撤去とする。

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 設第1HO83号 一級建築士登録 第21HO83号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	【現状解体撤去】 3階展開図3	SHEET NO. A−17
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/50(A1) 1/100(A3)

■【改修】3階展開図

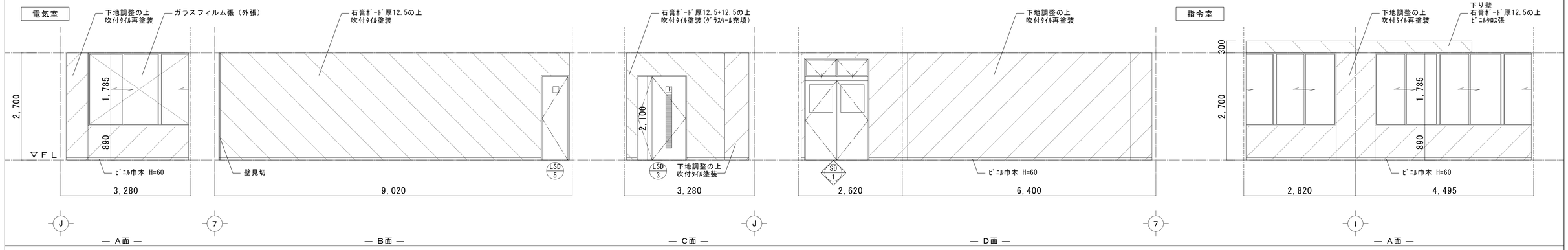

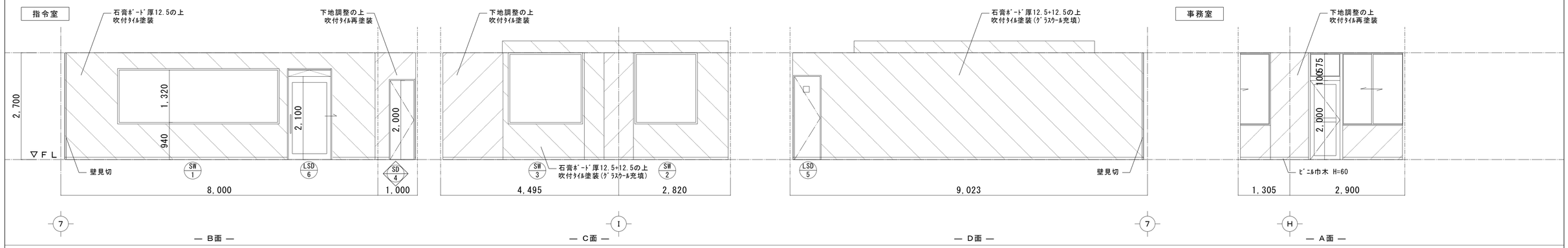

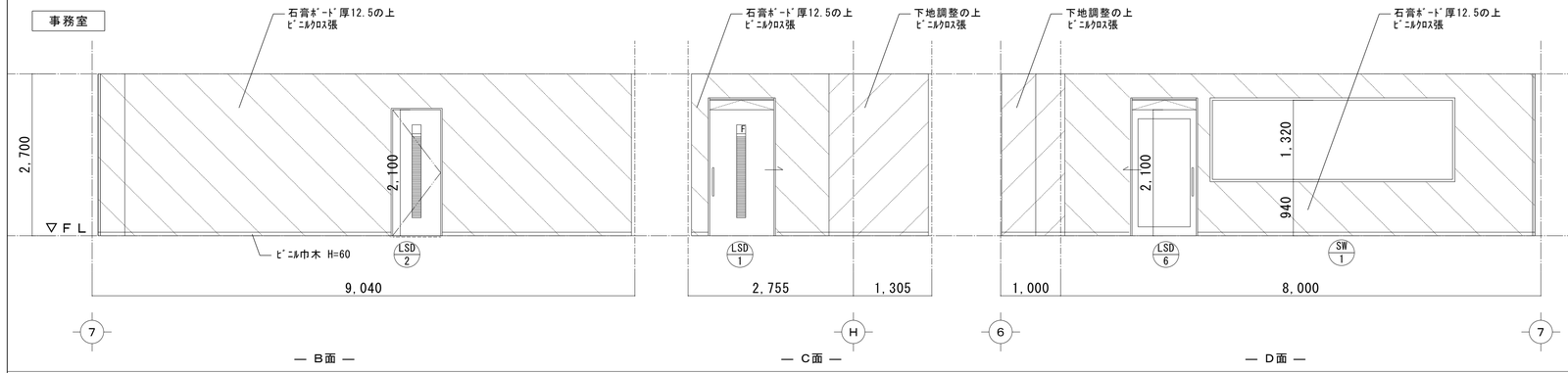

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　設第1914X85号　一級建築士登録　第21102853号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【改修】 3階展開図1

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/50(A1)　1/100(A3)	A－18

■【改修】3階展開図

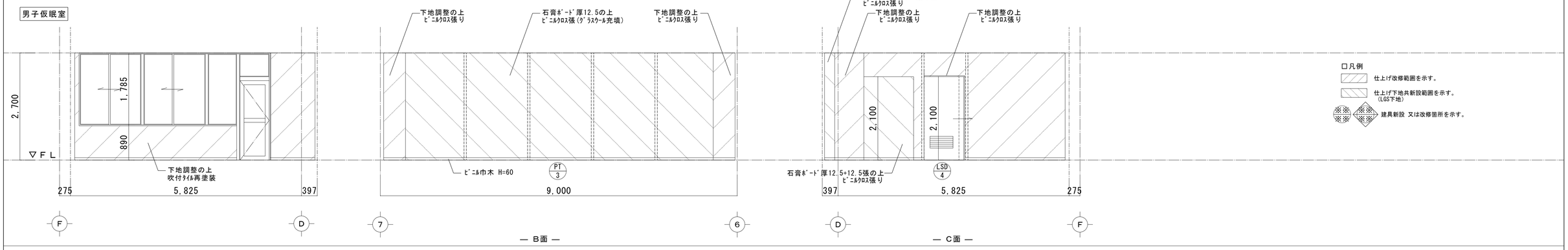

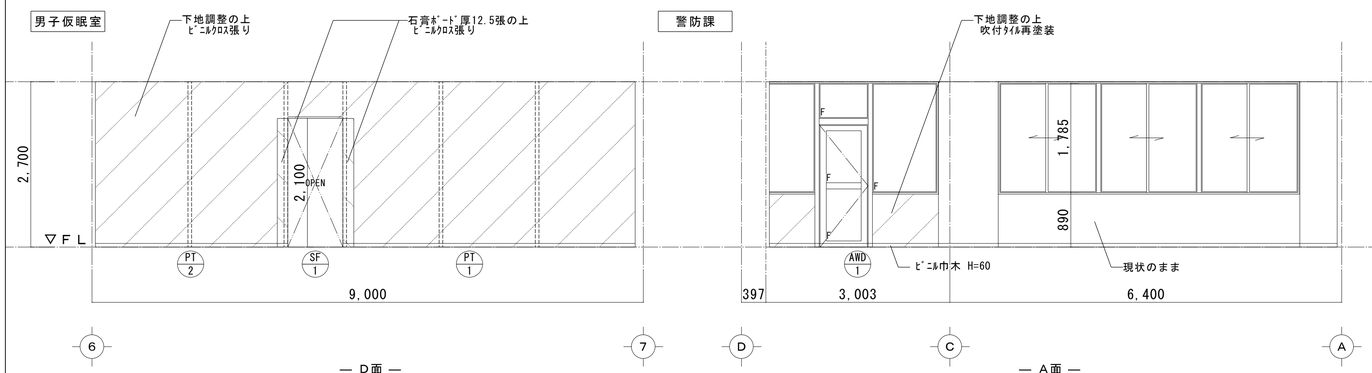

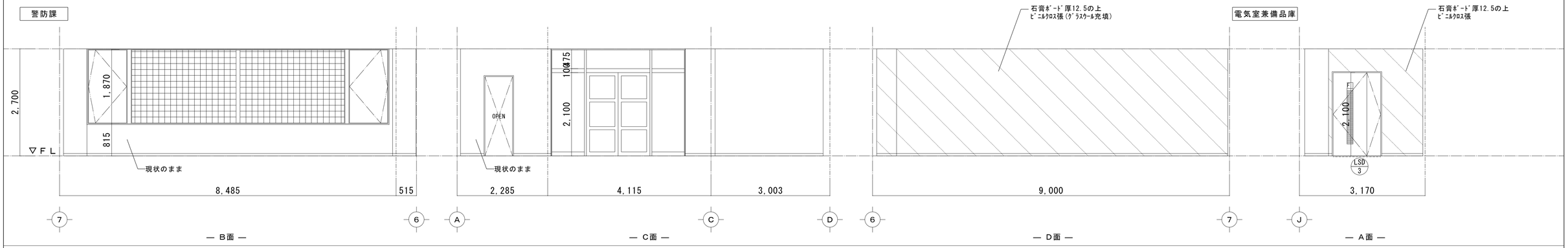

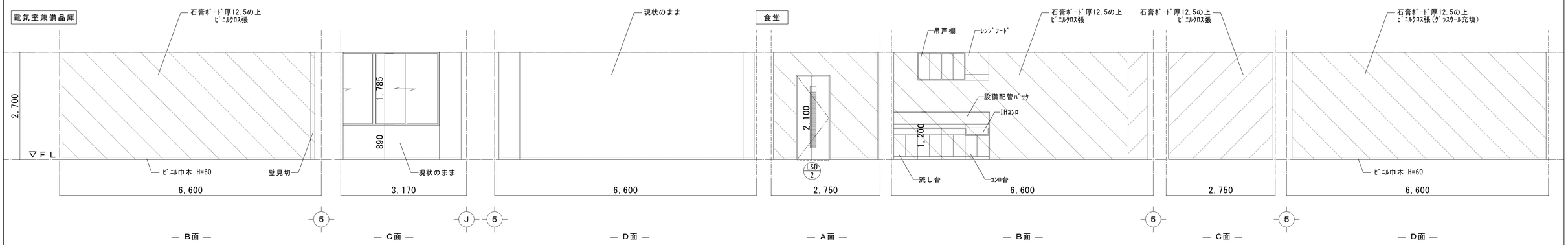

訂正事項					

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 設計第1知事登録 第9-453号
一級建築士登録 第21029S5号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【改修】 3階展開図2

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50(A1) 1/100(A3)

SHEET NO. A−19

■【改修】3階展開図



□凡例

仕上げ改修範囲を示す。

仕上げ下地共新設範囲を示す。(LGS下地)

建具新設 又は改修箇所を示す。

訂正事項	株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	【改修】3階展開図3	SHEET NO. A-20
		DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/50(A1) 1/100(A3)	

符号	数量	AWD 1 [撤去]	1箇所	AW 1 [撤去]	1箇所	AW 2 [撤去]	1箇所	AW 3 [撤去]	1箇所			LSD 1 [撤去]	1箇所
姿図		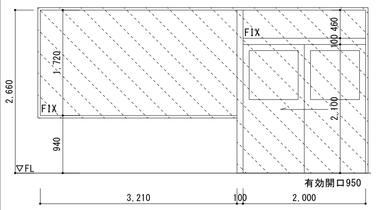		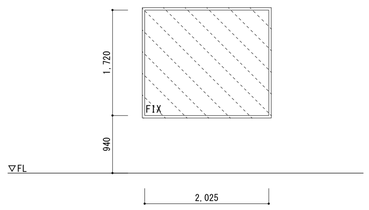		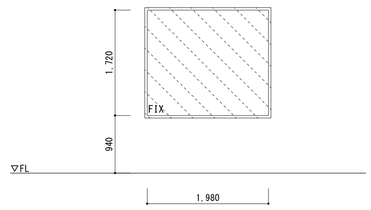		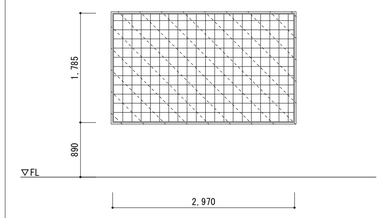				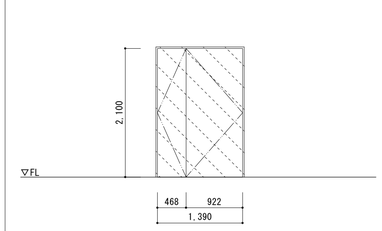	
形状		アルミ製Fix窓付片引き戸		アルミ製Fix窓		アルミ製Fix窓		アルミ製ガラスブロック窓				鋼製軽量親子開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	
室名		3階　事務室		3階　指令室		3階　指令室		3階　消防本部指令室				3階　廊下PS	
材質	仕上	アルミ製	デュラクロン焼付	アルミ製	デュラクロン焼付	アルミ製	デュラクロン焼付	アルミ製	デュラクロン焼付			亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装
枠見込	建具見込	170	-	170	-	170	-	100	-			110	40
硝子		FL-10(W3210,Fix部) FL-5（その他）		FL5+A6+FL5		FL5+A6+FL5		ガラスブロック 145×145×95				—	
金物		ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻﾑﾀｰﾝ、付属金物一式		T-3程度の防音性能窓		T-3程度の防音性能窓		附属金物一式				ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻﾑﾀｰﾝ、SUS製沓摺	
備考												付属金物一式	
		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】				【建具枠共撤去処分】	

符号	数量	LSD 2 [撤去]	1箇所	LSD 3 [撤去]	4箇所	LSD 4 [撤去]	1箇所	LSD 5 [撤去]	1箇所	LSD 6 [撤去]	1箇所	LSD 7 [撤去]	1箇所
姿図		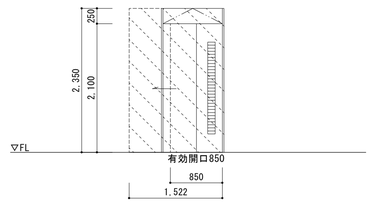		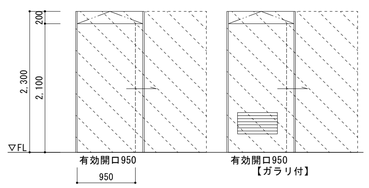		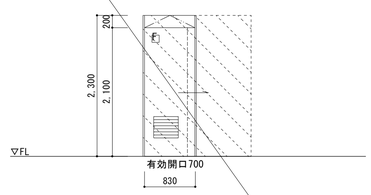		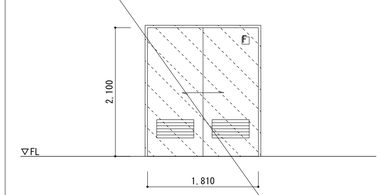		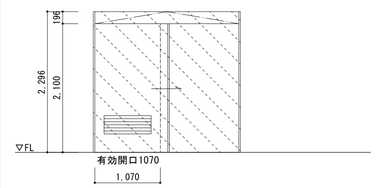		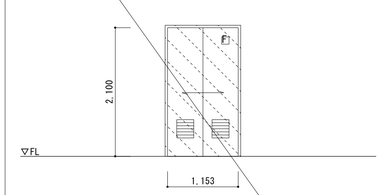	
形状		鋼製軽量2連片引込ﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ（LGS壁内蔵ﾀｲﾌﾟ）		鋼製軽量片引ﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量片引ﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量ｶﾞﾗﾘ付き引違いﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量外付片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量ｶﾞﾗﾘ付き引違いﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	
室名		3階　食堂		3階　事務室、指令室、電気室、仮眠室-1		3階　男子脱衣室		3階　リネン室		3階　仮眠室2		3階　収納	
材質	仕上	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装
枠見込	建具見込	140	40	140	40	140	40	120	40	120	40	120	40
硝子		—		—		F-4		F-4		80		F-4	
金物		SUS製引手、半自動自閉傾斜式ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、SUS製沓摺		SUS製引手、半自動自閉傾斜式ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、SUS製沓摺		SUS製引手、半自動自閉傾斜式ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、SUS製沓摺		SUS製引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、付属金物一式		SUS製引手、半自動自閉傾斜式ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻﾑﾀｰﾝ		SUS製引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、付属金物一式	
備考		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式				ﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、SUS製沓摺、付属金物一式			
		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】		【建具枠共撤去処分】	

符号	数量	LSD 8 [撤去]	1箇所	SDW 1 [撤去]	1箇所					WD 1 [撤去]	1箇所		
姿図		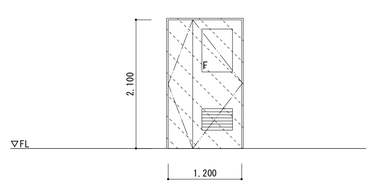		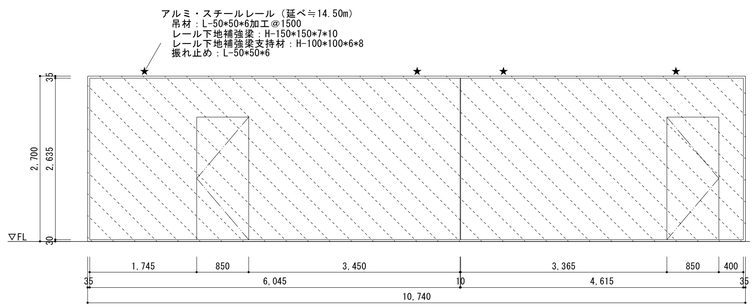					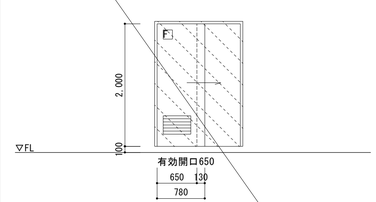			
形状		鋼製軽量親子開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製片開き戸付可動間仕切り						木製ｶﾞﾗﾘ付片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ			
室名		3階　廊下		3階　防災作戦室						3階　女子脱衣			
材質	仕上	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	繊維混入石膏板t8の上ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張					木製	ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板		
枠見込	建具見込	80	38	114	60					壁厚+20	38		
硝子		FG-4		—						F-4			
金物		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻﾑﾀｰﾝ、SUS製沓摺		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、天井補強材、ﾛｯｸｳｰﾙ80K 厚50						SUS引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、附属金物一式			
備考		付属金物一式		付属金物一式									
		【建具枠共撤去処分】		【建具枠・鉄骨下地補強共撤去処分】						【建具枠共撤去処分】			

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

建具図1

SHEET NO. A-21

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50 (A1) 1/100 (A3)

符号	数量	AMD 1 [新設]	1箇所	SW 1 [新設]	1箇所	SW 2 [新設]	1箇所	SW 3 [新設]	1箇所	LSD 1 [新設]	1箇所	LSD 2 [新設]	3箇所
姿図		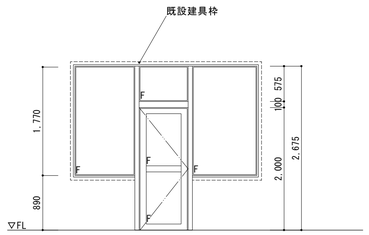		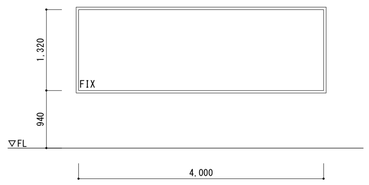		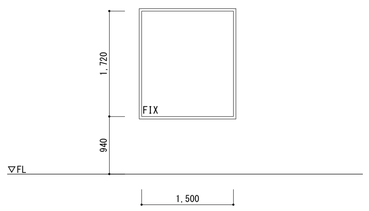		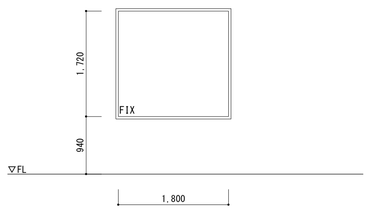		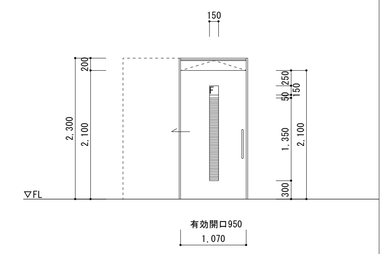 ※事務室：個別電気錠取付		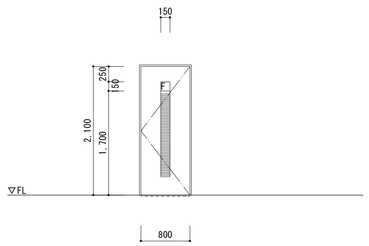	
形状		アルミ製両袖Fix窓付片開きﾄﾞｱ（カバー工法）		スチール製Fix窓		スチール製Fix窓		スチール製Fix窓		鋼製軽量片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ(LGS壁内蔵ﾀｲﾌﾟ)		鋼製軽量片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	
室名		３階　警防課		３階　指令室		３階　指令室		３階　指令室		３階　事務室		３階　防災作戦室、食堂、事務室	
材質	仕上	アルミ製	電解着色	スチール製	DP塗装	スチール製	DP塗装	スチール製	DP塗装	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）
枠見込	建具見込	70	-	170	-	170	-	170	-	160	40	135	30
硝子		FL5+A6+FL5		FL10		FL5+A6+FL5		FL5+A6+FL5		型板ｶﾞﾗｽ厚4		型板ｶﾞﾗｽ厚4	
金物		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、本締錠、付属金物一式		飛散防止フィルム貼、付属金物一式		飛散防止フィルム貼、付属金物一式		飛散防止フィルム貼、付属金物一式		戸車・傾斜ﾚｰﾙ、制御装置ｴｱﾀﾞﾝﾊﾟ、ﾌﾘｰｽﾄｯﾊﾟ（中間停止機構付）、抗ｳｲﾙｽ把手		ｽﾃﾝﾚｽ丁番、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、本締錠、切窓・ｶﾞﾗﾘｰ体型（枠なし）	
		容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-3)								大型表示錠(大型ｻﾑﾀｰﾝ)、切窓・ｶﾞﾗﾘｰ体型（枠なし）、付属金物一式		容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)、付属金物一式	
備考										容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)			

符号	数量	LSD 3 [新設]	3箇所	LSD 4 [新設]	1箇所	LSD 5 [新設]	1箇所	LSD 6 [新設]	1箇所	LSD 7 [新設]	1箇所		
姿図		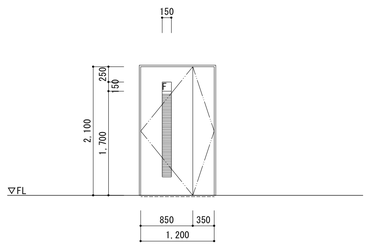		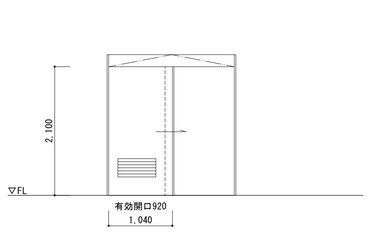 ※男子仮眠室：個別電気錠取付		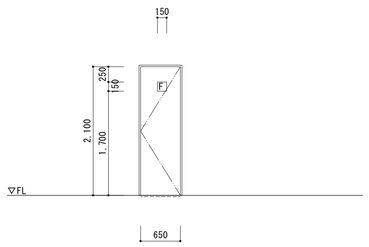		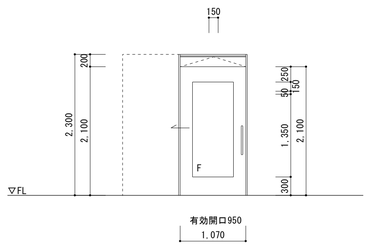		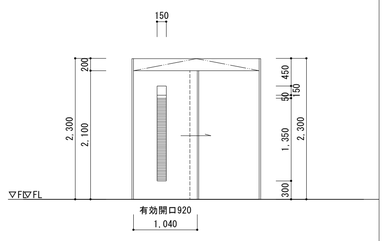		
形状		鋼製軽量親子開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量外付片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量両開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製軽量片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ(LGS壁内蔵ﾀｲﾌﾟ)		鋼製軽量片引きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ			
室名		３階　電気室、電気室兼備品庫、防災作戦室		３階　男子仮眠室		３階　指令室		３階　事務室		３階　女子仮眠室			
材質	仕上	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）	亜鉛ﾒｯｷ鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）	亜鉛めっき鋼板	ｱｸﾘﾙ樹脂焼付塗装（枠：指定色焼付）		
枠見込	建具見込	135	30	190	40	135	30	160	40	140	40		
硝子		型板ｶﾞﾗｽ厚4		—		型板ｶﾞﾗｽ厚4		FL-6　飛散防止フィルム張		型板ｶﾞﾗｽ厚4			
金物		ｽﾃﾝﾚｽ丁番、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、本締錠、切窓・ｶﾞﾗﾘｰ体型（枠なし）		戸車・傾斜ﾚｰﾙ、制御装置ｴｱﾀﾞﾝﾊﾟ、ﾌﾘｰｽﾄｯﾊﾟ（中間停止機構付）、抗ｳｲﾙｽ把手		ｽﾃﾝﾚｽ丁番、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、本締錠、切窓、付属金物一式		戸車・傾斜ﾚｰﾙ、制御装置ｴｱﾀﾞﾝﾊﾟ、ﾌﾘｰｽﾄｯﾊﾟ（中間停止機構付）、抗ｳｲﾙｽ把手		戸車・傾斜ﾚｰﾙ、制御装置ｴｱﾀﾞﾝﾊﾟ、ﾌﾘｰｽﾄｯﾊﾟ（中間停止機構付）、抗ｳｲﾙｽ把手			
		容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)、付属金物一式		大型表示錠(大型ｻﾑﾀｰﾝ)、ｶﾞﾗﾘ、付属金物一式		容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)		大型表示錠(大型ｻﾑﾀｰﾝ)、切窓・ｶﾞﾗﾘｰ体型（枠なし）、付属金物一式		大型表示錠(大型ｻﾑﾀｰﾝ)、切窓・ｶﾞﾗﾘｰ体型（枠なし）、付属金物一式			
備考				容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)				容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)		容摺：SUS PL-厚2.0加工(ST-2)			

符号	数量	PT 1 [新設]	1箇所	PT 2 [新設]	1箇所	SF 1 [新設]	1箇所		
姿図		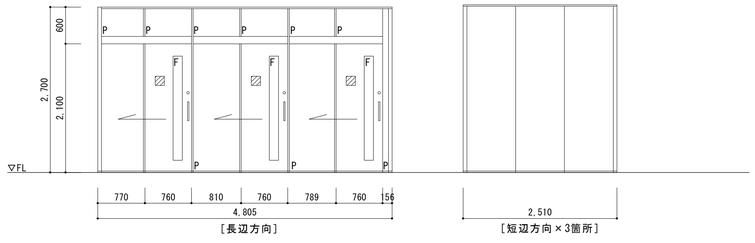 ［長辺方向］ ［短辺方向×3箇所］		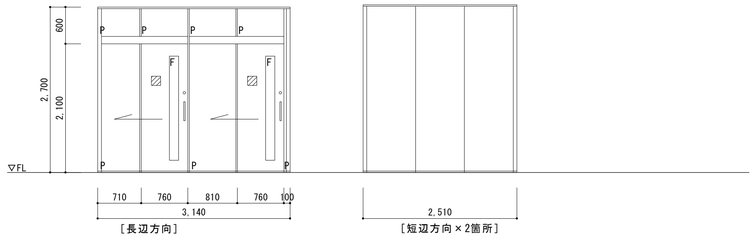 ［長辺方向］ ［短辺方向×2箇所］		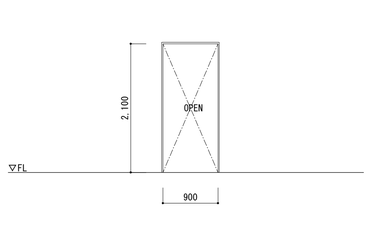			
形状		スチール製パーティション		スチール製パーティション		鋼製三方枠			
室名		３階　男子仮眠室		３階　男子仮眠室		３階　廊下2（男子仮眠室）			
材質	仕上	スチール製	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5下地 ｽﾁｰﾙ樹脂焼付塗装	スチール製	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5下地 ｽﾁｰﾙ樹脂焼付塗装	亜鉛めっき鋼板	DP塗装		
枠見込	建具見込	70	—	70	—	140	-		
硝子		型板ｶﾞﾗｽ：厚4.0		型板ｶﾞﾗｽ：厚4.0		-			
金物		戸車、ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、自動閉鎖装置、ｽﾃﾝﾚｽ製引棒、内部ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		戸車、ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、自動閉鎖装置、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｽﾃﾝﾚｽ製引棒、内部ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		付属金物一式			
		付属金物一式　▨印 各室番号表示 150*150 ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ張		付属金物一式　▨印 各室番号表示 150*150 ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ張					
備考									

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

建具図2

SHEET NO. A－22

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/50 (A1) 1/100 (A3)

符号	数量	PT 3 [新設]	1箇所	WD 1 [新設]	1箇所	WD 2 [新設]	1箇所	WD 3 [新設]	1箇所
姿図		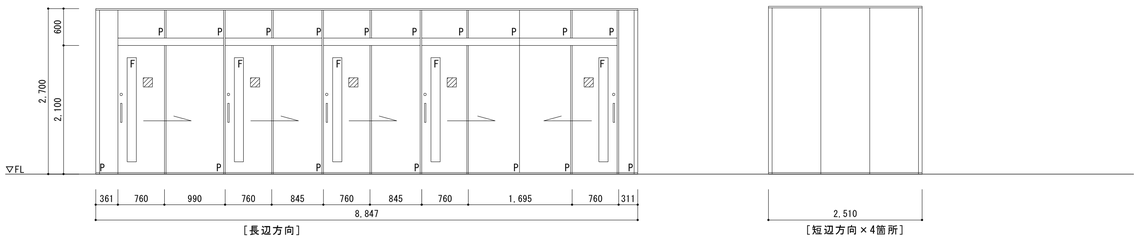		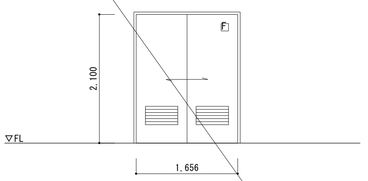		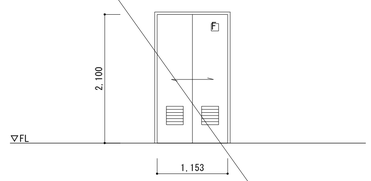		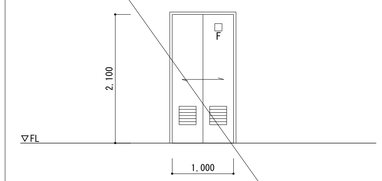	
形状		スチール製パーティション		木製引違いﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		木製引違いﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		木製引違いﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	
室名		3階 男子仮眠室		3階 リネン庫		3階 収納		3階 収納	
材質	仕上	スチール製	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ厚12.5下地 ｽﾁｰﾙ樹脂焼付塗装	木製	ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板	木製	ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板	木製	ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板
枠見込	建具見込	70	—	壁厚+20	38	壁厚+20	38	壁厚+20	38
硝子		型板ｶﾞﾗｽ：厚4.0		F-4		F-4		F-4	
金物		戸車、ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ、自動閉鎖装置、ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｽﾃﾝﾚｽ製引棒、内部ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		SUS引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、ｶﾞﾗﾘ、附属金物一式		SUS引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、ｶﾞﾗﾘ、附属金物一式		SUS引手、ﾌﾗｯﾀｰﾚｰﾙ、ｶﾞﾗﾘ、附属金物一式	
		付属金物一式 ▨印 各室番号表示 150*150 ｶｯﾃｨｸﾞｼｰﾄ張							
備考									

符号	数量	SD 1 [改修]	1箇所	SD 2 [改修]	1箇所	SD 3 [改修]	1箇所	SD 4 [改修]	1箇所
姿図		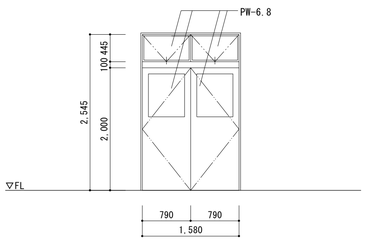		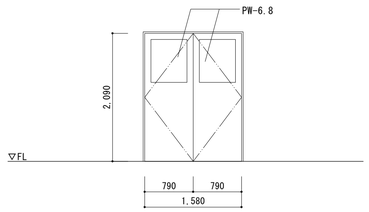				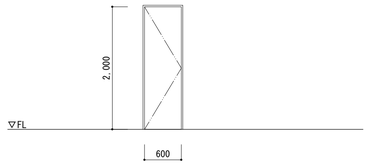	
形状		鋼製倒し排煙窓付両開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製両開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ		鋼製点検口		鋼製片開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	
室名		3階 電気室		3階 廊下		3階 廊下PS		3階 EPS	
材質	仕上	スチール製	SOP塗装	スチール製	SOP塗装	スチール製	SOP塗装	スチール製	SOP塗装
枠見込	建具見込	195	40	195	40	60	30	160	40
硝子		PW-6.8		PW-6.8		—		—	
金物		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、戸当り、ｸﾞﾚﾓﾝ錠、SUS沓摺		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、戸当り、ｸﾞﾚﾓﾝ錠、SUS沓摺		—		ｹｰｽﾊﾝﾄﾞﾙ、本締錠、SUS製丁番、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、付属金物一式	
		排煙ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ、小庇付、付属金物一式		付属金物一式					
備考		【改修内容】DP塗装塗替え、三方枠共		【改修内容】DP塗装塗替え、三方枠共		【改修内容】DP塗装塗替え、三方枠共		【改修内容】DP塗装塗替え、三方枠共	
符号	数量								
姿図									
形状									
室名									
材質	仕上								
枠見込	建具見込								
硝子									
金物									
備考									

訂正事項									
	株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事			建具図3			SHEET NO. A-23
		DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	1/50 (A1) 1/100 (A3)	

天井廻り縁　詳細図　　S＝1：3

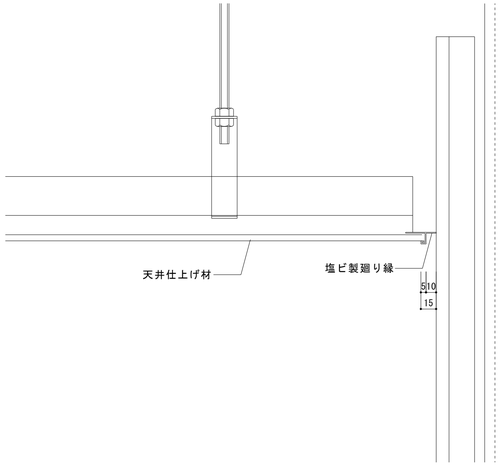

サッシュ面と壁面取合部 詳細図　　S＝1/5, 1/20

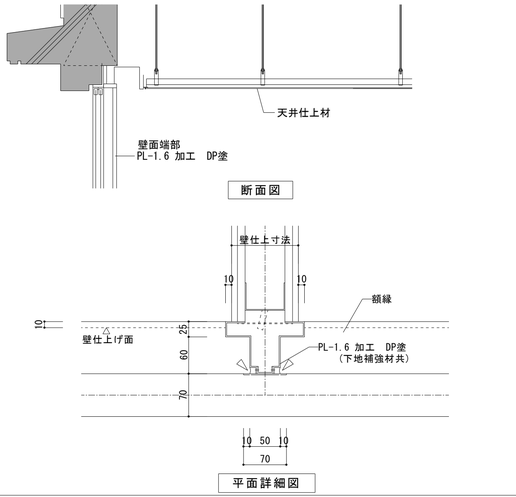

ブラインドボックス　詳細図　　S＝1：10

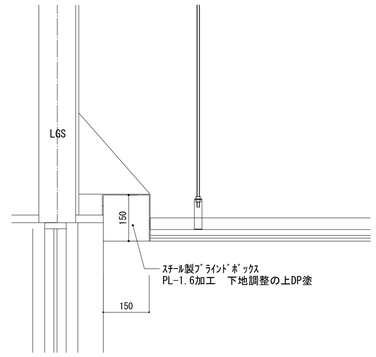

注：下地補強等の詳細については、国土交通省営繕部監修 建築工事標準図 3-31参照

床見切り　詳細図　　S＝1：5

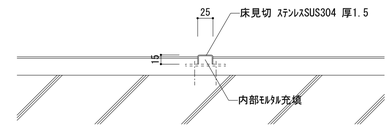

室名札　詳細図　　S＝1：5

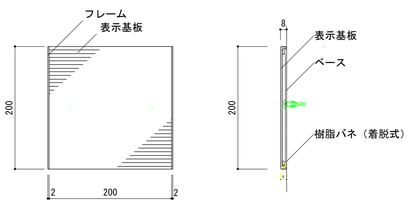

■仕様等
- フレーム：アルミ型材 アルマイト仕上
- ベ ー ス：アルミ型材 アルマイト仕上
- 表示基板：アルミ型材 プラライン仕上
- 表示方法：UV印刷
- 設置個所数：10ヶ所

仮眠室　跳上式ベット　詳細図　　S＝1：20

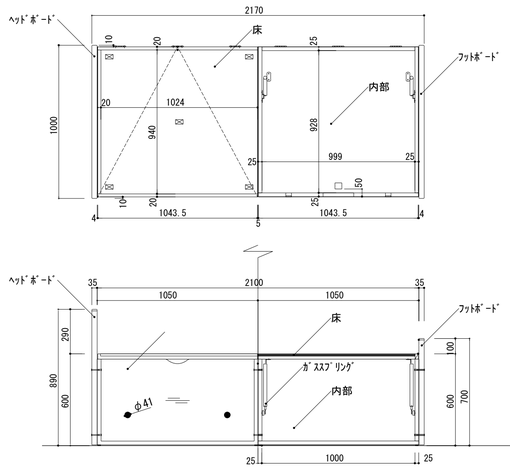

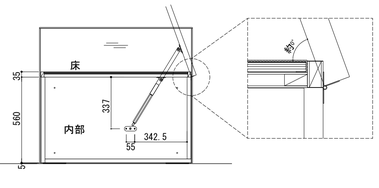

部位	材料
ヘッドボード	プリント化粧板
フットボード	プリント化粧板
見付	無垢材CL
見掛	プリント化粧板
内部	白プリント化粧板
見付	テープ
床	スタイロ畳　下地：ラワン合板
畳寄せ	ブナ練付合板・ファンシー貼り

設備配管パック　詳細図　　S＝1：10

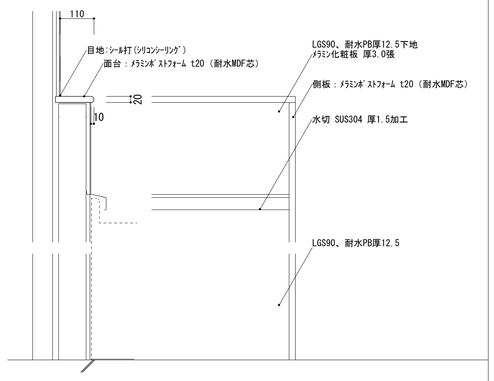

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

詳細図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/3、1/5、1/10、1/20 (A1) 1/6、1/10、1/20、1/40 (A3)

SHEET NO.
A−24

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

工事名称	東近江行政組合消防本部指令室改修工事
工事場所	東近江市東今崎町５番３３号
用途規制	第１種低層　第２種低層　第１種中高層　第２種中高層　第１種住居　第２種住居 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　[指定なし]
その他の規制	風致地区　自然公園　市街化区域　[市街化調整区域]　法２２条指定区域　指定なし
工事期間	契約工期による。

NO	名称	工種	構造	床面積（m2）						延面積	備考
				—	２Ｆ	３Ｆ	—	—	—		
1	電気設備工事	改修	ＲＣ造	—	1st	1st	—	—	—	1st	
	計									1st	

概要説明　本工事は、指令室設備更新に伴う室の改修及び2階屋内運動場の電灯・情報設備の改修工事を行う。

別途工事　指令台関係設備工事

Ⅱ 電気工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下「標仕という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）による。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針（最新版）」及び「建築改修工事監理指針（最新版）」を参考とする。機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。

2　特記仕様

(1) 項目は番号に（○）印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は（・）印のついたものを適用する。
　（○印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。
　（○印と（※）印のある場合はともに適用する。
(3) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。特記事項に記載の「　」内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

3　施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い提出のこと。

1 一般共通事項

章	項目	特記事項
1	① 施工基準	・本工事は、工事請負契約書及び同約款を適守し、本特記仕様書を含む図面、標仕により完全に施工する。上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。(1.1.1) ・本図は、工事の大要を示すものであるので、詳細位置等については、監督職員と打合せの上、その指示に従い入念に施工すること。 ・その他関係法規に基づき安全に施工すること。
	② 適用基準等	・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　最新版） ・工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ・東近江市　都市整備部　施設建築課　工事管理マニュアル（最新版）
	③ 官公署その他への届出	本工事における、官公庁の各検査、完了に係る消防法等全ての法的検査は、受注者にて行うものとする。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者負担とする。(1.1.3)
	④ 工事実績情報の登録（CORINS）	受注者は、工事請負代金５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に、財日本建築情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出するとともに、センター登録の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。ただし、期間には、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日等は含まない。(1.1.4) (1)工事受注時　　契約締結後１０日以内 (2)工事内容の変更時　　変更契約締結後１０日以内 (3)工事完成時　　工事完成後１０日以内 なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
	⑤ 別契約の関連工事	受注者は、別途施工する工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示あるも、施工時に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。(1.1.7)
	⑥ 現場代理人等	1　原則として、現場代理人は、他の工事と重複して従事することはできない。ただし、工事準備等を含め工事現場が不稼動である期間は、常駐の必要はないが、現場の保全を行い、緊急時の対応を速やかにとれる体制を確保すること。 2　現場代理人は、監督職員に受注者との直接的な雇用関係の確認できるもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は、速やかに「現場代理人等変更届」を提出し、同様の確認を受けなければならない。 3　主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 4　現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。 5　主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第３１条第１項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
	⑦ 技術管理	受注者は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理に当たらせること。また、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守すること。
	⑧ 電気保安技術者	工事現場に置く電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。(1.3.3) ・要　・不要
	⑨ 条件明示項目	1　部分的な設計変更又は一部の追加工事などに関して請負代金に増減が生じた場合受注者は、施工に先立ち工事費の増減を精算した内訳明細書を提出し、監督職員の承諾を受けること。 2　材料、工法等の変更により建築基準法第６条第１項「計画の変更に係る確認」の申請（法第１８条第２項においての適用を含む。）又は「軽微な変更の届け」の届けの必要が生じた場合は、申請手数料も含めて受注者の負担にて遅滞なくこれを行うこと。受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建築工事保険等を工事目的物に付するものとする。
	⑩ 安全対策	1　工事車両の出入りについては、現場協議の上、決定し、安全管理員を配置して危険防止に努めること。(1.3.9) 2　工事車両の出入りについては、速度制限を遵守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等公害発生のなきよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、実施運営についても担当者と協議を行い、支障のなきよう努めること。(1.3.7) 3　別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討の上、事前に協議を行い、関係法令に従い安全堅固に設置すること。 4　喫煙等については、一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。 5　受注者は、過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 6　建設機械は、国土交通省指定の低騒音型建設機械（標識を見やすい箇所に表示すること。）を使用すること。
	⑪ 総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者を指名すること。
	12 発生材の処理等	※構外搬出適切処理　・指定（　　）(1.3.8)
	⑬ 産業廃棄物の処理	受注者は、産業廃棄物を適正に処理するに当たり以下事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 1　本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を適守し、分別解体及び再資源化を実施すること。 2　「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の発生抑制及び再利用の促進に努めること。また、再生資源利用（促進）計画書及び同実施書を作成し、速やかに報告のこと。 3　受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を適守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 4　施工計画書には、契約者の写し、施工者の写し、搬出先までのルート図、運搬車のナンバープレート一覧を添付すること。 5　ＰＣＢを使用した器具については、監督職員の指示に従い指定された場所に搬出すること。
	⑭ 材料の品質等	本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質、性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のない材料、その製造者は、次の（1）から（6）の事項を満たすものとする。(1.4.2) (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料または外部機関（（社）公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書等の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等以上の品（以降、同等品と記す。）を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
	⑮ 材料等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。(1.4.6)
	⑯ 建築材料等	建築材料等は、極力市内産品を選定することとし、製品等は、特記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 屋内で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆とする。あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を積力選定する。（標仕を参考とすること。）さらに、環境配慮の視点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料の利用にも努めること。(1.4.1)
	⑰ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。(1.4.5)
	⑱ 材料の検査に伴う試験	試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受けること。(1.5.2)
	19 技能士	

適用工事種別	技能検定作業

20 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、アセトアルデヒドの濃度を測定し、報告する。測定は、パッシブ型採取機器により行う。(1.5.9) 着工前の測定　※行わない　・行う　対象室　　・図示 測定箇所数　○箇所（監督職員の指示による。）　・図示
㉑ 技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。(1.6.2)
㉒ 完成時の提出図書	※完成図（しゅん工図）提出部数　※４部　・　部（訂正した図面）(1.7.1から3)（表1.7.1） ※施工計画書　　提出部数　※１部　・　部 ※施工図　　提出部数　※１部　・　部（指定サイズ及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ）） ※保全に関する資料　提出部数　※２部　・　部 ※東近江市の求める部数とする。【データとも提出（ＪＷＷ及びＰＤＦ形式）】 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書、その写し各２部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。
㉓ 各種検査合格書等	
㉔ 取扱説明書の作成	しゅん工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督職員の指示による。）
㉕ 工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタルカメラの総画素数は６００万画素以上（２８００×２１００）以上とする。

区分	分類・規格	撮影箇所	提出部数	備考
着工前	・サービス版	・５・⑨・３０	2	状況によりつなぎ写真
工事中	・サービス版		1	必要に応じ撮影する
完成時	・サービス版	・　・⑨・１２	2	完了届提出用
定期提出	・サービス版	・③・６・９	2	工事月報用
しゅん工写真	・サービス版　※キャビネ版	・　・⑤・７	2	主として外観
	・サービス版　※キャビネ版	・　・10・３０	2	主として内観
	ファイル形式をＪＰＥＧとし、ＤＶＤ－Ｒにて提出すること。			

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）」による。完成写真の撮影場所は、監督職員の指示による。しゅん工写真は、アルバム製本にて提出すること。

26 設計ＧＬ	※図示　・現場にて指示
㉗ 市内下請材料調達の促進	市内下請業者・市内材料調達の促進について 1　本市発注の建設工事等の施工に当たり、下請契約する場合には、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めること。その場合適正な価格で請け負わせ、下請代金は、適正な期間内に支払うこと等、下請契約、下請代金支払の適正化に努めること。 2　工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入又は借り入れする場合は、極力地場調達するなど、施工に当たっての配慮をすること。
㉘ 保険等	受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事総合保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
㉙ 施工体制点検	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。
㉚ 不法無線局の排除	受注者は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載しいると疑われし車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
㉛ 地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。
32 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前、完了後に、図示部分の近隣家屋、工作物等の調査を実施し、工事の起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋、工作物等についても調査を行うこと。
㉝ バリアフリー	バリアフリー化に当たっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を適守すること。
㉞ 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。指定サイズ（A1又はA3）４部
㉟ 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
㊱ 環境配慮	使用電力、燃料等の使用を抑制し、効率的な施工計画をたて、省エネ施工に努めること。
㊲ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更及び追加工事においては、請負金額の増減対象としない。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者負担とする。
㊳ 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを監督職員へ提出すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を建設現場に掲示すること。
㊴ 不当介入の防止	東近江市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について （「不当介入に関する通報制度」の徹底について） 1　受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員、暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2　受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。 3　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかにかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものする。
㊵ その他	・定例会では、前回議事の確認、本田工事会議の確認、指示事項、その他質疑等、次回打合せ日程の確認を行うこと。また、月１回総合定例として、電気、機械等の設計者を交えて会議を行うこと。 ・工事関係書類等は、書面にて残すこと。工事関係者は脱衆を付けるなどして、容易に区別できるようにすること。 ・建築工事下請人報告書、施工体制台帳等届出書（施工体制台帳、施工体系図）再下請通知書については、全額にかかわらず提出すること。 ・部分使用については、しゅん工検査までに使用する場合は、検査員の検査を行う。検査の指示に従い、書類を用意すること。 ・質疑については、所定の様式でやりとりを行うこと。

2 共通事項

・本工事は、契約規則、建設業法、電気事業法、電気設備技術基準、有線電気通信法、日本電信電話株式会社基準、電波法、有線テレビジョン放送法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法等、関係諸法令を守り施工する。
・本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで、原則として受注者の負担とする。また、引渡しまでの本設受電も同様とする。
・既設取り外し再使用取付機器は、ワックス清掃、絶縁測定（本工事費内で必要により改修）、ランプ替え等の上、取り付ける。
・設計図書は、工事の大要を示すものであり、着工前に施工図等を提出し監督職員の承諾を受けること。
　なお、設計図書に、明記なき事項で、技術上、美観上又は保安上当然必要と認められるものも並びに現場の納まり上必要な軽微な変更は、監督職員と協議の上、指示により施工する。この場合原則として工事費の増減は行わない。
・別契約の関係受注者が工事用仮設物を定置したものは、無償にて使用できる。
・機器の据付、配管支持については、地耐力を考慮し、「建築設備耐震設計施工指針」に基づき施工する。
・工事着工前に次に掲げる書類を提出のこと。
　① 耐震計画書（１００kgを超える機器・アンテナブラケット等監理者の指示による。）
　② 耐風荷重計算書（突起支持管、太陽光発電、風力発電、テレビアンテナ等監理者の指示による。）
　③ ブロックマンホール・ブロックハンドホールの強度計算書
　④ 高調波発生の有無/抑制対策書
・配線の特記なきものは、エコ電線・エコケーブルを使用する。
・電線の色分けは、標準仕様書どおりとし、ケーブルの場合は、端末にて相別を施す。
・配管の特記なきものは、ねじなし電線管（ＣＰ－Ｅ）とする。
・設計図中ＰＦ電線管は、合成樹脂可とう管（一重管）自己消火型を示す。
・長さ1m以上の入線しない空配管、予備配管には、ビニル被覆鉄線（１．２mm）を入線し、名札を取り付ける。
・ハンドホール、プルボックス、盤内の電線ケーブルには行先、用途、サイズ等を明記した名札を取り付ける。
・行き先表示札については、湿気のある場所は、耐湿型の製品を使用し表示文字の劣化がしないこと。
・予備配管については、材質・口径を記入する。
・建物ＥＸＰ－Ｊ部分及び振動機器接続箇所に使用する可とう電線管は、ビニル被覆金属製２種可とう電線管とする。
・露出配管を行う場合は、施工前に素地ごしらえ（エッチングプライマー等）と下塗りを行い、施工仕上げ塗装を行う。
・図示のない限り露出配管は、全て塗装する。（機械室電気室内の塗装　※要　・否）（ＥＰＳ共同溝内の塗装　・要　※否）
・内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取付け結露対策を講ずること。
・地中埋設管路（高圧、低圧、弱電）には、ＧＬ－３００mmの深さに埋設標識シートを敷設する。（※２倍折　・３．５倍折）
・地中線路は、（◎コンクリート製ケーブル埋設標　◇埋設標ポピン）を設ける。
・建築工事にてポリスチレンフォーム等の打込み箇所には、原則として、コンクリート内埋設配管工事は行わない。
・内線規定、技術基準に準拠して図示なくとも必要箇所には規定に従うこと。
・振動の発生源となる機器には、全て防振緩衝材等を設けること。
・有価材の処分については、監督職員と協議を行い、適切に処分すること。
・各リストの数量は、平面図等から数量を再確認すること。
・マンホール、ハンドホール内にてケーブルの余長を見込むこと。
・接地極埋設位置付近に設置埋設標を取り付けること。
・既設建物はつり、穴開け等に関しては、ダイヤモンドカッターを使用するものとし、事前に箇易配筋検査を行うこと。
・照明用スイッチが、ボックス１個当たりに多数ある場合は、監督職員と協議し本工事費内にてネーム入りスイッチとする。
・配線器具は、ＪＩＳ大角形（白色）とする。
・配線器具プレートは、凡例によるが特記なき場合は、右記とする。（・新金属製プレート　・樹脂製プレート）
・本工事費内にて（　・工事着工前　・竣体完了時）に（　・受信点　・協議による２０箇所）の電界強度測定を行う。
・電波障害対策工事費は、（　・本工事　・別途工事　・工事期間中別途負担）とする。（調査業務）
・当該工事において、既設配管、既設埋設配管、機器等があった場合は、監督職員の指示により本工事費内で迂回工事もしくは撤去工事等を行う。撤去工事を行う場合は、既設調査確認の上、既設に支障のないよう処理する。
・屋外及び外壁面施工による各種配管支持材は、（◎ステンレス製　・溶融亜鉛メッキ（ＪＩＳ　Ｈ８６、４１の２種））とする。
・二重天井ケーブル配線工事の場合は、カラーケーブルによる色分けを行い、色の種類については、監督職員と協議の上、決定とする。
・防火区画貫通に関しては、関係諸法規に基づき完全に施工し全施工箇所の写真を撮影すること。
・あと施工アンカー

施工方法	・接着系	（※ 有機系	・接着剤	）
	・金属拡張系	（※ 本体打込式	・	）
試験等	性能確認試験　※行う　・行わない			
	施工確認　※行う　・行わない			

・既設インサート及びアンカーボルトを　※使用しない　・使用する

種目	適用	項目	特記事項
1 高(低)圧引込設備		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、高(低)圧引込設備の一切を施工する。
		電気方法	相　線式　V
		施工方法	地中　架空
		使用電線	６ｋＶ　ＥＭ－ＣＮ　６ｋＶ　ＥＭ－ＣＥＴ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥＴ　ＯＥ　ＤＶ
		負担金	裏　不要
		その他	架空引込の場合は、太陽光に対する耐光性を考慮し、電線種別／工事方法を決定すること。
2 受変電設備		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、受変電設備工事の一切を施工する。
		電気方式	１次側　３相３線式６，６００Ｖ、２次側　３相　３線式２１０Ｖ　単相　線式　V
		形式	屋内型　フレーム組立開放型　キュービクル
		配電盤	高圧配電盤　低圧配電盤
		変圧器	３相　単相
		母線	ＫＩＰ　ＰＤＣ　銅棒
		付属品・予備品	電力ヒューズ（1組）　フック棒（大・小）　絶縁マット Ｂ種接地抵抗値は、関西電力殉と打ち合せた値とする。
3 電灯・動力幹線設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、電灯及び動力幹線設備工事の一切を施工する。
	○	電気方式	３相３線式２１０Ｖ　単相　線式　V
		分電盤	電灯・動力分電盤（露出型　面　押込型　面）
	○	施工方法	ＣＰ管、ＣＰ－Ｅ管、ケーブル配線
	○	使用電線	ＥＭ－ＩＥ　ＯＣ　ＤＶ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥＥ
	○	その他	架空配線の場合は、太陽光に対する耐光性を考慮し、電線種別／工事方法を決定すること。
4 電灯コンセント設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、電灯コンセント設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＦＥＰ管、ＰＥ管、ケーブル配線
	○	使用電線	ＥＭ－ＩＥ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥＴ　ＥＥＲ　ＥＥＦ　ＦＰ－Ｃ
	○	照明器具	姿図による又は公共施設品番による。
	○	配線器具	大角型
		その他	
5 動力設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、動力設備工事の一切を施工する。
	○	電気方法	３相３線式２１０Ｖ　３相　線式　V
	○	施工方法	ＧＰ管、ＣＰ管、ＣＰ－Ｅ管、ＰＥ管、ケーブル配線
	○	使用電気	ＥＭ－ＩＥ　ＨＩＶ　ＯＷ　ＤＶ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥ　６００Ｖ　ＥＭ－ＣＥＥ　ＥＥＲ　ＦＰ－Ｃ
6 拡声設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、拡声設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＥ管、ケーブル配線
	○	使用電線	ＥＭ－ＩＥ　ＨＩＶ　ＨＰ　ＭＶＶＳ　ＥＭ－ＡＥ　４Ｓ６　Ｓ－５Ｃ－ＦＢ
	○	機器使用	弱電機器姿図参照 架空配線の場合は、太陽光に対する耐光性を考慮し、電線種別／工事方法を決定すること。
7 電話設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、電話設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＥ管
	○	方式	電子ボタン式（電子交換式）
	○	使用電線	（ＣＣＰ（市内ＣＣＰケーブル）　（ＥＢＴ（電子ボタン電話用ケーブル） ＥＭ－ＣＰＥＥ（市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル） ＰＥ－Ｖ（構内ケーブル）　ＥＭ－ＴＩＥＦ（屋内用通信電線）　導入線１．６mm
		機器仕様	図示による。
8 電機時計時刻表示設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、電気時計表示設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＦ管
	○	使用電線	ＥＭ－ＩＥ　芯ビニルコード（ＥＭ－ＡＥ）
		機器仕様	弱電機器姿図参照
9 通信・信号設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、通信及び信号設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＦ管、ケーブル配線
	○	使用電線	ＥＭ－ＣＰＥＥ（市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル） ＣＰＶ（制御用ＥＰゴム絶縁ビニルシースケーブル）　ＥＭ－ＡＥ　ＣＰＥＶ　（ＥＭ－ＵＴＰ）
		電界強度測定	弱電機器姿図参照
10 テレビ共聴設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、共聴（ケーブルＴＶ等）設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＦ管、ケーブル配線
	○	使用電線	（ＥＭ－Ｓ－５ＣＦＢ）　ＥＭ－Ｓ－７ＣＦＢ　Ｓ－５ＣＦＢ
	○	機器仕様	凡例による。
	○	電界強度測定	地上デジタル波対応機器とする。 施工前に測定し、各局毎の電界強度測定値を提出する。 アンテナ位置は、建築意匠、強度等を考慮し監督職員と協議する。
11 自動火災報知設備	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、自動火災報知設備工事の一切を施工する。
	○	施工方法	ＰＦ管、ケーブル管
	○	使用電線	ＥＭ－ＩＭ　ＨＩＶ　（ＨＰ）　（ＥＭ－ＡＭ）　ＡＥ
	○	機器仕様	凡例による。
12 ガス漏れ警報設備		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、ガス漏れ警報設備工事の一切を施工する。
		施工方法	ＰＦ管、ケーブル管
		使用電線	ＥＭ－ＩＭ　ＥＭ－ＡＭ　ＥＭ－ＣＰＥＥ
		機器仕様	凡例による。ＬＰＧ用ガス漏れ検知器（既設に合わせること。） 所轄消防署と協議の上、完全に施工する。
13 防火戸自閉設備		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、防火戸自閉設備工事の一切を施工する。
		施工方法	
		使用電線	ＥＭ－ＩＥ　ＨＩＶ　ＨＰ　ＥＭ－ＡＥ　ＥＭ－ＨＰ
		機器仕様	別途建築工事と打合せの上、完全に施工する。
14 雷保護設備		工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、雷保護設備の一切を施工する。
		施工方法	ＪＩＳＡ４２０１に準じて施工する。
		突針	
		試験用端子	
		使用導線	

◆備考◆

製図					
	1回目 . .		5回目 . .		
	2回目 . .		6回目 . .		
最新日	3回目 . .		7回目 . .		
	4回目 . .		8回目 . .		

◆設計事務所◆
水原建築設計事務所
TEL　0749-22-1679
FAX　0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合
TEL　0748-22-7600
FAX　0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆
電気工事特記仕様書（1）

◆縮尺◆

確認者	確認者	図作者	図作者

E－1
◆図面番号◆

種目	適用	項　目	特　記　事　項
15 自家発電設備		工事範囲及び説明 施工方法 定格 使用電線 機器仕様 配管材料	本工事は、次に掲げる事項に従って、自家発電設備工事の一切を施工する。 容量　　ＫＶＡ　　電圧　　Ｖ 日本内燃力発電設備協会認定合格品とする。
16 機械警備設備		工事範囲及び説明 施工方法	本工事は、次に掲げる事項に従って、機械警備設備工事の一切を施工する。
17 通監視カメラ設備		工事範囲及び説明 施工方法 使用電線 機器仕様	本工事は、次に掲げる事項に従って、監視カメラ設備工事の一切を施工する。 ＰＦ管、ケーブル管 ＥＭ－ＩＭ　　ＨＩＶ　　ＨＰ　　ＥＭ－ＡＭ　　Ｓ－５Ｃ－ＦＢ　　ＭＶＶＳ 弱電機器姿図、凡例による。
18 撤去工事	○	工事範囲及び説明	本工事は、次に掲げる事項に従って、撤去工事の一切を施工する。

使　用　機　材　製　造　者　指　定

本工事に使用する機器材料は、下記に指定する製造者のものを使用すること。ただし、同等品以上の物を使用する場合には、施設建築課所定の様式により承諾を得て使用すること。

適用	機　材　名	製　造　業　者					
○	電　　線	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	ケ　ー　ブ　ル	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	電　線　管	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	同　上　付　属　品	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	ビニル電線管	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	同　上　付　属　品	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
○	ＰＦ電線管	日本工業規格（ＪＩＳ規格）					
	ＦＥＰ電線管	ＪＩＳ　Ｃ　３６５３　施工方法に適する電線管(角型・丸型とも)ねじ込み接続工法可とする。					
○	プルボックス	積水化学工業	摂陽工業	タチバナ	電成興業	八州電工	ネグロス電工
		日動電工					
	コンクリート柱	日本ネットワーク	大日	日本コンクリート	三谷セキサン	ヨシモト	
	コンクリート(二次製品)						
	マンホール蓋	小島	長谷川	福西	北勢		
	高圧しゃ断器	エナジーサポート	大垣	東芝	戸上	日本高圧	日立
		富士	三菱				
	高圧開閉器	エナジーサポート	大垣	東芝	戸上	日本高圧	日立
		富士	三菱				
	変　圧　器	愛知	ダイヘン	東芝	日立	富士	三菱
	コンデンサー	指月	東芝	ニチコン	日立	富士	三菱
		明電舎					
	キュービクル	愛知	下平	中立	内外	日溝	別川
	キュービクル(改修)	草川	新岩村	大正	三星	名神	河村
		東芝	内外	日東			
	配電盤	愛知	かわでん	下平	中立	内外	別川
	分電盤	草川	新岩村	大正	三星	名神	河村
		テンパール	東芝	内外	日東	パナソニック	
○	照明器具	岩崎	遠藤	オーデリック	コイズミ	パナソニック	大光
		東芝ライテック	日本電気ＨＥ	ＧＳユアサ	日立	マックスレイ	山田
		三菱	ヤマギワ				
○	夜間照明器具	岩崎	コイト	東芝ライテック	ＧＳユアサ	パナソニック	
○	配線器具	神保	東芝	星和	パナソニック		
○	拡声機器	ＳＯＮＹ	ＴＯＡ	ＪＶＣケンウッド	パナソニック	ユニペックス	
○	ＡＶ機器	ＳＯＮＹ	ＪＶＣケンウッド	パナソニック	ユニペックス		
○	時計	ＴＩＣシチズン	ｾｲｺｰﾀｲﾑｼｽﾃﾑ	パナソニック			
	インターホン	アイホン	ケアコム	ＴＯＡ	東芝	日立	日本インターホン
		パナソニック					
	トイレ呼出機器	アイホン	ケアコム				
	来客報知機器	アイホン	ケアコム	パナソニック	竹中ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ		
	表示器	アイホン	ケアコム	ＴＩＣシチズン			
○	テレビ共聴機器	ＨＹＳ	ＤＸアンテナ	日本アンテナ	ミハル通信	マスプロ電工	パナソニック
○	火災報知機器	沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック	
○	非常警報機器	沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック	
	防火戸自閉機器	沖電気防災	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック	
	ガス漏れ警報器	沖電気防災	新コスモス	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック
		矢崎					
	避雷針	大阪	四興	塚本	ＮＩＰ	ワールド	
	自家発電機器	オーハツ	ダイハツ	東芝	西芝	日立	三菱重工
		三菱電機	明電舎	ヤンマー			
	蓄電池	新神戸電気	ＧＳユアサ	古河電池	パナソニック		
	電話装置	岩崎	日立	ＮＴＴ	沖	東芝	ナカヨ
		パナソニック					
	デジタル交換機	ＮＥＣ	沖	日立	富士通		
	警備保障						
	電気温水器	東芝	ＴＯＴＯ	日立	三菱	パナソニック	ＬＩＸＩＬ
	舞台照明	東芝	パナソニック	松村	丸茂		
	舞台音響	ヤマハ	ＪＥＵＧＩＡ	ＪＲＣ	ＳＯＮＹ	ＴＯＡ	ＪＶＣケンウッド
	監視カメラ	ＳＯＮＹ	ＴＯＡ	ＪＶＣケンウッド	パナソニック	ユニペックス	
	太陽光発電	京セラ	パナソニック	シャープ	三菱電機		
		上記メーカーは、参考とし、同等発電能力を有することにより他メーカーの採用を可とする。					

◆備考◆					
	製図	1回目		5回目	
		2回目		6回目	
	最新日	3回目		7回目	
		4回目		8回目	

◆設計事務所◆
水原建築設計事務所　TEL　0749-22-1679　FAX　0749-26-3006

◆発注者◆
東近江行政組合　TEL　0748-22-7600　FAX　0748-22-7608

◆工事名称◆
東近江行政組合消防本部指令室改修工事

◆図面名◆	◆縮尺◆	確認者	確認者	図作者	図作者
電気工事特記仕様書（2）					

E－2

◆図面番号◆

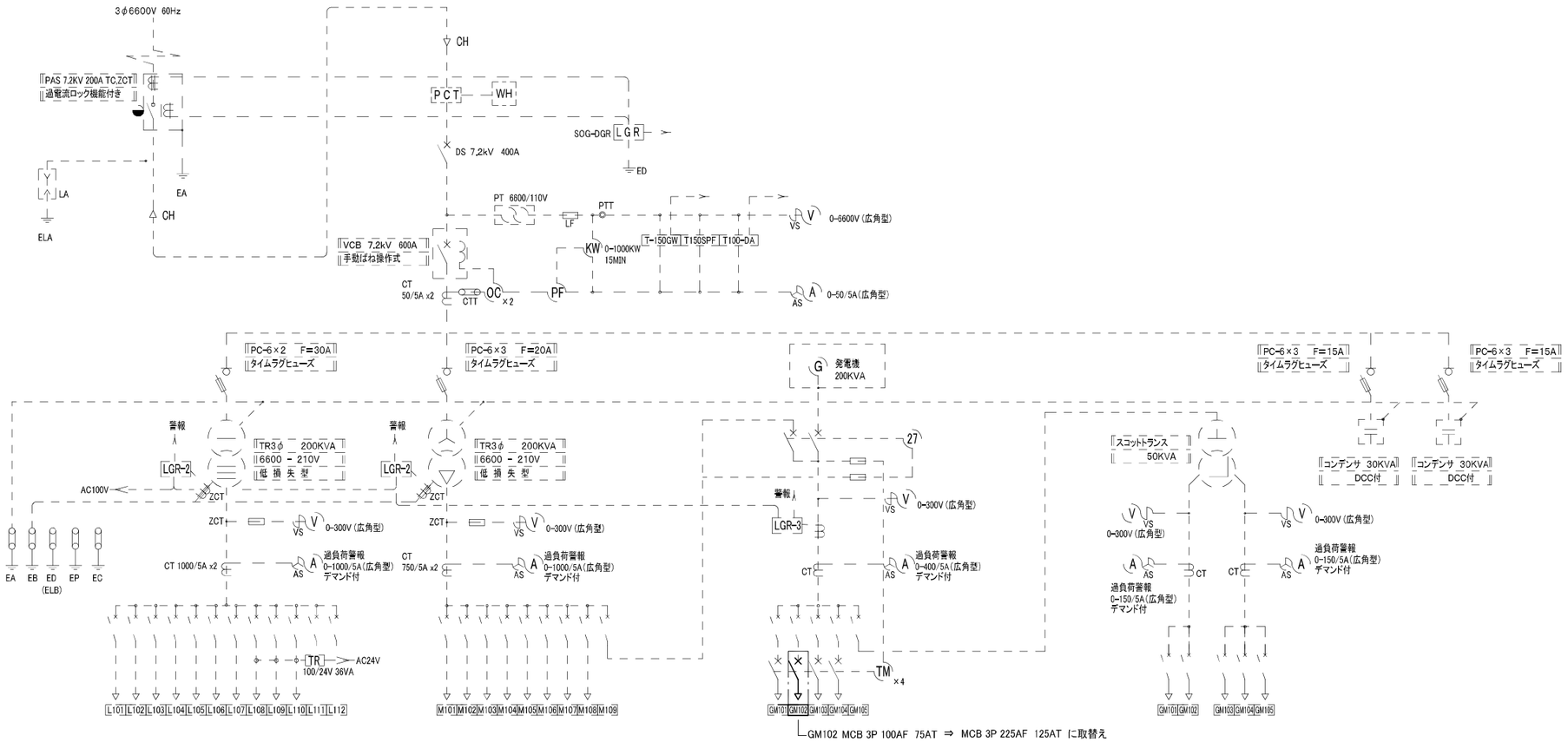

① 【低圧電灯盤】

L101	LM-1,L-A	CVT-100Sq	47.969VA	MCB 3P 225AF 225AT
L102	LM-2B,1B	CVT-100Sq	19.100VA	MCB 3P 100AF 100AT
L103	LM-2A	CVT-100Sq	31.969VA	MCB 3P 225AF 175AT
L104	LM-3	CVT-100Sq	15.869VA	MCB 3P 100AF 100AT
L105	LM-4	CVT-60Sq	32.887VA	MCB 3P 225AF 175AT
L106	LM-5	CVT-60Sq	14.428VA	MCB 3P 100AF 75AT
L107	HGR	CV-5.5Sq-2C		MCB 2P 50AF 20AT
L108	LGR			MCB 2P 50AF 20AT
L109	所内電源			MCB 2P 50AF 20AT
L110	エレベーター		1.000VA	MCB 2P 50AF 20AT
—	発電機商用			MCB 2P 50AF 20AT
L111	LM-3-1	CVT-22Sq	15.850VA	MCB 3P 100AF 75AT
L112	予 備			ELB 3P 100AF 100AT

② 【低圧動力盤】

M101	M—1	CVT-60Sq	46.2KW	MCB 3P 225AF 225AT
M102	予 備			MCB 2P 50AF 20AT
M103	LM-1A・2A・M-1R	CVT-22Sq	8.74KW	MCB 3P 100AF 100AT
M104	LM-2B・1B	CVT-22Sq	10.5KW	MCB 3P 100AF 100AT
M105	LM-3・4・5	CVT-22Sq	10.976KW	MCB 3P 100AF 100AT
M106	エレベーター	CVT-60Sq	22.0KW	MCB 3P 225AF 200AT
M107	予 備			MCB 3P 100AF 75AT
M108	予 備			MCB 3P 100AF 100AT
M109	発電機負荷		94.862KW	MCB 3P 400AF 350AT

③ 【発電機切替盤】

GM101	M-1 消火ポンプ	FP-C14Sq-3C	7.5KW	MCB 3P 100AF 100AT
GM102	LM-3-1(空調)	CVT-38Sq	16.68KW	MCB 3P 225AF 125AT
GM103	M-1 揚水ポンプ	CV 8Sq-3C	5.5KW	MCB 3P 100AF 75AT
GM104	LM-3-1(空調)	CVT—22Sq	10.0KW	MCB 3P 100AF 75AT
GM105	スコットトランス	CVT-100Sq	50KVA	MCB 3P 225AF 150AT
GM106	排煙ファン			

④ 【スコットトランス盤】

GL101	LM-2A・1A	CVT—22Sq	11.921VA	MCB 3P 100AF 60AT
GL102	LM-2B・1B	CVT—22Sq	13.886VA	MCB 3P 100AF 75AT
GL103	LM-3・4・5/LM-3-1	CVT—38Sq	14.380VA	MCB 3P 100AF 100AT
GL104	指令室UPS電源20KVA	CVT—60Sq	25.000VA	MCB 3P 225AF 150AT
GL105	LM-3(CVCF)	CVT—38Sq	10.000VA	MCB 3P 100AF 75AT
—	発電機充電器			MCB 2P 50AF 20AT

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-637号
一級建築士登録 第219285号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地
TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

受変電設備 単線結線図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				— (A1) — (A3)

SHEET NO. E—03

凡例・注記		
	電灯分電盤	1. 図中に示す配管配線の新設を行う、ただし、破細線は現状のままとする。
	電灯動力分電盤	2. 指令室分電盤・直流電源装置は別途工事とする。 ただし、同設備の一時側電源までを本工事にて行うこと。
	立上がり・立下り	3. 指令室システムは別途工事にて行うため、同工事の工事工程・調整等を行うこと。

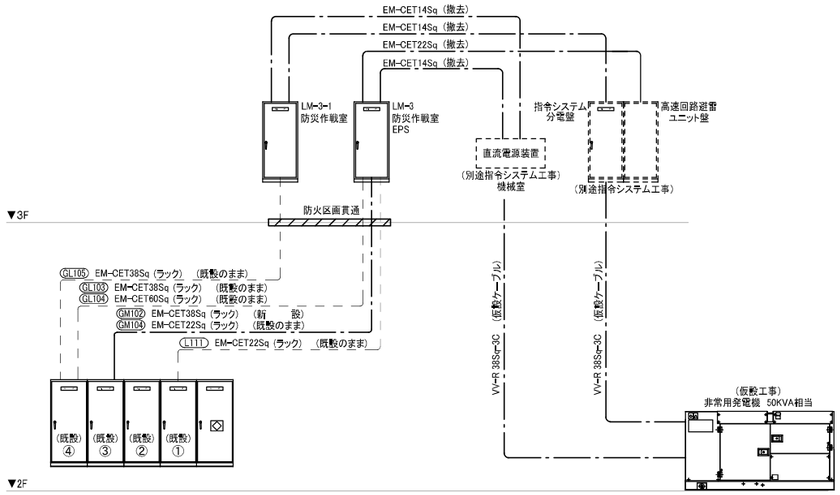

幹線系統図（改修）

仮設稼働	
・運転日数	90日
・燃料　軽油	2,160 L

【仮設計画】

1. 別途指令システム工事の切替え試運転期間中の仮設工事を行う
2. 別途工事業者と必要容量等の協議を行い、切替に必要な仮設配線を行うこと。
3. 仮設発電機は消防所と協議の上、地上設置し、仮設工事を行うこと。
4. 試運転が完了し、電源が切替完了後、仮設設備の撤去の一切を行うこと。

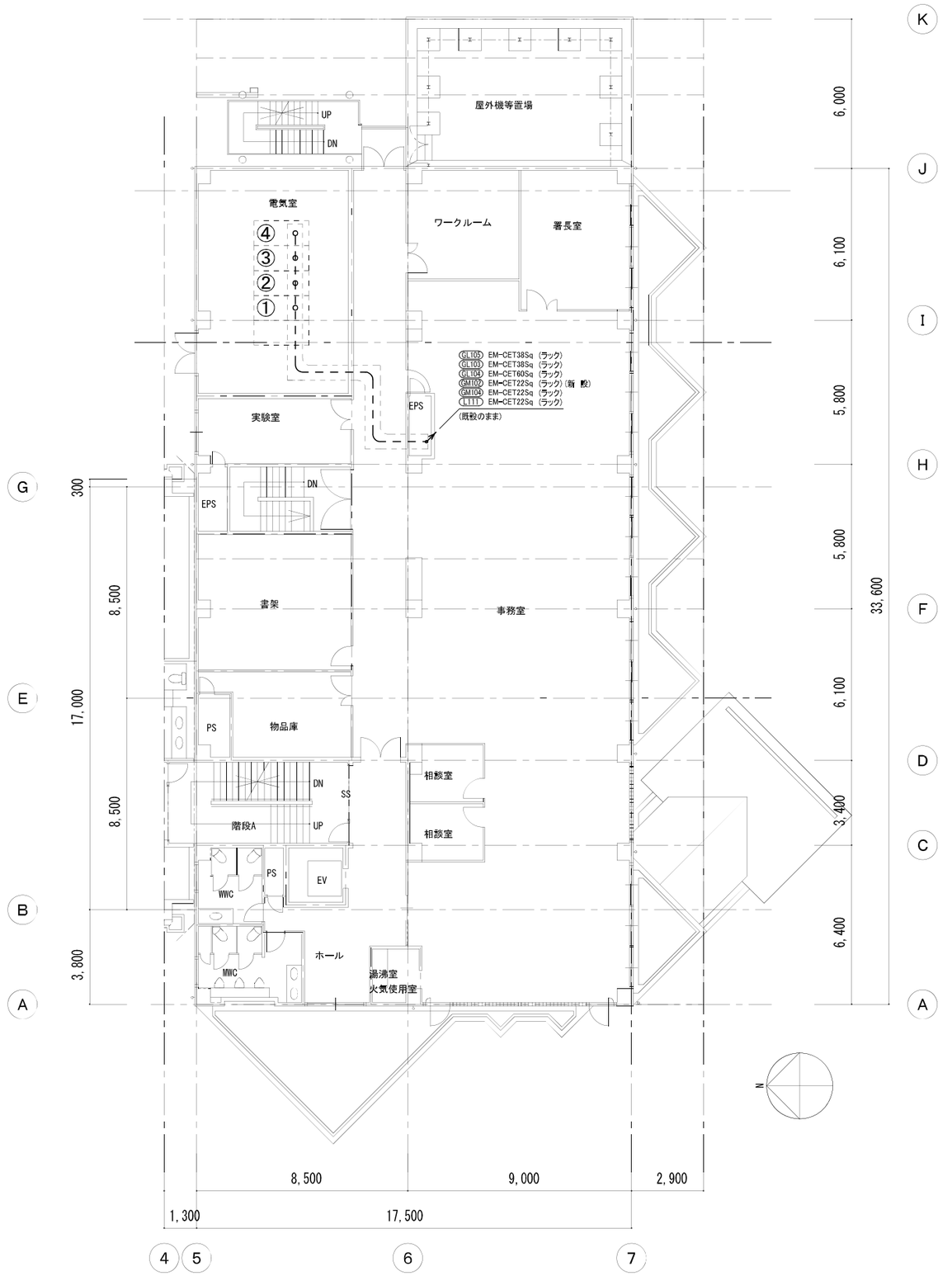

訂正事項								
		株式会社　水原建築設計事務所 一級建築士事務所　設置承知事登録　第9-63号 一級建築士登録　第219285号 北村　通 原橋市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事			幹線動力設備　2階平面図　（改修後）		SHEET NO. E-04
			DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)	

凡例・注記

	電灯分電盤	1. 図中に示す配管配線の新設を行う、ただし、破線線は現状のままとする。
	電灯動力分電盤	2. 指令室分電盤・直流電源装置は別途工事とする。 ただし、同設備の一時側電源までを本工事にて行うこと。
	立上がり・立下り	3. 指令室システムは別途工事にて行うため、同工事の工事工程・調整等を行うこと。

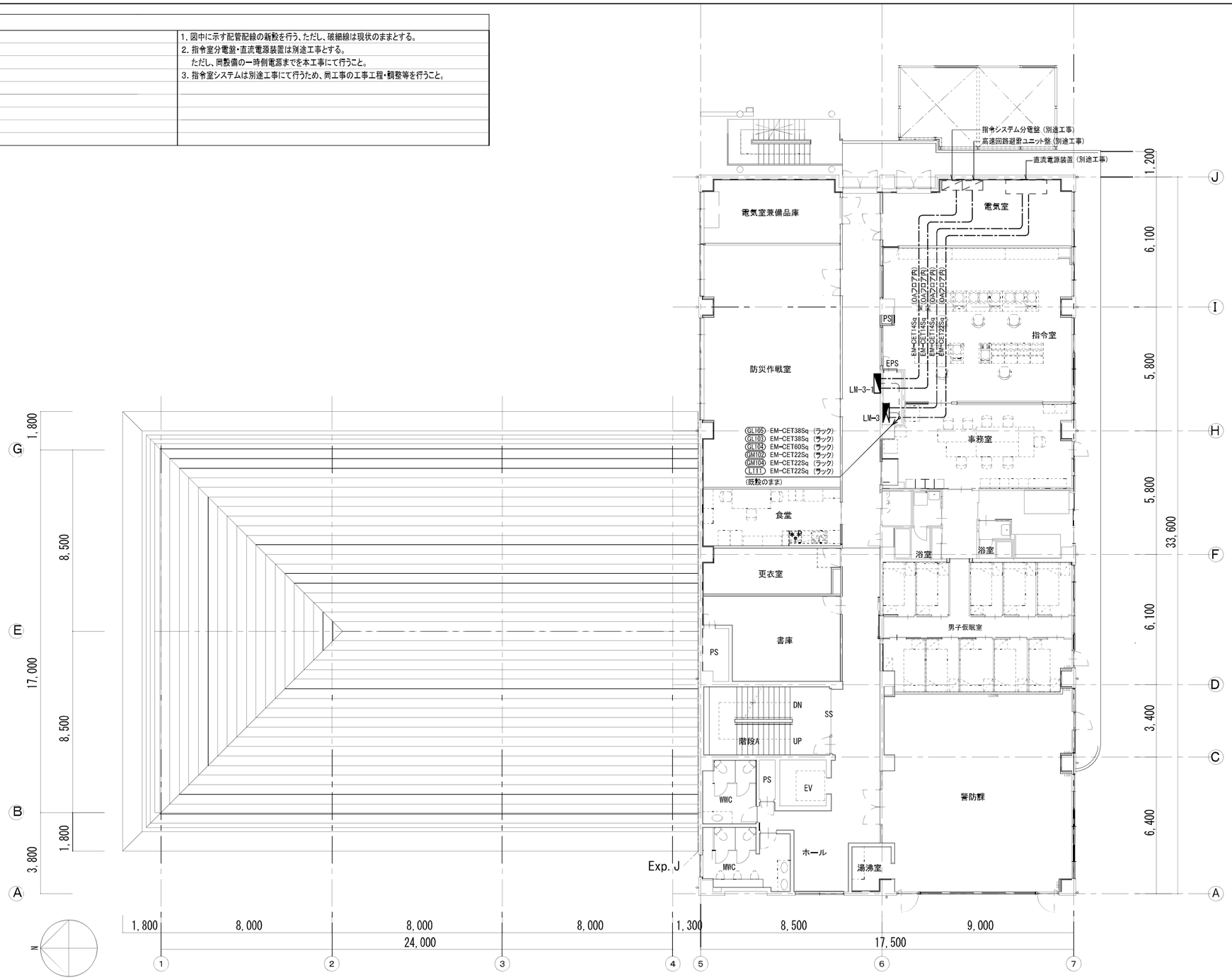

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219265号 彦根市長曽根南町443番地 北村 通 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	空調電源設備 3階平面図 （改修後）	SHEET NO. E−05
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	

凡例・注記

	電灯分電盤		
	ファンコイルユニット	（機械設備工事）	
	空調室内機	（機械設備工事）	
P1	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ SUS/WP 150×150×100		
P2	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ SUS/WP 200×200×150		
20A	手元開閉器 MCCB3P20A		
30A	手元開閉器 MCCB3P30A		
50A	手元開閉器 MCCB3P50A		
	配管貫通処理		

1. 図中に示す配管配線の新設を行う、ただし、破線線は現状のままとする。
特記なき配管配線は下記による。

EM-EEF 2.0-2C	天井コロガシ	（立下保護PF22）
EM-EEF 2.0-3C	天井コロガシ	（立下保護PF22）

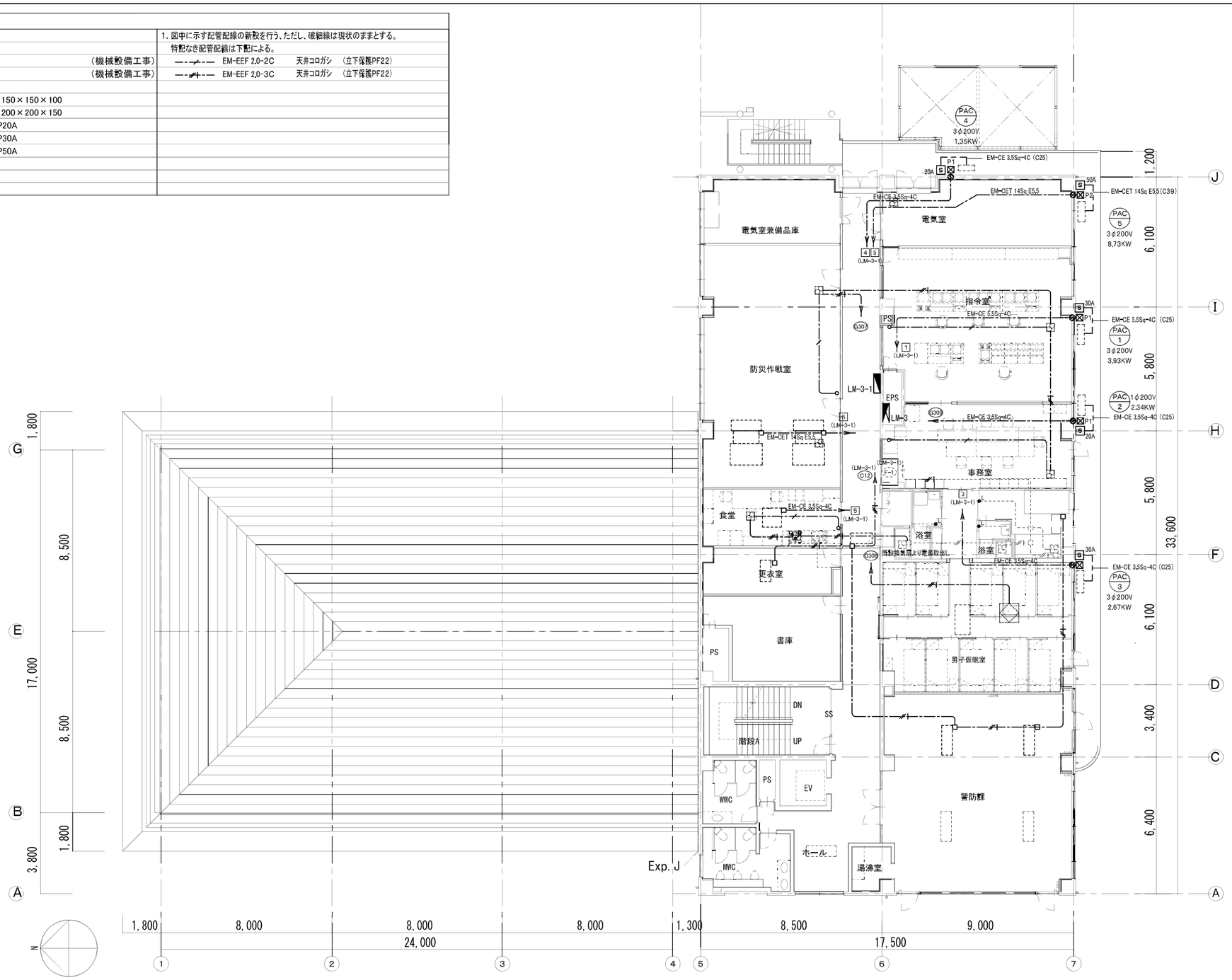

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第3-637 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	空調電源設備 3階平面図 （改修後）		SHEET NO. E−06
			DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)

分電盤リスト （現　況）

分電盤名称形式	電気方式 幹線	主幹及び回路構成	回路配号	リモコン回路	分岐遮断器 AC100V	分岐遮断器 AC200V	分岐遮断器 MCCB ELCB	分岐遮断器 AF/AT	容量(VA)	負荷名称		備考	改修
LM-3-1 屋内自立 W×H×D 1400×2000×250 上部配線ダクト H=700	AC1φ3W 200／100V GL103 EM-CET 38 Sq	MCCB3P 100／75AT	FI		○		MCCB	2P 50/20	1,450	換気扇用電源			
			A		○		MCCB	2P 50/20	3	温水検知器			
									(1,453)	(小計)			
			G101		○		MCCB	2P 50/20	800	事務室	電灯		
			G102	R1,2(調光)	○		MCCB	2P 50/20	1,400	指令室・電気室	電灯		
			G103	R3,4(調光)	○		MCCB	2P 50/20	1,000	指令室・電気室	電灯		
			G104	R5,6,7,8	○		MCCB	2P 50/20	1,200	防災作戦室・通路	電灯		
			G105	R9,10	○		MCCB	2P 50/20	1,800	防災作戦室・通路	電灯		
			G106	R13,14,15	○		MCCB	2P 50/20	500	指令室	電灯		
			G107		○		ELCB	2P 50/20	1,125	食堂・仮眠室2・リネン庫・UB	電灯		
			G108	R11,12	○		ELCB	2P 50/20	300	廊下	電灯		
									(8,925)	(小計)			
			G301		○		MCCB	2P 50/20	800	指令室	差込		
			G302		○		MCCB	2P 50/20	600	防災作戦室	差込		
			G303		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・通路	差込		
			G304		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
			G305		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
			G306		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
		伝送ユニット × 1			○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
		リモコントランス × 1			○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
		T／U × 4			○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
		アドレス設定器 × 1			○		MCCB	2P 50/20	102	リモコントランス			
		リモコンスイッチ 16L × 1	錠		○		MCCB	2P 50/20	100	電気錠操作盤			
		インバータ調光ユニット × 4				○	MCCB	2P 50/20	－	予備			
					○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
									(4,002)	(小計)			
	セパレータ												
	AC1φ3W 200／100V GL104 EM-CET 60 Sq	MCCB3P 225／150AT							25,000	高速回線避雷ユニット盤			
									(25,000)	(小計)			
	セパレータ												
	AC1φ3W 200／100V L111 EM-CET 22 Sq	MCCB3P 100／75AT	301		○		MCCB	2P 50/20	700	事務室	差込		
			302		○		MCCB	2P 50/20	600	事務室 複合機	差込		
			303		○		MCCB	2P 50/20	800	事務室 床	差込		
			304		○		MCCB	2P 50/20	250	緊急呼出ブザー			
			305		○		MCCB	2P 50/20	500	仮眠室2	差込		
			306		○		MCCB	2P 50/20	1,000	食堂 乾燥機	差込		
			307		○		MCCB	2P 50/20	—	予 備			
			308		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電気ポット	差込		
			309		○		ELCB	2P 50/20	800	食堂 冷蔵庫	差込		
			310		○		MCCB	2P 50/20	800	食堂 冷蔵庫	差込		
			311		○		ELCB	2P 50/20	400	食堂	差込		
			312		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電子レンジ	差込		
			313		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 炊飯ジャー	差込		
			314		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 コーヒーマシン	差込		
			315		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電子レンジ	差込		
			316		○		ELCB	2P 50/20	800	リネン庫 脱衣室1	差込		
			317		○		ELCB	2P 50/20	200	電気室	差込		
					○		ELCB	2P 50/20	—	予備			
					○		MCCB	2P 50/20	—	予備			
					○		MCCB	2P 50/20	—	予備			
					○		MCCB	2P 50/20	—	予備			
			401			○	ELCB	2P 50/30	4,000	食堂 IHコンロ	差込		
									(15,850)	(小計)			
	セパレータ												
	AC3φ3W 220V GM102 EM-CET 22 Sq	WL	1			○	ELCB	3P 50/15	1,50 KW	指令用事務室 室内機	ACPC-25,0	EM-CE 3,5Sq-4C	
			2			○	ELCB	3P 50/50	7,55 KW	指令用事務室 室外機	ACPC-25,0	EM-CET14Sq	
									(9,05KW)	(小計)			
	セパレータ												
	AC3φ3W 220V GM104 EM-CET 22 Sq	WL	3			○	ELCB	3P 50/15	1,05 KW	指令用事務室 室外機	ACP -4,5	EM-CE 3,5Sq-4C	
			4			○	ELCB	3P 50/40	4,67 KW	指令用事務室 室外機	ACPD-22,4	EM-CE8Sq-3C E2,0	
			5			○	ELCB	3P 50/40	10,0 KW	直流電源装置			
									(15,72KW)	(小計)			
		◎ET(D)											
		◎ET(ELCB)											

現　況 ➡ 改修後

分電盤リスト （改修後）

分電盤名称形式	電気方式 幹線	主幹及び回路構成	回路配号	リモコン回路	分岐遮断器 AC100V	分岐遮断器 AC200V	分岐遮断器 MCCB ELCB	分岐遮断器 AF/AT	容量(VA)	負荷名称		備考	改修
LM-3-1 屋内自立 W×H×D 1400×2000×250 上部配線ダクト H=700	AC1φ3W 200／100V GL103 EM-CET 38 Sq	MCCB3P 100／75AT	FI		○		MCCB	2P 50/20	1,450	換気扇用電源			
			A		○		MCCB	2P 50/20	3	温水検知器			
									(1,453)	(小計)			
			G101		○		MCCB	2P 50/20	800	事務室	電灯		
			G102	R1,2(調光)	○		MCCB	2P 50/20	1,400	指令室	電灯		
			G103		○		MCCB	2P 50/20	1,000	電気室	電灯		
			G104	R5,6,7,8	○		MCCB	2P 50/20	1,200	防災作戦室・通路	電灯		
			G105	R9,10	○		MCCB	2P 50/20	1,800	防災作戦室・通路	電灯		
			G106	R13,14,15	○		MCCB	2P 50/20	500	指令室	電灯		
			G107		○		ELCB	2P 50/20	1,125	食堂・仮眠室2・リネン庫・UB	電灯		
			G108		○		ELCB	2P 50/20	300	予 備	電灯		
									(8,925)	(小計)			
			G301		○		MCCB	2P 50/20	800	指令室	差込		
			G302		○		MCCB	2P 50/20	600	防災作戦室	差込		
			G303		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・通路	差込		
			G304		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
			G305		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
			G306		○		MCCB	2P 50/20	800	防災作戦室・床	差込		
		伝送ユニット × 1	G307		○		MCCB	2P 50/20	350	換気扇			
		リモコントランス × 1	G308		○		MCCB	2P 50/20	110	全熱交換機			
		T／U × 4			○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
		アドレス設定器 × 1			○		MCCB	2P 50/20	102	リモコントランス			
		リモコンスイッチ 16L × 1	錠		○		MCCB	2P 50/20	100	電気錠操作盤			
		インバータ調光ユニット × 4	G309			○	MCCB	2P 50/20	－	空調室外機 PAC-2			事務室系統
					○		MCCB	2P 50/20	－	予備			
									(4,002)	(小計)			
	セパレータ												
	AC1φ3W 200／100V GL104 EM-CET 60 Sq	MCCB3P 225／150AT							25,000	高速回線避雷ユニット盤			
									(25,000)	(小計)			
	セパレータ												
	AC1φ3W 200／100V L111 EM-CET 22 Sq	MCCB3P 100／75AT	301		○		MCCB	2P 50/20	700	事務室	差込		
			302		○		MCCB	2P 50/20	600	事務室 複合機	差込		
			303		○		MCCB	2P 50/20	800	事務室 床	差込		
			304		○		MCCB	2P 50/20	250	緊急呼出ブザー			
			305		○		MCCB	2P 50/20	500	女子仮眠室	差込		
			306		○		MCCB	2P 50/20	1,000	食堂 乾燥機	差込		
			307		○		MCCB	2P 50/20	—	予 備			
			308		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電気ポット	差込		
			309		○		ELCB	2P 50/20	800	食堂 冷蔵庫	差込		
			310		○		MCCB	2P 50/20	800	食堂 冷蔵庫	差込		
			311		○		ELCB	2P 50/20	400	食堂	差込		
			312		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電子レンジ	差込		
			313		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 炊飯ジャー	差込		
			314		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 コーヒーマシン	差込		
			315		○		ELCB	2P 50/20	1,000	食堂 電子レンジ	差込		
			316		○		ELCB	2P 50/20	800	リネン庫 脱衣室1	差込		
			317		○		ELCB	2P 50/20	200	電気室	差込		
			318		○		ELCB	2P 50/20	—	電気室兼備品庫			
			319		○		MCCB	2P 50/20	—	男子仮眠室			
			320		○		MCCB	2P 50/20	—	男子仮眠室			
			321		○		MCCB	2P 50/20	—	予備			
			401			○	ELCB	2P 50/30	4,000	食堂 IHコンロ	差込		
									(15,850)	(小計)			
	セパレータ												
	AC3φ3W 220V GM102 EM-CET 38 Sq	WL	1	MCCB追加		○	ELCB	3P 50/30	3,93 KW	指令用事務室 室内機	ACP-1	EM-CE 5,5Sq-4C	
			2	MCCB追加		○	ELCB	3P 50/30	2,67 KW	指令用事務室 室外機	ACP-3	EM-CE 3,5Sq-4C	
			3	MCCB取替		○	ELCB	3P 50/20	1,35 KW	指令用事務室 室内機	ACP-4	EM-CE 3,5Sq-4C	
			4			○	ELCB	3P 50/50	8,73 KW	指令用事務室 室外機	ACP-5	EM-CET14Sq	
									(16,68KW)	(小計)			
	セパレータ												
	AC3φ3W 220V GM104 EM-CET 22 Sq	WL	5			○	ELCB	3P 50/15	1,05 KW	指令用事務室 室外機	ACP -4,5	EM-CE 3,5Sq-4C	
			6			○	ELCB	3P 50/40	4,67 KW	指令用事務室 室外機	ACPD-22,4	EM-CE8Sq-3C E2,0	
			7			○	ELCB	3P 50/40	10,0 KW	直流電源装置			
									(15,72KW)	(小計)			
		◎ET(D)											
		◎ET(ELCB)											

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-637号
一級建築士登録 第219285号 北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

電灯分電盤リスト

DRAWN BY | CHECKED BY | SUBMITTED BY | DATE | SCALE — (A1) — (A3)

SHEET NO. E-07

公共施設照明器具　凡例

形状
（光束）（消費電力）（固有エネルギー消費効率）
（定格入力電圧）

参考姿図

※機器仕様は公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年度に準ずる。

LRS3-4-37

LED 埋込下面開放型（調光可能型）
3700 lm以上～ 4100 lm以下 27.0 W以下 140 lm/W以上
AC100～242V　開口寸法:220×1235㎜



LRS3-4-65

LED 埋込下面開放型（調光可能型）
6500 lm以上～ 7200 lm以下 46.0 W以下 145 lm/W以上
AC100～242V　開口寸法:220×1235㎜



LRS6-2-30

LED 埋込下面開放型
3000 lm以上～ 3300 lm以下 24.0 W以下 135 lm/W以上
AC100～242V　開口寸法:150×617㎜

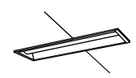

LSS9-2-30

LED 直付型
3000 lm以上～ 3300 lm以下 22.0 W以下 145 lm/W以上
AC100～242V



LSS9-4-48

LED 直付型
4800 lm以上～ 5300 lm以下 35.0 W以下 150 lm/W以上
AC100～242V



LSS9-4-65

LED 直付型
6500 lm以上～ 7200 lm以下 35.0 W以下 150 lm/W以上
AC100～242V



LRS1-08 LZ

LED ダウンライト（調光可能型）
800 lm以上～ 1300 lm以下 9.0 W以下 115 lm/W以上
AC100～242V　開口寸法:150φ



LRS1RP-13

LED ダウンライト（防湿型）
1300 lm以上　14.0 W以下 110 lm/W以上
AC100～242V　開口寸法:150φ

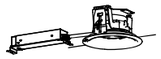

LBF3MP/RP-2-06

LEDウォールライト
600 lm以上　12.0 W以下 90 lm/W以上
AC100～242V



非常用照明器具

●　K1-LRS11-2
天井埋込型 φ100

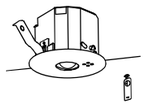

器具取付高さ		2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m
単体配置	A1	4.2	4.6	4.7	4.9	3.3
直線配置	A2	9.3	10.2	10.8	11.9	12.9
四角配置	A4	7.4	8.2	8.7	9.6	11.7

避難口誘導灯

⊗　SH1-FRF20P -BL
BL級 天吊型 片面



器具番号　一般照明器具　形状

（光 束）lm　（色温度）K　（消費電力）W
（光源寿命）時間　（開口寸法）

参考メーカ型式 相当品

参考姿図

SP-1　LED シーリングライト（調光・調色型）

器具光束：4299 lm 色温度：2700～6500 K 消費電力：29.7W
光源寿命：40000時間以上　埋込開口 ―

パナソニック LGC31121 相当品



SP-2　LED 傾斜天井ダウンライト（調光型）

器具光束：2130 lm 色温度：5000 K 消費電力：19.3W
光源寿命：40000時間以上　埋込開口 φ150

パナソニック XND2561ANLJ9 相当品



SP-3　LED ダウンライト（調光型）

器具光束：2500 lm 色温度：5000K 消費電力：18.6W
光源寿命：40000時間以上　埋込開口 φ150

パナソニック XND2559SNLJ9 相当品

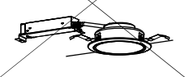

SP-4　LED ダウンライト

器具光束：8110 lm 色温度：5000 K 消費電力：56.6W
光源寿命：40000時間以上　埋込開口 φ300

パナソニック XND7599SNLJ9 相当品



SP-5　LED フットライト

器具光束： 2.6 lm 色温度：2700 K 消費電力：0.7 W
光源寿命：40000時間以上　埋込開口 －

パナソニック LBJ70071 相当品

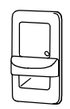

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号
一級建築士登録 第219285号　北村 通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

照明器具リスト

DRAWN BY | CHECKED BY | SUBMITTED BY | DATE | SCALE ― (A1) ― (A3)

SHEET NO. E-08

凡例

	電灯分電盤　（現状のまま）	———	天井ころがし配線	
		———	天井・壁打込配管配線	
		———	床打込配管配線	
□ ○	照明器具　（器具リスト参照）	——//	EM－EEF1.6-2C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
		F3	EM－EEF1.6-3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●	点滅器　1P15A×1	F4	EM－EEF1.6-2C×2	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●3	点滅器　1P15A×3	2F	EM－EEF2.0-2C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●3	点滅器　1P15A×1	2F3	EM－EEF2.0-3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●RA	熱線式センサー	2F3	EM－EEF2.0-3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
Ⓢ	熱線式自動スイッチ	CE5.5	EM－CE5.5sq-3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
MMA	1種金属線び　A型			
MMB	1種金属線び　B型			

No　部屋番号

室　名	
器具記号	× 台数

注記事項

1. 図中に示す配管配線の新設を行う。ただし、破線線は現状のままとする。
2. 図中の★印で既設回路に接続することを示す。
3. 照明器具改修後に照度測定を行い、報告すること。
4. 図中の ／／／／／／／／ は界壁区画を示し、国土交通省大臣認定工法による区画貫通処理を施すこと。

①	屋内運動場		–	
	SP−4	×	12	
	ダウンライト　200W	×	36	現状のまま

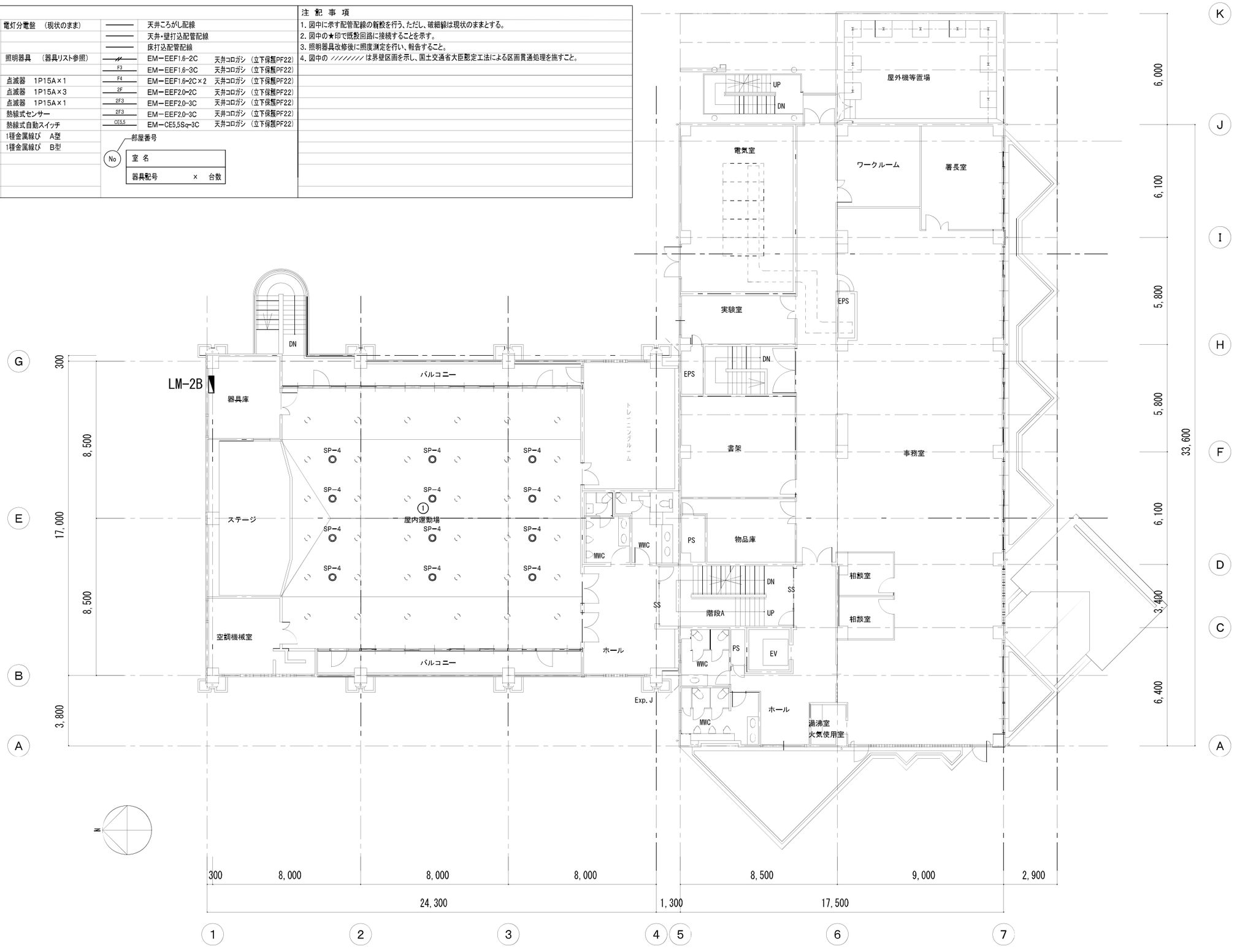

訂正事項		株式会社　水原建築設計事務所	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	電灯設備　2階平面図　（改修後）	SHEET NO.
		一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9-63号 一級建築士登録　第219285号　北村　通			E−09
		彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679	DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)	

凡例

	電灯分電盤　(現状のまま)	————	天井ころがし配線	
		————	天井・壁打込配管配線	
		- - - - -	床打込配管配線	
□ ○	照明器具　(器具リスト参照)	——//	EM−EEF1.6−2C	天井コロガシ　(立下保護PF22)
		——F3	EM−EEF1.6−3C	天井コロガシ　(立下保護PF22)
●	点滅器　1P15A×1	——F4	EM−EEF1.6−2C×2	天井コロガシ　(立下保護PF22)
●●●	点滅器　1P15A×3	——2F	EM−EEF2.0−2C	天井コロガシ　(立下保護PF22)
●3	点滅器　1P15A×1	——2F3	EM−EEF2.0−3C	天井コロガシ　(立下保護PF22)
●RA	熱線式センサー	——CE5.5	EM−CE5.5Sq−3C	天井コロガシ　(立下保護PF22)
Ⓢ	熱線式自動スイッチ			
—MMA	1種金属線ぴ　A型			
—MMB	1種金属線ぴ　B型			

部屋番号

No	室名
	器具配号　×　台数

注記事項

1. 図中に示す配管配線の新設を行う。ただし、破線線は現状のままとする。
2. 図中の★印で既設回路に接続することを示す。
3. 照明器具改修後に照度測定を行い、報告すること。
4. 図中の ////////// は界壁区画を示し、国土交通省大臣認定工法による区画貫通処理を施すこと。



①	電気室兼備品庫	300 LX	
	LSS9−4−65	× 2	
②	防災作戦室	600 LX	
	LRS3−4−65	× 16	
③	食堂	300 LX	
	LSS9−4−65	× 2	
④	更衣室	−	既設のまま
	直付32W−2灯	× 2	
⑤	男子仮眠室	100 LX	
	LRS1−08 LZ	× 16	
	SP−5	× 10	
⑥	女子仮眠室	−	既設のまま
	埋込16W−2	× 1	
	埋込スクエア45W×3	× 1	
	ブラケットライト(足元灯)	× 1	
	ダウンライト	× 1	
⑦	脱衣・浴室	−	既設のまま
	シーリングライト	× 1	
⑧	脱衣・浴室	−	既設のまま
	シーリングライト	× 1	
⑨	リネン	−	既設のまま
	直付16W−2灯	× 1	
⑩	廊 下	150 LX	
	LRS6−2−30	× 3	
⑪	事務室	750 LX	
	LRS3−4−65	× 8	
⑫	廊 下	150 LX	
	LRS6−2−30	× 4	
⑬	指令室	1000 LX	
	LRS3−4−65	× 15	
⑭	電気室	400 LX	
	LSS9−4−65	× 4	
⑮	警防課	−	

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5−63号
一級建築士登録 第219265号　北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

電灯設備　3階平面図　(改修後)

DRAWN BY | CHECKED BY | SUBMITTED BY | DATE | SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)

SHEET NO. E−10

凡例・注記			
	電灯分電盤		
	避難口誘導灯	型式・形状は姿図参照	
	通路 誘導灯	型式・形状は姿図参照	
●	非常用照明器具	型式・形状は姿図参照	
●A	非常用照明器具	NNFB90605C	既設再取付け
●B	非常用照明器具	NNFB91605C	既設再取付け
●C	非常用照明器具	NNFB93606C	既設再取付け
●D	非常用照明器具	NNFB93615C	既設再取付け

1. 図中に示す配管配線の新設を行う、ただし、破細線は現状のままとする。
特記なき配管配線は下記による。
EM-EEF1.6-2C 天井コロガシ (立下保護PF22)
F3 EM-EEF1.6-3C 天井コロガシ (立下保護PF22)
2. 消防法・建築基準法に準拠すること。
3. 諸官庁の各種届出については遅延なきよう行うこと。

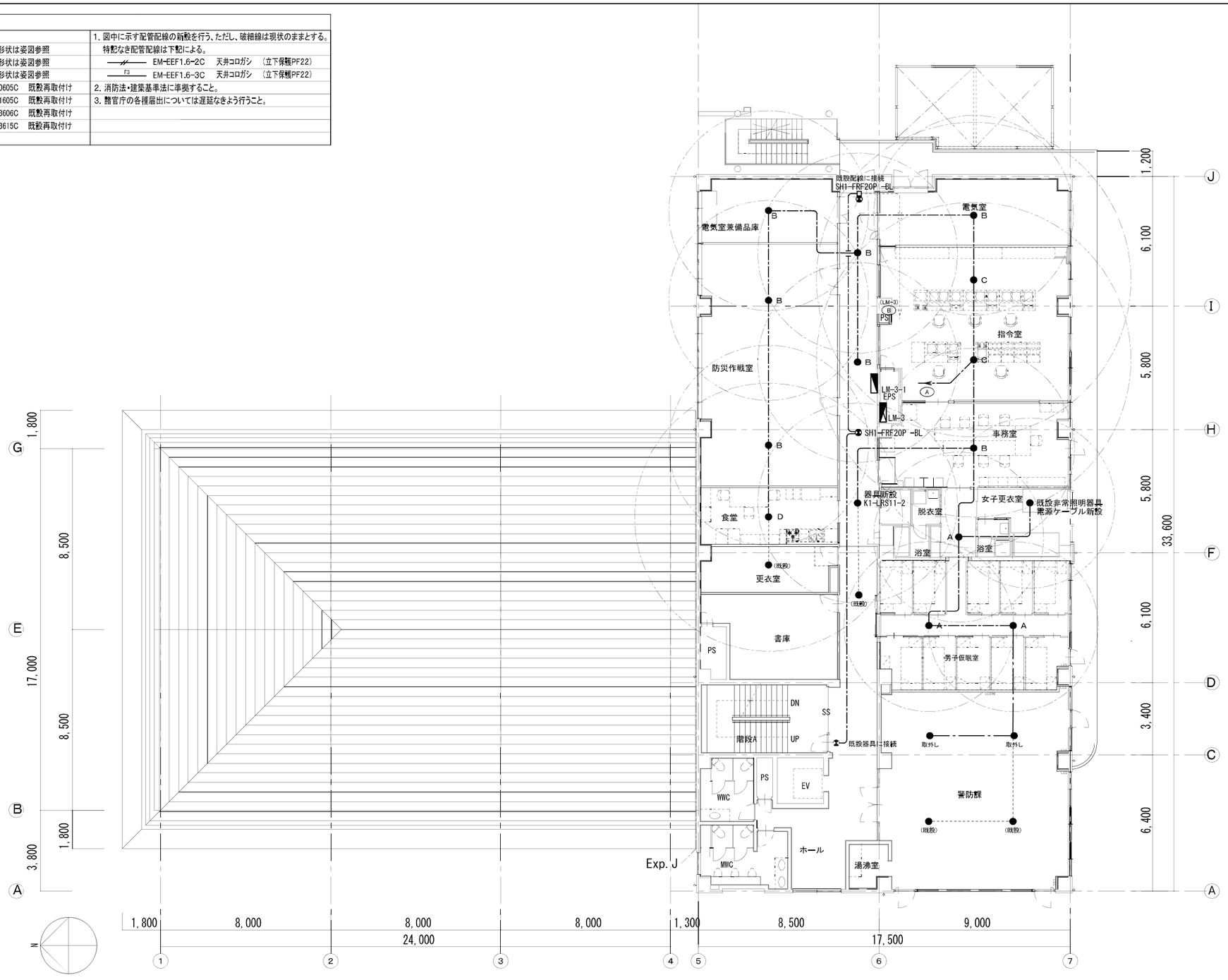

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	非常照明・誘導灯設備 3階平面図 (改修後)	SHEET NO. E-11
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	

凡例・注記

	電灯分電盤		1. 図中に示す配管配線の新設を行う、ただし、破線線は現状のままとする。
2	コンセント	2P15A×2	特記なき配管配線は下記による。
1E	コンセント	2P15A×1,E付	—-//-- EM-EEF 1.6-2C 天井コロガシ (立下保護PF22)
2E	コンセント	2P15A×2,E付	—-F3-— EM-EEF 1.6-3C 天井コロガシ (立下保護PF22)
ET	コンセント	2P15A×1,ET	—-—-— EM-EEF 2.0-2C 天井コロガシ (立下保護PF22)
2ET	コンセント	2P15A×2,ET	—-2F3-— EM-EEF 2.0-3C 天井コロガシ (立下保護PF22)
2EG	コンセント(医療用)	2P15A×2 発電機回路	_2F3(PF22)_ EM-EEF 2.0-3C 土間配管 PF(22)
30AE	コンセント	3P30A,E付	—-•-— OAフロア内配線
			2. 原則として天井内コロガシ配管とし、立下りを配管保護とする。
1E	床コンセント	2P15A×2,E付	EPSなど天井なき室については露出配管(塗装なし)とする。
4EG	OAタップ	4個口(抜止)	3. 最上階の打込み配管は不可とする。
			4. コンセントは新金属プレートを原則とする。
			5. コンセントには回路番号をテプラ等で表示すること。

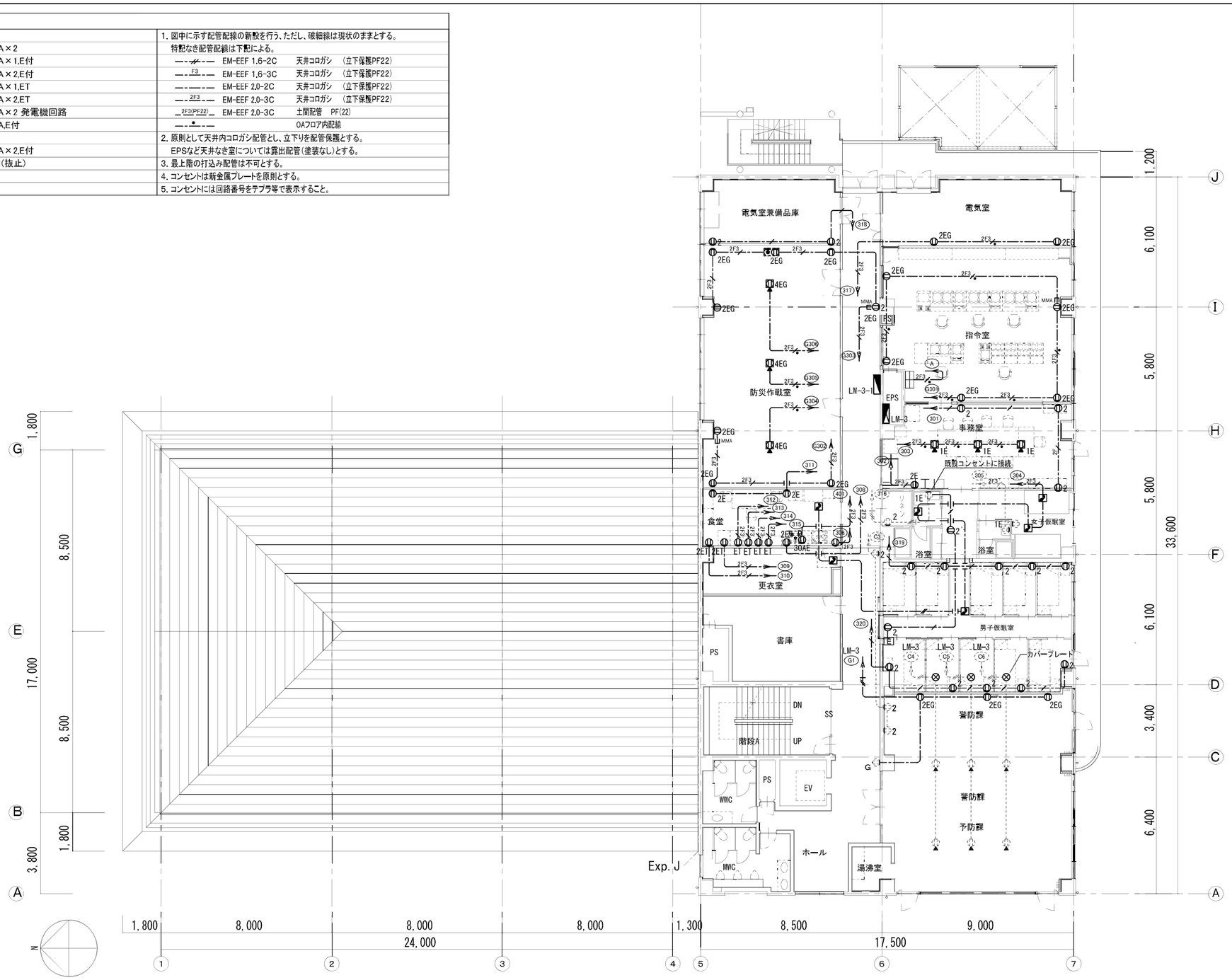

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219265号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	コンセント設備 3階平面図 (改修後) SHEET NO. E-12 DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY / DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)

凡 例

	弱電端子盤		ジョイントボックス、プルボックス　WPはSUS製
	天井埋込スピーカー　ATT無し	MMA	1種金属線ぴ　A型
	天井埋込スピーカー　ATT付き	MMB	1種金属線ぴ　B型
	アッテネーター		
			EM−HP 1.2−3C　(PF22)
L・AMP	ローカル放送アンプ　(移設再使用)		
	天井埋込スピーカー　(移設再使用)		天井ころがし配線
	壁取付スピーカー　(移設再使用)		天井・壁打込配管配線
	ワイヤレスアンテナ　(移設再使用)		床打込配管配線
			露出配管配線
			OAフロア内配線

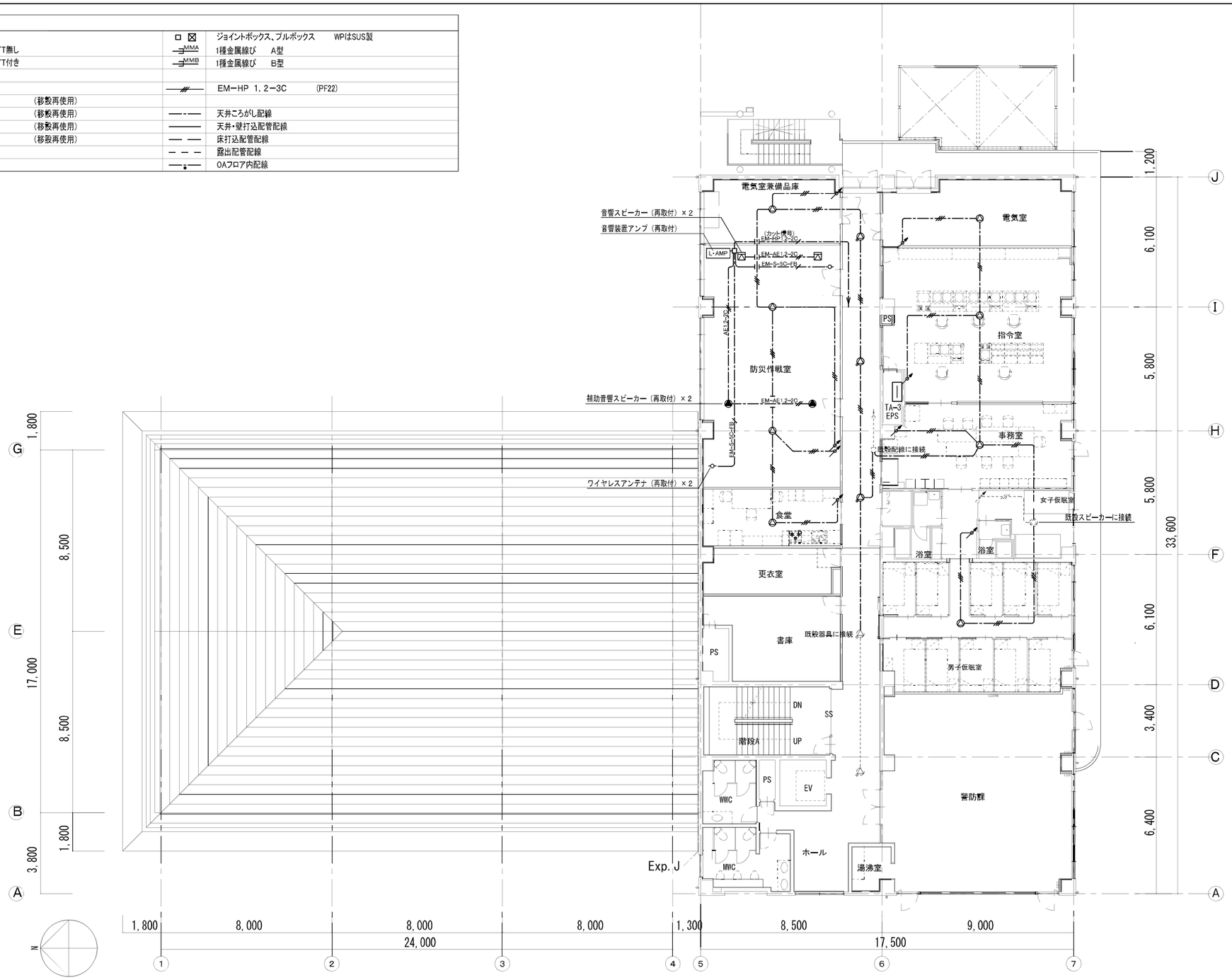

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第5−63号
一級建築士登録　第219265号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

拡声・音響設備　3階平面図　(改修後)

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/100(A1)　1/200(A3)

SHEET NO.
E−13

凡 例

―	弱電端子盤		□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス	WPはSUS製
◉	指令台チャイム用片切SW	(再取付け)	MMA	1種金属線ぴ　A型	
◪	チャイム	(再取付け)	MMB	1種金属線ぴ　B型	
◷	電気式子時計	(再取付け)	5C	EM-S-5C-FB	(PF16)
				EM-AE1.2-2C	(PF16)
◎	テレビ　端子		CPEE	EM-CPEE0.9-5P	(PF22)
E	電気錠操作盤	(再取付け)	———	天井ころがし配線	
S	操作表示器	(再取付け)	———	天井・壁打込配管配線	
I	インターホン	(再取付け)	— —	床打込配管配線	
T	テンキー	(再取付け)	– – –	露出配管配線	
ADP-1	アダプター	(再取付け)	—•—	OAフロア内配線	
ADP-2	アダプター	(再取付け)			
E	電気錠	(再取付け)			
E	電気錠操作盤（新設）	(姿図参照)			
T	テンキー　（新設）	(姿図参照)			

E　コントローラー

TS-U501B

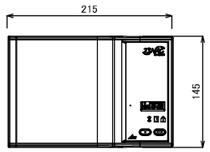

項 目	内 容
材 質	樹 脂
仕 上	シボ加工
彩 色	本 体:ライトグレー パネル:マンセル N-2.0 近似色
重 量	約450g
入力電源	AC100V±10%
消費電力	約13W
外部入力	接点容量 DC24V 2~20mA以上
外部出力	接点容量 DC24V 30mA以下

T　操作表示器 防滴型

T-3830SA

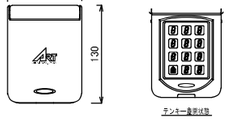

項 目	内 容
材 質	樹 脂
仕 上	艶 消
彩 色	本 体:黒 色　蓋 : シルバーメタリック
重 量	250
入力電源	-10℃~50℃ 結露無きこと
テンキー方式	透明フィルム式 12キー・バックライト（オレンジ）
スイッチ耐久性	30万回以上
備　考	1コ用スイッチボックスへ取り付け可能

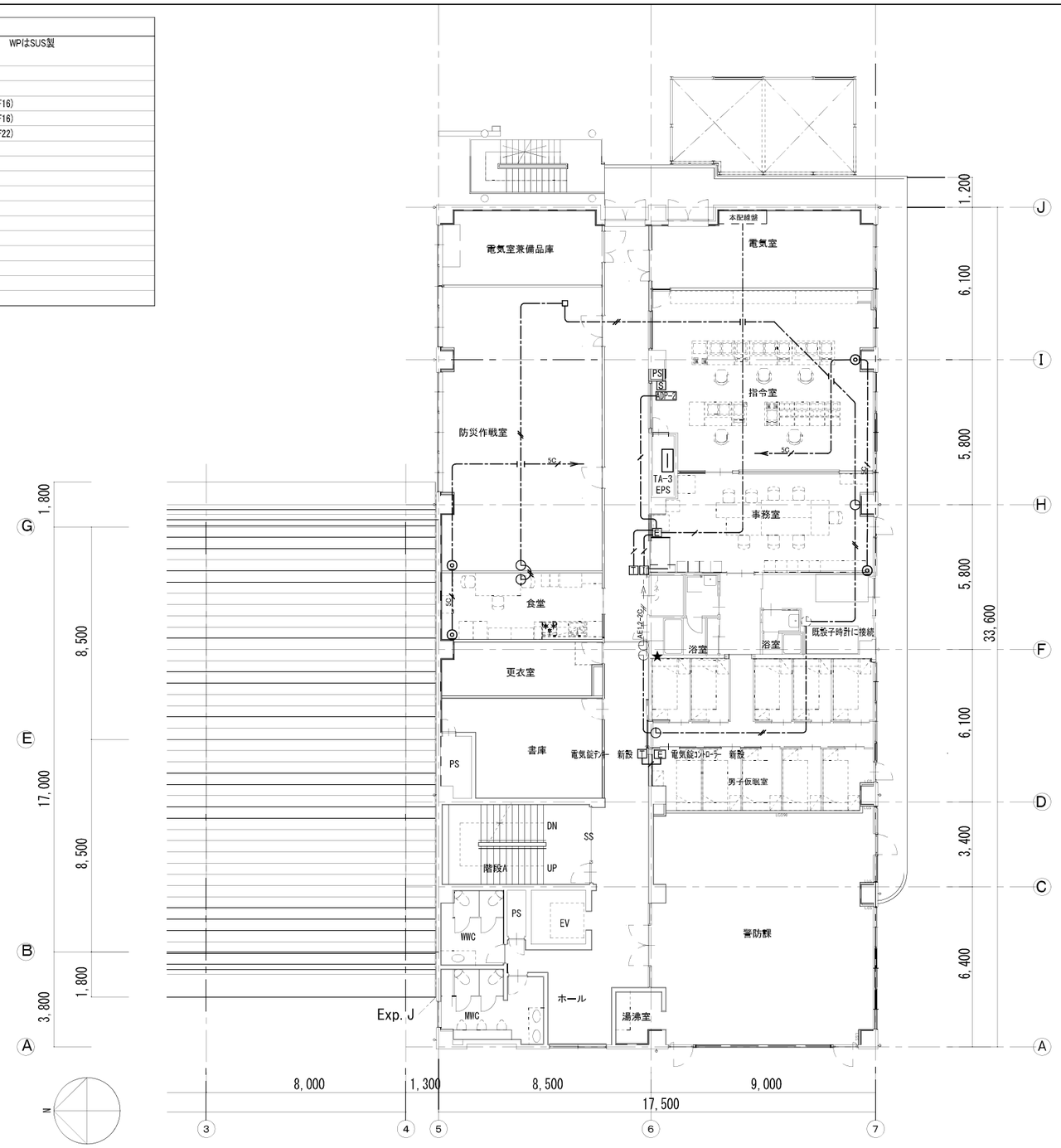

電気錠(既設) 配線図

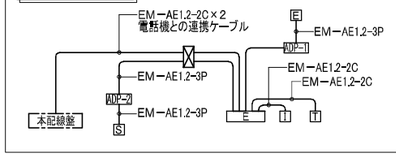

凡 例

E	電気錠操作盤	(再取付け)
S	操作表示器	(再取付け)
I	インターホン	(再取付け)
T	テンキー	(再取付け)
ADP-1	アダプター	(再取付け)
ADP-2	アダプター	(再取付け)
E	電気錠	(建築工事)

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第3-637号
一級建築士登録 第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

時計・テレビ・誘導支援設備　3階平面図　(改修後)

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/100(A1)　1/200(A3)

SHEET NO. E-14

凡例

⊟	弱電端子盤		□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス　WPはSUS製
			MMA	1種金属線ぴ　A型
⊟	副受信機40回線	(移設再使用)	MMB	1種金属線ぴ　B型
P B L	総合盤(P/B/L内蔵)	(現状のまま)	——//——	EM-AE 0.9-2C　(PF16)
			——//——	EM-AE 0.9-4C　(PF22)
⊖	差動式スポット型感知器	2種 露出		
⊖	定温式スポット型感知器	特殊 防水70°	—·—·—	天井ころがし配線
⊖	定温式スポット型感知器	特殊	———	天井・壁打込配管配線
S	光電式煙感知器	2種 埋込型	— — —	床打込配管配線
S	光電式煙感知器	2種 露出型	– – –	露出配管配線

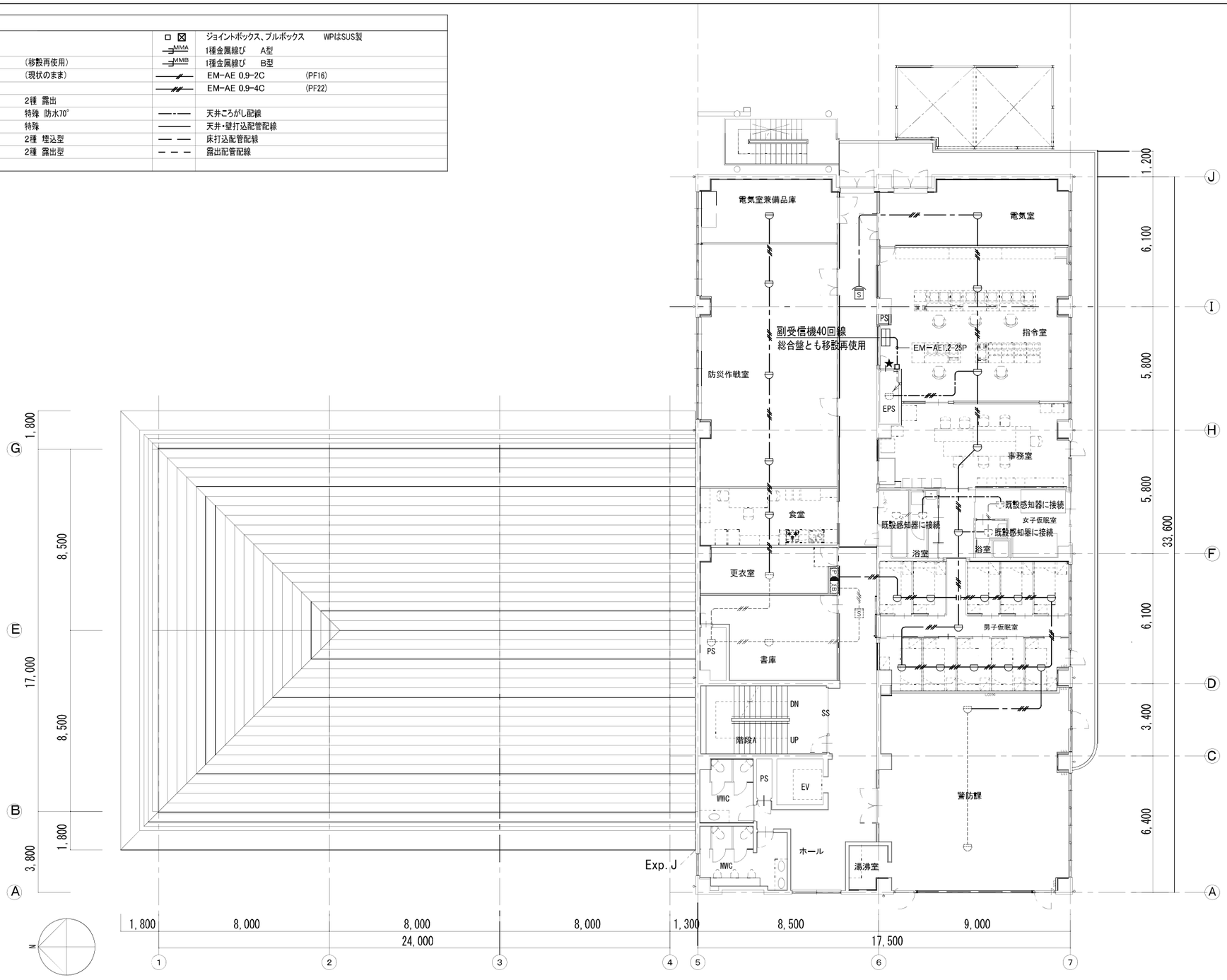

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　設置承知事登録　第5-63号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

自動火災報知設備　3階平面図　(改修後)

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/100(A1)　1/200(A3)	E-15

系統図（現　況）

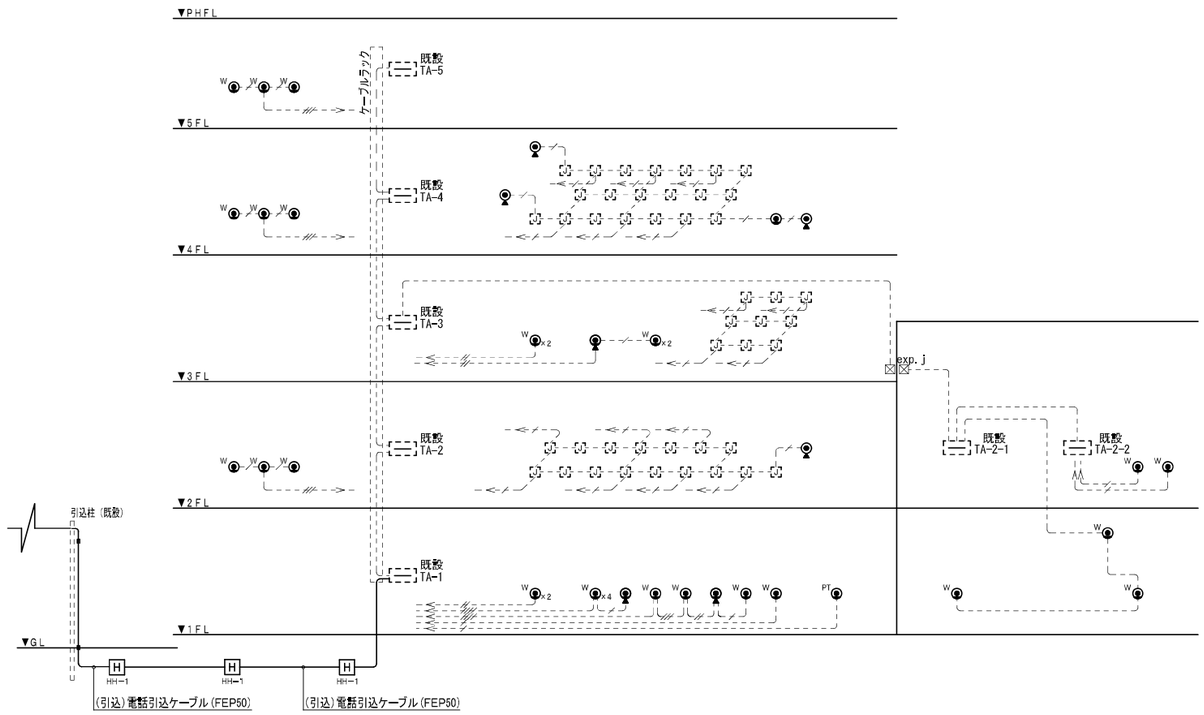

凡　例

凡　例				
—	弱電端子盤	□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス	WPはSUS製
◉	電話端子(床用)			
◉	電話端子(壁用)	—/—	EBT 0.4−2P	(PF16)
◉PT	電話端子(壁用) 公衆電話	—//—	EBT 0.4−2P ×2	(PF22)
⊡	OAフロア用ジャンクションボックス	—//—	EBT 0.4−2P ×3	(PF22)
H	ハンドホール（既設）	—·—	天井ころがし配線	
		——	天井・壁打込配管配線	
		— —	床打込配管配線	
		– – –	露出配管配線	
		—·—	OAフロア内配線	

端子盤リスト（現　況）

端子盤	端子台
TA−1　（既設）	20Pr　（既設）
	保安器スペース整置　（100Pr）
TA−2　（既設）	50Pr　（既設）
TA−2−1（既設）	20Pr　（既設）
TA−2−2（既設）	20Pr　（既設）
TA−3　（既設）	100Pr　（既設）
TA−4　（既設）	50Pr　（既設）
TA−5　（既設）	10Pr　（既設）

系統図（改　修）

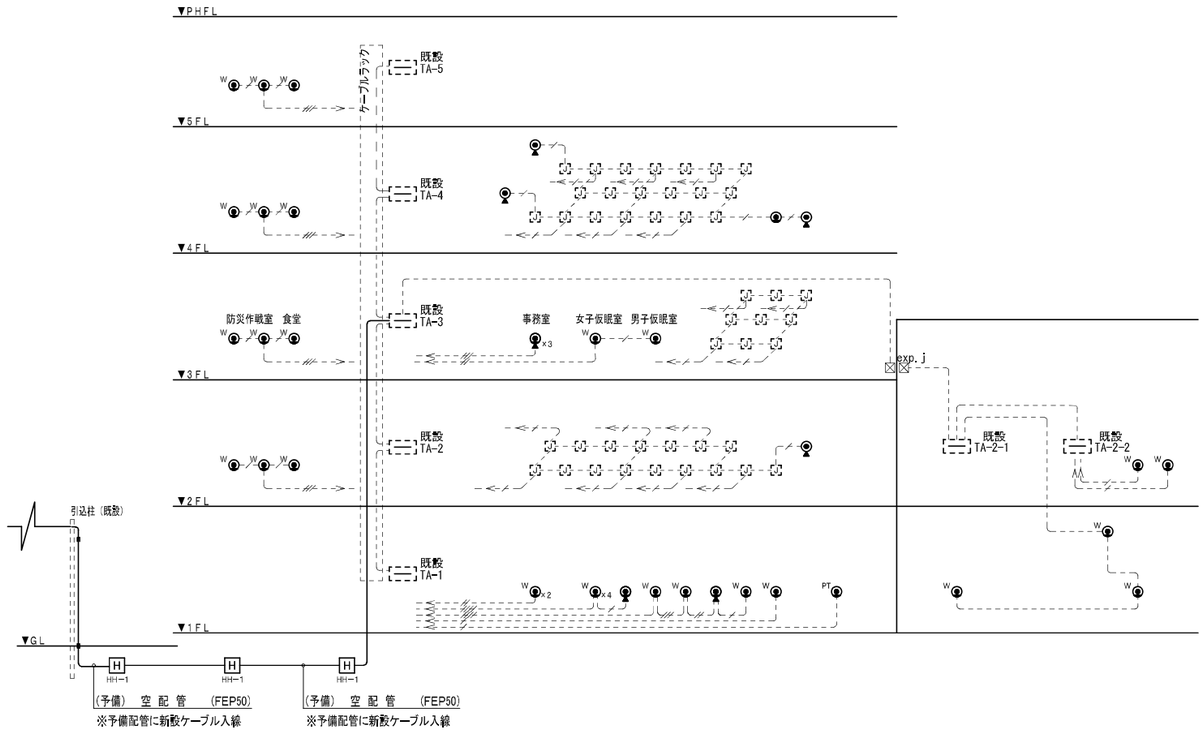

構内交換設備　改修概要

本工事は、機器の老朽化更新及び、大雨災害時などの浸水対策工事を目的とし、下記の工事を行う。

1	引込改修工事	引込ケーブルの更新を行い、引込柱から3階主装置までの配線経路の更新を行う（NTT工事）
2	申請・届出業務	NTT申請などの業務を本工事にて行う。

改　修　特　記　事　項

1　本改修工事は、消防業務の運用継続のもと工事を行う必要があるため、必要な機器停止については、消防署との協議を十分に行い、停止期間の短縮に努めること。

2　工事概要の目的に対して必要な工事を行うこと。

凡　例

凡　例				
—	弱電端子盤	□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス	WPはSUS製
◉	電話端子(床用)			
◉	電話端子(壁用)	—/—	EM−BTIEE 0.4−2P	(PF16)
◉PT	電話端子(壁用) 公衆電話	—//—	EM−BTIEE 0.4−2P ×2	(PF22)
⊡	OAフロア用ジャンクションボックス	—//—	EM−BTIEE 0.4−2P ×3	(PF22)
H	ハンドホール（既設）	—·—	天井ころがし配線	
		——	天井・壁打込配管配線	
		— —	床打込配管配線	
		– – –	露出配管配線	
		—·—	OAフロア内配線	

端子盤リスト（改　修）

端子盤	端子台
TA−1　（既設）	20Pr　（既設）
TA−2　（既設）	50Pr　（既設）
TA−2−1（既設）	20Pr　（既設）
TA−2−2（既設）	20Pr　（既設）
TA−3　（既設）	100Pr　（既設）
	保安器スペース整置（本工事）
TA−4　（既設）	50Pr　（既設）
TA−5　（既設）	10Pr　（既設）

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9−63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

構内交換設備　改修概要・系統図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				— (A1)　— (A3)	E−16

凡例

	弱電端子盤
	情報用端末
	情報用プラグ　RJ45
	配管貫通処理
□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス　　WPはSUS製
MMA	1種金属線び　A型
MMB	1種金属線び　B型
	EM-UTP0.5-4P　CAT6A　(MM-A)
	EM-UTP0.5-4P　CAT6A×2　(MM-A)
	EM-UTP0.5-4P　CAT6A×3　(MM-B)
	天井ころがし配線
	天井・壁打込配管配線
	床打込配管配線
	露出配管配線
	OAフロア内配線

HUB　PoE対応SW　HUB

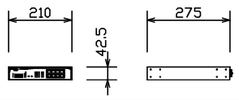

ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T
	8ポート
スイッチングファブリック	16Gbps
最大パケット転送能力	11.9Mpps（装置全体/64Byte）
機　能	DIPスイッチによる運用モード設定、マルチキャストパケット透過
	ループガード（LDF検出）、フラッディングモード、
	マルチプルVLAN、フローコントロール、Jumboフレーム対応
給電機能	PoE+（IEEE 802.3at）対応
	最大給電：30W（1ポートあたり）、最大給電：61.6W（装置全体）
エコ機能	省エネ機能（省電力モード、ケーブル長省電力、
	省電力イーサネット）
L字型電源ケーブル	別売L字型電源ケーブル対応（左/右）
電　源	AC100V、最大消費電力82W
環境条件	動作時温度0~50℃
質　量	1.8kg

訂正事項		株式会社　水原建築設計事務所 一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第5-63号 一級整備士登録　第219285号 彦根市長曽根南町443番地　北村　通　TEL　0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	構内情報設備　2階平面図　（改修後）	SHEET NO. E-17
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)

凡例・注記		
	電灯分電盤	1. 図中に示す配管配線(破細線は現状のまま)の撤去を行う。
	電灯動力分電盤	2. 指令室分電盤・直流電源装置は別途工事とする。 ただし、同設備の一時側電源までを本工事にて行うこと。
	立上がり・立下り	3. 指令室システムは別途工事にて行うため、同工事の工事工程・調整等を行うこと。

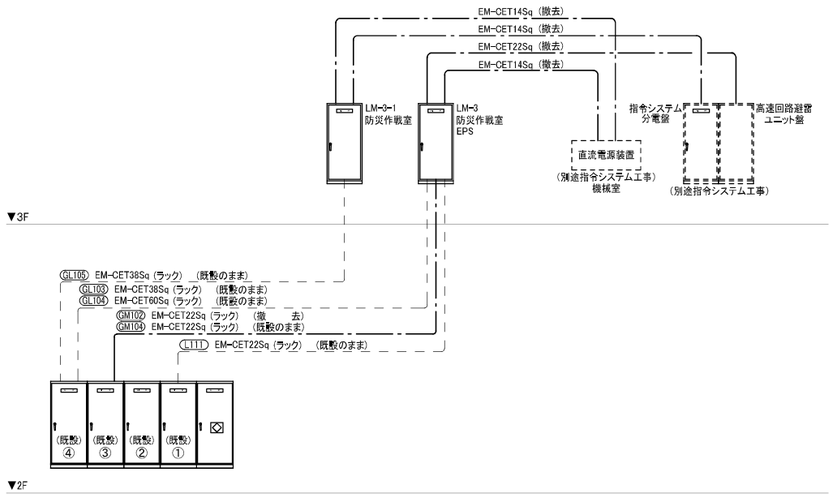

幹線系統図 (現 況)

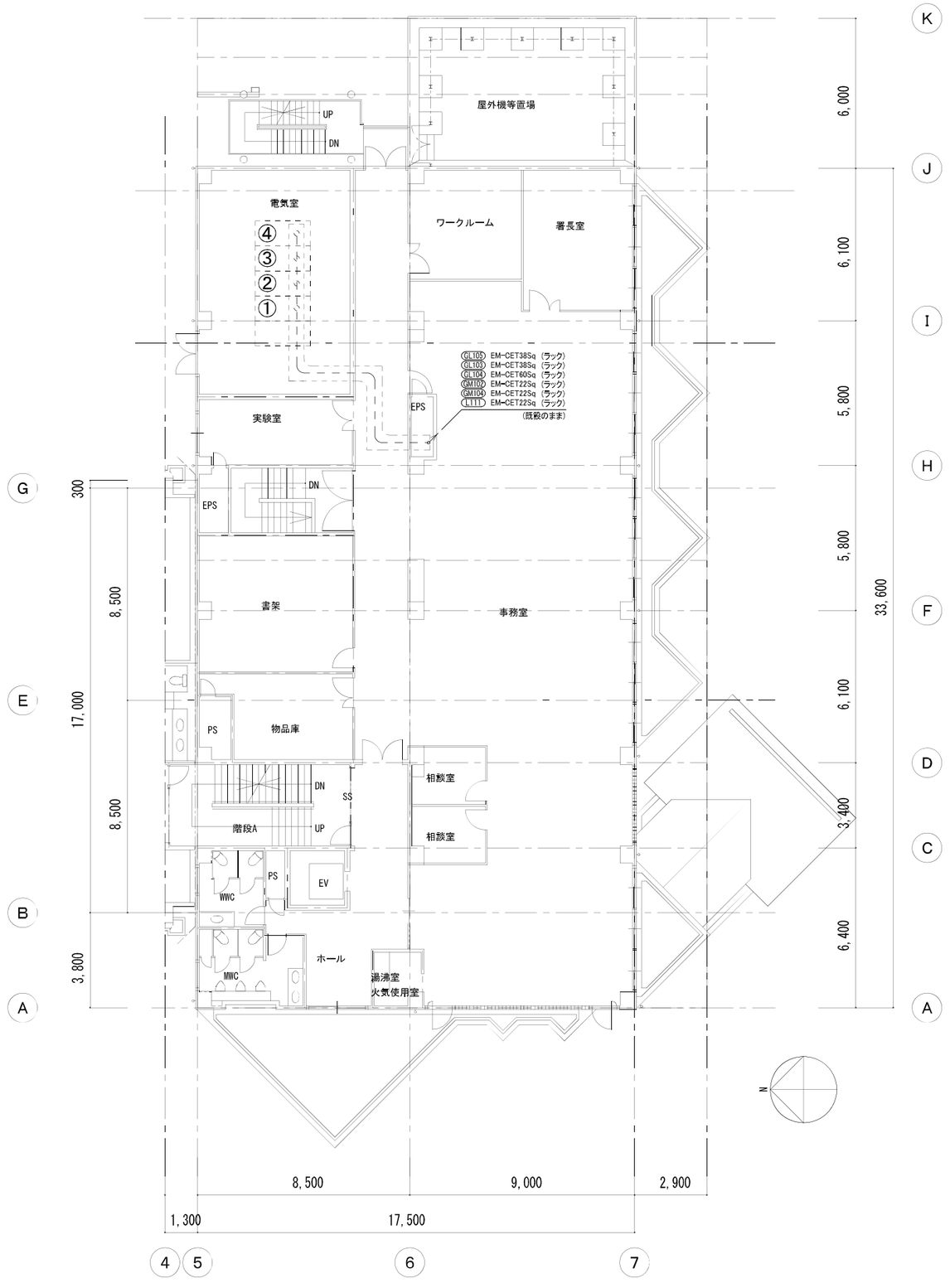

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	幹線動力設備 2階平面図 (現況・撤去)	SHEET NO. E-18
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	

凡例・注記

	電灯分電盤	1. 図中に示す配管配線(破細線は現状のまま)の撤去を行う。
	電灯動力分電盤	2. 指令室分電盤・直流電源装置は別途工事とする。
		ただし、同設備の一時倒電源までを本工事にて行うこと。
	立上がり・立下り	3. 指令室システムは別途工事にて行うため、同工事の工事工程・調整等を行うこと。

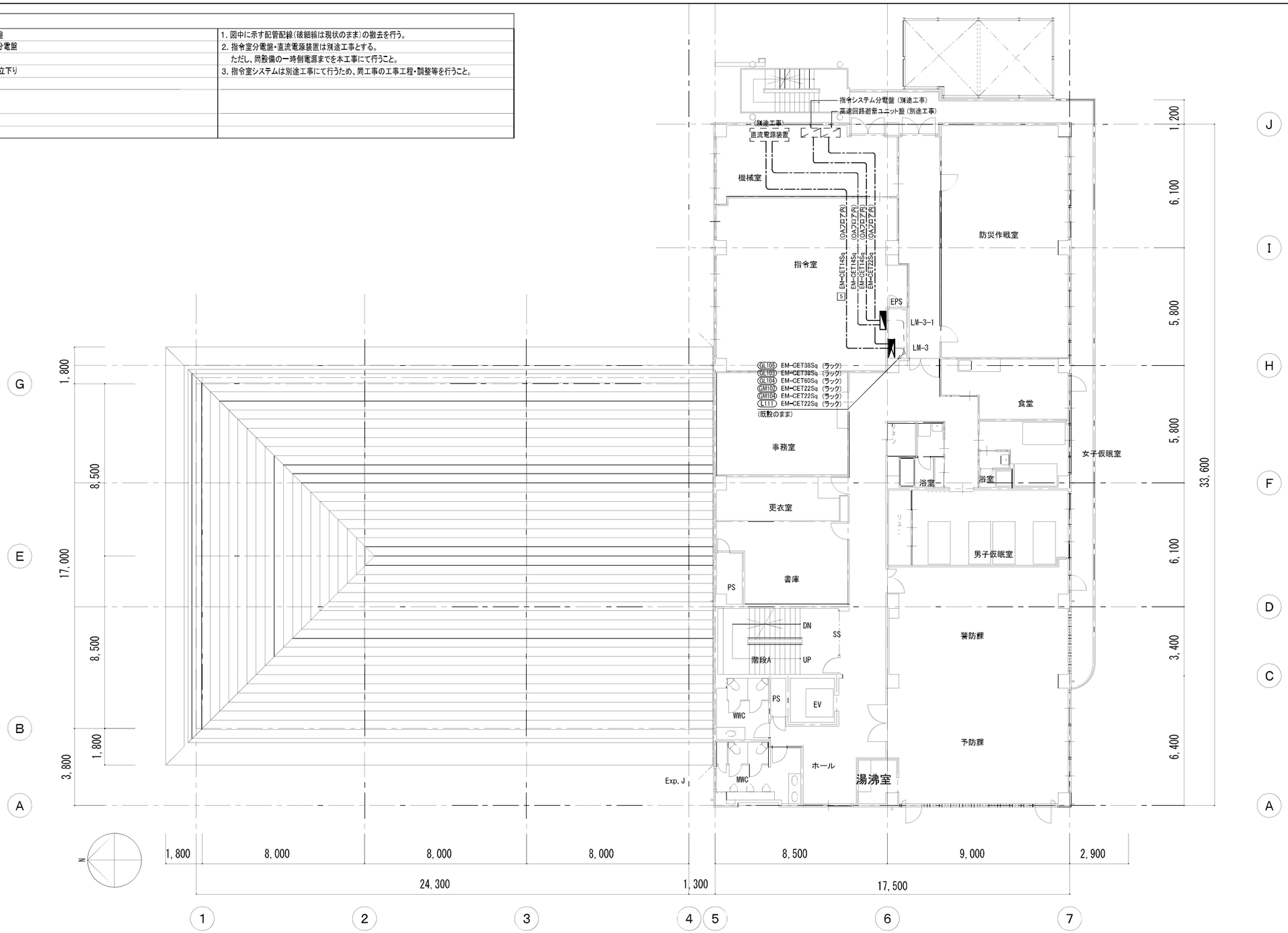

訂正事項			

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第5-63号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

空調電源設備　3階平面図　（現況・撤去）

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/100(A1)　1/200(A3)	E-19

凡例・注記			
	電灯分電盤		1. 図中に示す配管配線(破細線は現状のまま)の撤去を行う。
H	換気スイッチ	位置ボックスまで本工事 (機械設備工事)	特記なき配管配線は下記による。
A	空調リモコン	位置ボックスまで本工事 (機械設備工事)	EM-EEF 2.0-2C 天井コロガシ (立下保護PF22)
Th	サーモスイッチ	位置ボックスまで本工事 (機械設備工事)	EM-EEF 2.0-3C 天井コロガシ (立下保護PF22)
	ファンコイルユニット	(機械設備工事)	
	空調室内機	(機械設備工事)	
	全熱交換機	(機械設備工事)	
	天井換気扇	(機械設備工事)	

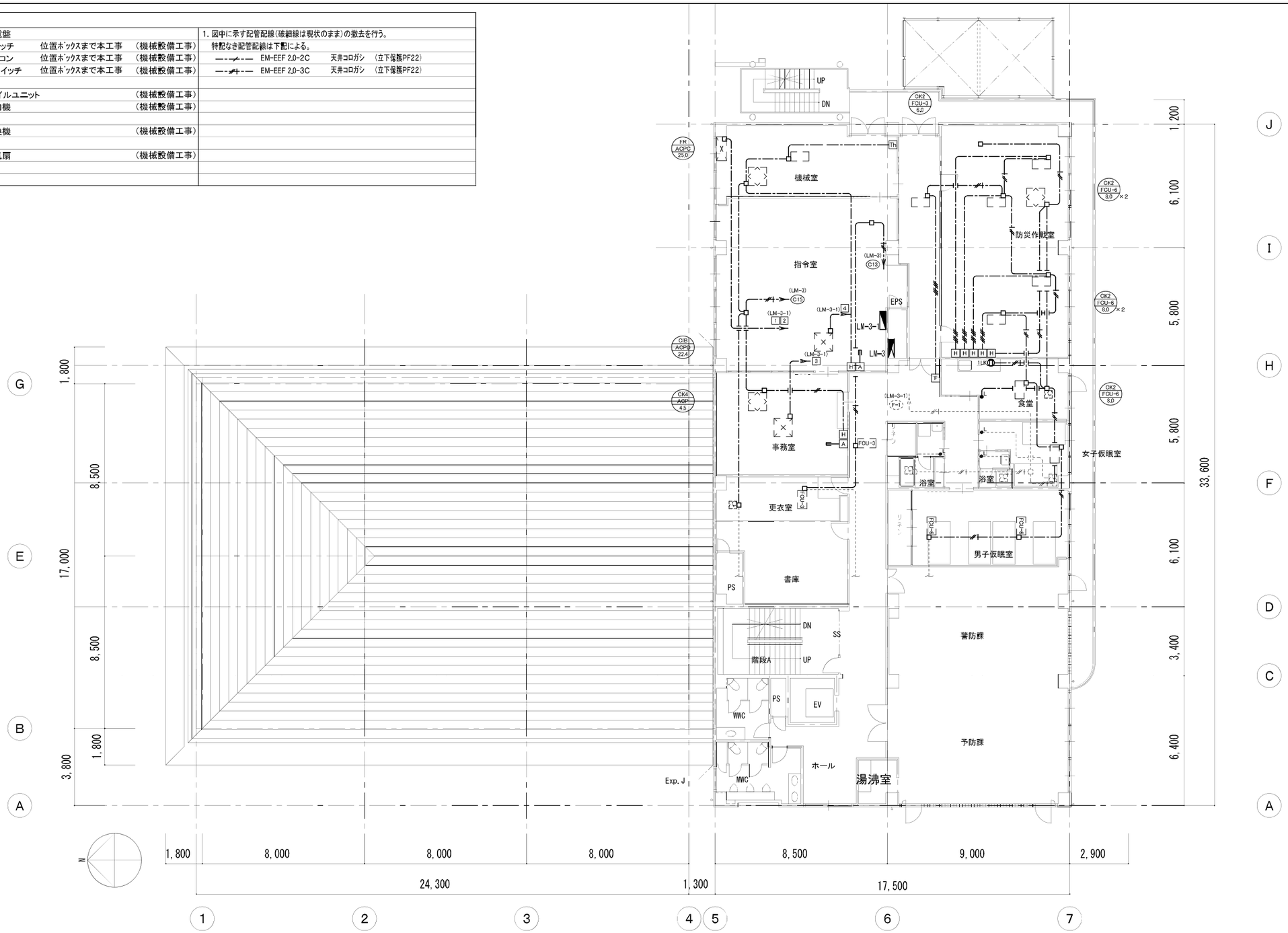

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	空調電源設備 3階平面図 (現況・撤去)	SHEET NO. E-20
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	

凡例

	電灯分電盤　（現状のまま）		天井ころがし配線
			天井・壁打込配管配線
			床打込配管配線
□ ○	照明器具　（器具リスト参照）		EM－EEF1.6-2C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
		F3	EM－EEF1.6-3C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
●	点滅器　1P15A×1	F4	EM－EEF1.6-2C×2　天井コロガシ　（立下保護PF22）
●3	点滅器　1P15A×3	2F	EM－EEF2.0-2C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
●3	点滅器　1P15A×1	2F3	EM－EEF2.0-3C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
●RA	熱線式センサー	2F3	EM－EEF2.0-3C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
Ⓢ	熱線式自動スイッチ	CE5.5	EM－CE5.5sq-3C　天井コロガシ　（立下保護PF22）
MMA	1種金属線び　A型		
MMB	1種金属線び　B型		

No　部屋番号

室　名	
器具記号	× 台数

注記事項

1. 図中に示す配管配線（破線線は現状のまま）の撤去を行う。
2. 図中の★印で既設回路に接続することを示す。

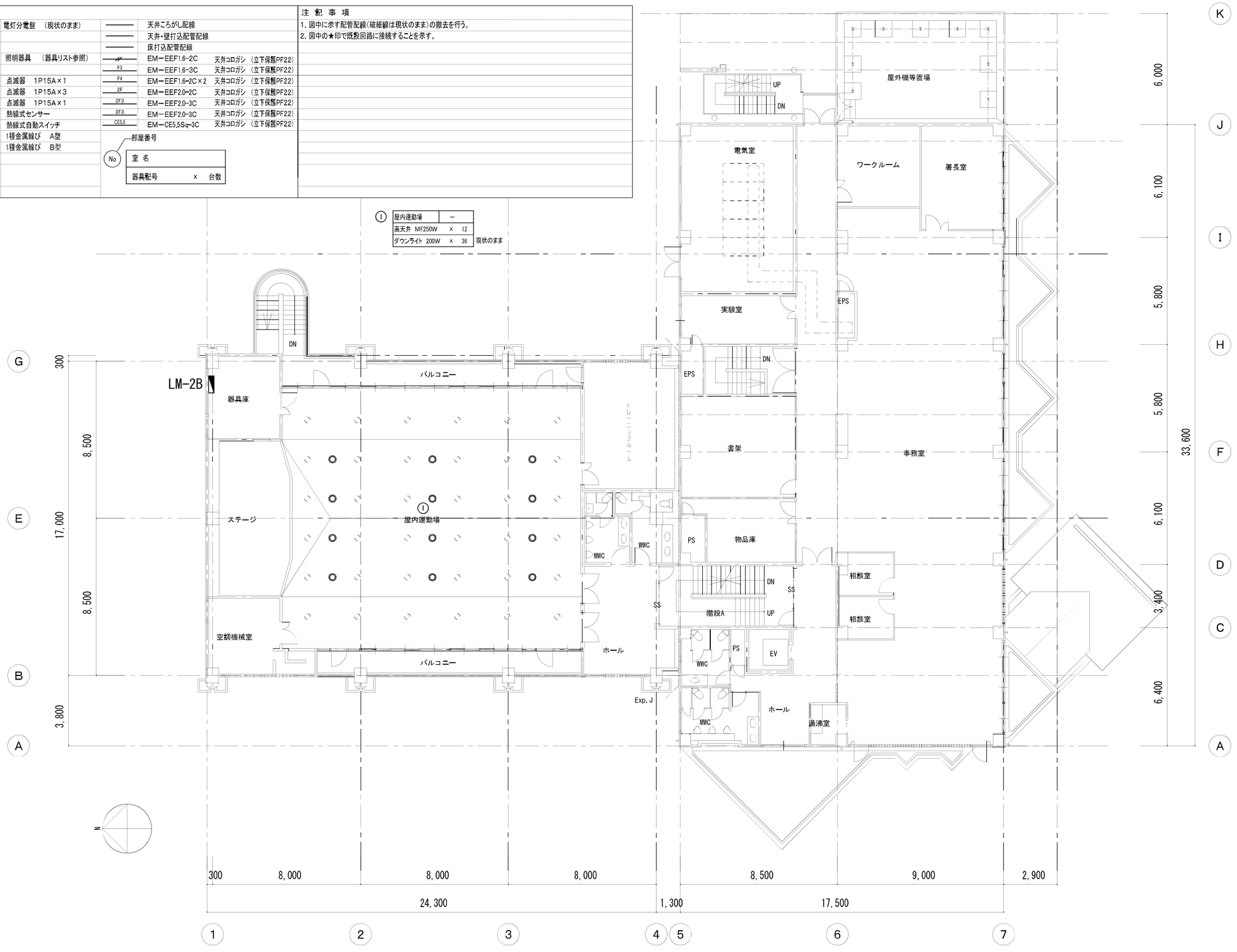

訂正事項		株式会社　水原建築設計事務所 一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9-63号 一級建築士登録　第219285号　北村　通 彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	電灯設備　2階平面図　（現況・撤去）	SHEET NO. E-21
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)

凡例

	電灯分電盤　（現状のまま）		天井ころがし配線
			天井・壁打込配管配線
			床打込配管配線
□ ○	照明器具　（器具リスト参照）	EM−EEF1.6−2C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
		F3 EM−EEF1.6−3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●	点滅器　1P15A×1	F4 EM−EEF1.6−2C×2	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●3	点滅器　1P15A×3	2F EM−EEF2.0−2C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●1	点滅器　1P15A×1	2F3 EM−EEF2.0−3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
●RA	熱線式センサー	CE5.5 EM−CE5.5Sq−3C	天井コロガシ　（立下保護PF22）
Ⓢ	熱線式自動スイッチ		
MMA	1種金属線び　A型		
MMB	1種金属線び　B型		

部屋番号

No	室名
	器具配号　×　台数

注記事項

1. 図中に示す配管配線（破線線は現状のまま）の撤去を行う。
2. 図中の★印で既設回路に接続することを示す。

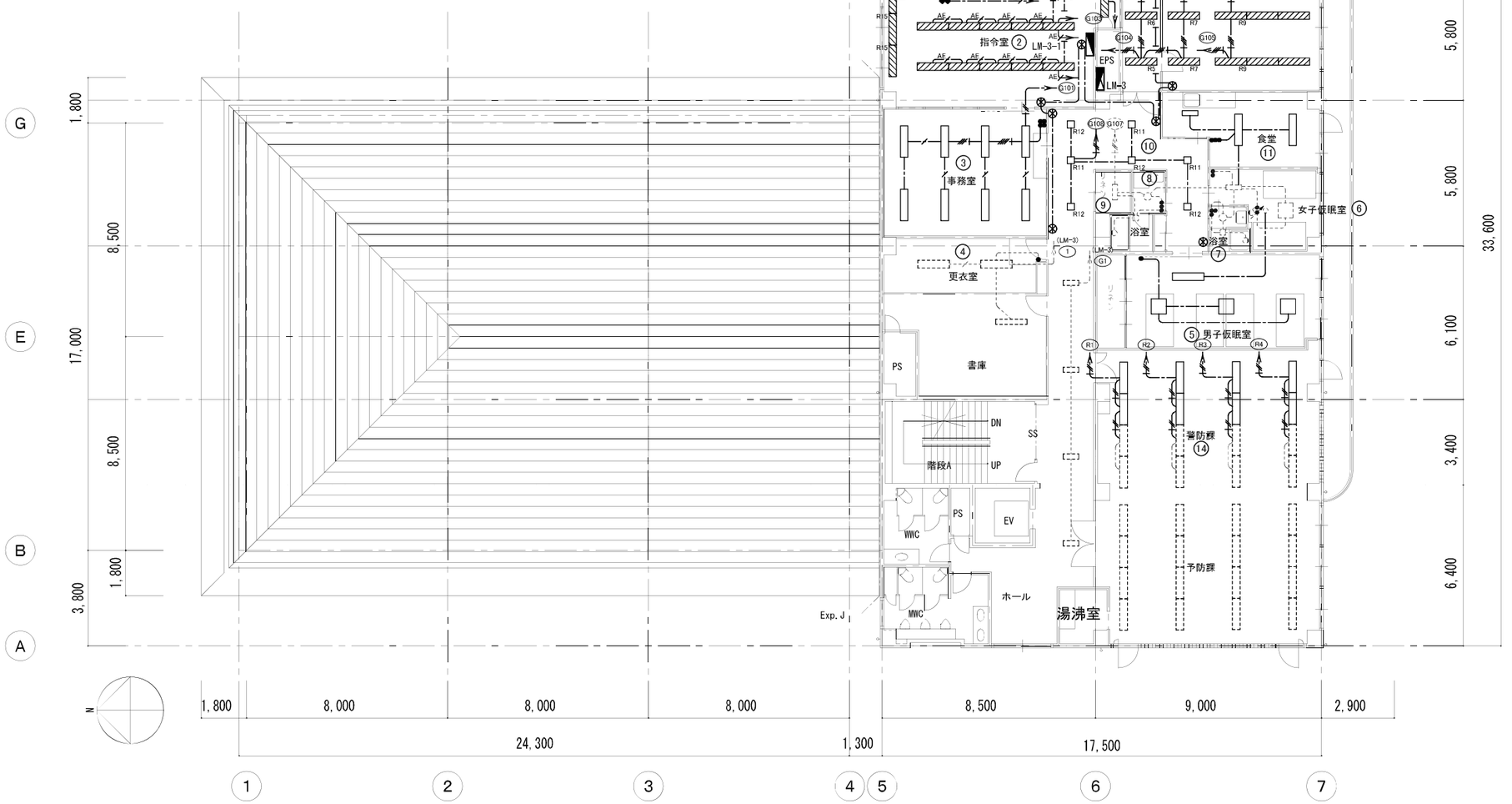

①	機械室	埋込32W−2灯	× 3
②	指令室	直付40W−2灯	× 25
③	事務室	埋込32W−2灯	× 8
④	更衣室	直付32W−2灯	× 2　現状のまま
⑤	男子仮眠室	直付32W−2灯	× 1
		直付20W−5灯	× 3
⑥	女子仮眠室	埋込16W−2	× 1　現状のまま
		埋込スクエア45W×3	× 1
		ブラケットライト（足元灯）	× 1
		ダウンライト	× 1
⑦	脱衣・浴室	シーリングライト	× 1　現状のまま
⑧	脱衣・浴室	シーリングライト	× 1　現状のまま
⑨	リネン	直付16W−2灯	× 1　現状のまま
⑩	廊下	埋込スクエア23W×2	× 7
⑪	食堂	直付32W−2灯	× 2
		直付16W−2灯	× 1
⑫	廊下	埋込32W−2灯	× 6
⑬	防災作戦室	埋込32W−2灯	× 24
⑭	警防課	埋込32W−2灯	× 8

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第A−63号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749−22−1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

電灯設備　3階平面図　（現況・撤去）

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/100(A1)　1/200(A3)

SHEET NO.
E−22

凡例・注記

	電灯分電盤	1. 特記なき配管配線は下記による。
	避難口誘導灯　型式・形状は姿図参照	EM-EEF1.6-2C　天井コロガシ　(立下保護PF22)
	通路 誘導灯　型式・形状は姿図参照	F3 EM-EEF1.6-3C　天井コロガシ　(立下保護PF22)
		2. 消防法・建築基準法に準拠すること。
●A	非常用照明器具　NNFB90605C　取外し(再使用)	3. 監官庁の各種届出については遅延なきよう行うこと。
●B	非常用照明器具　NNFB91605C　取外し(再使用)	
●C	非常用照明器具　NNFB93606C　取外し(再使用)	
●D	非常用照明器具　NNFB93615C　取外し(再使用)	

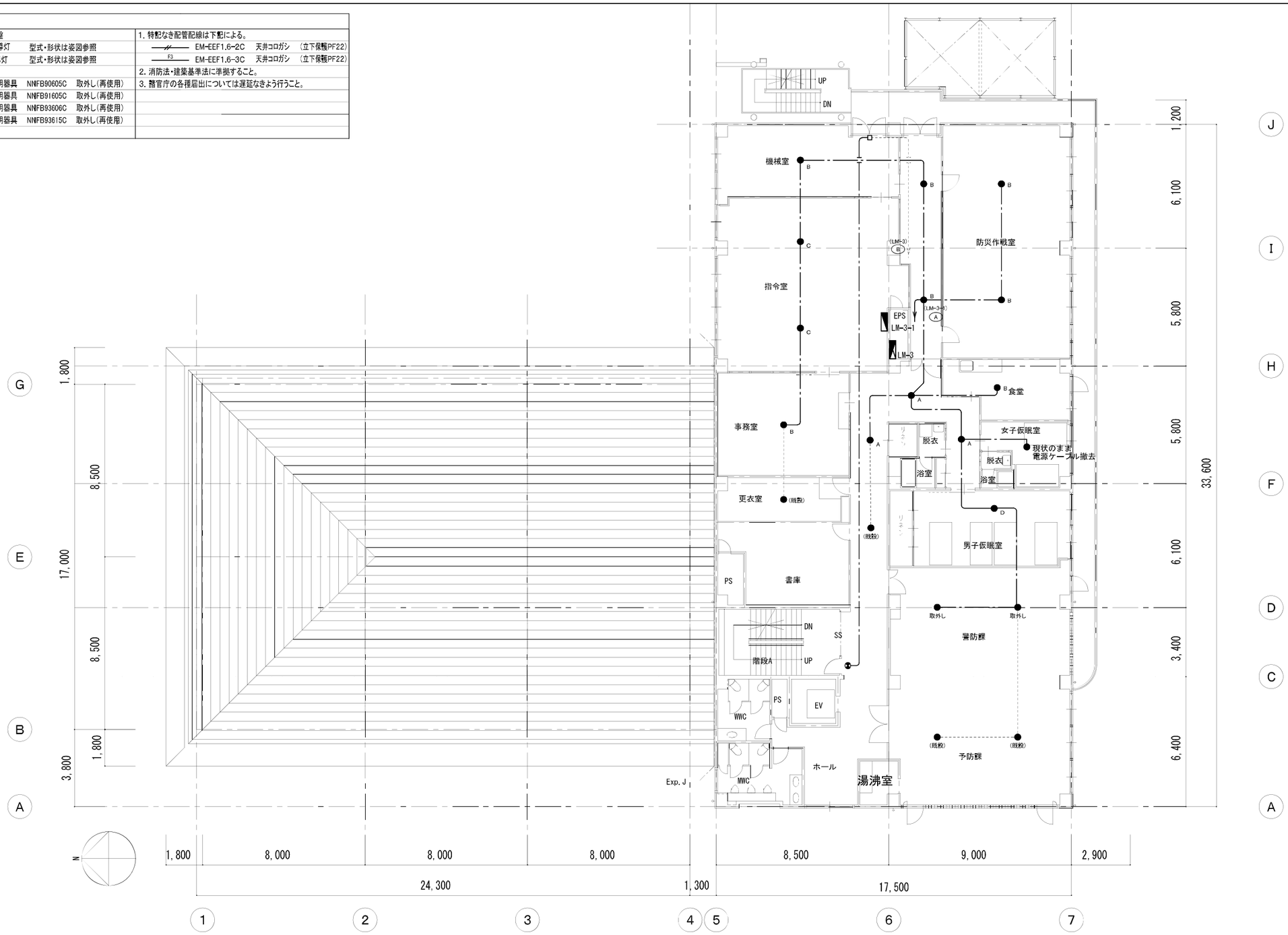

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	非常照明・誘導灯設備　3階平面図　(現況・撤去)	SHEET NO.
		一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通	DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	E-23
		彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679			

凡例・注記

	電灯分電盤	
2	コンセント	2P15A×2
1E	コンセント	2P15AE×1
2E	コンセント	2P15AE×2
ET	コンセント	2P15A×1,ET
2ET	コンセント	2P15A×2,ET
2EG	コンセント(医療用)	2P15A×2 発電機回路
30AE	コンセント	3P30A,E付
1E	コンセント	2P15A×2,E付
1E	床コンセント	2P15A×2,E付
4EG	OAタップ	4個口(抜止)

1. 図中に示す配管配線(破細線は現状のまま)の撤去を行う。
特記なき配管配線は下記による。

	EM-EEF 2.0-2C	天井コロガシ (立下保護PF22)
	EM-EEF 2.0-3C	天井コロガシ (立下保護PF22)
2F3(PF22)	EM-EEF 2.0-3C	土間配管 PF(22)
		OAフロア内配線

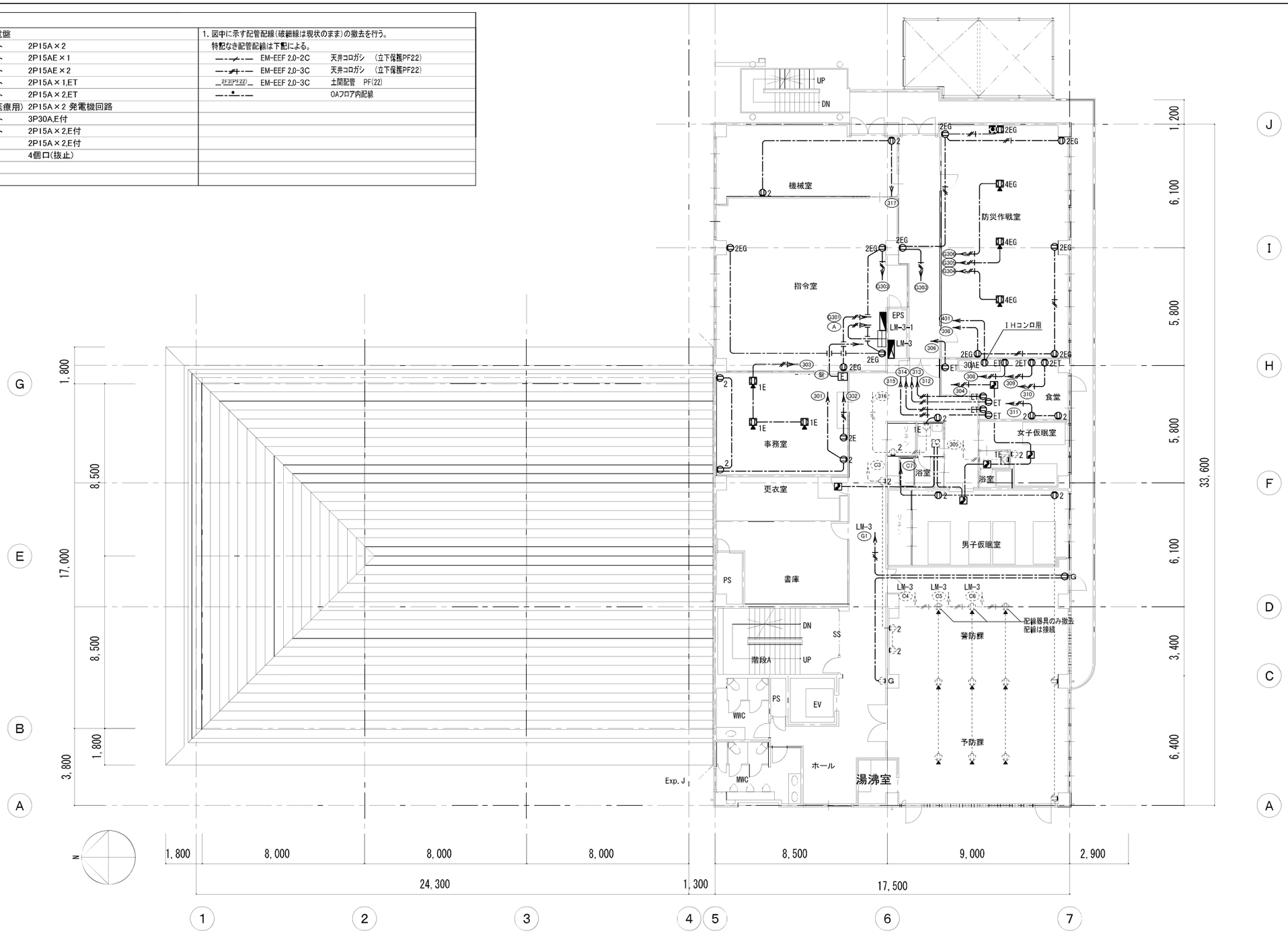

訂正事項	株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第8-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	コンセント設備 3階平面図 (現況・撤去)		SHEET NO. E-24
		DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/100(A1) 1/200(A3)	

凡例

	弱電端子盤		ジョイントボックス、プルボックス　WPはSUS製
	天井埋込スピーカー　ATT無し	MMA	1種金属線ぴ　A型
	天井埋込スピーカー　ATT付き	MMB	1種金属線ぴ　B型
	アッテネーター		
			EM−HP　1．2−3C　(PF22)
L・AMP	ローカル放送アンプ　(移設再使用)		
	天井埋込スピーカー　(移設再使用)		天井ころがし配線
	壁取付スピーカー　(移設再使用)		天井・壁打込配管配線
	ワイヤレスアンテナ　(移設再使用)		床打込配管配線
			露出配管配線
			OAフロア内配線

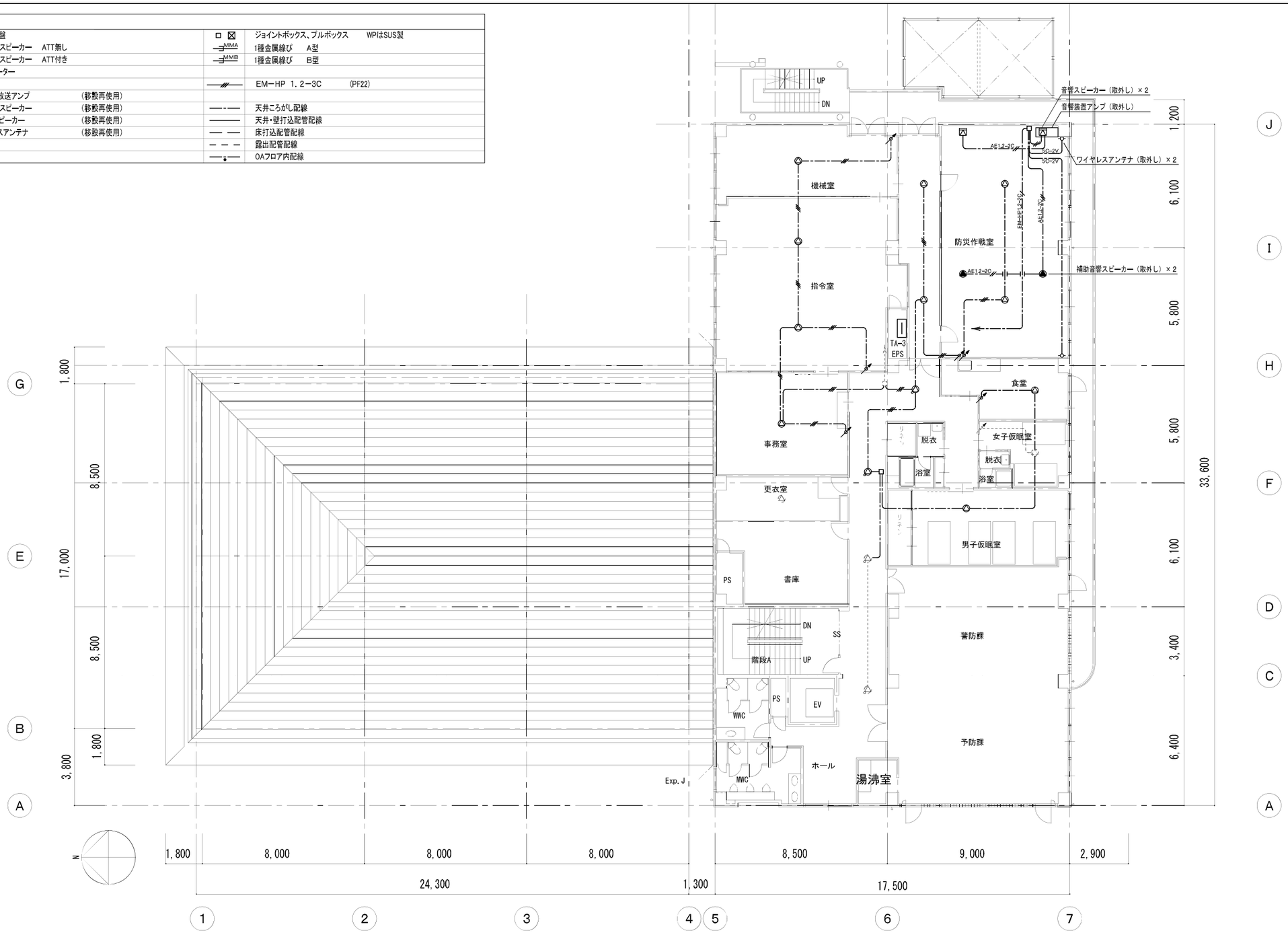

訂正事項		株式会社　水原建築設計事務所 一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第5−63号 一級建築士登録　第219285号 北村　通 彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749−22−1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	拡声・音響設備　3階平面図　(現況・撤去)		SHEET NO. E−25
			DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/100(A1)　1/200(A3)

凡 例

	弱電端子盤		□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス	WPはSUS製
			MMA	1種金属線ぴ	A型
	電気式子時計	(再取付け)	MMB	1種金属線ぴ	B型
	テレビ 端子		5G	EM-S-5C-FB	(PF16)
				EM-AE1.2-2C	(PF16)
E	電気錠操作盤	(再取付け)	CPEE	EM-CPEE0.9-5P	(PF22)
S	操作表示器	(再取付け)			
I	インターホン	(再取付け)		天井ころがし配線	
T	テンキー	(再取付け)		天井・壁打込配管配線	
ADP-1	アダプター	(再取付け)		床打込配管配線	
ADP-2	アダプター	(再取付け)		露出配管配線	
E	電気錠	(再取付け)		OAフロア内配線	

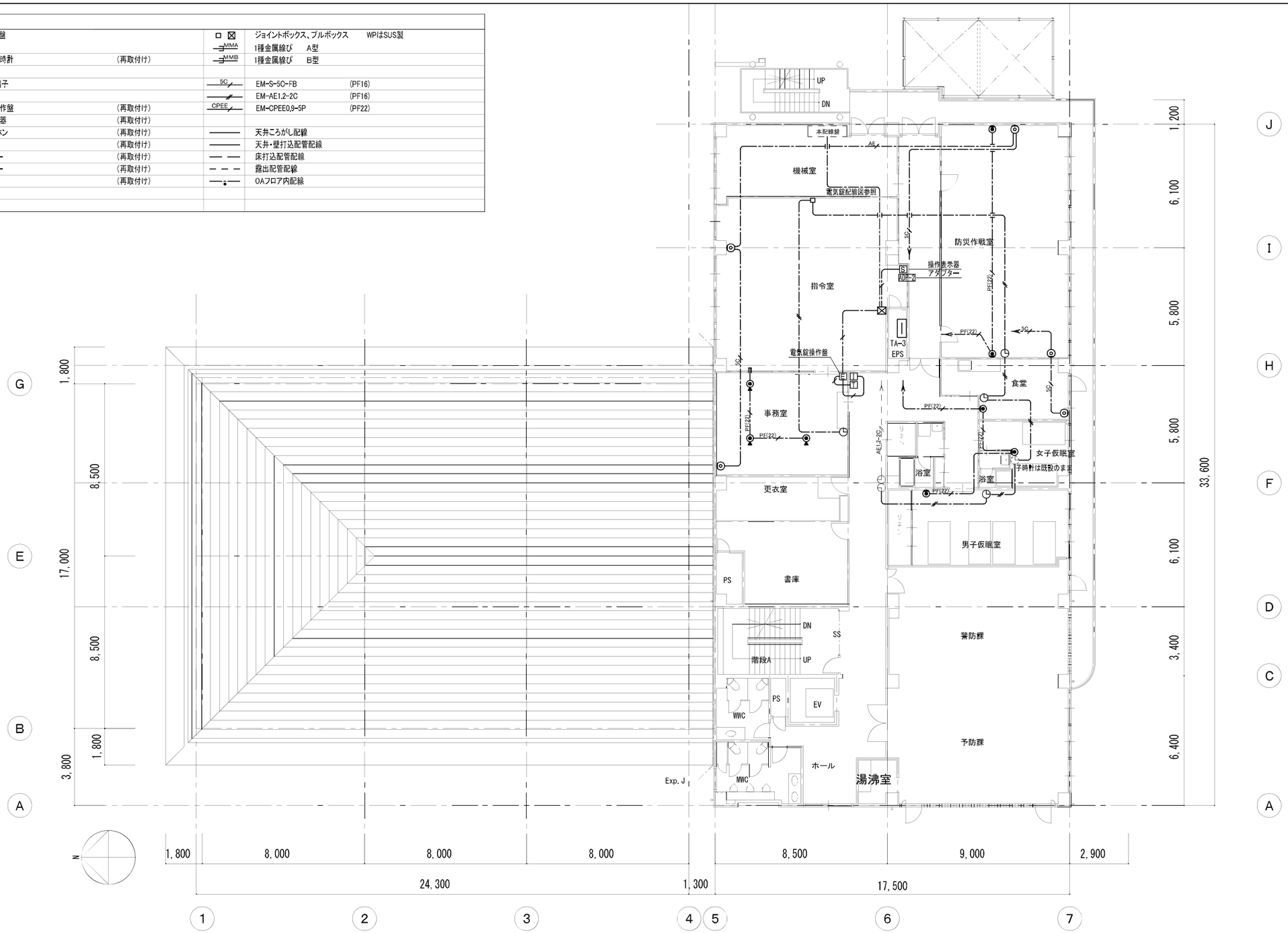

電気錠 配線図

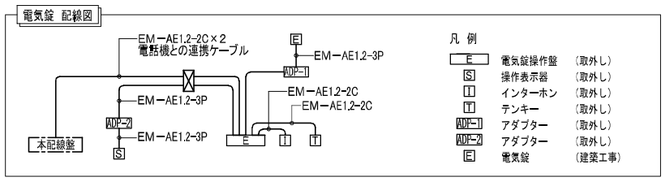

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 設置承知事登録 第8−63号
一級建築士登録 第219285号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

構内交換・時計・テレビ・誘導支援設備 3階平面図 (現況・撤去)

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/100 (A1) 1/200 (A3)

SHEET NO. E−26

凡例

⊟	弱電端子盤		□ ⊠	ジョイントボックス、プルボックス	WPはSUS製
			MMA	1種金属線ぴ　A型	
⊟	副受信機40回線	(移設再使用)	MMB	1種金属線ぴ　B型	
P B L	総合盤(P/B/L内蔵)	(現状のまま)	——//	EM-AE 0.9-2C	(PF16)
			——//	EM-AE 0.9-4C	(PF22)
▽	差動式スポット型感知器	2種　露出			
▽	定温式スポット型感知器	特殊　防水70°	—·—	天井ころがし配線	
▽	定温式スポット型感知器	特殊	———	天井・壁打込配管配線	
S	光電式煙感知器	2種　埋込型	— —	床打込配管配線	
S	光電式煙感知器	2種　露出型	– – –	露出配管配線	

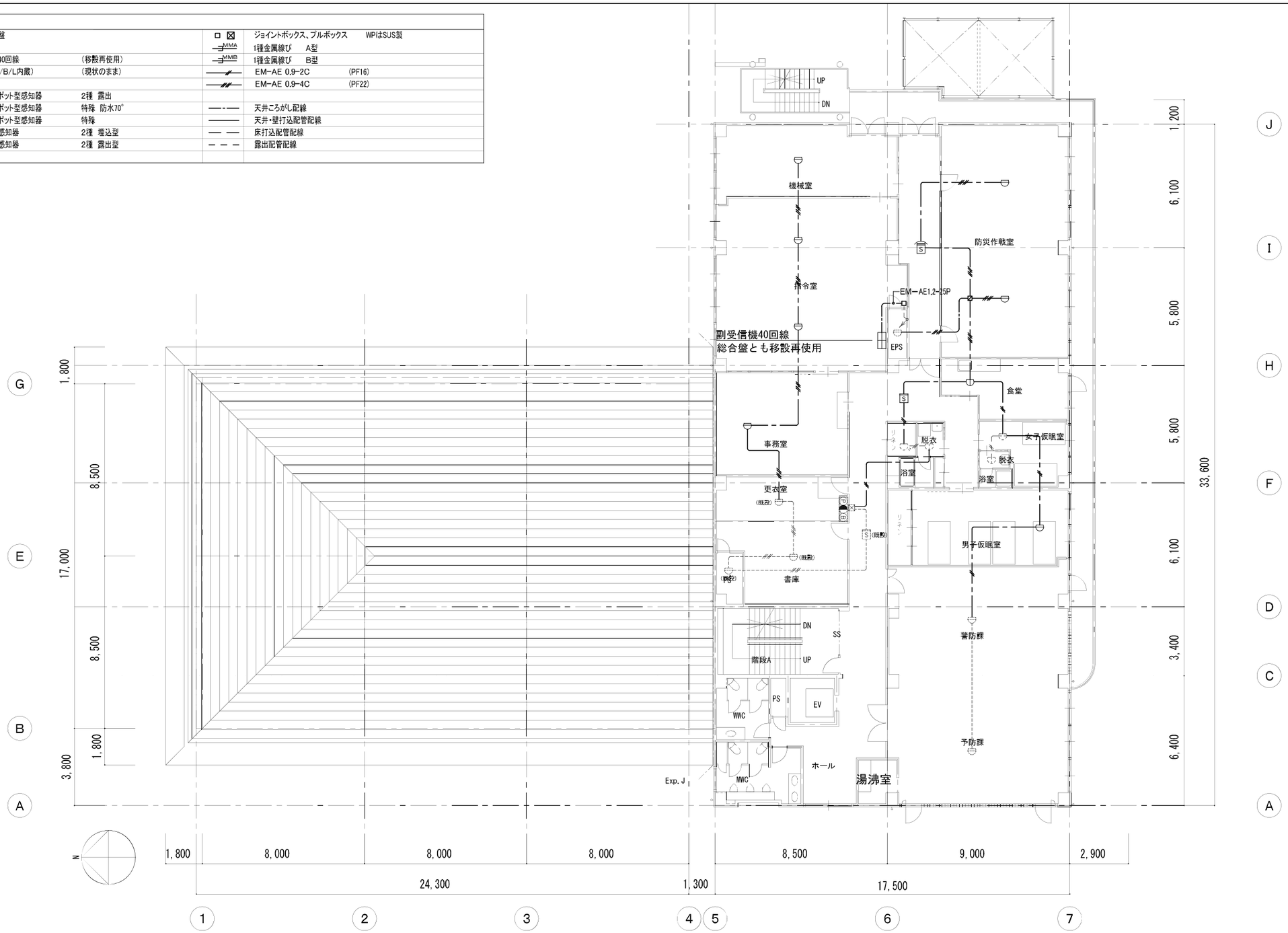

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第A-63号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地　TEL　0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

自動火災報知設備　3階平面図　(現況・撤去)

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/100(A1)　1/200(A3)	E-27

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

工事名称	東近江行政組合消防本部指令室改修工事
工事場所	滋賀県東近江市東今崎町5番33号
用途規制	第1種低層　第2種低層　第1種中高層　第2種中高層　第1種住居　第2種住居 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　指定なし
その他の規制	風致地区　自然公園　宅造規制区域　市街化区域　市街化調整区域　法22条指定区域　指定なし
工事期間・限	契約工期による

NO	名称	工種	構造	床面積（㎡）3階	延面積(㎡)	備考
1	機械設備工事	改修	RC	―	一式	
	計				一式	

概要説明　本工事は、指令室設備更新に伴う 室の改修工事を 行う 。

別途工事　指令台関係設備工事

Ⅱ 機械工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）にによる。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「 機械設備工事監理指針(最新版)」及び「 建築改修工事監理指針(最新版)」を参考とする。

2　特記仕様

（1）項目は番号に ○ 印のついたものを適用する。

（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。

⊙　印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。

⊙　印と ※ 印のある場合はともに適用する。

（3）特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を 示す。

特記事項に記載の「　」内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を 示す。

3　施工に際し、施工手順書である建築工事施工チェックシート（最新版）に従い、提出のこと。

一般共通事項

章		項目	特記事項
1	①	施工基準	・本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面、標仕により完全に施工する。上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。（1. 1. 1）
	②	適用基準等	・本図は、工事の大要を示すものであるので、詳細位置等については、監督職員と打合せの上、その指示に従い、入念に施工すること。 ・ その他関係法規に基づき安全に施工すること。 ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　最新版） ・工事写真の撮り方（建築設備編）営繕工事写真撮影要領・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ・ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版) ・東近江市　都市整備部　施設建築課　工事管理マニュアル(最新版)
	③	官公署その他への届出	本工事における、官公庁の各検査、完了に係る消防法等全ての法的検査は、受注者にて行うものとする。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者負担とする。（1. 1. 3）
	④	工事実績情報の登録（CORINS）	受注者は、工事請負代金５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき、「工事「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出すること。ただし、期間には、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日等は含まない。（1. 1. 4） （1）工事受注時　　契約締結後１０日以内 （2）工事内容の変更時　　変更契約締結後１０日以内 （3）工事完成時　　工事完成後１０日以内 なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の提出を 省略できるものとする。
	⑤	別契約の関連工事	受注者は、別途施工する工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り 合いについて図完にて図完し、施工時に必要に応じ 協議を行い連絡を 密にすること。（1. 1. 7）
	⑥	現場代理人等	1　原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。ただし、工事準備等を含め工事現場が不稼動である期間は常駐の必要はないが、 現場の保全を 行い、緊急時の対応を 速やかにとれる体制を 確保すること。 2　現場代理人は、監督職員に受注者との直接的な雇用関係の確認できるもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は、速やかに「現場代理人等変更届」を提出し、確認を 受けなければならない。 3　主任(監理)　技術者も 同様の確認を 受けなければならない。 4　現場代理人と 主任技術者又は監理技術者を 兼ねることができる。 5　主任技術者又は監理技術者の専任を 要しない期間 (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を 要しない。 (2) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づく完了した旨の報告を 受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を 要しない。
	⑦	技術管理	受注者は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理に当たらせること。また、建設工事公衆災害防止対策要綱を 遵守すること。
	⑧	電気保安技術者	工事現場に置く電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　・要　・不要（1. 3. 3）
	⑨	条件明示項目	※　部分的な設計変更又は一部の追加工事などに関して請負代金に増減が生じた場合は、受注者は、施工に先立ち工事費の増減を 精算した内訳明細書を 提出し、監督職員の承認を 受けること。 ※　材料、工法等の変更により建築基準法第６条第１項「計画の変更に係る確認」の申請（法第１８条第２項においての適用を含む。）又は「軽微な変更の届け」の必要が生じた場合は、申請手数料も含めて受注者の負担にて遅滞なくこれを行うこと。
	⑩	安全対策	※　工事車両の出入り については、現場(詰所の上、決定とし、安全管理員を配置して危険防止に努めること。（1. 3. 9） ※　工事車両の出入りについては、速度制限を遵守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに近隣家屋に騒音、振動等公害発生のないよう留意し、工事全般に万全の対策を 講ずること。また、実施運営については担当者と 協議を行い、支障のないよう 努めること。（1. 3. 7） ・　別途仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討の上、事前に協議を行い、関係法令に従い安全第四に設置すること。 ※関管理については、一定の場所を 指定し、火元責任者を 配置すること。 受注者は、過積載等の違法運行防止を 図るため、道路交通法を 遵守する 旨を 記載した施工計画書を 提出すること。 建設機械は、国土交通省指定の低騒音型建設機械（ 概略を 見易い箇所に表示すること。）を 使用すること。
	⑪	総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第2 項の総括安全衛生管理義務者を 指名すること。
	⑫	発生材の処理等	※機外搬出適切処理　・ 指定（　　） （1. 3. 8）
	⑬	産業廃棄物の処理	受注者は、産業廃棄物を 適正に処理するに当たり以下事項を 遵守、事前に監督職員に施工計画書を 提出して 承諾を 受けること。 1　本工事に使用する特定建設資材及び建設副産物（ 建設リサイクル法）を 適守し、分別解体及び再資源化を 実施すること。 2　「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を 遵守し、建設副産物の発生抑制及び再利用の促進に努めること。また、再生資源利用（促進）計画書及び同実施所を 作成し、速やかに報告のこと。 3　受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を 遵守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 4　施工計画書には、契約者の写し、施工者の写し、搬出先までのルート図、運搬車のナンバープレート 一覧を 添付すること。

	⑭	材料の品質等	本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のない材料及びその製造者は、次の（１）から（６）の事項を 満たすものとする。（1. 4. 2） （１）品質及び性能に関する試験データ が整備されていること。 （２）生産施設及び品質の管理が 適切に行われていること。 （３）安定的な供給が可能であること。 （４）法令等で定める許可、認可、認定、免許等を 取得し ていること。 （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 （６）販売、保守等の営業体制が 整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質、性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書等の写しを、監督職員に提出して承諾を 受けることをする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を 受けた場合は、この限りではない。また、慣専機に商品名が記載された材料は、当該 同等以上の品（以降、同等品と記す。）を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を 受けること。
	⑮	材料等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を 行うものとする。（1. 4. 6）
	⑯	建築材料等	建築材料等は、極力無内臭品を 選定することとし、製品等は、特記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承認を 受ける。 屋内で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆とする。あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を 選定する。（標仕を参考とすること。）更に、環境配慮の視点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料の利用にも 努めること。（1. 4. 1）
	⑰	特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する 工法とすること。
	⑱	材料の検査に伴う 試験	試験は、原則として 公的試験機関で行う ものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承認を 受けること。1. 4. 5）
	19	技能士	（1. 5. 2）

適用工事種別	技能検定作業

	20	技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を 行う。（1. 6. 2）
	㉑	完成時の提出図書	※完成図 しゅん工図 提出部数　※4 部　・　部（ 訂正した図面）（1. 7. 1かも3）（ 表1. 7. 1）
			※施工計画書　提出部数　※1 部　・　部
			※施工図　提出部数　※1 部　・　部（ 指定サイズ及び電子媒体（ CD －R）） ※保全に関する資料　提出部数　※2 部　・　部
			※東近江市の求める 部数とする。
	㉒	各種検査合格書等	各種検査を 必要とするもの、責任施工のものは、各合格書又は保証書及びその写し各2 部を 提出すること。 なお、責任施工のものは、受注者・ 施工下請業者・ 材料製造所の連名書とすること。
	㉓	取扱説明書の作成	しゅん工引渡し時に取扱説明書等必要書類を 必要部数作成し、ファイリングして提出すること。 （ 部数、詳細については、監督職員の指示による。）
	㉔	工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタルカメラの総画素数は、２００万画素以上、記録画素数は１２８０×９６０画素以上とする。

区分	分類・規格	撮影箇所	提出部数	備考
着工前	・サービス版	⊙ 5 ・ 9 ・ 30	2	状況よりつなぎ写真
工中中	・サービス版		1	必要に応じ 撮影する
完成時	・サービス版	⊙ 5 ・ 9 ・ 12	2	完了届提出用
定期提出	・サービス版	⊙ 3 ・ 6 ・ 9	2	工事月報用
しゅん工写真	・サービス版　※キャビネ版	・　⊙ 5 ・ 7	2	主として 外観
	・サービス版　※キャビネ版	・　⊙ 10 ・ 30	2	主として 内観
	ファイル形式をＪＰＥＧとし、ＤＶＤ－Ｒにて 提出すること。			

			工事写真の撮影要領は、工事写真の撮り方（建築設備編）営繕工事写真撮影要領・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）による。完成写真の撮影場所は、監督職員の指示による。しゅん工写真は、アルバム製本にて 提出すること。
	25	設計GL	※図示　・ 現場にて 指示
	26	市内下請 ・材料調達の促進	市内下請業者・ 市内材料調達の促進について 1 本市発注の建設工事等の施工に当たり、下請契約する場合には、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めること。その場合、適正な価格で請け負わせ、下請代金は適正な期間内に支払うこと等、下請契約、下請代金支払の適正化に努めること。 2 工事施工に必要な建設用資材や建設機械を 購入又は借入れする場合は、極力地場調達するなど、施工に当たっての配慮をすること。
	27	保険等	受注者は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
	28	施工体制点検	「 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を 調しること。
	29	不法無線局の排除	受注者は、電波法を 遵守し、不法無線局を 搭載した工事車両を 使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を 搭載していると 疑われ い事実を 発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
	30	地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を 行うこと。
	31	近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前、完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を 実施し、工事の起因する損傷等の有無を 確認すること。万一、損傷等が生じた場合は受注者の責任において 現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋工作物等についても 調査を 行うこと。
	32	バリアフリー	バリアフリー化に当たっては、「 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を 遵守すること。
	33	設計図の製本	工事着手前に製本を 作成し、監督職員に提出のこと。　指定サイズ（ Ａ1又はＡ３）　４部
	34	施工図等の取り 扱い	施工図等の著作権に係わる 当該建築物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	35	環境配慮	使用電力、燃料等の使用を 抑制し、効率的な 施工計画をたて、省エネ施工に努めること。
	36	軽微な変更	設計図書に明記なくとも 機能上、構造上当然必要と 認められる 軽微な変更及び追加工事においては、請負金額の変更対象とし ない。また、その費用（手数料とも）は、一切受注者負担とする。
	37	不当介入の防止	東近江市の発注する建設工事等における 暴力団員等による不当介入の排除について （「 不当介入に関する通報制度」の徹底について） 1　受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員、暴力団関係者、その他市発注工事等に対して 不当介入をしようとする全ての者をいう。）による 不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを 拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに 警察に通報を 行うとともに、捜査上必要な協力を 行うものとする。 2　受注者は、前項により通報を 行った場合には、速やかにその内容を 記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて下請負人（再委託の協力者を 含む。）に対して、十分に指導を 行うものとする。 3　受注者は、暴力団員等による不当介入を 受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と 協議するものとする。
	38	フロン回収等	冷媒にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等によりフロンガスを全量回収し大気放出をしない処理を行うこと。施工は、特定フロンを使用した材料・ 工法を 用いないこと。

	39	その他	・ 定例会では、前回議事の確認、本回工事会議の確認、指示事項、その他質疑等、次回打合せ日程の確認を 行うこと。月１回総合定例として、電気、機械等の設計者を 交えて会議を 行うこと。 ・ 工事関係書類等は、書面にて 残すこと。工事関係者は施策を 行けるなどして、容易に区別できるようにすること。 建築工事下請人報告書。施工体制台帳等提出書類（施工体制台帳、施工体系図）再下請通知書について 金額にかかわらず提出すること。 ・ 部分使用については、しゅん工検査までに、使用する場合は、検査員の検査を 行う。検査の指示に従い、書類を 用意すること。 ・ 質疑については、所定の様式でやりとりを 行うこと。

2 共通事項

・ 屋外地中配管においては、埋設標示テープ、標示ピン及び標示杭を 分岐・ 曲がり 箇所に設けること。（テープは、排水管を 除く。）
・ 地中配管においては、配管の上下に保護砂を１００ｍｍ以上敷設の、埋め戻しは、管の割合の範囲内で厚さ３００ｍｍごとにダンパー・ランマー等で 敷並めるものとし 重機械を 用いてはならない。
・ 地中埋設の銅管類は、防食処理を 行うこと。また、コンクリート 貫通箇所はプラスチックテープを 巻き、モルタル埋めとすること。
・ 建物内埋設及びピット 内の配管支持は、全てスラブより、ステンレス製吊金具（棒鋼とも）にて 吊り 支持とすること。
・ コンクリート 製の会所等と、硬質塩化ビニル管の接続部は、砂付加工の立上り継品を 使用し、漏水防止を 図ること。
・ 弁栓・ 量水器枡内は、玉砂利の敷詰めを 行うこと。
・ 配管に空気だまりのないように施工し、図示以外で機能上必要と 思われる箇所には、空気弁を 取り 付けること。
・ ライニング鋼管は、ねじ 加工をリングゲージで 確認後、ライニング部をスクレーパーで 面取りし、鉄錆を 露出させないこと。
・ シール材(シールテープは使用しない)は、おねじに塗布し、パイプレンチで 適切 2 締めの付けること。
・ 既設建物より、穴開け等に関しては、ダイヤモンド カッターを 使用するものとし、事前に簡易配筋検査を 行うこと。
・ 本工事にて 取り 付ける機器の補修周期は、全て本工事とする。
・ 施工に際し、既設内容、取合いをよく 調査して、既存設備の機能を 低下させてはならない。
なお当該工事範囲において、既存配管等があった場合は、監督職員の指示により、本工事で迂回等の工事を 行うこと。また、撤去工事は、特に既設配管の行先を 確認の上、安全に 処理すること。
・ 防火、防炎ダンパー類は、国土交通大臣が 認めたもの及び同認定を 受けたものを 使用すること。
・ 防火区画貫通に関しては、関係組織が 認めた 認定を 受けたものを 使用すること。
・ 防火区画貫通ごとに

■特記仕様書2

種目	適用	項目	特記事項
⑧換気設備	○	工事範囲及び内容	本工事は施設改修に伴う 換気設備の改修を行う。
	○	送風機	⊙ 天井埋込型換気扇 ・換気扇 ・有圧換気扇 ・ストレート シロッコファン ・レンジフード ⊙ 全熱交換ユニット ・パイプファン ・エアーカーテン ・中間ダクト ファン
	○	ダクト	⊙亜鉛引鉄板 ・ステンレス鋼板 ・グラスウールダクト ・サイレントフレキダクト ・アルミフレキダクト ・塩化ビニル管（ＶＵ） ⊙ 亜鉛引鋼板製スパイラルダクト ・保温付きフレキシブルダクト
	○	ダクト の工法	⊙アングル工法 ・コーナーボルト 工法
		厨房用ﾀﾞｸﾄの材質	・亜鉛引鉄板 ・ステンレス
		外壁用ﾀﾞｸﾄの材質	・アルミ ・ステンレス
		外壁用ﾀﾞｸﾄの塗装色	・メーカー標準色 ・指定色焼付
	○	その他	・厨房用における排気フード 及び排気ダクト の仕様は、火災防火条例に基づく 。 ⊙ 送風機据付については、防音、防振に注意して 施工する。 ⊙ シックハウス用換気機器のスイッチには、「２４ 時間換気」である旨の表示を行う。 表示機器は、全ての居室とする。詳細は、監督職員との協議による。 ⊙ 下記のダクト には、防露工事を 行う。 ①全熱交換ユニット における本体から外壁までの排気ダクト 及び全ての給気ダクト ②排気ダクト における外壁から１ｍ部分 ③給気ダクト ④ガラリボックス
９排煙設備		工事範囲及び内容	
		排煙機 排煙方式	Ａ方式＝手動操作 → 排煙ダンパー → 自動減衰器 → 排煙機 Ｂ方式＝煙感知器 → 中継器 ↓ 手動操作 → 排煙ダンパー → 自動減衰器 → 排煙機
10暖房設備・空気調和設備	○	工事範囲及び内容	本工事は下記の事項に従って 機器の取付工事 及び 配管工事 の一切を施工する。
	○	設計温湿度条件	場所 / 時期 / 屋外 温度<DB> / 屋外 湿度<RH> / 屋内 温度<DB> / 屋内 湿度<RH> 夏期 32.0 ℃ 49.8 % 28.0 ℃ 45 % 冬期 0.0 ℃ 69.9 % 19.0 ℃ 40 %
	○	方式	⊙ 個別方式 ・中央方式 ⊙ マルチ方式 ・中央個別方式
	○	熱源	⊙ 電気 ・灯油 ・Ａ重油 ・都市ガス ・プロパンガス
		熱源機器	・空冷式チリングユニット ・吸収式冷温水機 ・空冷式蓄熱ユニット ・温水ボイラ ・温水発生機 ・ヒート ポンプチラー
	○	空気調和機	⊙ ファンコイルユニット ・エアーハンドリングユニット ・ファンコンベクター ・電気式ヒートポンプエアコン(水蓄熱) ・コンベクター ・電気式ヒートポンプエアコン ⊙ルームエアコン ・温風暖房機 ・ガス式ヒートポンプエアコン ・電気パネルヒーター ・灯油ヒートポンプエアコン
	○	配管材料	冷温水管: 水道用亜鉛メッキ鋼管、耐熱性ビニルライニング鋼管 冷却水管: ビニルライニング鋼管ＶＡ、ポリ 粉体ライニング鋼管 ＰＡ、塩化ビニル管（ＨＩ ＶＡ） 冷媒配管: 脱脂鋼管し 、断熱材被覆銅管、メーカー標準仕様書 排水配管: 硬質塩化ビニル管 ＶＰ 油配管 : ＳＵＳ３０４ 溶接鋼管、圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）
	○	ダクト 材料	⊙ 亜鉛引鉄板 ・サイレント フレキダクト ⊙ 亜鉛引鉄板製スパイラルダクト ・グラスウールダクト ・アルミ フレキダクト ・ステンレス板
	○	ダクト の工法	⊙ アングル工法 ・コーナーボルト 工法
	○	放熱器	ファンコイルユニット 、ファンコンベクタ 、コンベクタ 、ベースボードヒータ
	○	保温保冷 自動制御 中央監視	施工は、標準図(公共建築工事標準仕様書）による。 本工事では、次の制御を 行う。 中央監視盤を 設け、システムの集中運転監視を 行う。
		床暖房	・温水式 熱源: ＬＰＧ ・電気式
		油の種類 オイルタンク ｵｲﾙｻﾋﾞ ｽﾀﾝｸ	・軽油 ・灯油 ・Ａ重油 ・地中設設型 容量: ・鋼板製ホームタンク 容量: ・鋼板製一体型 容量:
	○	その他	図中の冷媒配管サイズは、参考とし、使用メーカーの基準により 施工する。 空調室外機ご機器記号及び系統名を 明示する。
11し尿浄化槽設備		工事範囲及び内容	
		配管材料	屋内架空 ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩ ＶＰ） ※ろ過機器回り 配管 ・ビニルライニング鋼管（ＶＡ） ※プール廻り 配管
		構造 処理方式 容量 処理水質 その他	地上式・地下式・半地下式（ ）製 接触曝気式・長時間曝気式・ 式 ＪＩＳ（ ）人槽、（ ）m3／ＤＡＹ ＢＯＤ（ ｐｐｍ）、ＳＳ（ ｐｐｍ）、Ｎ（ ｐｐｍ）、Ｐ（ ｐｐｍ） 別途特記仕様書による。
12プール循環濾過設備		工事範囲及び内容	機械室内ろ過装置の入替え及びプール本体の改修に伴う 循環配管、初期対策給水配管、オーバーフロー配管 オーバーフロー配管、排水配管の改修工事を 行う。
		ろ過方式	・ 砂 ・ 珪藻土 ・ カートリッジ
		ろ過配管材料	循環濾過配管（ 埋設） ・ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩ ＶＰ） オーバーフロー配管（ 埋設） ・ 硬質塩化ビニル管（ＶＰ） 排水配管（ 埋設） ・ 硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
		注記事項	
13特殊配管設備		工事範囲及び内容	
		保温工事	ごみ処理設備、エアー配管設備、冷却水配管設備、油圧配管設備 ごみ処理配管: エアー配管 : 冷却水配管 : 油圧配管
		配管材料	施工は、標準図による。
		水圧、気密試験	水圧、気密試験を 行い漏水のないようにする。
14撤去工事	○	工事範囲及び内容	・本工事は、排水処理施設改修に伴い、機械設備機器、配管類等の撤去及び処分一切を行う。 （処理槽内の機械等は別途とする。）
	○	特記事項	・既設状況を十分に調査、把握した上で施工に当たること。また、図示以外の機器で撤去、移設が必要な物は、監督職員と協議し、全て本工事にて処理すること。 ・本工事にて撤去した機器、配管等は、関係法令に基づき適正に処分すること。

使用機材製造者指定

本工事に使用する機器材料は、下記に指定する製造者のものを使用のこと。ただし、同等品を使用する場合には、建築課所定の様式により承諾を得て使用のこと。

適用	機材名	製造業者				
	鋼管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	塩ビライニング鋼管	日本水道協会規格(ＪＷＡ規格)、日本水道鋼管協会規格(ＷＳＰ規格)				
	排水用塩ビライニング鋼管	日本水道鋼管協会規格(ＷＳＰ規格)				
	コーティング鋼管	日本水道鋼管協会規格(ＷＳＰ規格)				
	ポリ粉体鋼管	日本水道協会規格(ＪＷＡ規格)、日本水道鋼管協会規格(ＷＳＰ規格)				
	外面被覆鋼管	日本水道鋼管協会規格(ＷＳＰ規格)				
	ステンレス鋼管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	鋳鉄管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)、日本水道協会規格(ＪＷＡ規格)				
	鉛管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	銅管	(社)空気調和・衛生工学会規格(ＳＨＡＳＥ－Ｓ規格)				
	被覆銅管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)、日本水道協会規格(ＪＷＡ規格)				
	ビニル管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)、日本水道協会規格(ＪＷＡ規格)				
	ポリエチレン管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	架橋ポリエチレン管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	ポリブテン管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	コンクリート管	日本工業規格(ＪＩＳ規格)				
	弁類	日本工業規格(ＪＩＳ規格)、(社)日本バルブ工業会規格(ＪＶ規格)				
	フレシキブルジョイント(ＳＵＳ)	テクノフレックス	トーフレ	フシマン	本山製作所	ヨシタケ
	フレシキブルジョイント(ゴム)	倉敷化工	センシン	東洋ゴム化工品	ＴＯＺＥＮ	内外ゴム
	量水器	愛知時計電機	アズビル金門	東洋計器		
	温水発生機	川重冷熱工業	巴商会	日本サーモエナー	ヒラカワ	三浦工業
	冷凍機	荏原製作所	川重冷熱工業	パナソニック	日立	矢崎総業
	冷却塔	荏原冷熱システム	空研工業	日立	三菱樹脂	矢崎総業
	ＥＨＰ	ダイキン工業	東芝キャリア	日立	パナソニック	三菱電機
	ＧＨＰ	アイシン精機	ダイキン工業	パナソニック	三菱重工	ヤンマー
	ファンコイル	木村工業	昭和鉄工	新晃工業	ダイキン工業	東芝キャリア
	ポンプ	荏原製作所	川本製作所	テラル	日立	
	全熱交換機	ダイキン工業	東芝キャリア	パナソニック	三菱電機	
	送風機	荏原製作所	テラル	パナソニック	三菱電機	
	換気扇	東芝キャリア	日立	パナソニック	三菱電機	
	ベンドキャップ	東芝キャリア	日立	パナソニック	三菱電機	ユニックス
	吹出口類・ダンパー類	協立エアテック	空研工業	ダイリツ		
	衛生器類	ＴＯＴＯ	ＬＩＸＩＬ			
	ガス湯沸器	大阪ガス	ノーリツ	パーパス	パロマ	リンナイ
	電気温水器	ＴＯＴＯ	日本イトミック	ＬＩＸＩＬ		
	受水槽・貯湯槽	積水アクアシステム	ベルテクノ	ホーコス	三菱樹脂	森松工業
	膨張水槽・消火充水槽	鳥倉鉄工所	ベルテクノ	ホーコス	三菱樹脂	森松工業
	消火機器	立売堀製作所	北浦製作所	初田製作所	横井製作所	
	水栓柱	カクダイ	三栄水栓製作所	タキロン	前澤化成工業	ホーコス
	排水金具	小島製作所	ダイトレ	長谷川鋳工所	福西鋳物	ホーコス
	小口径弁	アロン化成	タキロン	積水化学工業	前澤化成工業	
	弁きょう及び蓋	小島製作所	ダイトレ	長谷川鋳工所	福西鋳物	ホーコス
	グリース阻集器	下田エコテック	ダイトレ	長谷川鋳工所	福西鋳物	ホーコス
	ガス器具類	伊藤工業	富士工器	矢崎総業		
	浄化槽	クボタ	ダイワ化成	ニッコー	前澤化成工業	ＬＩＸＩＬ
	自動倉庫機器	アズビル	ジョンソン	パナソニック		
	床暖房設備	ＡＡＮ	マックス	パナソニック電工	三菱電線	
	ろ過器	三浦ろ過	成研	東洋エタープラス	ミウラ化学装置	

■機器リスト

■換気機器リスト

記号	機器名・仕様	参考品番	設置場所	台数
HEU-1	熱交換形換気機器 能力 消費電力110w 風量250m3/h 騒音38.5dB 電源100V	LGH-N25RXW 三菱電機	男子仮眠室	1
FE-1	天井換気扇 能力 消費電力28.5w 風量250m3/h 騒音29.5dB 電源100V	VD-18ZLX14-CS 三菱電機	指令室・防災作戦室	3
FE-2	天井換気扇 能力 消費電力22.5w 風量148m3/h 騒音34.5dB 電源100V	VD-15ZLXP14-CS 三菱電機	事務室・食堂	2
FE-3	天井換気扇 能力 消費電力10.3w 風量77m3/h 騒音27.5dB 電源100V	VD-10ZLC14 三菱電機	電気室	1
FE-4	レンジフード 能力 消費電力77.0w 風量575m3/h 騒音39.5dB 電源100V	V-604K9 三菱電機	食堂	1
	吸排気グリル	PZ-N10FG2 三菱電機	男子仮眠室	20
	自然給気グリル	P-18GLF6 三菱電機	指令室・事務室・防災作戦室・食堂	7
	自然給気グリル	P-13GLF6 三菱電機	電気室・備品庫	2

■新設空調機器リスト（ワイヤード仕様）

記号	機器名・仕様	参考品番	設置場所	台数
PAC-1	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン天井埋込型同時ツイン 能力 定格標準能力 冷房12.5kw暖房14.0kw 定格消費電力 冷房3.78kw暖房3.61kw 運転電流 冷房11.6A暖房1.1A 電源三相200V	PEZX-ERMP140D4 三菱電機	指令室	1
PAC-2	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン4方向天井カセット型同時ツイン 能力 定格標準能力 冷房7.1kw暖房8.0kw 定格消費電力 冷房1.75kw暖房1.70kw 運転電流 冷房9.7A暖房9.4A 電源単相200V	PLZX-ZRMP80SHLFG4 三菱電機	事務室	1
PAC-3	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン4方向天井ビルトイン型 能力 定格標準能力 冷房10.0kw暖房11.2kw 定格消費電力 冷房2.83kw暖房2.83kw 運転電流 冷房8.9A暖房8.8A 電源三相200V	PDZ-ZRMP112G4 三菱電機	男子仮眠室	1
PAC-4	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン2方向天井カセット型 能力 定格標準能力 冷房4.0kw暖房4.5kw 定格消費電力 冷房0.935kw暖房1.35kw 運転電流 冷房2.9A暖房4.2A 電源三相200V	PLZ-ZRMP45LF4 三菱電機	廊下	1
PAC-5	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン1方向天吊型 能力 定格標準能力 冷房25.0kw暖房28.0kw 定格消費電力 冷房8.73kw暖房8.68kw 運転電流 冷房27.4A暖房27.5A 電源三相200V	PCZ-ZRMP280B4 三菱電機	電気室	1
	清掃Vフィルター・後吸込用フィルターBOX	PAC-KF08LAF・PAC-KF52TB 三菱電機	指令室	1
	下吸込みキャンバスダクト、吹出口アダプター、吸込みハーフパネル、ロングライフフィルター ライン型給排気グリル*10	PAC-KD48CDF他 三菱電機	男子仮眠室	1

■移設空調機器リスト

記号	機器名・仕様	設置場所	台数
ACPD-22.4	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン天井ビルトイン形（ツイン同時運転マルチ） 能力 定格標準能力 冷房20.0kw暖房22.4kw 電気容量 COMP:3.90ｋW、外FAN:0.4kW、内FAN:0.14x2kW 附属品 ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ、渡り配線、操作線、ﾄﾞﾚﾝﾌﾟﾗｸﾞﾈｷ、吸込ﾊﾟﾈﾙ、ﾀﾞｸﾄｰ式	防災作戦室	1組
ACP-4.5	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン4方向天井カセット型 能力 定格標準能力 冷房4.0kw暖房4.5kw 電気容量 COMP:0.9kW、外FAN:0.06kW、内FAN:0.06kW 附属品 ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ、渡り配線、操作線、ﾄﾞﾚﾝﾌﾟﾗｸﾞﾈｷ	食堂	1
FCU-6	天井カセット 2方向吹出型（天井材組込パネル） 型番 #6 附属品 リモコンスイッチ、電動2方弁、ファンコイルフレキ、ドレンアップキット	消防本部事務室	2

■既設撤去 空調・換気機器リスト

記号	機器名・仕様	設置場所（既設名称）	台数
FCU-3	形式 天井カセット 2方向吹出型（天井材組込パネル）	廊下1	1
	型番 #3 附属品 リモコンスイッチ、電動2方弁、ファンコイルフレキ、ドレンアッポキット		
FCU-6	形式 天井カセット 2方向吹出型（天井材組込パネル）	防災作戦室、食堂、仮眠室2	7
	型番 #6 附属品 リモコンスイッチ、電動2方弁、ファンコイルフレキ、ドレンアッポキット		
HEU-500	形式 天井カセット 全熱交換器 天井埋込ダクト形（マイコンタイプ）	防災作戦室、指令室	2
	風量 500CMH 静圧 150Pa 附属品 天井防振金具 専用スイッチ		
HEU-250	形式 天井カセット 全熱交換器 天井埋込ダクト形（マイコンタイプ）	事務室、仮眠室2	2
	風量 250CMH 静圧 100Pa 附属品 天井防振金具 専用スイッチ		
FEC2-250	形式 天井埋込形換気扇 低騒音インテリア格子タイプ	食堂	1
	風量 250CMH 静圧 40Pa 附属品 天井金具		

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5463号
一級建築士登録 第219285号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事			特記仕様書2 機器リスト	SHEET NO.
DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE —	M-02

■【現状解体撤去】3階平面詳細図

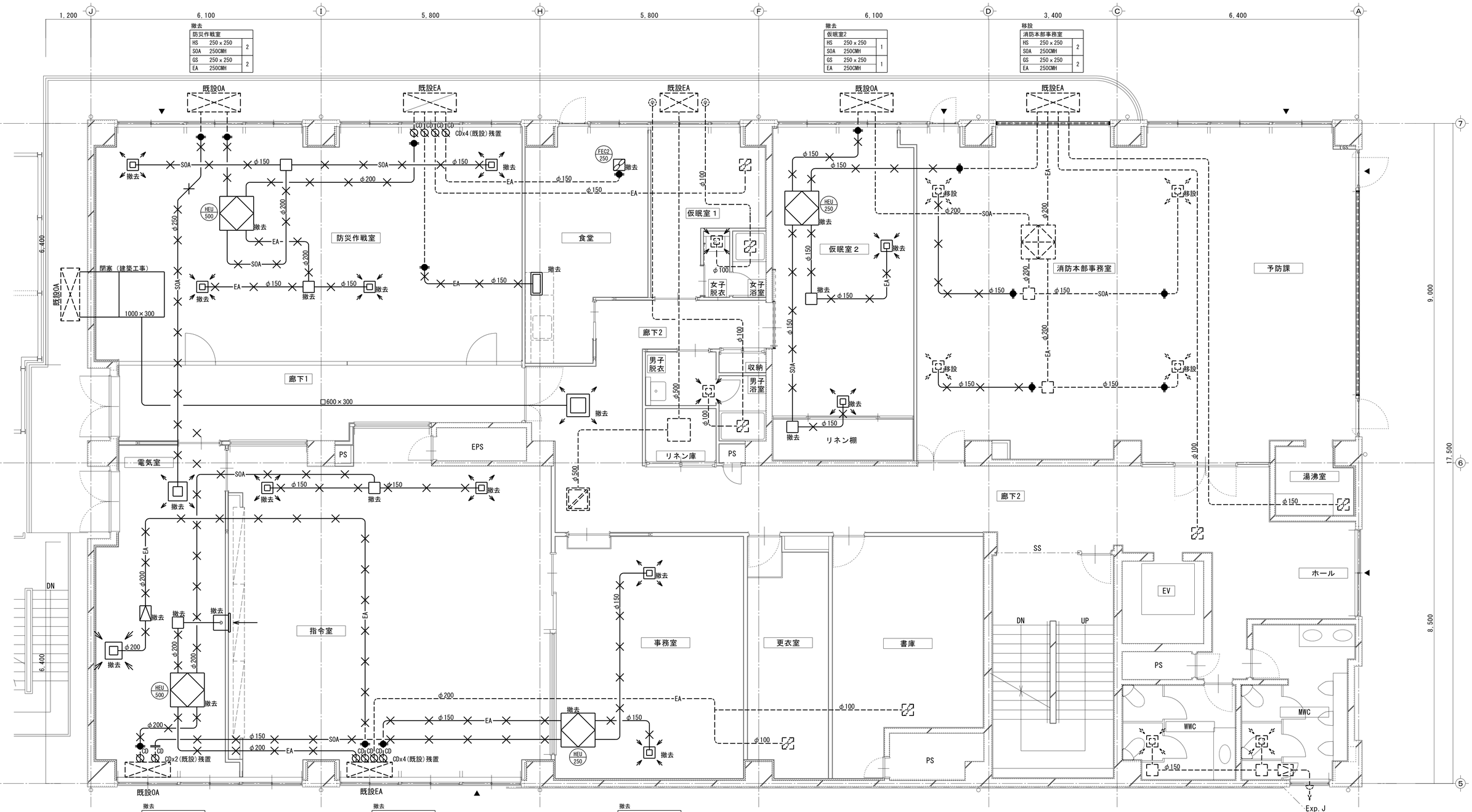

訂正事項		株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事	【現状解体撤去】 3階平面詳細図 換気設備	SHEET NO. M-03
			DRAWN BY / CHECKED BY / SUBMITTED BY	DATE / SCALE 1/50(A1) 1/100(A3)	

■【現状解体撤去】3階平面詳細図

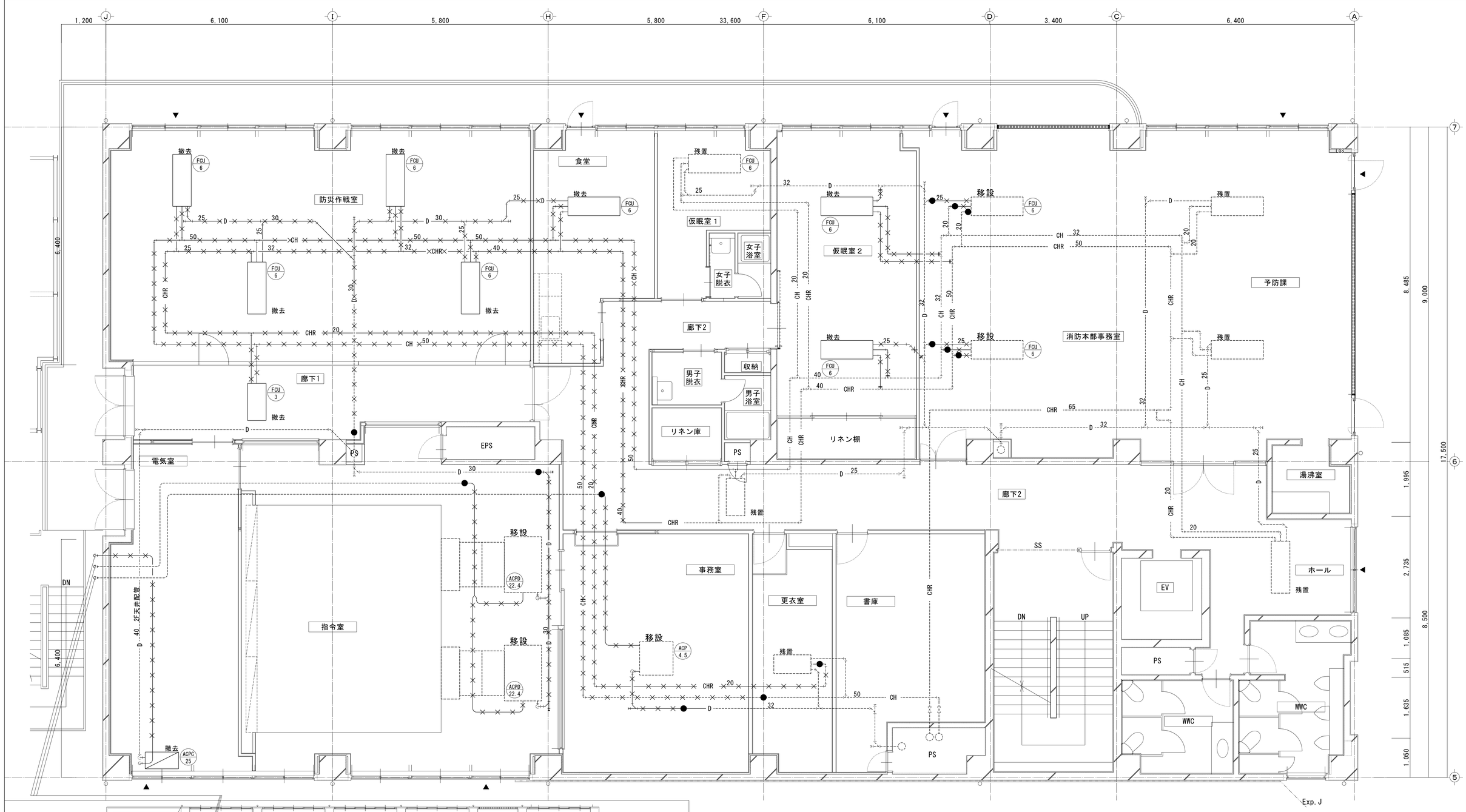

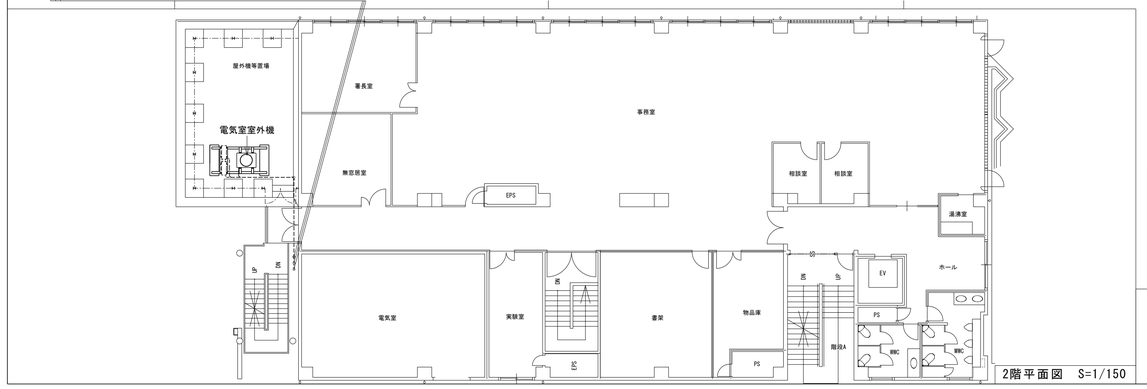

2階平面図 S=1/150

■凡例

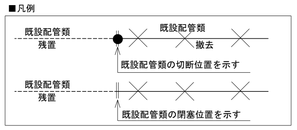

株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679	東近江行政組合消防本部指令室改修工事		【現状解体撤去】 3階平面詳細図 空調設備	SHEET NO. M-04
	DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/50(A1) 1/100(A3)

■【現状解体撤去】3階平面詳細図

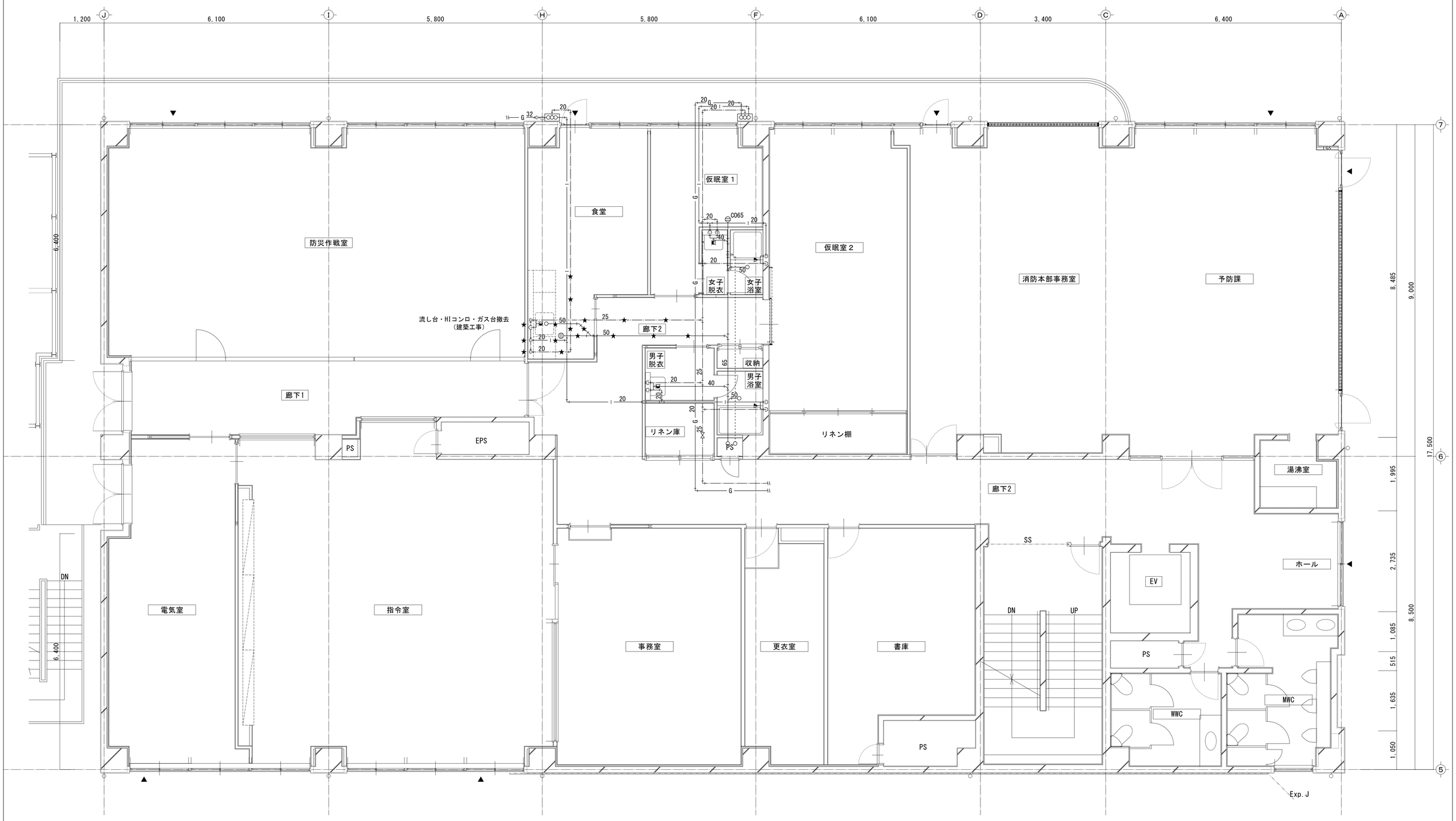

■撤去工事内容

・食堂 流し台取外しに伴い、給排水・給湯管切断・撤去。流し台取外し・移設は建築工事とするも、
配管類の取外しは本工事。

○ 凡例

—·—	給水管
—ı—	給湯管
—G—	ガス管
	排水管
------	通気管
★	撤去部分

※資材搬入出は、外部階段より行うこと。

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第9-453号
一級建築士登録 第C195285号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

【現状解体撤去】 3階平面詳細図 衛生設備

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50(A1) 1/100(A3)

SHEET NO. M-05

■【改修後】3階平面詳細図

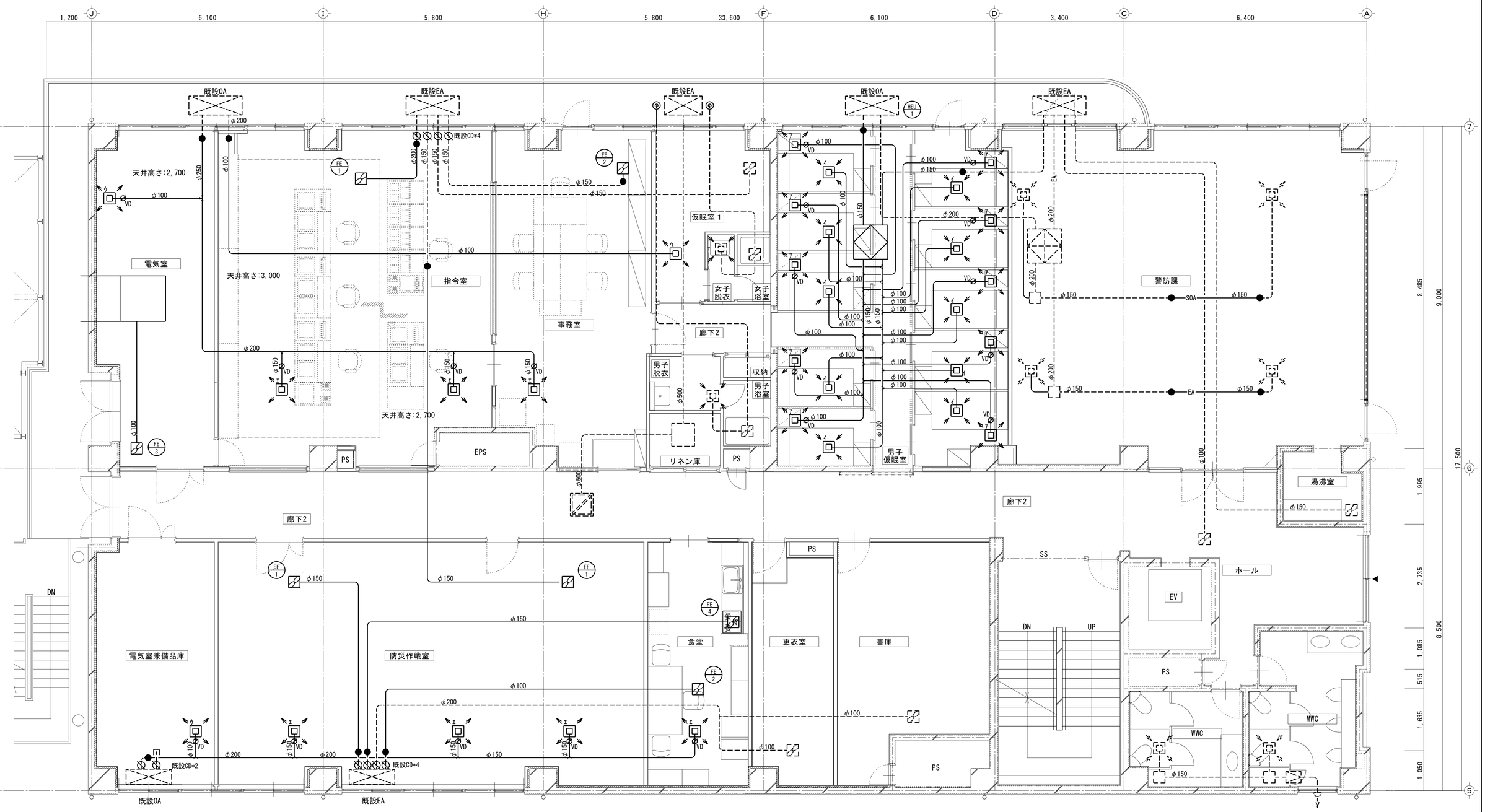

■ダクト凡例		■凡例	
- - - - - - - -	既設　ダクト	7	男子仮眠室給気グリル（消音型）
————	新設　ダクト	4	男子仮眠室排気グリル（消音型）
- - -●——	既設ダクトと新設ダクトとの接続部を示す	ウ	給気グリル（ネットフィルター付）φ100接続タイプ
		エ	給気グリル（ネットフィルター付）φ150接続タイプ
※既設ダクト図示は参考に付き現地確認を行う事			
		※資材搬入出は、外部階段より行うこと。	

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9-63号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

3階平面詳細図　換気設備

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50(A1)　1/100(A3)

SHEET NO. M-06

■【改修後】3階平面詳細図

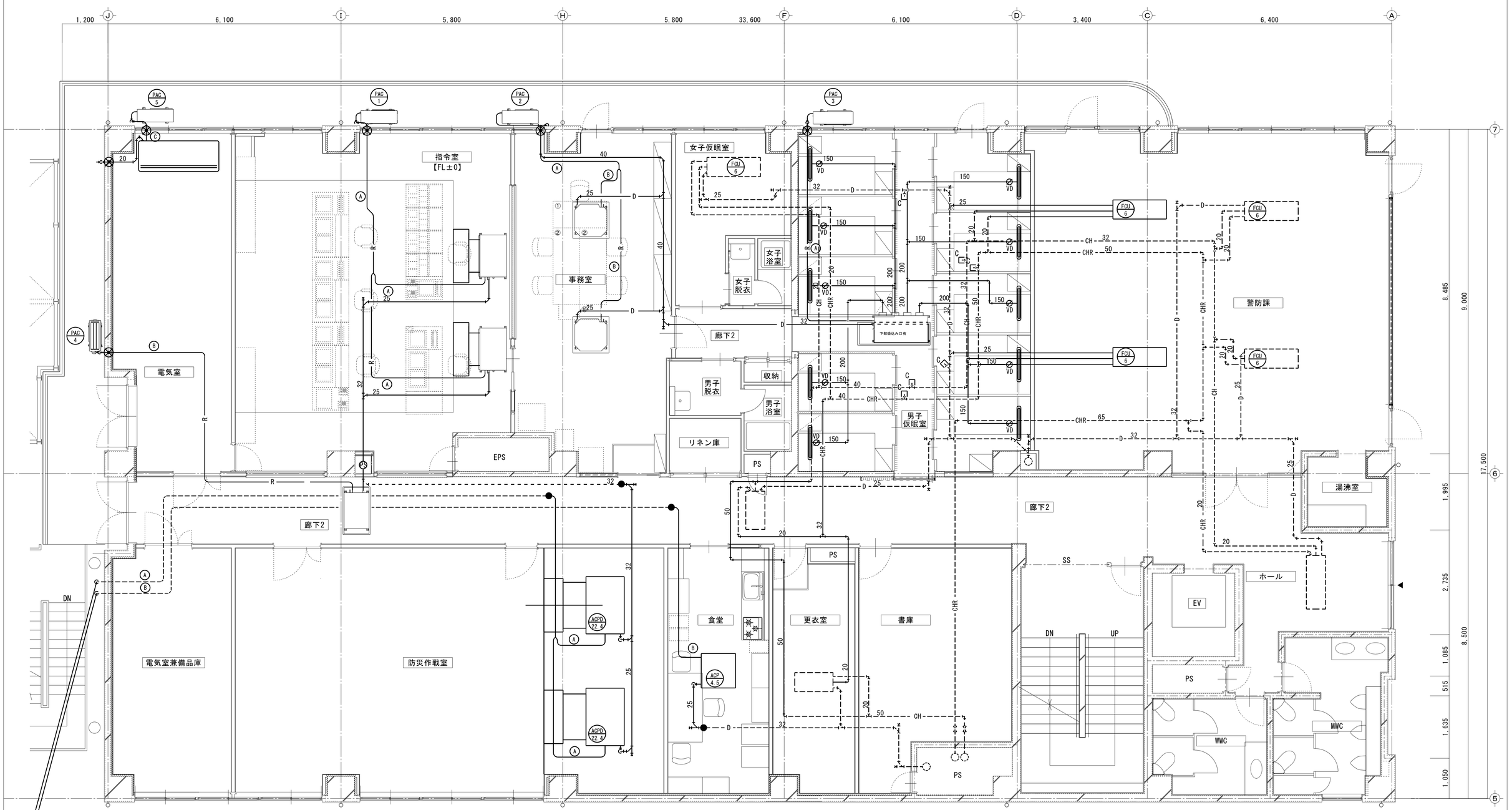

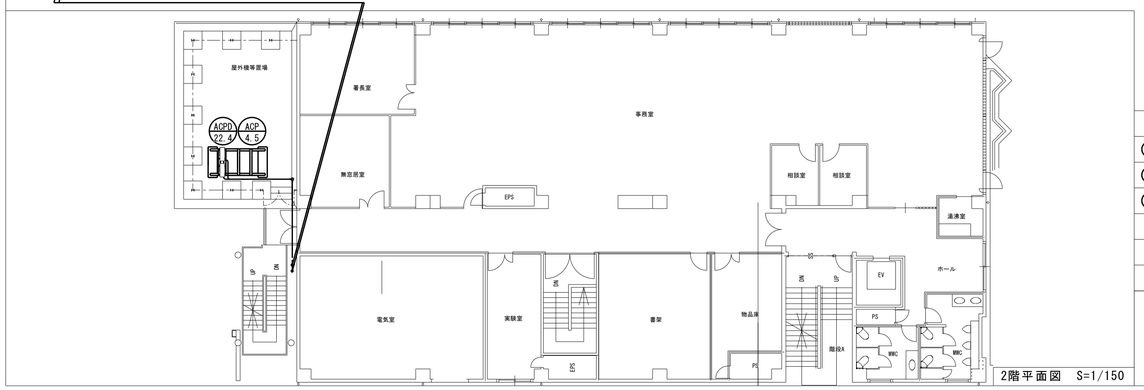

2階平面図　S=1/150

○ 冷媒管種	○ 凡例
Ⓐ φ9.52/φ15.88	R 冷媒配管
Ⓑ φ6.35/φ12.7	D ドレン配管
Ⓒ φ12.7/φ25.4	既設配管
	⊗ 既設コンクリート垂れ壁貫通箇所を示す
	既設配管・新設配管 接続部を示す
	※資材搬入出は、外部階段より行うこと。

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第9463号
一級建築士登録　第219285号
北村　通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

3階平面詳細図面空調設備

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/50(A1)　1/100(A3)	M-07

■【改修後】3階平面詳細図

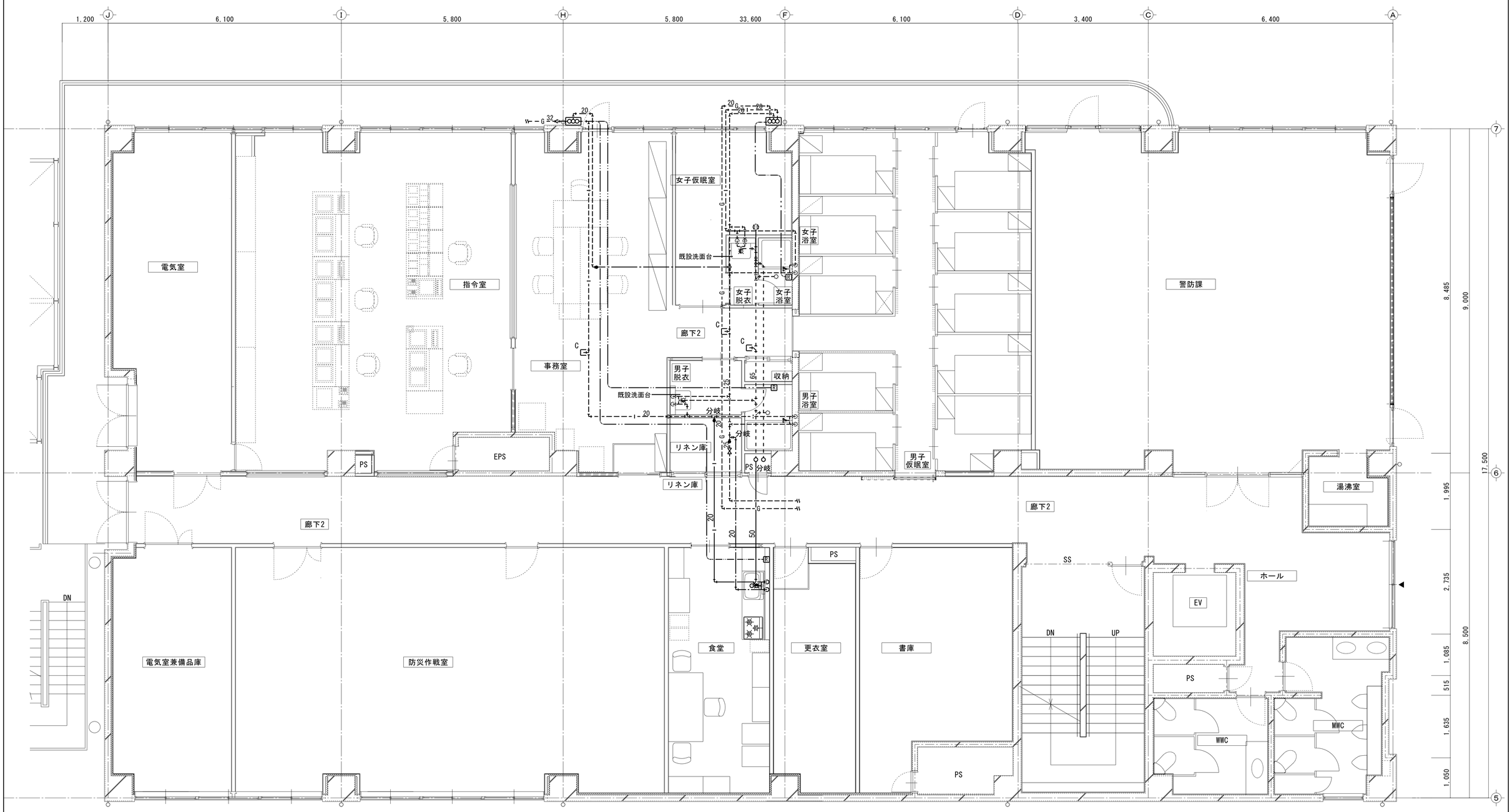

■改修工事内容

・食堂 流し台移設に伴い、給排水・給湯管新設。流し台移設は建築工事とするも、配管類の接続は本工事。

○ 凡例

—·—	新設給水管	- - - - -	既設給水管
—|—	新設給湯管	- - |- -	既設給湯管
— G —	新設ガス管	- - G - -	既設ガス管
	新設排水管		既設排水管
- - - - -	既設通気管	—●—	既設・新設配管接続部を示す。
			※資材搬入出は、外部階段より行うこと。

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第5-453号
一級建築士登録 第219285号
北村 通
彦根市長曽根南町443番地 TEL 0749-22-1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

衛生設備3階平面詳細図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	SHEET NO.
				1/50(A1) 1/100(A3)	M-08

保温施工標準図　No. 1

屋内露出（一般居室、廊下）

給水・排水（通気）　空調ドレン管

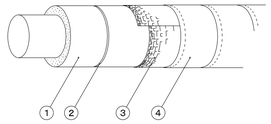

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	合成樹脂製カバー		板厚　０．３ｍｍ以上

給湯・温水（膨張管含む）・蒸気・冷水・冷温水

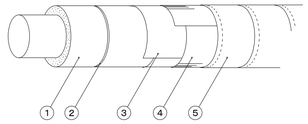

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	合成樹脂製カバー		巻さ　０．３ｍｍ以上

※ 給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

保温材の厚さ

単位：ｍｍ

呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	参考使用区分	
Ⅰ	R				２０						２５		４０			ロックウール	温水管
	G				２０						２５		４０			グラスウール	給湯管
Ⅱ	R		２０		３０			４０								ロックウール	蒸気管
	G		２０		３０			４０								グラスウール	
Ⅲ	R		３０			４０							５０			ロックウール	冷温水管
	G		３０			４０							５０			グラスウール	冷水管
	P		３０			４０							５０			ポリスチレンフォーム	冷媒管
Ⅶ	R				２０						２５		４０			ロックウール	給水管
	G				２０						２５		４０			グラスウール	排水管
	P				２０						２５					ポリスチレンフォーム	
Ⅷ					２５											機器、排気筒、煙道、内貼	
Ⅸ					５０												
Ⅹ					７５												
ⅩⅠ		機械室・書庫・倉庫・隠ぺい部25、一般居室・廊下・屋外露出・多湿箇所50														一般ダクト	

詳細は標準仕様書による。　なお、高圧（０．１ＭＰ以上）の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温は、特記による。

防火区画貫通箇所施工要領

《 給排水管 》

１、鋼管の場合

※ 管径に関係なく通常の保温工事でよい。

※ 区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。

２、ＶＰの場合

【最上階４階まで　１時間耐火】

※ １２５ｍｍ以上は鋼管または大臣認定の耐火二層管を使用する。

※ １００ｍｍには０．５ｔ亜鉛鉄板を前後１ｍ巻くこと。

・保温は保温材がポリスチレンフォーム保温筒の場合はロックウール保温帯２５ｔを鉄線にて取り付ける。

・区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。

・鉄板は区画貫通箇所を通して、前後１ｍ管材の上に巻きその上に保温を行う。

※ ７５ｍｍ以下は鉄板巻き不要である。

・保温材はポリスチレンフォーム保温筒でよい、ただし貫通箇所はロックウール保温材又はモルタル詰めを行う。

【５階～最上階１４階まで　２時間耐火】

※ 上記１時間耐火の管径より１ランク下げた管径を代入する。

鋼　管

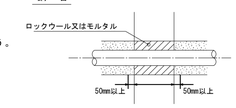

ＶＰ管

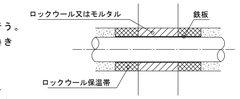

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

機械室・書庫・倉庫（厨房の天井内を含む）天井内・ＰＳ内・空隙壁中

給水・排水（通気）　空調ドレン管

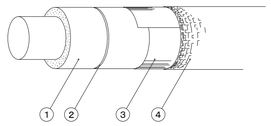

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
4	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　ＥＰ１８Ａ	

※ 原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる

※ 天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略し、ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温筒＋ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ(幅50mm)とする。

給湯・温水・蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

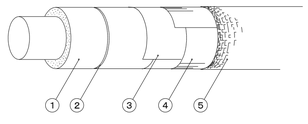

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	線径　０．６ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
5	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　ＥＰ１８Ａ	

※ 給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

※ 原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる

※ 天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略する。

※ 給湯・温水、蒸気配管の天井、ＰＳ内はアルミガラス化粧グラスウール保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープとする。

※ 冷水管はポリスチレンフォーム保温筒とする。

共通事項

１．ポリスチレンフォーム保温筒は、１本（１ｍ）につき２箇所以上粘着テープ２回巻きとする。

２．テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は１５ｍｍ以上（ポリエチレンフィルムの場合は１／２重ね以上）、その他の場合は３０ｍｍ以上とする。

３．テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。

４．合成樹脂製カバーの取付は、直管の合わせ幅は２５ｍｍ以上とし、合わせ目を両面テープで貼り合わせた後、１５０ｍｍ以下のピッチで、合成樹脂製カバー用ピンで押さえる。

５．屋内露出配管の保温見切り部分には菊座を取付ける。

６．保温筒取り付けの鉄線巻きは１本（１ｍ）につき２箇所２回巻きとする。

７．鉄板巻きの継目部にはシールを行う。

８．グラスウール保温筒、保温板の使用困難な場所は、保温帯または波形保温板を使用してもよい。

９．ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。

10．屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ１５０ｍｍまでステンレス鋼板で被覆する。

11．通気管の保温は排水分岐より１００ｍｍのみ保温を行う。

《 ダ　ク　ト 》

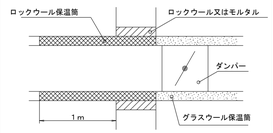

《 冷水、冷温水管 》

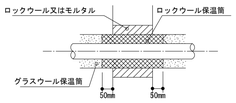

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

冷水・冷温水管の配管支持金具

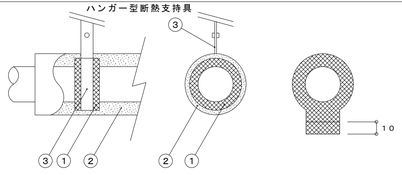

① 断熱支持具
② グラスウール保温筒
③ バンド

※ 台型断熱材の厚さはハンガー型と同じとする。

※ 台型の場合は腰高品（既製品＋１０ｍｍ）を使用する。

※ ハンガー型は蝶番式又は提灯型を使用する。

断熱支持具の厚さ（Ｔ）と長さ（Ｌ）

Ａ	Ｔ	Ｌ
１５Ａ～　２５Ａ	２０	５０
３２Ａ～１５０Ａ	３０	５０
２００Ａ	３０	１００
２５０Ａ～３００Ａ	４０	１００

単位：ｍｍ

井フランジなどの保温

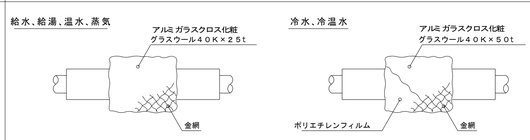

※ 給湯、温水、蒸気配管で室内及び暗渠内の伸縮継手、防震継手、フレキシブルジョイント、弁及びフランジは保温を行わない。

※ 蒸気、温水配管で室内及び暗渠内の各種装置廻りの配管は保温を行わない、ただし火傷の可能性がある場合は火傷防止をおこなう。

※ 屋外は金網の下にポリエチレンフィルム を巻く。

※ 給水、給湯、冷水、冷温水用の露出配管で、保温を行う６５Ａ以上の弁、ストレーナー等はビスなどにより容易に脱着できうる金属製カバーによる外装を施す。
（屋外はステンレス鋼板、屋内はカラー亜鉛鉄板）

床下、暗渠内（ピット内含む）

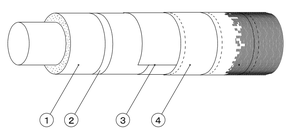

	材料名	規格	備考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着テープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

※ 共同溝の保温の種別は特記による。

※ 排水管、空調ドレン管で暗渠内（ピット内を含む）、最下階の床下配管及び耐火二層管は保温を行わない。

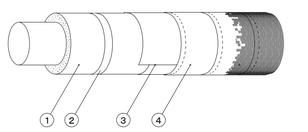

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

浴室・厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）屋外露出（バルコニー・開放扉下を含む）

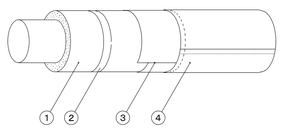

	材料名	規格	備考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着テープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ以上
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	ステンレス鋼板 or カラー亜鉛鉄板	JIS G 4305 or JIS G 3312	

※ 厨房、浴室等の多湿箇所はステンレス鋼板とする。

※ 排水管、空調ドレン管で屋外露出及び耐火二層管は保温を行わない。

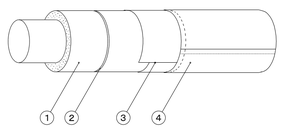

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	ステンレス鋼板 or カラー亜鉛鉄板	JIS G 4305 or JIS G 3312	

冷媒配管（露出配管）

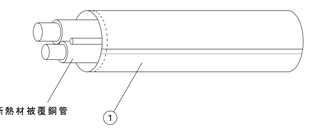

	材料名	規格	備考
1	ステンレス鋼板 or カラー亜鉛鉄板	JIS G 4305 or JIS G 3312	

※ 天井内、ＰＳ内、空隙壁内、床下は断熱材被覆銅管（保温厚ガス管20mm）のみとする。

配管行先表示板

パイプシャフト表示板

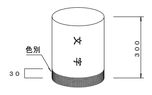

点検口表示板



屋外、室内、ＰＳ内、点検口部分の配管には、原則配管表示板を取り付ける。
この表示板には、流体名称、矢印、色別バンド書き込む。
（監督員との協議により、配管への文字・方向矢印書きに代えてもよい。）

配管表示色

管種	色	管種	色
給水管	青	温水管	しめ色
揚水管	青　２本	冷温水管	濃青,しめ色
井水管	青　３本	蒸気管	暗い赤
雑排水管	茶	冷却水管	浅水色
汚水管	茶　２本	膨張管	しめ色２本
通気管	茶の破線	油管	黄
消火管	赤	空気管	白
ガス管	緑	給湯管	肌色
冷水管	濃青色	冷媒管	緑　２本

※ 表示板の材質は塩化ビニール樹脂製とする。

※ 屋内外露出の配管名表示部分には、縦書きの場合は下部、横書きの場合は左側に色別バンドを取り付ける。

※ 特記以外はこの施工標準図による。

※ 設計図書に明記の無い場合又は疑いが生じた場合は監督員と協議する。

※ 現場の収まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督員と協議する。

※ 詳細は国土交通省機械設備工事標準仕様書及び同施工監理指針に基づく。

訂正事項		

株式会社　水原建築設計事務所

一級建築士事務所　設賀県知事登録　第63号

一級建築士登録　第219285号　北村　通

彦根市長曽根南町４４３番地　ＴＥＬ　０７４９－２２－１６７９

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

機械設備

保温標準図－１

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE

SHEET NO.

M-09

保温施工標準図　No. 2

長方形ダクト：　屋内露出（一般居室、廊下）、屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む）、浴室・厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）

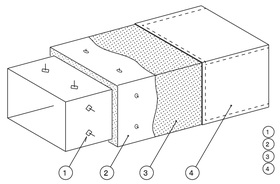

① 鋲
② グラスウール保温板
③ ポリエチレンフィルム
④ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	鋲		
2	グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ Ｚ １７０２	厚さ 0. 05mm
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35mm

※ 厨房、浴室等の多湿箇所はカラー亜鉛鉄板をステンレス鋼板に読みかえる。
※ 屋内露出（一般居室、廊下）はポリエチレンフィルムを除く。
※ 保温厚さ： 50mm　ただし、浴室天井内 25mmまたは40mm

スパイラルダクト：　屋内露出（一般露出、廊下）　屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む）浴室・厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）

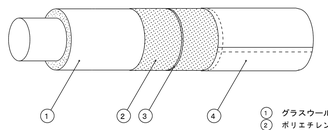

① グラスウール保温帯
② ポリエチレンフィルム
③ 鉄線
④ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温帯	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
2	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ Ｚ １７０２	厚さ0. 05mm
3	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７　亜鉛メッキ鉄線	線径1. 2mm以上
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35t

※ 厨房、浴室等の多湿箇所はカラー亜鉛鉄板をステンレス鋼板に読みかえる。
※ 屋内露出（一般居室、廊下）はポリエチレンフィルムを除く。
※ 保温厚さ： 屋内, 外部露出 50t　　隠ぺい, 浴室天井内 25t
※ グラスウール保温帯の使用困難な箇所は、波形保温板を使用してもよい。

ボイラー

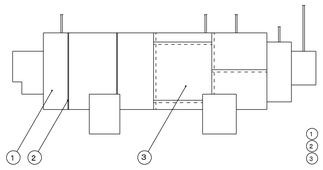

① ロックウール保温板　75t
② 鉄線
③ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	ロックウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　1号 2号	
2	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７　亜鉛メッキ鉄線	線径1. 2mm以上
3	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35t
4			

※ 保温厚さ： 75mm厚
※ ロックウール保温板をロックウールブランケットとしてもよい。
※ メーカーの仕様としてもよい。

冷水タンク、冷温水タンク、鋼板製タンク

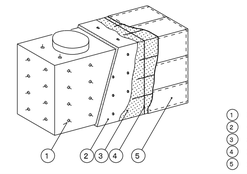

① 鋲
② グラスウール保温板
③ ポリエチレンフィルム
④ 鉄線
⑤ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	鋲		
2	グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ Ｚ １７０２	厚さ0. 05mm
4	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７　亜鉛メッキ鉄線	線径1. 2mm以上
5	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35 t

※ 丸タ ンクの場合はグラスウール保温板をロックウール保温帯（金網にて補強）に読みかえる。
※ 保温厚さ： 50mm厚
※ 衛生設備、鋼板製タ ンクのふたの保温は行わない。（鋼板カバーのみ施工する）
※ グラスウール保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。

長方形ダクト：　機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクト シャフト 内、厨房の天井内

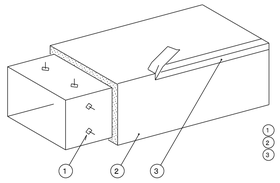

① 鋲
② アルミガラスクロス化粧グラスウール保温板
③ アルミガラスクロス粘着テープ 目貼り

	材料名	規格	備考
1	鋲		
2	アルミガラスクロス化粧グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K+0. 02厚ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	
3	アルミガラスクロス粘着テープ 目貼り		

※ 保温厚さ：40t 又は25t
保温厚25tの場合フランジ部（補強を含む）は、重ね巻きを行う。
保温厚40tとする場合はフランジ高さ30tまでのダクトとする。

スパイラルダクト：　機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクト シャフト 内、厨房の天井内

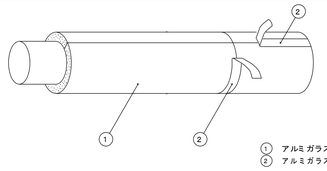

① アルミガラスクロス化粧グラスウール保温帯
② アルミガラスクロス粘着テープ 目貼り

	材料名	規格	備考
1	アルミガラスクロス化粧グラスウール保温帯	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K+0. 02厚ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	
2	アルミガラスクロス粘着テープ		

※ 保温厚さ： 25mm厚
※ アルミ ガラスクロス化粧グラスウール保温帯の使用困難な場所は、をアルミガラスグラスクロス化粧ガラスウール波形保温板としてもよい。

冷凍機

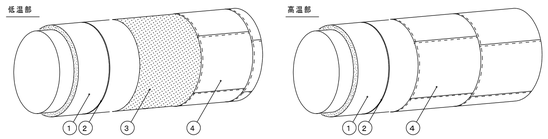

① グラスウール保温板
② 鉄線
③ ポリエチレンフィルム
④ カラー亜鉛鉄板

① ロックウール保温帯
② 鉄線
④ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
2	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７	線径1. 2mm以上
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ Ｚ １７０２	厚さ0. 05mm
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35 t

※ 保温厚さ： 50mm厚
※ グラスウール保温板をグラスウール波形保温板としてもよい。
※ 高温部はロックウール保温材を使用する。
※ 保温止め材料及びカラー亜鉛鉄板止め鋼枠は必要に応じて取り付ける。
※ メーカーの仕様によっても 良い。

ヘッダー

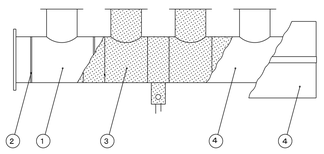

① グラスウール保温筒
② 鉄線
③ ポリエチレンフィルム
④ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
2	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７　亜鉛メッキ鉄線	線径 1. 2mm以上
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ Ｚ １７０２	厚さ0. 05mm
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35t
5			

※ 厨房、浴室等の多湿箇所はカラー亜鉛鉄板をステンレス鋼板に読みかえる。
※ 屋内露出（一般居室、廊下）はポリエチレンフィルムを除く。
※ 保温厚さ： 屋内, 外部露出 50t　　隠ぺい, 浴室天井内 25t
※ グラスウール保温筒の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。

長方形ダクト：　排煙ダクト

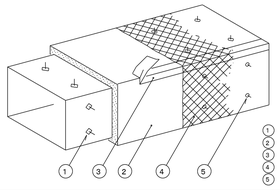

① 鋲
② アルミガラスクロス化粧ロックウール保温板
③ アルミガラスクロス粘着テープ 目貼り
④ きっ甲金網
⑤ 座金

	材料名	規格	備考
1	鋲		
2	アルミガラスクロス化粧ロックウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　1号, 2号 ＋ 0. 02厚ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	
3	アルミガラスクロス粘着テープ 目貼り		
4	きっ甲金網	ＪＩＳ Ｇ ３５５４　線径0. 4mm 16m目	
5	座金		

※ 保温厚さは、一般ダクトの区分に準ずる。

スパイラルダクト：　排煙ダクト 、排気筒

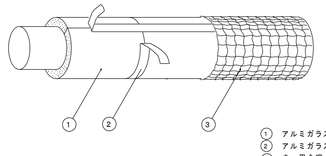

① アルミガラスクロス化粧ロックウール保温帯
② アルミガラスクロス粘着テープ
③ きっ甲金網

	材料名	規格	備考
1	アルミガラスクロス化粧ロックウール保温帯	ＪＩＳ Ａ ９５０４　1号 2号＋0. 02厚ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	
2	アルミガラスクロス粘着テープ		
3	きっ甲金網	ＪＩＳ Ｇ ３５５４　線径0. 4mm 16m目	

※ 保温厚さは、一般ダクトの区分に準ずる。

熱交換器、還水タンク、温水タンク、膨張タンク、貯湯タンク

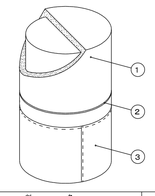

① グラスウール保温板
② 鉄線
③ 金網 カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40k	
2	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７	線径1. 2mm以上
3	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35t
4			

※ 保温厚さ： 50mm厚

※ 露出配管にて、火傷すると思われる範囲は保護を行う。

煙道、煙突

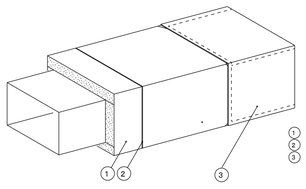

① ロックウール保温板
② 鉄線
③ カラー亜鉛鉄板

	材料名	規格	備考
1	ロックウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　1号 2号	
2	鉄線	ＪＩＳ Ｇ ３５４７　亜鉛めっき鉄線	線径1. 2mm以上
3	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ Ｇ ３３１２	厚さ 0. 35t
4			

※ 保温厚：75mm厚
※ ロックウール保温板をロックウールブランケットとしてもよい。
※ 天井内はカラー亜鉛鉄板を省略できる。その場合、きっ甲金網で結束する。
※ 保温止め用鉄線及びカラー亜鉛鉄板止め鋼枠は必要に応じて取り付ける。

消音内張
サプライチャンバー、消音チャンバー、消音エルボ、ボックス、ブリーズライン

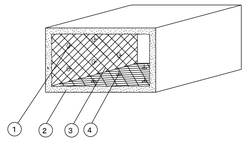

① 鋲
② ガラスクロス化粧グラスウール保温板
③ ビニール引金網
④ 座金

	材料名	規格	備考
1	鋲		ピッチ 200
2	ガラスクロス化粧グラスウール保温板	ＪＩＳ Ａ ９５０４　40K	
3	ビニール被覆きっ甲金網	線径0. 5mm 16m目	
4	座金		

※ 保温厚：サプライチャンバー50mm厚　その他は25mm厚
※ 消音チャンバー、消音エルボ、ボックス、ブリーズラインはビニール引金網を省略できる。
※ サプライチャンバーにてアルミパンチングメタ ルを使用する場合は特記による。

シーリングの要領（屋外）

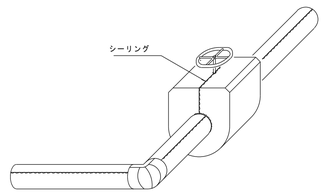

※ 継目、合わせ目、支持金物の切り込み部シーリングを行う。
※ シーリング材：クロロプレンゴム系 又は シリコン系

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　設賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第219285号　北村　通
彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749－22－1679

東近江行政組合消防本部指令室改修工事

機械設備
保温標準図－2

SHEET NO.
M－10

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE